

## 目 次

1. 平成19年12月4日（火曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第98号から議第118号まで）	8
9. 日程第5 提案理由の説明	9
10. 日程第6 陳情の報告（陳第4号から陳第7号）	14
11. 日程第7 決算特別委員長報告	14
12. 日程第8 質疑・討論・採決	23
13. 日程第9 先議（議第116号から議第118号）	25
14. 散 会	26
15. 平成19年12月5日（水曜日）	29
16. 議事日程（第2号）	29
17. 開 議	31
18. 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	31
19. 日程第2 議長辞職について	31
20. 日程第3 議長選挙	32
21. 日程第4 副議長辞職について	35
22. 日程第5 副議長選挙	36
23. 延 会	38
24. 平成19年12月6日（木曜日）	41
25. 議事日程（第3号）	41
26. 開 議	43
27. 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	43
28. 日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選 結果報告	44
29. 散 会	44

30.	平成19年12月13日（木曜日）	47
31.	議事日程（第4号）	47
32.	開 議	50
33.	日程第1 一般質問	50
34.	福嶋議員 質問	50
35.	近松議員 質問	59
36.	田島議員 質問	71
37.	堀本議員 質問	85
38.	北本議員 質問	99
39.	吉田議員 質問	113
40.	松本議員 質問	124
41.	散 会	133
42.	平成19年12月14日（金曜日）	137
43.	議事日程（第5号）	137
44.	開 議	140
45.	日程第1 一般質問	140
46.	前田議員 質問	140
47.	青木議員 質問	151
48.	萩原議員 質問	156
49.	江田議員 質問	162
50.	横手議員 質問	166
51.	宮田議員 質問	173
52.	日程第2 議案及び陳情の委員会付託	179
53.	散 会	181
54.	平成19年12月21日（金曜日）	185
55.	議事日程（第6号）	185
56.	開 議	188
57.	日程第1 委員長報告	188
58.	総務委員長報告	188
59.	産業経済委員長報告	191
60.	建設委員長報告	194
61.	文教厚生委員長報告	199

62. 日程第 2	質疑・討論・採決	203
63. 日程第 3	委員長報告	207
64.	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	207
65. 日程第 4	質疑・討論・採決	209
66. 日程第 5	委員長報告	210
67.	玉名バイパス建設促進特別委員長報告	210
68. 日程第 6	質疑・討論・採決	211
69. 日程第 7	追加議案上程（議第 1 1 9 号から議第 1 2 5 号まで）	212
70. 日程第 8	提案理由の説明	212
71. 日程第 9	議案の委員会付託	214
72. 日程第 1 0	委員長報告	215
73.	総務委員長報告	215
74.	産業経済委員長報告	216
75.	建設委員長報告	216
76.	文教厚生委員長報告	217
77. 日程第 1 1	質疑・討論・採決	218
78. 日程第 1 2	有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙	219
79. 日程第 1 3	玉名市玉東町病院組合議会議員補欠選挙	219
80. 日程第 1 4	玉名市農業委員会委員の推薦について	220
81. 日程第 1 5	意見書案上程（意見書案第 3 号）	221
82. 日程第 1 6	質疑・討論・採決	221
83. 日程第 1 7	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の辞任報告	222
84. 日程第 1 8	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任	222
85. 日程第 1 9	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告	223
86.	閉 会	224
87.	署名欄	225

第 1 号

1 2 月 4 日 (火)

平成19年第5回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
12	4	火	本会議	開 会 宣 告 午前10時 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第98号から議第118号まで） 5 提案理由の説明 6 陳情の報告（陳第4号から陳第7号） 7 決算特別委員長報告 8 質疑・討論・採決 散 会 宣 告 （全員協議会）
12	5	水	本会議	1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会互選結果報告
12	6	木	休 会	
12	7	金		
12	8	土	休 会	
12	9	日	休 会	
12	10	月	休 会	
12	11	火	休 会	
12	12	水	休 会	
12	13	木	本会議	一般質問
12	14	金	本会議	1 一般質問 2 議案及び陳情の委員会付託
12	15	土	休 会	
12	16	日	休 会	
12	17	月	委員会	・ 総務委員会 ・ 建設委員会
12	18	火	委員会	・ 産業経済委員会 ・ 文教厚生委員会
12	19	水	休 会	
12	20	木	休 会	
12	21	金	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告

# 平成19年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

## 議事日程（第1号）

平成19年12月4日（火曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第98号から議第118号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 陳情の報告（陳第4号から陳第7号）
- 日程第7 決算特別委員長報告
- 日程第8 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

（全員協議会）

\*\*\*\*\*

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程
  - 議第 98号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
  - 議第 99号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第100号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第101号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第102号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
  - 議第103号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
  - 議第104号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）
  - 議第105号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について
  - 議第106号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第107号 玉名市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第108号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第109号 玉名市天水児童館ひがし園条例を廃止する条例の制定について

議第110号 玉名市立小中学校設置条例及び玉名市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

議第111号 指定管理者の指定について

議第112号 市道路線の廃止及び認定について

議第113号 市道路線の変更について

議第114号 工事請負契約の締結について

議第115号 和解及び損害賠償額の決定について

議第116号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第117号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第118号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 陳情の報告（陳第4号から陳第7号）

陳第4号 市道拡張整備に関する陳情

陳第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情

陳第6号 後期高齢者に対する鍼灸マッサージ施術の助成に関する陳情

陳第7号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出に関する陳情

日程第7 決算特別委員長報告

日程第8 質疑・討論・採決

日程第9 先議（議第116号から議第118号）

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋讓治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君

25番 田畑久吉君  
27番 堀本泉君  
29番 杉村勝吉君

26番 小屋野幸隆君  
28番 松田憲明君  
30番 中川潤一君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小島栄作君
書記	松尾和俊君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		



午前10時08分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから平成19年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松田憲明君） 会議録署名議員を指名いたします。

23番議員 吉田喜徳君、24番議員 田島八起君、以上の両君にお願いします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（松田憲明君） 会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、11月27日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月21日までの18日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの18日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長あいさつ

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。

本日は平成19年第5回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走のお忙しい中に、そろって御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、深く感謝申し上げます。

今年の夏は厳しい猛暑が続きましたが、いつの間にか紅葉の秋から早くも冬の足音が聞こえるようになりました。地球環境が危惧される中で日本の四季の彩りがこれからも変わることなく、繰り返していくことを念じるものでございます。

さて中央政界は、衆議院と参議院での与野党逆転というねじれ国会の中で、先が読めない政局が続いております。一方県政においても来春に控えた県知事選挙に県民の注目が集まりつつあり、私自身も強い関心を持っております。玉名市は合併して2年が経過しました。この1日には冬柴国土交通大臣を初め、多数の御来賓や多くの市民の参加

のもとに菊池川大橋を含む国道208号玉名バイパスの寺田から河崎までの2キロについての開通式が挙行されました。これで立願寺までの4.3キロが連続して通行可能となり、高瀬大橋や市役所前の交差点の渋滞も幾分緩和されるものと思われます。残りの立願寺から岱明町開田までの用地取得や駅前広場の整備等も順調に進み、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート開業への展望も開けようとしています。しかし、三位一体改革等で地域格差がより大きくなりました。この2日には県関係国会議員、知事、県議会、各市町長首長ら約150人が県庁に一堂に会して、危機的な地方財政の打開策を国に訴えるための真の地方財政の確立を目指す総決起大会が開かれ、住民サービス維持の観点からも地方交付税の総額確保、地方税財源の拡充と偏差の是正、道路特定財源の維持を国に強く求める決議が出されました。このような厳しい財政状況の中で、地方財政対策等の動向を注視しながら市政の重要課題に取り組まなければなりません。このような中で市政を振り返りますと、新幹線開業や208号バイパス等のハード事業も比較的順調に進み、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥の制定、新庁舎建設構想の策定等の新市の顔となるソフト面や旧市庁の温泉施設をつなぐ福祉バス、ゆたっと温泉元気号の運行、高齢者と子どもの交流施設、ふれあい一本松交流館の開設など取り組みもできつつあります。また献穀事業は5回に上る各種式典を滞りなく終了し、10月26日には皇居で執り行なわれました献穀献納式に耕作者であります甲野様御夫妻とともに臨み、天皇皇后両陛下に拝謁するとともに米と粟を無事に献納することができました。

これからの市政運営を展望するとき、公立病院事業等の公営事業の経営安定化を初めとし、補助金の整備等を保育所の民営化など行財政改革は避けて通れません。その推進のためには何よりも市民の理解と協力が必要です。これからも市民との対話を進め英知を借りながら合併新市の将来構想を描き、力強く施策を推進する所存であります。議員各位の格別の御理解と御協力をお願いいたします。

今議会には一般会計並びに特別会計補正予算案6件、条例関係6件、人事案件3件、指定管理者の指定、市道路線の認定等2件、契約の締結、和解及び損害補償の決定と各方面にわたり議案を御提案申し上げます。具体的な内容につきましては、副市長、総務部長が提案理由説明の中で申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。12月定例議会開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。寒い中ですが、お世話様になります。どうぞよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議案上程（議第98号から議第118号まで）

○議長（松田憲明君） これより議案を上程いたします。

議第98号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第118号人権擁

護委員候補者の推薦についてまでの議案21件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第5 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの各議案についての提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。ただいまから議第98号から議第104号までの補正予算関係7件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。今回御提案いたします補正予算は現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思っております。

初めに、議第98号平成19年度玉名市一般会計予算（第3号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億4,620万円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、12款分担金及び負担金では保育所運営費負担金1,194万5,000円の減額、14款国庫支出金は自立支援医療費負担金、保育所運営費負担金、地方道路整備臨時交付金など3,071万2,000円の増額、15款県支出金は保険基盤安定負担金、多子世帯子育て支援事業費、新需給システム推進事業補助金など1,363万2,000円の増額。繰越金は歳出総額との調整分として5,441万円の増額。諸収入は新幹線に関する渇水対策及び水路環境整備事業の受託金2,325万1,000円及び大雨浸水被害の賠償金に係る保険金594万9,000円などの増額。21款市債は道路橋梁整備事業及びまちづくり交付金事業に係るもので1,260万円の減額でございます。次に歳出について御説明申し上げます。2款総務費は国県費の償還金3,022万7,000円の増額、及び庁舎建設費の223万1,000円の減額。3款民生費につきましては国民健康保険基盤安定繰出金777万1,000円の減額、及び更正医療給付費1,200万円の増額。6款農林水産業費は防火林道用地購入費1,556万4,000円の増額。8款土木費は大雨浸水に係る賠償金594万9,000円、新幹線渇水対策事業費905万8,000円、地方道路整備臨時交付金事業費3,030万円などの増額。10款教育費は特別支援学級新設準備に係る経費472万7,000円、就学援助費448万9,000円、中体連の九州・全国大会出場に関する補助金626万7,000円などの増額を計上いたしております。また職員給などにつきましては職員の派遣や育児休業等による減額分と各種手当の増額をあわせまして3,117万1,000円の減額について各款にわたって計上いたしております。次

に第2表継続費につきましては、新幹線高架工事に伴い用排水路のつけかえ工事を鉄道運輸機構から受託して行なうものですが、水稻作つけ時期までの完了が必要であり、工期短縮を図るため一括発注を予定していることから19年度及び20年度各1,325万2,000円の合計2,650万4,000円を計上いたしております。次に第3表地方債補正につきましては、道路橋梁整備事業260万円及びまちづくり交付金事業1,000万円の減額について変更を計上いたしております。以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に議第99号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,079万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億9,512万6,000円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、1款国民健康保険税2,620万9,000円の減額。3款国庫支出金につきましては療養給付費等負担金884万8,000円の増額。4款療養給付費等交付金1億4,005万9,000円の増額。8款繰入金につきましては一般会計繰入金773万円の減額。9款繰越金につきましては予算調整科目として18年度決算額のうち1億1,582万9,000円の増額を計上いたしております。次に歳出について御説明いたします。2款保険給付費におきましては、退職被保険者療養給付費負担金1億6,000万円及び高額療養費負担金などで1億9,900万円の増額。3款老人保健拠出金は756万円の減額。6款保健事業費は来年度からスタートする特定検診、特定保健指導の準備に関する経費336万2,000円の増額。9款諸支出金は保険税還付金や国庫補助金の返還金など3,545万円の増額を計上いたしております。以上が国民健康保険事業特別会計補正予算の説明でございます。

次に議第100号平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億6,913万9,000円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、1款支払基金交付金は医療費交付金1,726万4,000円。2款国庫支出金は医療費負担金515万8,000円。3款県支出金は老人医療費負担金128万9,000円。4款繰入金は一般会計繰入金128万9,000円の増額を計上いたしております。次に歳出につきましては、2款医療諸費の医療支給費負担金2,500万円の増額のみを計上となっております。以上が老人保健事業特別会計補正予算の説明でございます。

次に議第101号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億9,978万3,000円

とするものでございます。今回の補正につきましては、主に職員の育児休業に係る臨時職員の賃金及び職員給等の調整となっており、これに伴う負担割合に応じた歳入を計上いたしておるところでございます。以上が介護保険事業特別会計補正予算の説明でございます。

次に、議第102号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ435万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億4,830万1,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、停電などに対処するための発電機の購入経費の入札残額の減額及び職員手当の増額となっており、歳入につきましては農業集落排水処理施設整備基金繰入金の減額と繰越金の増額を計上いたしております。以上が農業集落排水事業特別会計補正予算の説明でございます。

次に、議第103号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。収益的支出につきましては263万円減額し、収益的支出の総額を7億1,442万8,000円とするものでございます。内容としましては、職員給等の減額となっております。以上が水道事業会計補正予算の説明でございます。

次に、議第104号平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。収益的支出につきましては18万9,000円を追加し、総額を11億4,456万4,000円とするものでございます。資本的支出につきましては、67万2,000円を減額し、総額を14億3,438万円とするものでございます。内容といたしましては、両支出とも職員手当などによる増額となっております。

以上、主な内容等につきまして御説明を申し上げますが詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 引き続き、副市長 高本信治君。

〔副市長 高本信治君 登壇〕

○副市長（高本信治君） おはようございます。私の方からは条例案件等11件の議案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。議第105号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは10月に公表をいたしました企業局水道課職員の不祥事に伴い市長及び副市長の行政責任を明確にするため、その給料月額を10分の1、1カ月減額する条例を制定するものでございます。

次に2ページをお願いいたします。議第106号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の育児休業制度の見直し及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行

に伴い条例の整備を行なうものでございます。内容でございますが、育児休業をした職員が職務に復帰した場合にその育児休業期間を100分の100以下の換算率で給与の調整を行なうよう改めるものでございます。また条例中に引用しておりました法律に条ずれが生じたため、あわせて条例の整備を行なうものでございます。

次に4ページをお願いいたします。議第107号玉名市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を行なうものでございまして、法律の一部改正により、条例中に引用しておりました法律に条ずれが生じたため、条例の整備を行なうものでございます。

次に5ページでございますが、議第108号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立ちどり保育所及び玉名市立天水東保育所を民営化することに伴い、条例の整備を行なうものでございまして、本市が設置しております保育所の中から玉名市立ちどり保育所及び玉名市立天水東保育所を削除するものでございます。

次に6ページをお願いいたします。議第109号玉名市天水児童館ひがし園条例を廃止する条例の制定についてでございますが、この施設は児童厚生施設として児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進または情操を豊かにすることを目的としたものでございますが、近年は児童館としての利用者はなく、当初の設置目的を終えましたため条例を廃止するものでございます。

次に7ページでございますが、議第110号玉名市立小中学校設置条例及び玉名市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を行なうものでございまして法律の一部改正により、条例中に引用しておりました法律に条ずれが生じたため、条例の整備を行なうものでございます。

次に8ページをお願いいたします。議第111号指定管理者の指定についてでございますが、これは玉名市岱明磯の里条例第14条第1項に規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を経る必要があるためでございます。指定管理者となる団体は熊本市帯山3丁目8番44号の株式会社三勢でございます。なお指定の期間は平成20年4月1日から平成23年3月31日まででございます。

9ページをお願いいたします。議第112号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして議会の議決を経る必要があるためでございます。今回廃止をいたします路線は下町新地線、榎原寺田橋線、上小田下小田5号線、梅林下2号線、梅林下3号線、梅林下6号線、梅林津

留2号線、梅林下10号線、一本松寺田線及び大倉吉丸線の10路線でございます。認定する路線は、10ページでございますが、下町新地線、榎原寺田橋線、梅林下2号線、梅林下3号線、梅林下6号線、梅林津留2号線、梅林下10号線、バイパス10号線、大倉バイパス側道線、一本松寺田線及び吉丸榎原線の11路線の認定をお願いするものでございます。

次に少し飛びまして17ページをお願いいたします。議第113号市道路線の変更についてでございますが、これは道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるためでございます。今回変更いたします路線は梅林安楽寺2号線及び梅林安楽寺4号線の2路線でございます。

次に20ページをお願いいたします。議第114号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によるものでございます。内容でございますが、天水町尾田川左岸地区の生活排水を処理するための農業集落排水処理施設建設に伴い、約9,000立方メートルの地盤改良及び基礎杭打設等土木工事一式を行なうものでございます。契約の方法は当該工事内容と同種の施工実績を有する市内の特定建設業者9社による指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市天水町小天7371番地、株式会社池田建設が2億1,210万円で落札したところでございます。現在同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして本契約の締結をいたすものでございます。

次に21ページをお願いいたします。議第115号和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額の決定について議会の議決を得るものでございます。内容といたしましては、平成19年7月7日午前6時50分頃、市の管理下にある岩崎排水樋管の開閉誤りにより、同樋管付近が増水したため松本美恵子氏の自宅兼店舗が床上浸水し、家財道具及び商業用の電気製品等に損害を与えたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして594万8,550円を支払うものでございます。なお損害賠償金につきましては市民相互賠償補償保険により全額補てんされます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松田憲明君） 引き続きまして、市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 人事案件についての御提案をさせていただきます。議第116号から議第118号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員、田上かづ子氏が平成20年3月31日をもちまして任期満了となるため、引き続き

同氏を。同じく現委員、松村駿氏が同日をもちまして任期満了となるため、米村博之氏を。同じく現委員、大村敏行氏が同日をもちまして任期満了となるため、村端勝洋氏を。それぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 陳情の報告（陳第4号から陳第7号）

○議長（松田憲明君） 次に陳情の報告をいたします。今回は陳情4件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配布しておりますので、説明を省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 決算特別委員長報告

○議長（松田憲明君） 次に継続審査となっております議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案11件について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 萩原雄治君。

〔決算特別委員長 萩原雄治君 登壇〕

○決算特別委員長（萩原雄治君） おはようございます。ただいまから決算特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。今般の決算特別委員会は10月29日から30日までの2日間にわたり審査を行ないました。委員会に付託されました案件は、議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算までの議案11件であります。今回の決算について付託されました議案は1市3町合併後初めての通年執行の決算でありました。前年度の決算については合併後、つまり平成17年10月3日から平成18年3月31日までの決算となっているため、今回の決算とは比較ができかねるところでした。

まず玉名市としての全体を総括して申し上げますと一般会計歳入歳出決算と他8件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支は歳入決算額523億361万2,217円、歳出決算額511億2,954万7,527円で、歳入歳出差引額は11億7,406万4,690円の形式収支額であることをまずもって御報告申し上げます。以下各決算議案の審査経過の特筆すべき事項を御報告申し上げます。

まず議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算であります。歳入決算額283億5,885万6,118円、歳出決算額275億3,385万766円で、歳



入歳出差引額は8億2,500万5,352円となり、翌年度への繰越すべき財源の2億9,628万2,255円を差し引いた実質収支額は5億2,872万3,097円となっております。執行部の説明では事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、繰越額、不用額等の説明と各課における主要事業や不用額等の金額が発生しているものの詳細説明がありました。特筆すべき質疑、答弁は以下のとおりで14項目あります。

まず1番目の市民税にかかる税制改革の影響については定率減税の減額、高齢者控除の廃止、公的年金控除額の減額、均等割免除の廃止、老年者の所得125万円以下の均等割3分の1課税等が実施されていることにより前年度より増税になっていると考えているが、それぞれの項目についての個別の増税額については把握していないとの説明に、増税になった部分の把握は必要不可欠であり、税収との相関を探るためにも決算の段階では実数をつかみ、国が示し市が見込みで組んだ概算等の比較検証が大切との再度の質疑に対し、執行部からは予算要求時においては割合をかけて試算するが、税務申告後の積み上げは税制改正が毎年実施されており、個別の積み上げがなされなければ実数はつかめない。その作業のために膨大な事務量がかかり、相当なる時間と人員が必要である。今般の決算において平成16、17年度との比較は難しいが、収入未済額としては5,464万円が計上されており、全般的な増税による影響と考察されるとの答弁がありました。また収入未済額は約1割に達しているが、納税組合廃止が遠因と考えられないかとの質疑に対し、施行部より納税はあくまで自主納税が基本であり、過去において納税組合が奨励金の積み立て等により旅行等を行ってきた事実があり、違憲という裁判所の判断もあり、かかる状況となっている。さらにモラルの低下、遊興費への計画性のない過剰な支出、サラ金等により生活苦に陥り、納税は最後にと意識等も垣間見られ、納税意識の向上に向けての啓発も必要である。滞納整理、不納欠損の現状については滞納者に対し財産調査を実施し、インターネット公売・差し押さえを行っているものの、固定資産税等の滞納繰越については、他の債権者が市より早い抵当権設定があった場合は優先順位が下位になってしまう等の状況に鑑み不納欠損をやむなく実施している。また滞納者の状況としては50万円以上の滞納額を有するものが65%あり、200万円以上の滞納者に対し不動産が中心ではあるが預金、給与、生命保険等も差し押さえの対象としている。徴収体制としては従前より5名増で鋭意努力しているものの一例として分納の誓約等非常に困難ではあるが、積極的に進めているとの答弁でありました。次に都市計画税の課税の仕方についての答弁では、公共下水道整備がなされているところに賦課されているが岱明区における下水道整備地区は境界が入り組み、利用受益者負担金の徴収もなされており、かつまた下水道利用料金にも差異がある。合併協議の中で当分の間岱明校区には負担金徴収ということで都市計画税を課税しないという協

定項目もある。しかしながら負担金は負担金、都市計画税はあくまで目的税であり、性格が異なり下水道利用料金の統一等の計画に沿って、今後の検討課題である旨の回答がありました。

2番目、保険料の未納についての質疑に対し、執行部から昭和58年から平成18年度までに2,272万円の未納額があるが、5年の時効が法的に決まっている。時効未到来分については夜間徴収等も実施しているものの実際問題として時効が成立しているものについては、本来不納欠損をしなければならない事案である。このことが多額の未納額として残っているところであり、今年度中に処理したいとの答弁であります。

3番目、住宅新築資金等貸付金の滞納対策について、執行部より新築資金等の貸付は平成8年で終了しており、現在は償還事務のみである。滞納対策としては戸別訪問や近親者の情報収集等を実施し、状況把握に努めているものの滞納者の内20名とが現在連絡が取れない状況である。なお新築資金の滞納者は他の税金や使用料等の滞納と重複しており、大変苦慮しているとの答弁でありました。

4番目、地域振興事業費における570万円の不用額についての質疑に対し、執行部から玉名21の星事業にかかる地域づくり事業支援助成金505万円などが主なものであり、内容としては旧3町の8校区においてまちづくり事業に取り組みがあるのではないかということで、減額補正を行わず、決算で不用額として計上したものであります。玉名21の星事業は各校区ごとにまずまちづくり計画書の作成が義務づけられています。その計画策定の後、審査を経てまちづくり事業の支援助成金が交付される運びとなり、平成18年度中において前述のまちづくり計画書の策定まで終了していた校区が数校区あったことから補正にて減額しなかったとの由であります。

5番目、全体的に不用額が多いように見受けられるが、年間4回の補正にて対応できなかったのか。きっちり計画的に対応すれば繰越等が出ないのではないか。予算額の1割以上の不用額という費目もあるが高額すぎないかとの委員からの質疑に対し、執行部より前述のまちづくり委員会の事業進捗や国際交流における公式訪問団の人数の確定のずれ込み、工事請負費の入札残、光熱水費の残額等が不用額発生の要因として挙げられるが、3月補正の事務的締め切りが前年12月末ということもある。また県下の各市と比べて突出して高い比率とはいえない旨の答弁とともに、今後においては極力3月の最終予算の補正について不用額のかかる事態にならないように対処したいとの答弁でありました。

6番目、補助金の見直しについての質疑に対し、執行部から具体的な作業を進める事務局は財政課が所管しており、自治区から各2名、九州看護福祉大学からは学識経験者代表としても参画いただき、総勢9名により玉名市補助金等見直し検討委員会で協議をいただいているところです。財政課が作成した資料に基づき、客観性、平等性を勘案

し、今後の補助金の適正化に向けてのルール作りを進めているとの答弁でありました。

7番目、監査の指摘を受けている時間外勤務手当についての委員からの質疑であります。時間外手当の支給について、執行部として全体の統一ができなかったのに対して遺憾であるとした上で、合併後において各般の事業量の把握が困難だったことや旧自治体における条例の解釈、とらえ方の違いが指摘の原因であるとの説明でありました。その対策として、今後ますます職員の減少に伴う時間外の増加も視野に入れながら経費削減のため振替、代休の推進を徹底し、職員への研修をあわせて講じる旨の答弁がありました。

8番目、障害福祉費の委託料について委員から799万円の不用額が発生していることについての質疑がありました。執行部から平成18年4月から施行されている障害者自立支援法のうち玉名市の独自事業として生活支援事業において1割負担の軽減策を実施しているが、年度中は事業遂行中に補正ができなかったとの答弁がありました。あくまで福祉サービスが滞ることがあってはならず、福祉の後退にならないようにとの強い要望もあり、万全を期すための措置であることもあわせて説明があったことも申し添えたいと存じます。

9番目、児童福祉総務費の委託料、母子衛生費の助産師訪問指導等についての質疑応答の御報告を申し上げます。子育て支援のひとつとして玉名市子育てハンドブックを5,200部作成し、保育所、幼稚園、保育センター等に常備しておおむね好評を呈しているとのことや学童保育にかかわる国の指針や協議の進捗状況にも質疑が及びました。執行部より学童保育の来年度の予算要求説明会が県において開催されましたが、運営費が大規模施設では補助が出ない、受け入れ枠の未確定、70人以上の学童については分割という案、子どもに対し指導者の目が届かないことや運営に対し苦慮することへの危惧が持たれており、その推移を十分注視する必要がある旨の答弁がありました。また母子衛生費の助産師訪問指導に関し委員から質疑がなされました。執行部から近年の虐待などの報道もあり、母子保健推進委員47名の謝礼の決算である。これは助産師等の訪問により専門的なアドバイスにより健全な発育を願うものであり、年間出生数が約600名の中でおおむね400人については助産師が訪問し、あとは推進委員や保健師の資格を有する職員、臨時職員が連携を取りながら一体となって訪問している旨の回答がありました。

10番目、農業関係における補助金や遊休農地、農家の経営状況について委員から質疑がありました。玉名市における米作り農家は5,648戸であるが農家の経営の所得状況からみれば、施設園芸が中心であり土地利用型については非常に厳しい状態である。玉名市においてあくまで農業は基幹産業でありJAや県と協議しながら農業の活性化に努めていきたいとの答弁がありました。例えば一例を申し上げますと、遊休農地が

市内に40ヘクタールあり、その解消に向けて農業委員が農業区域内にある農地を積極的に受委託の推進を行ない、これ以上の耕作放棄地の増加を防ぐ手立てをしていることや玉名市における中山間地としての指定は三ッ川と八嘉であるが、棚田の保全等に対して勘案はなされておらず、生産性の低位の作物に対する補助金等を要望していきたい旨の答弁がありました。

11番、林業振興費の公有財産購入費の不用額についての質疑応答では、防火林道に関する用地交渉の難航によるものであり、30数名の地権者のうち4名の同意が相続等の未登記により得られないのが未買収の原因とのこと。なお防火林道は県の事業であり、市としては用地交渉のみを行ない、あとの工事等については県が実施することになっているとの答弁でありました。

12番、道路台帳情報化業務委託について1,806万円は高額すぎるのではないかと。委託しなくとも職員では対応できなかったのかとの委員からの質疑に対し、執行部より次のような答弁がありました。合併にかかわるものを1冊にまとめなければならぬものであり、事務量が膨大であるとともに製本、縮尺、精度の適正化を要求されるため市職員ではその作業は困難である。国に申請する交付税の算定基礎や市道路認定にかかる建築や道路等の問題等々、金額的な費用対効果を考慮すれば、さまざまなメリット、デメリットがあったが、市民の利便性の備えに対しては不可欠であるとして業務委託を実施した旨の答弁がありました。

13番、学校給食費の未払いについての質疑応答がありました。執行部より未払いの総額は平成18年度分で69万5,000円あるとのこと。給食の材料費としての支払については繰越金にて充当したとして大事に至っていないものの、集金方法について今後十分検討しなければならないとの意見が出されました。各地域の役員が集金をしている。学校側が集めるとなると未納があった場合、教師が困惑する。給食費は集金するとして市の責任なのか、学校の責任なのか。支払義務として時効はない。市が受け入れる体制を整備する必要があるのではないかと。学校やPTA役員と連携強化をより一層図る必要があるのではないかと等々の質疑応答意見も出されました。

14番、監査の意見書の経常収支比率について委員から、玉名市は負担金・補助金の占める割合が高いのではないかとという質疑がありました。執行部からの回答としていくつかの要因が考えられるが、まず総体的には三位一体の改革によって収入の部分が低くなっていることや負担金・補助金について合併前に十分な調査ができかねていたこと。さらに経常経費と臨時的経費の考え方や認識の統一が徹底していなかったこと等があげられていることでありました。また今後においては弾力的な行政運営のためにも削減すべきところは厳しく査定していくとの決意の表明もなされました。そのほか金婚式、戦没者慰霊祭等の式典のあり方についての質疑等もありました。特に金婚式につい

ては夫婦が結婚以来50年という長きにわたり連れ添ったお祝いとして晴れがましい節目の人生通過儀礼であり、晴れやかなる式典を希求するという意見も出されました。残念ながら昨年の金婚式は台風の襲来により中止せざるを得ないこともあり、約240組の金婚を迎えられた御夫婦に対して夫婦茶碗が配達されたに留まり、うら寂しい思いが合ったのではないかと心残りがしますという意見も出されました。

以上、審査のあと採決の結果、議第72号につきましては実質収支に関する調書のとおり歳入総額283億5,885万6,000円、歳出総額275億3,385万1,000円で、歳入歳出差引額は8億2,500万5,000円となり、翌年度への繰越すべき財源の2億9,628万2,000円を差し引いた実質収支額は5億2,872万3,000円で、議案のとおり賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

引き続き申し上げます。以下8件の特別会計についての歳入歳出決算におきましても前年度との比較が難しいため、歳入歳出決算額、歳入歳出差引額及び実質収支額等の報告が執行部からありました。

議第73号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額84億4,401万5,000円、歳出決算額83億1,198万2,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億3,203万円となっているところでございます。以下、委員及び執行部の質疑応答も特記すべき事項のみ御報告申し上げます。まず不納欠損額の2,989万8,010円の内訳については監査の審査意見書の不納欠損処分事由別調のとおり滞納処分の停止要件が説明されました。また資格証明書や短期保険証の発行について納税に関しては強力に施行されているようだが、通院の必要な人にとっては重大な問題であり慎重に対処してほしいとの旨の要望がなされました。次に歳入調定に対し30%近くの滞納があるが徴収率向上のための方策についての質疑に対し、執行部より社会保険と国保との入れ替わりや加入者の未手続、住所不明、居所不明等々の状況があるが休日夜間の納税相談も図り、各担当課と連携強化を取りながら鋭意努力するとの回答であります。平成20年度に税制改正があろうが滞納額が多額になっている現状に鑑み、税率を下げる取り組みが必要ではないかとの質疑に対し、執行部からは平成18年度から平成20年度まで合併に伴い保険税を統一し、平準化を図ったところである。平成18年度決算については1億3,000万円の黒字決算ではあるが、内容を説明すれば平成17年度から2億1,000万円の繰り越しと財政調整基金の5,700万円の取り崩しが現状である旨の答弁があったが、委員からさらに税率を下げる努力が要請されました。そのほかに納税組合の見直しの意見や徴税相談員、納税相談員との徴税吏員との業務の差異について、療養給付費の予算立てや基金の積立金についての質疑、答弁もなされました。採決の結果、議第73号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額90億4,172万2,000円、歳出決算額89億4,254万7,000円で、歳入歳出差引及び実質収支額は9,917万5,000円となっております。委員から、繰越金についての質疑がなされ、執行部より平成18年度の繰越金は9,900万円であり、昨年度より低い。平成14年度の制度改正から年齢は75歳から70歳に引き下げられた。現況として老人保健にかかる病気の特定が非常に難しく、毎月の保険の支払が7億という金額に達している状況であり、また一般会計も国民健康保険にも関連があり、看護師の体制、入院、外来の自己負担額、社会的入院についての質疑もなされました。採決の結果、議第74号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額54億8,173万2,000円、歳出決算額53億9,215万1,000円で、翌年度への繰越額154万6,000円を差し引いた実質収支額は8,803万5,000円であります。委員から、歳入の不納欠損407万円の内容についての質疑がありました。執行部より居所不明、住所登録外が4名の10万5,000円、本人死亡で財産なし、身内相続放棄が34件の94万円、低収入または病気療養中で納付能力なしが28件の102万円、制度に対する理解なし、保険適用拒絶が56件の200万円となっている。なお税とは異なり介護保険料であり、時効は2年であることが答弁されました。さらに委員から制度の理解なしについては、納める意志なしということであるが、そのことは制度上欠損にて処理して差し支えないかとの質疑に対し、執行部から制度上全額負担しなければ給付制限がかかるが、納付拒絶者は自分は元気で給付も受けないと強固な申し出がある以上2年で処理せざるを得ない。またそれらの該当者が介護保険給付の適応を受けなければならなくなった状況が発生した場合の給付についての再度の質疑に対し、執行部は現在のところ給付制限を課していないが、これらの事例については大変苦慮しているとの答弁であります。保険料納付に関して平等性に鑑みればもっと研究の余地があるのではないかと、制度上法的に明確に制限がかけられているのか、サービス・利用に関しての給付制限、不納欠損についても執行制限がかけられないのかと委員から再三にわたり質疑に対し、執行部からは介護保険制度は平成12年度から始まった制度であり、不納欠損の執行者で介護保険利用者は現在2名いるが、指導を行ない少しずつ入金してもらっているとの答弁があり、他の委員からも給付制限の事態となると人権問題という側面も発生する懸念があるため、基準の確立が必要ではないかとの意見も出されました。またあわせて地域支援事業における事業制度の創設も行なっていることや調査員報酬また保険料徴収方法における特別徴収と普通徴収にかかる質疑応答もなされました。採決の結果、議第75号については、全員異議なく認定すべきものと

決定いたしました。

次に、議第76号平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算でございますが、指定管理者制度に移行されて働いている人の意識高揚についての現状や見解等の質疑に対し、執行部より日報等の中で厳しい言葉等の苦言が記されており意見交換については従前よりできていると考察するとの答弁がありました。また委員から、サービス向上という観点から見れば働いている人も楽しく働きやすい職場にしてほしい旨の要望がなされました。歳入決算額2,047万7,000円、歳出決算額2,019万円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は28万7,000円でございます。採決の結果、議第76号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額8億5,784万6,000円、歳出決算額8億3,935万円で翌年への繰越額781万8,000円を差し引いた実質収支額は1,067万8,000円となっています。委員からは、公債費の元利金について、収入未済額に対する処置、工事請負額の不用額、区域内において接続していない人に対する処置、貸付金制度認定基準等についての質疑がなされました。執行部より、公債費の利子の金額は高額となっているが、元金は29億1,000万円ほどあり、そのうち5%以上の利率のものが2億4,400万円ある。平成13年度分の不納欠損は事業をしていたが負債が発生し、納入能力の欠如によるものや平成18年度分までの滞納分については通知、催告書、昼夜の戸別訪問等により293万円あったものの現在まで189万円までに減少されており、今後も積極的に取り組んでいく。不用額については天水町工事中止によるものであり、接続未着手の人には区長を中心に推進委員からさらなる働きかけをお願いしている。貸付金制度はないものの利子補給制度の活用をお願いしているなどの答弁がありました。採決の結果、議第77号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額6,964万9,000円、歳出決算額6,193万8,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は771万1,000円となっております。委員から一般管理費、報酬の水道役員について天水簡易水道と玉名市水道との使用料金の対比、公債費についての質疑がなされました。執行部より、水道役員については旧天水町の区長と12名に予算の説明、事業計画、協議等をお願いして法的には根拠はないが旧町時代より組織があり継続しており、事業の普及、料金徴収に対しても効果があり、地域に密着して活動されており、不可欠な組織と考えている。旧天水町、旧岱明町、旧玉名市において使用料に差異があるが、合併協議の中で10年後には統一料金体系としたい旨の回答があり、起債の元利金や利率の答弁もあっております。採決の結果、議第78号に

については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算でございますが、委員からは特段の質疑はなく、歳入決算額1,503万9,000円、歳出決算額1,503万9,000円で歳入歳出差引額及び実質収支額は0円で、採決の結果、議第79号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第80号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額1,427万6,000円、歳出決算額1,250万円で歳入歳出差引額及び実質収支額は177万6,000円となっております。浄化槽設置の工事は入札か随意契約かとの委員の質疑に対し、執行部から入札との答弁のほかには質疑はなく、採決の結果、議第80号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、議第81号平成18年度玉名市水道事業会計決算についてですが、まず西部地区上水道事業は菊池川左岸の小田、梅林地区及び右岸の月田、石貫の一部を給水区域として計画給水人口3万4,250人で、平成13年度より6カ年計画で整備を行ない、普及率の向上を図っているものと送配水管布設事業整備促進として、西築地1号配水管布設替工事ほか16件で施工延長8558.8メートルを布設したものです。委員から、有収率の低下の理由、起債の借り換えについて地区の給水区域についての質疑に対し、執行部よりまず有収率の低下の理由については桃田地区系統の漏水及び旧岱明地区において水道管行き止まり地区の水質確保のため末端水の水抜き、いわゆる水の入れ替えが必要とのことにより有収率の低下を招いたとの答弁があり、そのことを受け循環するような工事を計画するようにとの要望が委員から出されました。次に起債の借り換えについては、執行部から起債の利率が5%以上のものに対して、財務局に対して繰上償還の申請を財政健全化の一環として提出しているところである旨の答弁がありました。また地区の給水区域についての質疑に対し、執行部より平成18年度玉名市水道事業報告書を参照しながら地区の振り分けについての説明がなされました。そのほか水質の問題や設備、機材の減価償却の年数、水道料金改定へ向けての質疑応答もありましたが、採決の結果、議第81号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算についてです。まず事業の概要について執行部より説明がありました。污水管渠施設整備として築山・玉名地区、磯鍋・東部地区等の布設整備を行ない、処理場施設整備についても本年度は水処理設備及び用水施設の機械、電気設備の更新を実施したとの由、業務状況は年度末の処理区域内人口3万1,805人で普及率は43.9%であります。委員から、一般会計からの繰入金は今後将来的にも継続して期待できるのか、菊池川左岸についてはどのように考え



ているのか、企業会計に変わったことによって状況はどうなったのか、指定工事店の状況は。以上のような質疑がなされました。これらに対し執行部から、まず繰入金については総務省が示している基準内繰出内では可能であるが、起債償還等は基準外と考えられる。菊池川左岸については下水道基本計画を議会・財政等の多方面から見直しを検討しなければならない。企業会計の現況については、種々なる考察が必要とし、使用料だけで運営することは非常に厳しいであろう。使用料値上げの計画があったものの合併により据え置き状況である。一般会計より多額の繰出し金については、今後ますます厳しくなるという懸念があるが、公共下水道の公共的使命として公共水域の保全、水洗トイレのさらなる普及による生活環境の向上、河川の水質の保全も目的としているところであり、多面的考察も不可欠である。使用料において処理区で開きがあるため平成20、23、26年度にそれぞれ岱明処理区の使用料を引き上げて、玉名市の料金にあわせ、引き上げた分を財政補充する予定である。起債の高利率のものに対し、繰上償還するよう申請中であるとの由。最後に指定工事店の登録については、現在137業者が登録されており、その指定期間は3年間という答弁がありました。採決の結果、議第82号については、賛成多数にて認定すべきものと決定しました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） 休憩前委員長の報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。私はただいま決算特別委員長から報告がありました中で議第72号平成18年度一般会計決算、議第82号平成18年度下水道事業会計決算につきましては、反対をいたします。その理由を言います。合併を

しまして初めての本格予算、平成18年度一般会計で市民は住民サービスの向上を期待したわけであります。そういう中でまず障害者自立支援法に基づく障害者の1割負担につきましては、1割負担の軽減を求める障害者の要望が市政に反映して市独自の軽減策がとられたことについては評価をするところであります。しかしながら、旧玉名市では無料だった胃がん、乳がん、大腸がんなどの各種のがん検診が有料化されて、市民が検診を受ける機会が大幅に制限をされ、住民サービスが後退をいたしました。一方で前々から指摘しておりました同和団体補助金につきましては525万円が予算どおり執行されており、改めて私はその削減を要求するものであります。下水道事業につきましては、県内では一番高い旧玉名地域の下水道使用料につきまして、到底容認することができませんのでこの会計につきましても反対をいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 17番議員 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） こんにちは。有明クラブの江田です。私は議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算及び議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算の認定について賛成するものであります。先ほど決算特別委員長から18年度の一般会計歳入歳出決算など11件の決算認定についての報告がありました。18年度の予算は平成17年10月3日の1市3町合併後初めての通年予算として議会において、各常任委員会で審査し、本会議において必要な歳入歳出予算として可決されたものであります。一般会計におきましては、新幹線開業に備えた整備事業、街路事業や地方幹線道路整備事業、情報通信基盤整備事業、地域社会の安心安全対策事業、21小学校区の地域づくり事業、福祉関係事業などなど新生玉名のスタートとして市民にとって必要な予算であったことは御承知のとおりであります。その決算につきましては委員会で審査されたように適切に執行されたものであります。また下水道事業会計につきましても公共水域の保全、生活環境の向上などの事業として適切な予算執行であり、議第72号、議第82号の決算認定に賛成するものであります。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算の決算議案2件については、異議ありますのであとに譲り採決をいたします。

議第73号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から議第81号平成18年度玉名市水道事業会計決算までの決算議案9件については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算は異議ありますので、起立によって採決いたします。議第72号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第72号については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算は異議ありますので、起立によって採決いたします。議第82号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第82号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 先議（議第116号から議第118号）

○議長（松田憲明君） 次に、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第116号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第118号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件3件については、議事の都合により、これを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、日程追加として、議第116号から議第118号についての人事案件3件については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第116号人権擁護委員候補者の推薦について、議第117号人権擁護委員候補者の推薦について、議第118号人権擁護委員候補者の推薦については、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第116号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議第116号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第117号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第117号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第118号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第118号については、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（松田憲明君） 以上、本日の日程は終了いたしました。

明5日は定刻より会議を開き、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時41分 散会

第 2 号

1 2 月 5 日 (水)

# 平成19年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

## 議事日程（第2号）

平成19年12月5日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任  
日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告  
散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任  
日程第2 議長辞職について  
日程第3 議長選挙  
日程第4 副議長辞職について  
日程第5 副議長選挙

延 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

\*\*\*\*\*

### 欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

**事務局職員出席者**

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

\*\*\*\*\*

**説明のため出席した者**

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本未敏君
監査委員	高村捷秋君		

午前10時02分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（松田憲明君） これより常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議事の都合により休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時56分 開議

○副議長（田畑久吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、松田憲明君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職についてを日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田畑久吉君） 御異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 議長辞職について

○副議長（田畑久吉君） 議長辞職についてを議題といたします。まずその辞職願を職員に朗読させます。

事務局次長 田中 等君。

〔事務局次長 田中 等君 登壇〕

○事務局次長（田中 等君） 命によりまして朗読いたします。

平成19年12月5日、玉名市議会副議長、田畑久吉殿、玉名市議会議長、松田憲明。辞職願、この度一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○副議長（田畑久吉君） これより松田憲明君の議長辞職についてを採決いたします。

松田憲明君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田畑久吉君） 御異議なしと認めます。よって、松田憲明君の議長辞職については、許可することに決定いたしました。



松田憲明君の入場を許可します。

[松田憲明君 入場]

○副議長（田畑久吉君） この際、前議長の松田憲明君から退任のあいさつの申し出が  
あっておりますので、これを許可いたします。

松田憲明君。

[松田憲明君 登壇]

○議員（松田憲明君） ごあいさつ申し上げます。まず平成17年11月28日の臨時  
議会において新生玉名市の初代議長に選任していただきました。それから今日まで2年  
余の長きにわたり不詳な身が故に皆さん方に多大の御迷惑をおかけしたこともあったと  
受け止めております。にもかかわらず、皆さん方の寛大なる御気持ちにおいてお支えい  
ただき、まがりなりにも今日まで務めることができました。この場を借りまして厚く御  
礼を申し上げさせていただきます。

甚だ簡単ではございますけれども、議長を辞任するにあたりましてのごあいさつと  
させていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（田畑久吉君） 議事の都合により休憩いたします。

午前 11時00分 休憩

---

午後 3時31分 開議

○副議長（田畑久吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

---

午後 7時32分 開議

○副議長（田畑久吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議長の辞職にともない議長が欠員となりましたので、  
この際議長選挙を日程に追加し、選挙を行ないたいと思います。これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田畑久吉君） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、  
選挙を行なうことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 議長選挙

○副議長（田畑久吉君） これより議長の選挙を行ないます。選挙は投票で行ないま

す。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長（田畑久吉君） ただいまの出席議員数は30人であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○副議長（田畑久吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田畑久吉君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○副議長（田畑久吉君） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

事務局次長 田中 等君。

[事務局次長 田中 等君 登壇]

○事務局次長（田中 等君） それでは命によりまして議員の点呼をいたします。萩原雄治議員、中尾嘉男議員、宮田知美議員、北本節代議員、横手良弘議員、前田正治議員、近松恵美子議員、作本幸男議員、福嶋譲治議員、竹下幸治議員、青木壽議員、森川和博議員、内田靖信議員、高村四郎議員、大崎勇議員、松本重美議員、江田計司議員、多田隈保宏議員、永野忠弘議員、林野彰議員、高木重之議員、本山重信議員、吉田喜徳議員、田島八起議員、小屋野幸隆議員、堀本泉議員、松田憲明議員、杉村勝吉議員、中川潤一議員、田畑久吉副議長。

○副議長（田畑久吉君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田畑久吉君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（田畑久吉君） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に林野彰君、横手良弘君、森川和博君、松本重美君を指名いたします。

よって、4人の立会いを願います。

[職員により開票点検]

○副議長（田畑久吉君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 30 票、無効投票 0 票、有効投票の内、小屋野幸隆君 15 票、松田憲明君 13 票、前田正治君 1 票、青木壽君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 8 票であります。

よって、小屋野幸隆君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました小屋野幸隆君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちましてごあいさつをお願いいたします。

小屋野幸隆君。

[新議長 小屋野幸隆君 登壇]

○議長（小屋野幸隆君） こんばんは。昨日、今日と議員の皆様方それに執行部の皆様方今回の議長選任にあたりまして、皆様方に多大な御迷惑をおかけ長引いたことをまずもっておわび申し上げます。私先代議長、松田憲明さんのあとを継ぎ、玉名市発足以来 2 代目の議長ということで皆様方の御同意を得、本日玉名市の議長に就任をする運びとなりました。これもひとえに皆様方の私に対する気持ちの表れだろうと深く感謝を申し上げます。この度の選挙にあたりまして、私と松田議長は有明クラブの中で私団長として 2 年間お世話になってきた間柄での選挙でございましたので、議長も私もお互いの気持ちの中でのやっぱり苦しみがあったろうと察しをいたします。しかしながらこういう結果が出た以上はお互いの力を出し、また私に期待をかけていただいた皆様方に対して、私は誠心誠意をもってお返しをしていくことが私に課せられた課題と考えております。島津市政にいたしましてもあとの 2 年間一緒にやっていく所存でございます。そのような形の中での私の議長就任でございます。これからいろいろ多々あろうかと思えますけれども、それは皆様方の御理解、御協力によりまして邁進し努力をしてまいっていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、私の就任のあいさつに代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（田畑久吉君） 議長が決まりましたので、議長と交代いたします。それでは、小屋野幸隆議長、議長席にお着き願います。

○議長（小屋野幸隆君） では、ただいまから議長の職務をさせていただきます。

議事の都合により休憩をいたします。

午後 7 時 51 分 休憩

---

午後 8 時 18 分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長、田畑久吉君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職についてを日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 副議長辞職について

- 議長（小屋野幸隆君） まずその辞職願を職員に朗読させます。

事務局次長 田中 等君。

〔事務局次長 田中 等君 登壇〕

- 事務局次長（田中 等君） 命によりまして朗読いたします。

平成19年12月5日、玉名市議会議長、小屋野幸隆殿、玉名市議会副議長、田畑久吉。辞職願、この度一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上でございます。

- 議長（小屋野幸隆君） これより田畑久吉君の副議長辞職についてを採決いたします。

田畑久吉君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、田畑久吉君の副議長辞職については、許可することに決定をいたしました。

田畑久吉君の入場を許可します。

〔田畑久吉君 入場〕

- 議長（小屋野幸隆君） この際、前副議長の田畑久吉君から退任のあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

田畑久吉君。

〔田畑久吉君 登壇〕

- 議員（田畑久吉君） こうしてここに立っておりますと、こうして議員の皆様の顔を一人一人眺めておりますと、この2年間本当に長いようで短い2年でございます。その間、各議員の皆様方には各角度からいろんな御指導をいただきながら勉強をさせていただきました。ひとえに心から感謝を申し上げます。副議長今降りましたけども、今後一議員といたしまして、議員活動に全力を尽くしてまいりたいと思えますので、今後ともさらなる御指導のほどよろしくお願いをいたしまして、ごあいさつの言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 議事の都合により休憩いたします。

午後 8時22分 休憩

---

午後10時32分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま副議長の辞職にともない副議長が欠員になりましたので、この際副議長選挙を日程に追加し、選挙を行ないたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行なうことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 副議長選挙

○議長（小屋野幸隆君） これより副議長の選挙を行ないます。選挙は投票で行ないます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの出席議員数は30人であります。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（小屋野幸隆君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（小屋野幸隆君） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

事務局次長 田中 等君。

〔事務局次長 田中 等君 登壇〕

○事務局次長（田中 等君） それでは命によりまして議員の点呼をいたします。萩原雄治議員、中尾嘉男議員、宮田知美議員、北本節代議員、横手良弘議員、前田正治議員、近松恵美子議員、作本幸男議員、福嶋讓治議員、竹下幸治議員、青木壽議員、森川和博議員、内田靖信議員、高村四郎議員、大崎勇議員、松本重美議員、江田計司議員、

多田隈保宏議員、永野忠弘議員、林野彰議員、高木重之議員、本山重信議員、吉田喜徳議員、田島八起議員、田畑久吉議員、堀本泉議員、松田憲明議員、杉村勝吉議員、中川潤一議員、小屋野幸隆議長。

○議長（小屋野幸隆君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小屋野幸隆君） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に林野彰君、横手良弘君、森川和博君、松本重美君を指名いたします。

よって、4人の立ち会いを願います。

〔職員により開票点検〕

○議長（小屋野幸隆君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票30票、無効投票0票、有効投票中、高村四郎君13票、作本幸男君12票、竹下幸治君2票、田島八起君1票、前田正治君1票、青木壽君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。

よって、高村四郎君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました高村四郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選承諾の意味を持ちましてごあいさつをお願いいたします。

高村四郎君。

〔新副議長 高村四郎君 登壇〕

○副議長（高村四郎君） 皆さんお疲れでございます。ただいまの選挙の結果、副議長という重責を与えていただきました。皆さんの副議長として、そして玉名市の副議長として恥じないように一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 議事の都合により休憩をいたします。

午後10時51分 休憩

---

午後11時33分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日のこの会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思  
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会するこ  
とに決定いたしました。

お諮りいたします。明6日は休会日となっておりますが、議事の都合により本会議  
を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 異議なしと認めます。よって、次の本会議は明6日定刻より  
開くことに決定いたしました。

本日は、これにて延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後11時34分 延会

第 3 号

1 2 月 6 日 (木)



# 平成19年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

## 議事日程（第3号）

平成19年12月6日（木曜日）午前10時開議

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

\*\*\*\*\*

### 欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

### 事務局職員出席者

事務局長 梶山孝二君 事務局次長 田中等君

次長補佐 中山富雄君 書記 小島栄作君  
書記 松尾和俊君

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

午前10時05分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（小屋野幸隆君） これより常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議事の都合により休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午後 1時40分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行ないます。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することになっております。

総務委員会委員 中尾嘉男議員、宮田知美議員、前田正治議員、近松恵美子議員、松本重美議員、江田計司議員、杉村勝吉議員、中川潤一議員。

産業経済委員会委員 萩原雄治議員、横手良弘議員、福嶋讓治議員、竹下幸治議員、森川和博議員、大崎勇議員、田島八起議員。

建設委員会委員 北本節代議員、青木壽議員、高村四郎議員、林野彰議員、高木重之議員、田畑久吉議員、松田憲明議員。

文教厚生委員会委員 作本幸男議員、内田靖信議員、多田隈保宏議員、永野忠弘議員、本山重信議員、吉田喜徳議員、小屋野幸隆議員、堀本泉議員。

議会運営委員会委員 北本節代議員、横手良弘議員、作本幸男議員、内田靖信議員、多田隈保宏議員、本山重信議員、吉田喜徳議員。

以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名いたします。

この際、議員各位にお願いいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、正副委員長互選のため、直ちに關係の委員会を開会の上、その結果を議長まで御報告願います。

正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○議長（小屋野幸隆君） 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務委員会委員長、宮田知美君、総務委員会副委員長、近松恵美子さん。産業経済委員会委員長、横手良弘君、産業経済委員会副委員長、福嶋譲治君。建設委員会委員長、田畑久吉君、建設委員会副委員長、高木重之君、文教厚生委員会委員長、作本幸男君、文教厚生委員会副委員長、永野忠弘君。議会運営委員会委員長、本山重信君、議会運営委員会副委員長、多田隈保宏君。

以上のとおりであります。

これにて報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明7日から12日までは休会とし、13日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられます方は、質問の要旨を具体的に記載し、10日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時50分 散会

第 4 号

1 2 月 1 3 日 (木)

# 平成19年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

## 議事日程（第4号）

平成19年12月13日（木曜日）午前10時開議

### 日程第1 一般質問

- 1 9番 福嶋 議員
- 2 7番 近松 議員
- 3 24番 田島 議員
- 4 27番 堀本 議員
- 5 4番 北本 議員
- 6 23番 吉田 議員
- 7 16番 松本 議員

散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 福嶋 議員
  - 1 経済的な具体的方針について
  - 2 全体的な玉名市の方向性について
- 2 7番 近松 議員
  - 1 玉名市の小中学生の健康問題について
    - (1) 心身の不調を訴える子どもたちの現状と対策
    - (2) 低体温に着目した健康づくりと食育について
  - 2 家庭の生ごみ堆肥化推進について
    - (1) 人材育成
    - (2) 生ごみリサイクル元気野菜づくり運動
- 3 24番 田島 議員
  - 1 玉名市保育所について
    - (1) 保育所条例の一部改正の問題点について
    - (2) 現在の保育所問題について
  - 2 後期高齢者医療制度の問題について
    - (1) 本市の財政や国保会計に及ぼす影響について
    - (2) 加入者に与える問題について

4 27番 堀本 議員

- 1 庁舎内の管理状況に関して
- 2 公有財産の有効利用に関して
- 3 活性化への動きに関して

5 4番 北本 議員

- 1 市民の健康を守る取り組みについて
  - (1) 妊婦健診の無料化について
  - (2) がん検診の有料化に伴う現状について
  - (3) インフルエンザ予防注射の無料化に伴う予算について
- 2 児童公園について
  - (1) 遊具の安全性の問題について
  - (2) 委託管理費について
  - (3) 今後の児童公園のあり方について
- 3 玉名市の環境に取り組む姿勢について
  - (1) 新庁舎建設の環境に優しい取り組みについて
  - (2) 生ごみのバイオマス利用による堆肥化の推進について
  - (3) 菜の花プロジェクトのこれからの方向性と実施計画について

6 23番 吉田 議員

- 1 教育問題
  - (1) 新教育委員長の抱負について
  - (2) 市内小中学校長の出身地について
  - (3) 学力問題について
- 2 道路行政と通学路について
- 3 市政フォーラムに関連して
- 4 定住化構想について
- 5 工業団地造成について

7 16番 松本 議員

- 1 「花の都 玉名」づくりについて
- 2 玉名検定クイズの実施について
- 3 栄養教諭制度について

散 会 宣 言

\*\*\*\*\*

出席議員（30名）

1番 萩原雄治君

2番 中尾嘉男君

3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

\*\*\*\*\*

#### 欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

#### 事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

\*\*\*\*\*

#### 説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		



\*\*\*\*\*

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

9番議員 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） おはようございます。有明クラブの福嶋です。まさかトップバーツを引き当てるとは思ってみませんでしたので、宝くじに当たったような気分でした。堀本先輩から後の議員の引き立て役になるんじゃないかという指摘を受けましたが、精いっぱい頑張って質問いたします。

2007年の12月議会のトップを引き当てて登壇しました。2007年は、地球温暖化を肌で実感した年だったと思います。このことがいろんな影響を社会に、生活に与えております。また今年度末から、ガソリン、燃料の高騰が世界はもちろん、この玉名にも悪い方に影響を与えそうです。そういう中で、一般質問を始めます。

2つ挙げております。玉名市の経済的、具体定方針について、玉名市の総合的方向性について質問の表題は大きく出しております。合併玉名がスタートしまして、丸2年が過ぎました。この間、新幹線の工事は着々と進み、仮称新玉名駅の姿も具体化し、今12月、国道280号玉名バイパスも一部開通し供用されております。新庁舎の位置も決定しまして、5年後に竣工という計画も立ちました。また平成19年度から平成28年度にかけての第1次玉名市総合計画が人と自然がひびきあう県北の都、玉名の表題を掲げ作成されました。写真入り、カラー刷りのすばらしい冊子ができ上がっております。現在、各部署、各分野ではこの総合計画に則り、それぞれ計画に沿った中で、作業、行事、その他進められていると認識しているところです。具体的には、しょうぶ祭り、今年はちょっと花の咲き方が悪いという評判がありましたが、各地に宣伝隊を送りまして、30万人の人が訪れるようになりました。大俵まつりは、非常に元気な独特なまつりで、玉名を発信していると思います。

企業誘致などは、私は以前、企業誘致課をつくって積極的に誘致したらどうかという質問をしたことがあります。たまたま、課はできませんでしたが、企業誘致係ができまして、非常にこまめな作業をしておられるように思います。企業団地の準備等も少しずつできておりまして、位置の決定とか、地域との話し合いなども確実に進んで

いると聞いております。玉名ブランドの推進、ブランド推進室が設置され、いろんな検討、研究がされているようです。薬草の会が山歩きや薬草料理の講習会、また小岱山の薬草のリーフレットもできていて見せてもらいましたけれども、素晴らしいものできておりました。非常にためになるなあと見て見ました。国際交流の会は、地道に確実な活動をされておりまして、先日は非常に楽しい外国の方との交流会も催されました。私も参加して、非常に楽しく時を過ごしました。玉名のラーメンのグループなどは、玉名ラーメンウォークラリーを計画されて、非常に大成功のうちに進んでいるようです。私も全部とはいきませんが、5、6件は回ったかと思えます。そのほか、21の星の地域おこし運動など、ほかにもいろんな分野で、行政、市民交えて頑張っておられると理解しております。このほかにもいろいろあると思えますけれども、これらはどれも玉名市を活性化しようとする努力で敬意を表するものであります。

ただ、玉名市全体を見回しましたときに、ちょっとやっぱり元気がない、活発さを感じられないのです。あっちこっち回ってみますと市民の方向何人かの方から、玉名がどういう方向に行こうとしているのか見えない。どういうふうに活性化しようとしているのか、はっきりしないというような声を何回も聞きました。都会との格差が叫ばれる中、地方の小都市である玉名が低迷気味なのは、全国の流れの一部ではないのかも知れませんが、そうとばかりは言っておられません。基本的には市民生活者の個人経済がレベルアップすることが、市活性化の一番の近道だと思います。それには玉名経済の具体的ビジョンの作成が必要ではないでしょうか。企業誘致についてもちょっと述べましたけれども、簡単にはいかないと思います。「来てください。」「はい、行きましょう。」というわけには企業の方もいかないと思います。まだ玉名は、皆さんも御承知かと思えますけれども、準備の段階だと思います。しょうぶまつりにしたって、30万人のお客さんが来られますけれども、どんどん商店街にお金を落としていかれる。旅館に、温泉にお金を落としていかれる状態ではありません。やっぱり地場産業が元気でない、玉名は活性化しないと断言できるんじゃないでしょうか。ブランド推進室あたりも頭に入れながらの作業だと思いますが、新しいブランドをつくり上げるにはすごいエネルギーがいると思います。またつくり上げた新しいブランドを売り出すのも、またそれにすごいエネルギーが必要となります。今玉名にあるものをブランド化することが地場産業の育成にもつながるのではないのでしょうか。候補はいっぱいありますよ。以前、委員会で質問したことがあるんですけども、ちょっとなかなか表に出てきませんけれども、高瀬鮎などは、非常に立派な候補だと思います。伊倉には、松の雪というお菓子がありますし、またこの玉名全体の豊富な農産物も、海苔などの水産物もぜひブランド品として売り出していきたいと思えます。商品、作物だけじゃなくて、景観や歴史、文化も候補です。草枕温泉からの眺望、唐人川のほんの間近に見えるムツゴロウ、

それと私だけが知ってる秘密なんですけれども、玉名には朝日が沈み、夕日が昇る地域があるんです。こういうのもブランドの候補になるかと思います。もう一回言います。朝日が沈み、夕日が昇るところがあるんです。総合計画にあるじゃないかとおっしゃるかも知れませんが、私はみかん農家の農業者ですから、農林業のところをちょっとずつと眺めて見ましたところ、なるほどわかりやすく、見やすく書いてあります。ところがその内容は、国が掲げた、現在掲げてある品目横断的経営安定対策や農業基盤整備等の通り一遍のことしか書いてないんです。現実には、品目横断的安定対策では、本年、この玉名市で非常に苦情が出まして、前年度より量、収量は多いのに、今年の方が安いではないかというようなことで、つい先日、農政連の抗議大会が開かれております。私はこういうことすべてを批判、否定しているわけではないんです。農林水産課の皆さんが、日頃細かな事柄、あらゆる方面に努力しておられるのは知っております。その上で申し上げているんです。この際、ちょっと農業就業状況などをここで述べてみますと、新規就農者、平成18年度は6名、去年です。本年度18名、本年度はちょっと3倍ほど増えております。年齢別の就業人口をちょっと調べて来ましたので、ちょっとここで発表させていただきます。これは農業センサスで調べてあるのをちょっと持って来ました。いろいろ耕地面積別の規模、販売農家数とか、農産物販売金額規模とか、非常にあれなんですけれども、その中で農業就業人口について発表させていただきますと。旧玉名市で、大まかに言います。50歳未満が15歳、19歳、20歳、24歳、25歳、29歳といろいろ細かく分けてあるんですけれども、49歳以下50歳未満が435名、農業就業人口です。50歳から65歳未満が688名、65歳以上がずっと、これが75歳以上まで分けて書いてありますけれども、1,389名、判断は皆さんでしてください。旧岱明町、年の多い方からいきます。65歳以上が602名、50歳から65歳未満294名、ここに書いてある15歳から49歳まで、50歳未満が145名。旧横島町になりますと、50歳未満が542名、50歳から65歳未満が401名、65歳以上が651名。旧天水町で50歳未満が619名、50歳から65歳未満が729名、65歳以上が744名。ちなみに、これは2005年の調査です。ただいま申し上げましたように、65歳以上の占める割合というのが、非常に多くなっておりまして、この5年、10年経ったときにどうなるんでしょうか。非常に危機的な状況にあると認識しております。これは農業だけの問題じゃなくて、これからの玉名市全体の問題じゃないでしょうか。農業だけじゃなくて、商店街あたりも非常に厳しい状況だと認識しております。

少し前向きな話をさせていただきます。7月だったと思いますが、行政、議員と産業経済の委員と認定農業者の懇談会が開かれました。その中で、1人の認定農業者の方から、若い認定農業者の方だったのですが、藤川君という農業賞をもらったことのある優秀

なみかん農家の後継者です。玉名を自給率日本一にしようという提案をされました。市長が答弁されましたら、市長も覚えていらっしゃると思いますけど、おもしろい提案で、具体的な内容につきましては彼に委ねるとしまして、これに便乗しまして、私なりの提案をしてみます。

玉名産の米、玉名産の海苔を使って、おにぎりの日をつくったらどうかという提案をいたします。教育委員会とは打ち合わせをしておりませんので、またの機会に学校給食とかは詳しくお願いしようかと思っておりますけれども、地域協議会などを使って玉名全域で推進したらいかがでしょうか。ほかの農産物についても徹底した地場消費を推進していったらいいと思います。同じようにできると思います。私はなみかん農家ですので、なみかんについて少し述べさせていただきます。

なみかんは、たくさん食べると食べない人より骨粗鬆症や生活習慣病にかかりにくいという研究成果を国の果樹研究所の杉浦主任研究員という方と静岡県立大学の山口先生という方がカリフォルニアで行なわれました米国化学会シンポジウムで発表されております。これは医学界で認められたことなんです。ということで、医療費の削減につながるのです。それを給食で推進するということになりますと、一石二鳥にもなりますので、教育長、教育委員長、ひとつ考えてください。

話はあちこちに飛びましたけども、第1次玉名市総合計画の「人と自然がひびきあう県北の都玉名」も立派な表題ですけども、生活する市民にわかりやすい資料とできるようなシンプルな文言を掲げ、玉名市民が本当に豊かで元気に生活できるように経済ビジョンをつくってほしいんです。豊かになれば、音楽も聴きたくなりますし、花もめでたくなりますし、芝居も見に行こうということになるでしょう。絵も見たいと思うようになるでしょう。ボランティアにもどんどん参加したくなる。それに第一に不平が出てくくなります。豊かになれば不平は出ないと思います。地方分権、税源移譲が叫ばれ始めて久しくなりますが、こうなると自治体の体力が強くないと自治運営もままならなくなるでしょう。早く玉名が長く生きていける道を定めてほしいものです。それには、地場産業の農水産業の活性化が不可欠です。玉名独自の経済ビジョンをつくり上げて安定したどっしりした玉名に向かっていきましょう。そういうプロジェクトをつくる考えはありませんでしょうか。それぞれ各担当部長とまた市長にも答弁をお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） おはようございます。福嶋議員の経済的な具体的方針についてのご質問について、お答えいたします。まず、農林水産業関係に的を絞ったところでの方針について述べさせていただきますと、現在の農林水産業を取り巻く情勢に

つきましては、農業従事者の高齢化、担い手の減少、それに伴う耕作放棄地の増加、また農産物価格の低迷、生産コストの増大による農業所得の低下など、課題が山積しているところでございます。

また国においては、品目横断的経営安定対策を初め、これまでになく大規模な改革を行ない、日本の農政は大転換期を迎えています。このような中、本市におきましては、これまで国、県補助事業を有効に活用しながら、また市単独の補助事業も設けて農業機械、施設の整備をはじめ、農業者にとって効率的で魅力のある生産条件整備に取り組むなど、農林水産業の振興を図ってまいりました。その結果、合併の相乗効果もありまして、施設野菜や果樹の作物ごとの農業産出額は後ほど詳しく申し上げますが、県下はもとより全国でも有数の地位を占めております。また認定農業者数、集落営農組織数は県下でもトップクラスとなっており、さらには農家1戸当たりの販売額が県全体では減少する中、本市は上昇し、1,000万円以上の販売額を有する農家につきましても増加いたしております。

しかしながら、ここ最近の農林水産業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しており、予想を超える厳しさとなっております。本市といたしましては、今後も作物等に応じたハード、ソフト両面での対策に総合的に取り組むと同時に時代の変化に即応した対策を講じてまいりたいと思っております。

次に、産業経済分野全般のブランド推進について述べたいと思います。新ブランドの開発につきましましては、商工会議所が事務局を勤めております玉名ブランド協議会の会員36事業所において、それぞれ進められているところでございますが、第1弾といたしまして、その中の1事業所が玉名ラーメン協議会の協力を得ながら、今週初めよりお土産用玉名ラーメンを発売しております。新聞誌上に掲載されましたことから、発売前より電話問い合わせがあるほどの注目を集めたところでございます。

さて、ブランド推進室においても玉名ブランドの創出、確立を目指し事業を進めておりますが、玉名市が誇りますトマト、苺、ミカンなどの農産物やラーメン、高瀬飴などを玉名ブランドとして確立させ、対外的に売り出しながら、地場産業を盛り上げていくことで経済効果を高め、経済活性化を図るべきであると認識しているところでございます。その中でも農産物のブランド構築につきましましては、平成19年3月発行の九州アグリランキングで、苺は九州第1、全国で2位でございますけれども、売上高で45億4,000万円、トマトが九州1、またこれも全国2位でございますけれども、71億3,000万円、ミカンが九州4位の生産額で25億3,000万円であります。これらの現農産物のブランド化を強力に推進し、全国へ発信していく方向で努力していきたいと考えております。

またそのことを踏まえ、次年度におきましては、例年行なわれております農産物の

宣伝販売イベントや市場に向けてのトップセールスに合わせた形で、農林水産物と物産品等、玉名の産物を集めた宣伝販売、仮称でございますけれども、たまな地産フェアの開催を関東、関西で行なう計画で、本年度農林水産課、政策推進課、企画課、各総合支所経済課、商工観光課でプロジェクトチームを立ち上げたところでございます。また全国発信のみならず、市民の皆様にも玉名の優良な物産産物を再認識していただけるよう、今後とも努力してまいります。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。今日、明日と2日間の一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。冒頭から福嶋議員の非常にマクロなと言っていいんでしょうか、そんな質問で、ちょっとどう絞ってお答えしたものかなと苦悩しておりますが、質問をお伺いしながら、大きく分けて2つだったのかなあと。1つは玉名市が全体としてどういう方向を目指しているのかというのがわかりにくいではないかと、こういう指摘だろうというふうに聞きました。もう1つはそういう中で、やっぱり玉名市を支えていく力として考えた場合に、農業を中心とした1次産業、地場産業をしっかりとやっぱり据えないと、足腰の強い玉名はできないよと、こういう主旨、この2つかなと受け止めました。ですから、ちょっと長くなって恐縮ですが、まず玉名の目指すべき方向というのはどうあるべきか。どういう方向であるべきかということについて、私の認識についてお話を申し上げたい。御答弁を申し上げたいと思います。もちろん、総合計画に従って市政運営していくことは当然であります。それで、今度平成19年度から平成28年度までの10年間を目指すのが人と自然がひびきあう県北の都、これがタイトルなんです。それからこれがその前に、合併協議の時点で、こういうことで合併しようというのが、似たようなもんですが、人と自然が輝く県北の拠点都市づくり。1市3町が合併するとき、人と自然が輝く県北の拠点都市づくり、そういうことを目指して合併しようではないかということで合併をした。それを踏まえて、それではこれからの10年間は、玉名はどういう方向を目指していけばいいのか。これが人と自然がひびきあう県北の都という形でとりまとめていただいた。議員の皆さんも何名か御参加いただいていると思いますが、九看大の安藤先生を座長にして検討をしていただいて、こういう1つの方向性が示されたと認識をしております。ただ、これを見ましても、私自身もあんまりよく、大変申し訳ないですが、頼りない市長で恐縮ですけれども、どういう玉名が創造されるのか。いつでしたか、熊日フォーラムが行なわれたときに、その締めくくりとして米沢教授が玉名というところは、何でもそこそこ揃ってる。こういう話をしました。確かに、今産業経済部長が話しましたように、玉名農業は非常に足腰が強い、それはいい

ろいろ現状の農業情勢の中で批判はありますけれども、熊本県内で見ても、九州から見ても、あるいは日本中から見ても、個々の農業は足腰が弱いとは言えない。実績は数字で示しているわけです。個々にはありますよ、個々には。ミカンの値段が今年は安いとか、それはありますけれども、トータルから見れば、後継者も含めて非常に元気のいい都市ということが、地域ということが言える。そういう意味からいえば、かつて玉名が旧市の時代に田園都市という言葉が使われましたが、農業都市といっても、農業を中心とした地域である、まちであると言ってもけして過言ではない。

一方、玉名温泉というのも1,300年の歴史を誇るというみんなの誇りの中にもあります。そういう面からいうと、ゴルフ場等とも含めて、観光都市という見方もある、できる。一方、古墳や史跡もたくさんあるところで、玉名は歴史のまちだ、文化のまちだと言えないこともない。また県立高校が5校ある。大学の4年生大学、大学院まで持っている大学もある。文教都市といっても決しておかしくない。そういうふうには玉名というまちは、私どもの市はどういう市なんだと問われたときに、何でもありますよと言ったんじゃ、こら非常に恵まれたことではあるんだけど、インパクトがない。それでは、将来、本当に玉名を1つで、そんな今申し上げたような、幾つも並べて大家みたいに並べてしまったら、こらイメージが確立できない。じゃあ、一言で言ってどんなまちを目指していくのか、どんな玉名市を目指していくんだということになると、今私自身が自信を持って議会の皆さんに、あるいは市民の皆さんに、玉名はこういうまちでありたいと言える、整理ができていないことを大変申し訳ないと思う。やがて新幹線が通ります。駅が開業になります。これが1つのターニングポイントになることは間違いないだろうと思う。その時に、じゃあ、この玉名駅が、私どもの玉名地域の将来にどういう役割を果たしていくんだらうか。やっぱり観光ということも意識すれば、あるいは定住化という意識もあるかもしれない。鹿本、菊池、阿蘇に向けた熊本城観光の拠点なんだという位置づけもされるかもしれない。この新幹線の玉名駅が本当に駅の機能を果たしながら、玉名の発展の、あるいは躍動の起点になっていくためには、幾つか果たしていかなきゃならん役割がある。それはやはり今申し上げたように、阿蘇までの拠点となり得るのか。あるいは、30分圏内になった福岡圏内との本当に通勤も含めた定住化の位置になり得るのか。あるいは将来、周辺町村も含めた企業誘致等の工業化の拠点になり得るのか。その辺のやはり課題を踏まえてしっかりと準備していく必要がある。その機能を果たし得なかったときには、ちょっと将来に向かっての勢いを失うことになり、停滞という表現で捉えられてもしょうがないと思います。今、参考までに申し上げますと、玉名市内の就業人口、一番多いのは、製造業、製造業というのは、例えば企業と工場等も含めてだと承知をしていますが、約6,500人、農業が6,000人、卸小売業が4,500人、医療福祉関係が3,700人、建設業が2,700人、大体それぐら

い。だから、どの分野が突出しているということが言えない。まさに、先ほど私が申し上げたように、そこそこ何でも揃ってる。それが私どもの玉名市の現状であろうと思います。そういう現状の中で、今ご指摘があったように、どう経済ビジョンという表現をされましたが、要するにその根っこにあるものは、どういう玉名市を目指すんだというのが基本にならなければならぬのではないかなと思う。ぜひひとつ、私自身も今思索中でありまして、考えさせられる点が多いわけですが、議員の皆様方もそういう玉名の現状を踏まえて将来玉名はどうあるべきか、ぜひ御賢察をいただいて御示唆をいただきたい。経済ビジョンのプロジェクト、経済プロジェクトというならば、国も地方も行政政治の一番の役割は全体がそうですからね。プロジェクトというなら、市政全体、行政全体がプロジェクトチームということが言えると思いますので、せっかくの御指摘がありましたから、プロジェクトチームつくりましますよと言いたいですけど、どういうイメージになるのかというのが、ちょっと私もわかりませんので、検討させていただきます。

もう1つの農業についてのお話は、経済産業部長が御説明を申し上げたとおりですが、先般の農政連の報道、あれ抗議集会じゃありません、向こうがおやりになったんだから。抗議集会、懇談会、特に国会議員の方々を呼んで今の現状を、声を聞いてください。それで、今年度内から来年にかけて、東京の方では税制改正、それから予算編成等が行なわれていますから、この時期に問題点を洗い直して、そして地域の農業者の声も聞いてくださいよという会合です。国会議員の方からは、12月に補正予算も年度内に組んで、例えば麦の値段等々について対応していきたいというような話し合いが行なわれたところ。ただ、私も来賓あいさつで申し上げたんですが、品目横断的政策、国が打ち出した政策、私が考え方としては、ここでもいつも申し上げた記憶があるんですが、考え方としては間違っているとは思っておりません。間違っているとは思ってませんが、表現の仕方が難し過ぎる。何のことかようわからん。それが1つあります。それから手続き等、集落営農をするにしても手続き等が複雑過ぎる。もっとやっぱり単純でみんなにわかりやすいやっぱり政策アピールでなければいかんのではないのでしょうかということをお願いしておきます。そういう中で、確かに品目横断的、こうやればいいという示唆だったんですが、動き始めて1年目から頓挫している。特に、小屋野議長なんかが一生懸命やっておられますから、非常に詳しいんだと思いますが、麦なんかなかなか集約してこうやってつくったんだけど、去年より余計取れたけれども、売上は去年よりも少ないというような現状になってしまった。お話を伺ってみると、この辺は九州北部、それと北海道がその割を食ってるんで、非常に難しいんだそうですね、麦に対する政策は。こちらを立てれば、あちらが立たず。東北地方と九州地方との格差が出てきて、なかなか調整がしにくい、難しい問題だそうですが、その辺をなんとか譲り合わせ



て、九州北部4県の麦政策に起こっている現状を打開してほしいというのが、先般の集会の主な要点。それで、それに対してこういう形でなんとか少しでもその緩和措置を取らなければならぬというのが、その審議会見えて結論でございますから、皆さんにも私の立場からそういうふうに御報告を申し上げておきたいと思えます。いずれにしろ、私どもの玉名市はみんなも感じてるように、農業が支えてきた地域であることは間違いない。そして温泉がそのイメージをつくってきたことも間違いない。いろんな分野が絡んでいます。ただ、言えることは古代から山と川と海を育まれて育ってきた玉名地域です。これを原点としながら、これをどう将来の地域づくりのために生かしていく、この3点をきちっと位置づけた理念、考え方に基づかないと誤ることになる。私はそういうふうに思っています。この、元々古代から受け継いできた恵まれた、この山、川、海、この環境の中にある私どもの玉名を将来どういうイメージのまちにしていく、その活力の源泉を何に求めていくか。この玉名の自然をしっかりと将来の地域のために生かす。そういうイメージの中で、将来の玉名像をつくり上げ、そういう責任を感じています。総合計画に基づき、あるいは新市計画に基づいて進めていくことは当然ですが、そういうイメージを持ちながら取り組んでまいりたいと思っております。答弁になったかどうか分かりませんが、私の認識を申し上げて答弁にさせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 9番 福嶋議員。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 産業経済部長の答弁につきましては、非常に産業経済限らず、各部長のもとに、皆さんそれぞれの役割を、それぞれの仕事を一生懸命されているのを常々見ておまして、非常に敬意を表するものでありますけれども。また、市民の声というようなことで、私が質問に入れておりましたけれども、なかなか客観的に見る、自分の考えを捨てて、外から見るといのは非常に難しいんですね。私も一生懸命やって、俺も一生懸命やってるなど。皆さんも一生懸命やっておられるというのは感じておりますけれども、ただ、さっきも申しましたように、外から、実際に生活しておられる方、そういう方々の感じ方がどうしてもはっきり見えないというような形で出てきますので、たまには外回りをして、市民の方の声を聞いたり、市民サイドでもものを見るような努力をしてみてください。

それと私、先日熊本市の市役所に行ってまいりまして、農政課の方に行って来ましたら、こういう特に農業の、こういうすばらしいパンフレットつくってあります。もちろん財政規模が全然違いますので、こんなの同じようなのをつくれとかは言いませんけれども、農産物の、ずっと熊本市の農産物ということで詳しく上げてありまして、片隅には農産物、野菜を使ったレシピまで入れてあります。後で、ちょっと貸して上げますので、いろいろ参考にして、農産物に限らず、玉名の産物をわかりやすく発信するよう

な形をとっていただきたいと思います。私は、農協の組合員でもありますので、総菜にしろ見てみますと、本当に玉名の農産物といいますと、米、麦、大豆からもありとあらゆる肉牛、子牛、豚、いろいろあるんですよ。本当にすべて野菜も小物野菜までですね、ぜひなんとか全国じゃなくても、地場で消費、また外にも発信してもらいたいと思います。市長からの答弁は非常に、安心したとまではいきませんが、本当に市長の考えを聞いてありがたいと思っております。私、一番厳しいところにおりますので、自分も身を置いておりますので、どうしてもそういう目で発想をしてしまいます。横島とか天水の下のハウス地帯あたりはかなりの収益を上げておられる方もいらっしゃるし、すごい農業経営をされていらっしゃる方もたくさんおられるんですけども、ただ農業者の若年層が非常に少ない。これからどんどん減っていくだろうというような予想が立ちますので、そういうのも含めまして、これからの玉名、農村地帯もそのことを考えていただきたいと思います。答弁は必要ありません。どうもありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

続いて7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） おはようございます。7番議員の近松です。早速ですが、通告に従いまして、今日は子どもの体のことと、それから生ごみ堆肥のことをお伺いいたしますけども、これは非常に関連していることです。

まず、学校における子どもたちの心身の健康状態についてということでお伺いします。今年の秋頃の新聞に中学生の1割の子どもがうつということが掲載されていて、これは北海道の千歳市の小学校4年生から中学1年生、738人を対象として経験豊富な精神科医が個別に面談した結果です。ちなみに、今回の有病率は全国的な傾向を示しているということでした。つまり、この玉名地区においても中学生の1割はうつではないかと言われ、打つ手はないかということも考えられるということです。さて、玉名市においてはどうなのかと学校に尋ねてみました。まずある学校は年配の先生でしたので、保健室で見る20年前の子どもたちと今の子どもたちとはどう違いますかと尋ねましたところ、以前は発熱などはっきりした病状だったが、今の子どもは熱がないけれども、頭痛とか腹痛とか気持ちが悪いなどの内科的な訴えが多いということでした。保健室利用も、私たちの頃からすると比べものにならないほど多くなっています。そこで、生活リズムと心の健康から見える玉名市の子ども達の現状という調査資料を見せていただきました。玉名市で実施したものです。幸いに文科省が実施したアンケート調査を参考にしたものであるため、全国との比較もされています。私がここで気になりましたのは、頭痛、腹痛、吐き気などの身体症状の多さです。それも全国平均と比べて大変多

いのです。小学2年生でよく頭が痛くなるは23%、ちなみに全国の平均は14.9%ですから、玉名の場合8%も多いという結果が出ております。やや当てはまるも入れると55.3%。全国平均は43%です。男の子になりますと、少し増えています。腹痛については、よく痛くなるが15.8%、やや当てはまるを入れると54%。吐き気があったり、気持ち悪くなるという項目もありまして、よく当てはまる、やや当てはまるを入れると、小学2年生の女子では45%、男子はさらに多く、50.9%もいます。つまり、大半の小学生は頭痛や腹痛や吐き気などの症状を普段抱えていると言えます。中学生になってもあまり数字は変わりません。頭痛はという設問に対して、よく当てはまるは玉名市は21.4%、全国平均は13.3%、やや当てはまるを含めると、率については玉名市54%、全国39.7%です。小学生も中学生も全国の小中学生と比べると、玉名の子どもたちはどうも元気ではないという実態が見えてきているのではないのでしょうか。こんな状態で授業が身に入るのだろうかと思います。不安傾向について見ますと、中学2年女子の結果を見ますと、私なんかいない方がよいと思う項目で、当てはまるが7.4%、やや当てはまるを入れると32.8%。3割の子どもが、私なんかいない方がよいと常に思っていたり、頭をかすめている。自らの存在を肯定できないでいるということは悲しいことです。すぐに自分の方が悪いと思ってしまう、17.6%、やや当てはまるは51.7%。とても心配ばかりする30%、やや当てはまるは41.2%。何をやってもうまくいかないと答えている中学生は14.6%、やや当てはまるは49.5%。その他まだたくさんある不安傾向の調査の結果を見ますと、中学生の1割はうつという北海道の調査結果と玉名市の中学生もあまり変わらないのかもしれませんが。このような実態を市はどのように受け止めておられますでしょうか。このような子どもたちの心身の変化について、原因は何なのか。北海道の調査では、子どものうつと就寝、起床時間、戸外での遊び、テレビ視聴、ゲーム、朝食の有無などとの関連は見られなかったということです。つまり生活リズムでもない、運動不足でもない、テレビ、ゲーム朝食でもない。では、ストレスなののでしょうか。今日は子どもたちの体がおかしいという実態が見えてきていますが、3月議会では今の子どもたちは落ち着きがない、集中力に欠ける、すぐ切れるなど、気になる子が玉名市においても増えてきている。乳児健診の場では、3割の子が気になる子であるということが明らかになりました。事実、今回の調査でも他の項目を見ますと、そのような傾向が見られています。

つい先日、筑後市の環境フェアに行きまして、とても興味深い講演を聴いてきました。中学、高校の教師を16年されていた方、長崎の先生のお話です。講演の要旨を申し上げますと、34度台の体温の子を年数回見るようになってきました。青白い顔でだるそうに早退していく生徒、平熱は35度台、小学校時代から低体温、いつも体がだるく、高校に入ると心が病んできてリストカット。リストカットというのは手首を切るこ

とで、自殺行為にあたります。うつ病、そんな生徒たちが1人や2人でない現状がありました。調べてみると3分の1以上が、平熱が35度台の低体温だったのです。これは一部のクラスや学校だけの問題ではなく、日本全国の現状です。今いじめによる自殺とか、親や教師の言葉に傷ついて自殺とかの報道もありますが、根本には食の乱れによる心のひ弱さがあるのではないかと。つまり、低体温、うつの状態であれば、ちょっとした引き金でも思いもよらぬ行動を引き起こすことがあるというお話でした。なぜ低体温が増えているか。今の野菜は、50年前の野菜に比べて、ミネラルが7割から1割まで激減しているため、私たちは通常の食事でもミネラル不足になりがちと言われています。その上、調理の手間のかかる野菜や海草を食べなくなってきたことと、加工精製されたミネラルの少ない食品を食べるようになったことも大きな原因とも言われています。ミネラル不足は、食物からエネルギー熱源を作り出す酵素やホルモンの働きを低下させるため、体温を正常に保ちにくく低体温になっていくというふうに使われています。そして、人の体は36度以下になると、新陳代謝が不活発となり、免疫力低下、自律神経失調症を引き起こします。食の大切さを裏づけるかのように、高道小学校が学校給食研究推進校になって、全校挙げて食育に取り組んだところ、1学期の欠席日数が242日から157日に減少、保健室来室者も226人から169人に減少したという結果が出ています。

また長崎県下の中学校で取り組んでいる命をいただく食の実践では、たった1カ月の実践で中学生が、これ中学生の感想文ですけれども、体温が急激に上がった。風邪を引きにくくなった。体温が上がり、本当にびっくりした。朝から冷え性でつらかったけど、すぐに手が温かくなる。体がすぐに冷えにくくなった気がする。朝、すっきり目が覚める。朝起きたとき、ぼうっとしなくなった。風邪がすぐ治ったことがびっくりした。平熱が上がり、疲れにくくなったので、やってよかったと思った。前までいらいらしてたけども、今はいらいらしなくなった。1時間目の授業を集中して聞けるようになった。勉強してるときに、たまに集中が途切れていたのがなくなった。このように体の面だけでなく、心の面も非常に安定してきたというような感想が述べられています。以前から非行少年などにも食事を変えると子どもが変わるという報告はありましたが、食べ物の力は私の想像以上でした。食べ物で体をつくと従来私たちは思い込んでいましたが、昨今の食の乱れは激しく、成長期の子どもたちが便利で簡単だからと商品化された命のないものを食べるようになった結果、心も体も病むようになってきたと言えるのではないのでしょうか。子どものうつ病が増えていることも、自律神経失調症などの内科的訴えが多いことも、落ち着きがない、切れるなどの問題の子が増えるということについても、心理的な面からのアプローチだけでなく、低体温、ミネラル不足の現代型栄養失調が増えていることにも着目して、積極的に食育を早急に玉名市全体に広めていく必要

があると考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、関連しますので、ごみの減量の取り組みについてお伺いいたします。回答はまとめてお願いいたします。予算書を見ますと、なかなか削れる項目がなくて、お金がない財政なんだなということがよくわかっとなりますが、この財政難の今日、市民が一番協力できることは、ごみを減らすことじゃないかというふうに、私は思っています。東部環境センターでの焼却炉の点検、補修費が年1億円、クリーンパークファイブの燃料費が年額4,000万円。それに加えて、電気、水道代が1億円。このような経費を見ますと、本当にごみを減らしていくことが財政にも大きな影響を与えるというふうに思います。先日、クリーンパークファイブの職員に、ごみを1割減らしたら経費削減はどのくらいできるか尋ねましたところ、長洲のクリーンパークファイブで1,000万円ということでした。しかし一番燃えにくい生ごみを1割減らしたならば、もっと高騰している灯油も節約することができるだろうにと思います。また17%減らすことができたなら、1号炉だけの運転だけで済みますから、さらに削減できます。生ごみと申しますと、この辺は田舎ですから、大体土に埋めるんじゃないかというふうに思っている方が多いと思いますけども、焼却場の担当者に聞いてみますと、田舎の方が生ごみが多いそうです。やはり野菜をつくっていたり、つくった野菜をいただいたりすることから、野菜料理をふんだんにし過ぎて、そして残してしまって、それがごみになるんじゃないかということですが、まち部のごみと比べて、特に岱明町のごみは生ごみが多くて、重たいというふうに聞かされ、恐縮しています。また農家の方にも生ごみどうしてますかということ、私時々聞いていますけども、意外と台所から出る生ごみはごみに捨ててますという方が多いです。そこで、ごみを減らすには、生ごみはどうかした方がいいんじゃないかという質問を以前にもいたしまして、生ごみの再利用については検討していただくことになっていました。しかし、私もその後いろいろ勉強しまして、行政が経費をかけて家庭の生ごみを収集し堆肥化するよりも、まず家庭でできる生ごみ堆肥化を進めることが先決ではないかというふうに思っています。各地の取り組みを紹介しますと、今、長崎を中心とした生ごみリサイクル、元気野菜づくりの運動が各地に広がっています。なぜ生ごみリサイクルが元気野菜となるかといいますと、調理くずや食べ残しの生ごみでつくった野菜は生命力が強く、病虫害がこない。ミネラルは50年前の野菜と同じくらい多く含み、硝酸は少なく、そのかわり甘みがありおいしいということがわかってきたからです。そのため、長崎の各地の保育園や学校で給食の残渣で野菜をつくり、野菜作りを子どもたちとしていますが、プロのつくった野菜を上回るほどのきであるそうです。なぜプロのつくった野菜よりも、保育園、小学生のつくった子どもたちの野菜の方が元気で、立派なのか。そのことについて、中心となって活動されている吉田さんは、調理くずというのは、皮とか野菜の芯とか根っことか、非常に成長点、

命のある部分を捨てるため、その命が土の中で大きな働きをして、元気な野菜をつくっていくんだ。そのように言われています。熊本では城南町が昨年から、これに取り組んでいます。同じこの長崎から講師を呼んで勉強をされて、食育健康クラブというのをつくって活動しておられるという記事が農業新聞に載っていましたので、早速先週行ってきました。いきいき市町村健康づくり事業という国保の補助事業で始めたそうです。ぜひ玉名市もこういう補助事業は積極的に活用していただきたいなと思います。まだ始めて2年目ぐらいですけども、50名の会員さんが家庭の生ごみを持ち寄って、広い畑で共同栽培されていました。また保育園の畑でも園児と一緒に生ごみリサイクル元気野菜をつくっています。保育園の子どもたちは、ここの野菜はおいしいと言って、普段食べない子どもでもよく野菜を食べるそうです。畑には白菜、大根、ホウレンソウ、チンゲンサイ、ネギ、いろいろ植えてありましたが、農薬扱わなくても野菜が育つし、においが違う、味が違うんですよと言われます。また、共同栽培している畑にも連れて行っていただきました。一反余りでしょうか、何力所かでしていますけど、そこでも種々の野菜が植えてありました。ちょうど説明して下さった農家の方が自分に普通に栽培している畑があそこにあるんですよということで、30メートルぐらい先の畑を教えてくださいましたが、やはり普通に栽培している自分の畑の野菜と、生ごみ堆肥の野菜では味が違うというふうにその方が言われていました。甘みが違うんですよ、においが違うんですよ、虫に強いんですよと言われます。なぜご自分の畑では生ごみ堆肥の野菜にしないかといいますと、生ごみが足りなくて広げられないでいるわけです。この食育健康クラブの方々は来年、今年目標としては、このクラブの人たちが中心となって地元の小学生と元気野菜づくりに挑戦して広めていくというのが活動目標とされています。また、自分たちのつくった生ごみ元気野菜の成分分析を行なって、栄養価の高さを調べ、町民に伝えていく。そして、地産地消を推進していくとなるのが、そういうふうな2年目の目標として挙げられていました。生ごみの堆肥化、リサイクルを進めていく場合、単にごみの減量のためという考えでなく、生ごみ堆肥でつくる野菜の価値までも含めて、生ごみでなければできない、元気でおいしい野菜が作れるんだということで、運動を進めていったどうかというふうに思います。ちなみに、ここの生ごみ堆肥のつくり方は、家庭の生ごみにぼかしを入れて1週間ぐらい保存しときまして、休みの日にそのぼかしで保存した生ごみを畑に打ち込みます。私は今までよく知らなくて穴を掘って埋めてみたけども、穴を掘って埋めるとミミズが来たり、今度はそこにモグラが来て畑がぼこぼこ穴が空いてしまいます。ここのやり方は、15センチぐらいしか耕さないで、つまり生ごみの土まぶしをつくります。そして、そこにビニールシートを被せることで保湿、保温しておきまして微生物の働きを促進させる。そして3日目と7日目に耕して酸素をさらに入れていく。そうしますと、すぐにかなり早く分解してきます。その時の気温に

もよりますけども、1週間ぐらいで元の形がなくなってきます。プランターでも同じようなやり方ができます。そのような方法を進めています。ただ、家庭の生ごみを堆肥化にする方法は、これだけではなく、それぞれの生活環境によって可能な多様なものでなければなりません。四国の善通寺市では、生ごみリサイクルリーダーを養成して生ごみを減らしています。ここでは、堆肥化協会とか、そういうところから堆肥化の専門家を講師に呼んで、いろんな各種の生ごみの処理法について学びます。そして自分でも実践して地域の方々にアドバイスしているわけです。高齢者や弱者にも無理がないように、共同で処理できる方法も考えておられます。電動式の処理機は買ったけれども、活用してないという人が多いようですけども、そんな方の相談にも乗ったり、コンポストで虫が湧いたとか、悪臭が出たなどの対応もされています。このように、生活している市民のすぐそばで実践できる方法を共に考えている人が、地域にいるということはとても大事なことです。その結果、1年で223トンごみを減量することができたということです。

ここの課長さんは、朝来て一番の仕事は、インターネットでいろんな助成金がないかどうかを調べるのが一番の仕事で言われてまして、この生ごみリサイクル推進リーダーの養成費用は、全部そういう助成金で賄っている。市の予算じゃないということでした。今環境問題については、いろんな企業が助成を出したりしておりますので、そういうのを活用しているということです。そのほか最近では、新聞やテレビでも放映されたように、段ボールで生ごみを処理する方法も広まっています。段ボールは通気性がよいため、水分の調整ができることから、家庭での堆肥づくりに最適とされています。私は赤旗、私は共産党ではありませんけども、前回の同僚議員に勧められてというか、お付き合いで取っていた赤旗で、この段ボールで生ごみ堆肥をつくるのがもう3年も前に紹介されていました。腐葉土や米ぬかを使ってする方法でもありましたけども、今流行しているのは、ピートモスと籾殻くんたんを入れて、そこに生ごみを入れるものです。微生物が分解してくれるので、これは2、3日でごみが、まあ2日ぐらいでしょうか、気温にもよりますけども、台所のあの生ごみが2日ぐらいで形がなくなってしまいます。その時に、発生する熱が、熱で水分が出ますので、その水分を逃がすために段ボールが一番いいんだというふうなことです。そして、野菜くずの水分、野菜くずの90%は水分だということですので、その水分が蒸発していきますから、段ボールに入れても入れても中身がいっぱいにならないんですね。ミカン箱みたいな段ボールに毎日、三角コーナー1つぐらいの生ごみを毎日毎日入れていって、3カ月入れても大丈夫というくらいおもしろいものです。大体1つの段ボールで40から50キログラムの生ごみを処理できるというふうに言われています。微生物相手ですから、分解の進み具合を見ながら、水分調整したり、切り替ししたり入れるものを少し温度が下がったから、廃油を少し混

ぜてみようとか工夫しますので、生き物を飼ってるみたいで楽しいということで、堆肥のたいちゃんという名前をつけて、たいちゃん、たいちゃんと言って可愛がってしますというふうな声もあります。もっばらの評判です。この発祥の地は北海道ですけども、福岡の堆肥づくりの名人の女性が、この段ボールコンポストについてもマスターされ、循環生活研究所というものを立ち上げて、積極的に堆肥づくりを進めておられることから、福岡の自治体では、かなりこの段ボールコンポストを使った堆肥づくりというものを進めています。市の方で講習会、講座を開催して、そして市民に広げています。これはテレビでも紹介されましたので、関心持っている人が多くて、私も玉名市でぜひ導入してもらいたいと思ひまして、広域のこないだ玉東でもありました、長洲でもありました環境フェアでできないかということをお話ししましたし、またこれは環境だけじゃなくて社会教育でもいいんじゃないかと思ひまして、社会教育の講座でもできないかということも相談したんですけども、予算がないとか、場所がないとかで年度の途中でしたので、実現できませんでしたので、ちょっと自分で福岡の方を呼んで講習会を開いてみました。核となる人がしっかり覚えればいから、20から30人集まればいかなと思ひてやってみたんですけども、どこから話を聞いたのか、70名も来られてびっくりしました。やはり野菜くずを捨てるのはもったいない、どうかしたいと思ひてる人は多いんです。しかしやってみますと、やはり1回話を聞いただけでは途中で挫折する人も中にはいますので、地域に相談できる人の必要性を感じます。このようにあちこちの自治体では、家庭の生ごみの堆肥化を積極的に取り組んでいますので、この問題については、玉名市も推進をつくってはどうかということをお話ししましたが、今回もこの問題について意識の高い市民グループの活動に任せる方法もありますけれども、合併して行政が遠くなってきている今日だからこそ、市と市民のパイプ役を養成することはとても大事なことでないかなというふうには思ひています。市民を動かすことはとても大変なことだと思ひますが、モデル地区でもいいから、効果的な方法を考えていただけたらというふうにお思ひしております。今日は一見離れた学校の子どもたちの問題とごみの問題を取り上げましたが、これは健康という面では1つにつながる問題であるというふうにお思ひしています。あわせて執行部のお考えをお伺ひします。

○議長（小屋野幸隆君） 近松議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 玉名市の小中学生の健康問題について、近松議員の御質問にお答えいたします。まず心身の不調を訴える子どもたちの現状と対策についてでございますが、昨年度、玉名市の児童生徒の日常の生活習慣と健康状態について調査した結果を見てみますと、頭痛や腹痛の身体的不調を訴える子どもたちは、議員がおっしゃるように、小中学生とも、全国平均よりも割合が高く、小学生では、低学年に、中学生では女子に多いという結果が出ております。また就寝時刻の調査では、夜10時以降就寝の小学生が高学年で約60%、中学生では夜12時以降の就寝が15%に昇っております。朝の起床時刻の調査では、小学生の90%、中学生の約80%近くが朝7時までは起床しております。このことから、夜遅く寝て、朝は割と早く起きるということで、睡眠時間が短くなっているということがわかります。このほかテレビの視聴時間や携帯電話のメールに費やす時間、インターネットの使用時間等も学年が上げるにつれて多くなっている傾向があります。このような日常生活の様々な問題が子どもたちの健康状態にいろいろと影を落としているのも事実です。そのため、各学校は、家庭、地域と連携し、子どもたちの健全な心身の発育のために、生活点検を行ったり、ノーテレビデーの運動を行ったりいたしております。また玉名市の学校教育目標の中にも食育の推進を掲げ、学校訪問や校長会議を通して、食育を推進しているところであります。子どもたちの心身の成長、生涯を通じての健康保持増進を図る観点から、基本的生活習慣の確立、生活リズムの確立といたしますが、これは運動の推進、心の健康の問題等の取り組み、さらには食育の推進について、今後さらに努力をいたしてまいりたいと、このように考えております。

次に、低体温に着目した健康づくりと職域についてお答えいたします。健康な人の基礎体温は36度5分ぐらいですが、最近、大人だけでなく、子どもたちも体温が低い状態が以前よりも多くなったと聞いております。玉名市の小中学校の養護の先生のお話でも、保健室に来る子どもたちの体温を測ってみますと、35度台の子どもさんが、以前よりも多くなったということでございます。その原因として、ある大学の先生のお話では、子どもたちの食事が必要な栄養素が全部とれていないということで、特にビタミン、ミネラル、食物繊維、ファイトケミカル、これはワインの中のポリフェノール、大豆の中のイソフラボンなどというのですが、そういうものが不足しているということでございます。また、砂糖類を非常に多くとっていたり、不規則な生活をしたりしていると体温が下がってくると。そうすると免疫力も働かないで、そのような状態になることは、食事のあり方と密接な関係があるということでございます。この先生のお話では、規則正しい生活を送り、朝、昼、晩の食事をきちんと取って、早寝、早起きを実行

したら基礎体温になるということでございます。私たちは寝ている間には、体温が大体1度下がっております。低体温になるわけですが、朝食を取りますと、その低体温が上がるわけです、36度5分ぐらいに。しかし、朝食を取らないと、その低体温状態が続く。低体温状態が続きますと、脳が活発に働かないということで集中力も欠け、そして精神的にも不安定になると、こういうことを言われております。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、やっぱり食が重要であると考え、基本的な生活習慣の確立や「早ね、早起き、朝ごはん」運動の推進を行なっているところでございます。先ほど議員おっしゃいましたけれども、本年度、高道小学校が学校給食の研究発表を行ないましたけれども、食育の推進の結果、朝食を3品以上食べる児童が増えたり、内科的な原因、腹痛とか、あるいは頭痛で保健室に来た人数が前年度よりも25%、欠席者の人数も35%減少したりすると、すばらしい結果を出しております。このように食に関する指導の充実、食の環境整備や日常的な指導の充実を図り、また家庭や地域との連携を図りながら、今後とも子どもたちの健康づくりに努めてまいりたいと思っております。

最後に、こういった頭痛とか腹痛とか、こういうアンケート調査によると訴える子どもが多いわけですがけれども、元気な子どもさんもたくさんいるということをお互いに認識したいというふうに思っております。ちょっと声がかれまして申し訳ありません。聞き苦しかったというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 近松議員の家庭の生ごみ堆肥化推進についての人材育成についてお答えをいたします。本市における家庭の生ごみ堆肥化推進の現状を申し上げますと、家庭から排出される生ごみの減量化の推進を図るため、電気生ごみ処理機やコンポスト等の購入者に対しまして購入費用の補助をしているところでございます。

現状を申し上げますと、合併年度からの補助件数を申し上げますと、平成17年度は142機器、平成18年度は62機器、平成19年度が上半期で4月から11月まででございますけれども、27機器となっております。年々補助の件数が減少しているような状況でございます。また電気生ごみ処理機につきましては、購入はしたものの電気代や手入れなど手間がかかるということで継続して使用されていない人も少ないのではないかとこの声もありまして、市におきましても補助金に代わる生ごみの減量化の促進につきまして考えているというところでございます。

そこで、循環型社会の確立と市民生活から排出されます生ごみの肥料化の促進ということで、家庭での生ごみの堆肥化の推進による家庭菜園利用を普及させるための人材

育成についてでございますが、ごみ減量化の取り組みの1つとして、生ごみリサイクル指導者育成に取り組むことも1つの手段でなかろうかと思っております。生ごみのリサイクルを進めるためには、市と環境団体がタイアップいたしまして、生ごみリサイクル講習会、あるいは地域で核となるリーダーを育成し、リーダーには住民への生ごみ処理の指導や相談役になってもらうようなシステムづくりを構築していければと考えておるところでございます。

また玉名市内におきまして、今年2月市内の環境系の15団体により、地球温暖化対策地域協議会の組織に向けた設立準備会が発足いたしまして、11月29日に、玉名地球温暖化対策地域協議会環境応援団「エコの環たまな」が発足したところでございます。この協議会の会員には、これまでごみの減量化や地球温暖化対策などで地域に根ざした活動を続けていらっしゃる個人、団体も多数入っておられます。今後この「エコの環たまな」並びにEM活性液やEMボカシに優れた技能を持っている皆様方と市との連携により、家庭の生ごみ堆肥化の普及促進活動を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「生ごみリサイクル元気野菜づくり運動」についてお答えいたします。市内の各家庭において、毎日台所から出てくる生ごみでその世帯が家庭菜園で作物をつくる。その作物が再び家庭の台所に戻ってくるという、いわゆる小さな地産地消的な考え方は、家庭及び地域ぐるみで生ごみリサイクル運動を促進するのに大きな飛躍をもたらせてくれると考えているところでございます。このような取り組みは、議員御提議にございましたように、安全でおいしく、新鮮で栄養価の高い農産物栽培を可能にし、地域及び家族みんなの健康を支え、つくる人と食べる人相互の絆も深めてくれると考えているところでございます。家庭でできる生ごみの引き取り方法は、田畑に埋める、コンポスト容器を使用する。電気式の生ごみ処理機を使用する。あるいは先ほど言われました段ボール箱生ごみ処理等々が考えられます。方法は他にもたくさんあると思いますが、生ごみの堆肥化の推進につきましては、市民それぞれの生活パターンにあった生ごみの堆肥化のいろんな方法を周知、広めることが可能であると考えております。先ほど申しました環境応援団「エコの環たまな」の主催の環境イベントもこれからなされると思います。それから菊池川流域同盟の「菊池川の日」の事業、そのほか教育委員等々とタイアップいたしまして、学校教育あるいは生涯学習の事業の中などの連携で、生ごみの堆肥化の推進は可能であると考えているところでございます。また最近、段ボール生ごみリサイクルが注目されておりますが、これは段ボール箱を使用し、土壌改良剤の購入費用だけで、室内で簡単に処理ができるというお話も聞いております。家庭における生ごみの処理につきましては、ごみ処理政策ばかりでなく、豊かな土と安全な作物を求め、それから堆肥化によりまして供給とのバランスを保って家庭菜園に還元する。そして、その家庭菜園から取れた生産物を家庭で消費するという循環システムが確立されますの

で、循環型社会を構築する上で大変すばらしいことであるというふうに思っております。生ごみのリサイクルにつきましては、「エコの環たまな」及び市の関係部局等と連携をいたしまして、生ごみを各家庭において良質な堆肥として使えるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 保健師らしい近松議員の子どもたちの健康状態についての指摘、それから教育長の報告伺っております、ちょっとショックでしたよ。そういう実態があるのかなと。まあ、データですから、素直に受け止めなきゃならないと思います。

ただ、そういう話が続きましたので、少し嬉しい話も議会の皆さんにお知らせをしておきたいと思っております。全く同じトーンかどうかは別として、実はこの10月18日に平成19年度熊本の元気づくりフォーラムというのが県の教育委員会の主催で、熊本の市民会館の方で開かれて。それは、児童生徒の体力向上についての取り組みなんですね。その中で内容は児童生徒の体力向上を推進するために学校内で行なわれる体力テストの結果等を積極的に活用し、児童生徒の実態に応じた体力づくりに取り組み、成果をおさめている学校を表彰するものであるという規定があるんですが、最近子どもの体力低下等々が言われておりますから、今指摘があった体調の問題と体力の問題がぴたっと一致するかどうかは私にはちょっとわかりません。わかりませんが、体力向上に取り組んでいるという学校で、実は県内で最優秀校、取り組みの優秀実践校として築山小学校が表彰を受けました。同時に、体力向上優良校として梅林小学校、月出小学校、中学校では玉南中学、岱明中学等が表彰されておりますが、特に築山小学校は県内最優秀校として表彰を受けたわけ。それで私も、これ築山小学校はどのような取り組みをしていることが表彰の対象になったのか、ちょっと聞いてくれということで、広報の職員をやって聞いてきました。それによりますとですね、築山小学の取り組みが児童に対して個人の体力把握のために、学習ノートに課題と感想を書かせるとともに、保護者への啓発のための結果のファイルと、こういう、難しくちょっと書いてありますが、親子で一緒になってやっぱり体力テストやなんかのことを意識するということだろうと思っております。2番目には、体育委員を中心とした朝の自主トレーニングの実践。ハッスル、マッスルタイムと名づけた全校体育での校内の有効活用した楽しい運動の実践。3番目、体力状況を知らせるための体力テスト結果の校内掲示。部活動では基礎体力づくりを中心とした練習メニューの実践。こういう取り組みが報告されて、それが評価の対象になったと、こういうことですが、市内の各小学校、中学校がそういう意識の中で子どもたちの体力向上に取り組んでくれてるんだということを知って、非常に嬉しく感じた次第です。ちょっと厳しい話がありましたので、あえてこういう元気な部分、前に向かって進もうとし

ている部分のこともおつなぎを申し上げておきたいと思います。どうぞよろしくお願  
い  
します。

○議長（小屋野幸隆君） 7番 近松議員。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今日子どもたちの健康を考える場合に、低体温という現  
状の問題を共通認識することができていい機会になったというふうに思っております。  
ただいま市長から元気な部分もあるんだというお話をいただきました。ただ、私は保健  
師を25年していきまして、確実に子どもたちはやはり体がおかしくなっているとい  
うことを感じています。20年前、岱明町で生まれる子どもは200人でしたが、その  
中で、入院したとか、それから点滴を打ったとか、肺炎になったとか、そういうこ  
とは、私は聞いたことがありませんでした。今、子どもが減りまして、1年に100人  
しか生まれません。ですけれども、入院、点滴、肺炎というのは珍しい言葉ではありま  
せん。保健師の子どももやはり入院したり、点滴受けたりしております。やはりどこか生  
命力がなくなっている、今の子どもは弱くなっているということは1つの事実である  
ということやはり認識していただきたいというふうに思っております。今、食事につ  
いては、高道小学校で非常にいい結果を出してくれました。これをもとに、本当に高道小  
学校では全校、教職員挙げて、また地域を巻き込んでされたので、この結果が出たん  
だろうと思います。小学校の校庭のパンジーが植わってた花壇には、今大きな白菜とか大  
根が青々しているんです。そこで、地域の方々も一緒になって、その野菜で漬け物をつ  
くったり、そういうことも含めて子どもたちの食の大切さを教えているということ  
ですので、どうか今後広く、それを広めていただきたいなあと思います。そこでの調査で、  
朝食を食べない子は少ないというふうに言われてますけれども、3割の家庭で朝食1品  
のみなんです。1品のみということは、ご飯にふりかけだけか、菓子パンだけ食べてく  
るような家庭が3割だということです。先ほど市長の方から、朝のトレーニングの話が  
出ましたけれども、子どもたちがパンだけかじって行って、早朝練習して本当にいい体  
になるんだろうかということを思います。今の母親がだらしなくて、朝ご飯をつくら  
ないのか、味噌汁をつくらないのか、そう言えるのか。それとも親自身も低体温で朝  
がきつくて起きられなくて、ご飯がつかれないんじゃないかなあというふうに、私  
はかえって思います。そのことで食育に力を入れていくこと、生ごみ野菜で元気な  
野菜をつくって、そして親も元気になっていく、この運動を広めていくということ  
は、とても大事なことだと思っておりますので、あわせてしていただきたいなあ。  
学校現場でもこの生ごみリサイクルもあわせて取り組んでいただきたいですし、  
それについては、やはり地域でリーダーをつくっていかないと学校だけでできる  
ことでは決してありませんので、含めて考えていただきたいというふうに思  
っております。それから、先ほどミカンの消費

のことについて福嶋議員から出ましたけども、低体温の人が増えますと、寒くてミカンがおいしいと感じられません。ミカンの消費拡大のためにも、やはり元気な体をつくっていくということが必要だというふうに私は思います。段ボールの生ごみ堆肥につきましては、テレビで放映されましたビデオを焼却場の係の方に見ていただきまして、ぜひ取り上げてほしいと話しましたところ、それを家庭で見た奥さんが、これはおもしろいというので、そのビデオを見ただけで始めて、楽しんでますということでした。やはりごみ問題とか生ごみというのは、女性の方が非常にぴんときやすいところがあるんじゃないかと思いますが、多くの方々にもより大事なことがわかっていただきたいのです。執行部の方々には、ぜひ一度はこの段ボール生ごみ堆肥を自ら実行してみて、また市の政策としてどういうふうに広げていくかを考えていただきたいなあと思ってます。私の考えでは、玉名市で1,000所帯ぐらい取り組みますと、ごみは1割減量になりまして、1,000万円浮くなあと思ってますので、これは可能だと思います。まあ、ざあっと考えただけでも、今この数カ月で100所帯ぐらいはしてるでしょうし、1,000ぐらいは可能で、1,000万円を節約することは可能だというふうに考えてますんで、行政でしっかり後はお願いしたいというふうに思います。1月には佐世保でこの食育まつりがありますので、どうか財政難の折だと思いますけども、職員の方々にもいろんなところを勉強に行かれまして、よりいい方法でこの生ごみ堆肥の元気野菜づくりを広めていただくように、そしてごみは減らして、そして経費を浮かして財政が潤うようにつなげていただきたいなあと思ひまして、私の一般質問は、終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時04分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 社民党の田島八起です。早いもので、本年最後の定例議会を迎えました。今年の大きな出来事といえば、何と言っても7月の参議院における与野党の逆転ではなかったかと思います。これまで国会においては、与党、絶対多数の国会運営で、規制緩和をはじめとする自由競争の結果により、企業間、地域間や自治体間、そして働く仲間にも大きな格差を生じ、障害者自立支援法にも見られるように、福祉も大きく後退しました。参議院における与野党の逆転が、これらの社会的歪みを少しでも解消できるように新しい年に期待するところです。

さて、私は今議会に保育所問題と後期高齢者医療制度の問題について通告をしています。早速、保育所問題から質問に入ります。保育所問題は大きく2つありますが、1つは保育所条例の一部改正の問題についてです。これには、8点についてお尋ねします。1. 保育所条例の一部改正の必要性とその理由についてです。このことについては、9月議会の全協の中で簡単な説明がありましたが、天水東とちどりの2保育所を民営化するための条例改正であり、正式提案にあたり、その必要性と理由について改めて御説明をお願いします。

2. 民営化することによっての経費の節減についてであります。前回の同様の質問に対しての答弁では、平成18年度の決算ベースで比較すると、約1,900万円の節減になる旨の答弁がありました。しかし、今回の民営化における人件費だけを見ても、私は安くなると見ています。といいますのも、民営化される2保育所の職員は、正職員で7名、臨時職員が5名で、その結果、7名の正職員は他の保育所に移転となり、そこでの臨時職員は余剰となり、あわせると12名の臨時職員が解雇となります。本年度末で、保育士さん1人の退職が見込まれることから、実際には、現状の児童数でいくと11名の余剰となるわけですが、来年度の人件費を考えると、今までの保育所では、6名が臨時職員から正職員に変わることによって人件費は高くなることが考えられます。また、12名の臨時職員に変わって、民営化する保育所の12名分の人件費を新たに負担することになり、この点を見ても、現状から見ると、むしろ人件費は高くなると思っています。一方、運営費について考えてみると、運営費は園児1人幾らという基準があり、公立も私立も余り変わらないのではないかと思います。そのように見てみると、民営化による経費節減は、来年度の予算を考えると、むしろ支出増になるのではないかと思うところですが、軽減になるという根拠について、人件費、運営費ごとにお示しをください。

3. 解雇される臨時職員の就職斡旋についてです。民営化についての引き受け法人も既に選考されているようです。今回の民営化による臨時職員の解雇は11名と考えられます。これは個人の都合じゃなく、業務上の都合で解雇になるわけですから、したがって就職を希望する人には、市も責任を持って就職の斡旋をしなければならないと考えています。再就職について、どのような考えを持っておられるか、その御所見をお伺いします。

4. 民営化2保育所の土地、建物の所有はどうなっているかについてであります。また、民営化と民間委託及び指定管理者制度はどのような違いがあるのか。この点について、わかりやすく御説明をお願いします。

5. 平成21年度からの3保育所の民営化についてです。既に21年度から1年ごとに3保育所の民営化の方針が示されており、民営化検討委員会においてもその順序を決

めるための基準となる条件も示されておるようです。この条件に沿って検討すれば、既に順位は決まっているものと考えますが、今年3月に示された行革大綱にも述べられておるように、開かれた市政の推進として、行政に関する情報を積極的に公開し、市政を開かれたものにすると言われております。この姿勢に基づいて、民営化の順序を明らかにしてほしいと思うところですが、この点、どのように考えられておられるか、この御所見についてお伺いします。

6. 9月議会以降、保護者との話し合いについてです。9月議会前には、2回ほどの話が持たれ、反対や危惧する声もあったようですが、9月議会以降、話し合いはされたかどうか、保護者の了解は得られたかどうか、その経過についてお伺いします。

7. 民営化される保育所の職員や他の職員にも説明がされています。どのような形で行なわれ、どういう意見が出されましたか、その内容をお知らせください。

8. 子育て支援センターや病後育児保育など、子育て支援の充実についてです。子育て支援センターについては、現在旧玉名市や岱明町、天水町で各1カ所設置されています。このような支援センターの充実と病後児童のいきなりの保育所への復帰が無理な幼児の保育を、保育所に設置してしたらどうかということでもあります。この御所見についてお伺いいたします。

次は、保育所関係の大きな2つ目として、現在の保育所の問題についてであります。この点については、前回とダブる点もございますが、質問の主旨に沿った答弁がなされていない点もありましたので、その点も含めて3点お尋ねします。

1. 保育所職員の雇用形態についてであります。保育所では、正職員、臨時職員、派遣社員の3構成であり、これは合併前の計画からして現状では経過措置として仕方ないと思うところですが、自治体の1事業の運営形態としては、本来おかしいのではと思うところですが、全職員を正職員で運営すれば問題はないところですが、これもすぐ実現とはいかない問題と思われるし、当面は正職員とどちらか1組、1つの形態に統一すべきではないかという思いがいたすところですが、どう考えておられますか。また、臨時職員と派遣職員の人件費はそれぞれどれくらいか、その実情についてお示しください。

2. 臨時職員の雇用についてです。この問題についても、前回取り上げたところであります。当時の答弁では、地方公務員法第22条の5項により運用しているとのことでしたが、私は、この条文には適合しないように思います。改めて御所見をお伺いします。

3. 保育所における年休を取れる環境づくりについてです。私は、今回の民営化の問題で、公立11保育所を訪問して感じたことは、公立保育所の延長保育は4園のみが行なわれていると言われており、私自身も公立の延長保育は、民間に遅れているのではないかと思っていたところですが、実際に現場を訪れて話を聞いてみると、すべての面で実質的には朝の7時半から夕方の6時半まで、早いときには7時から夜の7時まで、保育



士さんたちの努力で現実的にはすべての園でされておるといふ実態にあります。そのことで、保育士さんたちにはかなり無理が来ていることを感じました。また年休取得の状況もお聞きしたところですが、この年休取得の状況が極めて低い現状にありました。1年を平均して5日取られているならばいい方で、取れない方もおられるようです。さらに、給食の調理師さんは1名配置が多く、これまたなかなか年休を取るのが難しい状況にあるようです。年休消化ができる環境づくりが必要と思いますが、どう現状を認識されており、どのようにこの問題に対処されていかれますか、その御所見をお伺いします。

以上、保育所問題の御答弁をお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 田島議員の玉名市保育所についての御質問にお答えします。保育所条例の一部改正の問題点について8つ御質問がございました。順次お答えします。保育所条例の一部改正の必要性とその理由につきましてでございますけれども、本年3月に策定されました玉名市行政改革大綱に「行政主導で進められて来ました行政運営や行政の責任領域を見直し、スリムで質の高い行政運営システムの構築を進める」とし、この中に民間活力の導入により、保育所の民営化というものが掲げてございます。これを受けまして、民営化検討委員会を設置し、検討し、現在の公立保育所の一部民営化することもやむを得ないということで、保育環境並びにサービスの向上も期待できるのではないかとこの結論で建議書をいただいていることによるものでございます。

2番目に、経費の節減額が1,900万円であるとの根拠についてでございます。公立保育所11園の平成18年度決算額から、仮に私立保育園とした場合の支弁額との差と、公立保育所が国県負担金から、地方交付税に含まれることとなった制度変更による差の合計額、それをもとに単純平均額を出して2園分を計上したものでございます。言い換えますと、支出面から見た差額、収入面から見た差額を合算して平均値を出して2園の分を出したということです。それから、人件費と運営費の割合につきましてでございますけれども、概算ではございますが、運営費の中で人件費が85%、その他運営費が15%というふうになっています。

3点目、臨時職員の就職斡旋についてでございます。天水東保育所及びちどり保育所の臨時職員5名につきましては、今後移管先であります移管保育所の運営条件で移管後の法人において雇用に努めるようにしております。また、7人の市職員の異動に伴い7人の臨時職員が解雇されるのではないかとこの御質問でございますけれども、正規職員の定年などによる退職者が2名ございますので、残り5名は、臨時職員の自然減での対応を考えております。臨時職員さんにおかれましても、もう辞めたいという方がおら

れるということでございますので、そのような自然減での対応を考えているというところでございます。

4点目の民営化2園の土地及び建物の所有でございます。保育所用地につきましては5年間の無償貸与、建物につきましては無償譲渡としているところでございます。それから民営化と民間委託及び指定管理者の違いということでございますけれども、民営化とは保育所の設置主体、運営主体共に民間に移行します民設民営でございます。これに対し、設置主体が市のままである公設民営方式には、管理委託方式と指定管理者制度があるわけでございますが、法的な面で違いがございますして、管理委託では運営主体が公共的団体に限られておるということで、委託契約に基づく管理業務を行なうということです。管理権限は市でございます。指定管理者制度では、管理運営自体が、民間業者を含む団体でもいいということでございます。市が条例で業務を規定したものを、協定に基づいて管理業務を執行しますけれども、管理権限は施設の使用許可など、原則指定管理者側にあるということでございます。ではなぜ、今回指定管理者制度にせずに民営化にしたのかということでございますが、民営化することで、運営面でより柔軟な対応が可能であるということ。財政的な効果が大きいということ。それから、施設整備にあっても、施設整備交付金が活用できるというようなことから、民営化ということに至るとのわけでございます。

5番目が平成21年度以降の民営化対象園についてでございます。現在進めております2園の保育所の民営化の状況を見ながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

6点目が、保護者への理解ということでございます。対象2保育所の保護者会への説明はもちろんでございますけれども、関係議員、区長さん、民生委員さん、保育所の職員の方々へも説明を行ない、一定の御理解は得られたものではと考えております。本日に入りまして、法人も交えた保護者と行政と法人も交えた説明会も開催しておりますところでございます。

7点目が、民営化予定保育所の職員、及び保育所職員の説明についてでございますけれども、民営化予定保育所職員につきましては、7月20日及び23日にちどり保育所、天水東保育所の職員に対し、当該保育所において説明会を開催し、今後のスケジュールでありますとか、職員の身分について質問がありまして、職員の身分については変更がないということ。臨時職員については、移管先の法人に対し、引き続き雇用を移管条件とするようなことを説明いたしております。また市の職員、臨時職員及び派遣職員の保育士全員に対しましても、8月30日に、玉名市文化センターにおいて説明会を開催し、この中で民営化することで児童への影響の有無、保育者としての思い、職員の処遇、移管するまでの期間が短いということ。子育て対策を市はどのように考えているか

などの意見があり、児童への影響を極力少なくすること、市職員の身分については、異動による対応とすること。臨時職員については、移管先の法人に対し、引き続き雇用を移管条件とすることなどを説明いたしました。また組合との市立保育所民営化に伴う要求書が提出されましたことに伴い、10月31日に、意見交換を行ない、臨時職員の処遇、民営化に対する不安の払拭、職員の勤務条件に対して変更がないことなどを説明いたしております。

最後に、子育て支援センターや、病後児保育など、子育て支援の充実についてというところでございますけれども、本年度から子育て支援センターと子育て広場について、新たに「地域子育て支援拠点事業」として再編されました。この事業の基本事業として子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連状況の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施が必須条件というふうになっております。現在、敬愛保育園の「玉名市子育てネットワーク」、大野保育所の岱明子育て支援センター「くすの木」、小天保育園内「天水町子育て支援センター」、玉名市福祉センターで実施されている「子育て広場」というものがございます。次世代育成支援行動計画の中では中学校に1カ所の目標値を定めており、今後も子育て支援の充実を図ってまいります。

大きな2番として現在の保育所の問題について3点、御質問ありましたけれども、福祉部関係の2点についてお答えいたします。将来的に臨時職員、派遣職員はどちらかに整理すべきではないかという御質問でございました。臨時職員につきましては、合併前の玉名市、天水町で派遣職員は合併前の岱明町で採用されていた雇用形態でございます。現在のままの雇用体系を当分維持したいというふうに考えております。人件費につきましては、人件費の実情ということでございましたけれども、昨年度の決算額では臨時職員46名で7,880万円、1人当たりになりますと、年に171万3,000円となります。派遣職員は17名で2,945万円、1人当たりになりますと173万2,000円が年額でございまして、その差は年に1万9,000円ということでございます。

それから3点目に年休の取れる職場づくりというお話がございましたが、市の保育所職員の有給休暇取得日数が平均3.3日ということで、非常に少ないというのが実情でございます。市全体の職員の有給休暇取得日数9.3日と比べ、非常に少ないという状況にあります。このことにつきましては、年休代替職員、今保育所2名、調理師1名さんを確保して、年休されるところに派遣しているというような配置しているというようなことでございますが、さらに増員を図り、職員の健康管理に配慮したいと思います。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 私の方から、田島議員の現在の保育所の問題についての2番目の臨時保育所の雇用のあり方についての御答弁を申し上げます。臨時保育所の雇用のあり方ではありますが、確かに通算いたしますと、勤続年数の長い方もおられます。基本的にはすべて6カ月を超えない期間において任用を行ない、一定の経過期間を得て、6カ月を超えない期間で1回の更新を行ない、最長1年間の雇用となり、すべての保育所において年度末の3月末までの雇用といたしております。したがって、地方公務員法第22条第5項の規定する期間の定めのある雇用契約そのものであると考えております。9月議会におきましても述べましたように、臨時保育といたしても、担任として従事しているケースもございますので、1回の更新により年間の雇用を凶っているところであります。議員の御理解をよろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきました。前回、同じ質問をしたというところもあって、同じ答弁になっているところもありますけれども、まだ第1番目の2園を民営化するというので、これは、1つは行革大綱に基づいてスリム化という意味ではわかるわけですが、サービスの向上というのは、民営化することがサービスの向上につながる、どういうつながりがあるのか、ちょっと私も理解がしづらいところがあります。ほって、先ほども申しましたように、実は延長保育は、公立は4カ所しか正式にはやっておられないから、私も4園しかやっていないというふうに思っていたところですが、やっぱりそこは住民の要望もあってだろうと思います。保育所の先生たちが協力し合いながら、現実的には早いときは朝7時から、遅いときは夜の7時まで、これは市が行なっております延長保育と変わらんような状況でですね、されておるわけですね。だから、そういう意味では何かサービスが特別によくなる、市の主張でいうなら経費の節減というのは起こり得るかも知れませんが、ただ、さっき言われたように人件費が85%で、運営費が15%程度ということは、1,900万円の軽減の内訳のパーセントだろうというふうに私は思いますけれども、現実面から先ほど言いましたように、11名か、先ほど2名退職ということであれば、10名の臨時職員の人たちの解雇ということになるかと思えます。ここら辺は、私は安くはならんと思っております。これは来年の新年度の予算を見れば明らかになることでありまして、その中で、また自分なりに見ていきたいというふうに思えます。

それから3番目の解雇の問題で、2園の5名の臨時職員の皆さんについては、新しく受ける法人の方で雇用してもらうように努力をします。もう既にそういうふうになされたということでしたかね。それから後、この2園から異動される正職員の異動により生

じる5名については、自然減で対応するというちょっとどういうことかなと、5人全部がもう再雇用の希望をされないのかどうか。これで契約を打ち切るからもう辞めてくださいという中身なのか、そこら辺をちょっとわかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

それから、民営化される2園の土地、建物の所有というのはわかったわけですが、私は、これは後の臨時職員と派遣職員と正職員と3つ、1つの事業で3つの雇用状況があるのはおかしいんじゃないかという、それと勘案する中身を持ってますけども、同じ保育所を片一方は民営化して、片っ方は指定管理者でいくということ自体は、理屈からいうならどっちかにやっぱり統一せんとおかしかっじゃなかつかというふうな、要らん疑念が湧くところもあるわけですね。だからそういう意味では、民営化なら民営化、指定管理者なら指定管理者、どちらか1つの方向でやっぱり運営をすべきじゃないかというふうに、私自身は思うところでありまして、そこら辺の御見解があったら1つ御答弁をお願いいたします。

それから、再来年度からの民営化の順序については、これはなかなか発表されないというところでもありますので、あえて言いませんけれども、6番の9月議会以前に、保護者会との話の中では、危惧する声や反対の声もあったと。ほって、9月議会が終わってから3回目の話し合いをされたというふうなこともありましたので、そういうやつまで含めて反対の意見の人も納得してもらおうたのかどうかということ、ちょっとお聞きしたかった訳ですけども、そこら辺のところの話し合いとはちょっと違う中身じゃなかったかなというふうに思います。それで、反対する人もおられるけれども、見切り発車でやっていくということかどうか、そこら辺の答弁だけひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、子育て支援センター等の取り組みですけども、先ほど玉名市でやっている事業の推進の御説明がありました。それは私もわかるところでありますけれども、やっぱりこれは保育士さんたちにも話の中で、そういう要望はなかったのかなあということもありまして、ちょっと出したところですけども、やっぱり今のように民営化されていくと、働く職場というのはなくなって、一般職の方に移っていくということも考えられます。やっぱり、子育て支援の充実とあわせて、自分たちの技能を生かせるようなそういう職場も考えていってほしいということもありまして、こういう質問をしたわけですので、そこら辺も含めてひとつ今後考えていってほしいというところに止めたいと思います。

それから臨時職員のあり方について、地公法第22条の5の関係ですね、これ、この保育所の臨時職員の問題が前も何回か、私も取り上げて来たところですけども、以前は1年契約で、そして1年契約のうち、2、3日空白期間をつくるというふうな形で

処理をされて、取り扱いをされておったところですが、その当時も今も地公法の22条の5項は変わっておらんのではないかという思いがするわけで、だからそういうふうなことで半年契約じゃなくして、保育所の性格からするなら初めから1年にすべきじゃないかと。いきなりなくした方が1番よかわけですけれども、そもいかにところもあっだろうし、1年契約に初めからするということはいかんのかと、以前はそういうふうな契約の中身であったと思うし、法律が変わったのか、変わっとらんなら、そういうことができないかという趣旨の説明、質問ですので、後1回お願いしたいと思います。

それから年休の問題については、かなり取得率が悪いと、市の職員と比べても悪いと。今でも3名の人たちが休暇の交代要員としておられるけれども、なかなかそれでもこういう状況であるということで、これはちょっと検討をするということでもありますので、ぜひいい方に検討をお願いしたいというふうに思います。幾つか再質問がありましたので、これを、答弁を聞いてから次の質問に入りたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 再質問の中で、お答えできる部分だけお答えしたいと思います。まず、解雇される臨時職員の就職斡旋に関連しまして、臨時職員の自然減というふうに私が申しましたのは、ちどり、東の5名の臨時職員さんの退職を強制、強要することではございません。ほかにいらっしゃる臨時職員の中でも辞められる方が何人かいらっしゃるということで、退職を希望される方が。そういうことで、自然減というように申し上げました。

それから保護者の全員の納得はというお話でございました。今までの保護者会の中で真っ向から反対ということと言われる方はいらっしゃいません。そこで、12月7日に、ちどり保育所、昨晚天水東保育所におきまして、法人も交えて保護者会の説明会をしております。むしろ何ていいますか、民間に期待するような発言というのが大変多かったです。ちどりにおきましては、バスをよかなら、こっちゃ回してくれんでしょうとかですね、延長保育についてはどうだとか、そういう前向きな意見というのが大変多かったように思います。そういうことで、現在反対されるということは、もう決定したことでありますけれども、そういうことはないということでございます。

雇用形態について、正職員、臨時職員、派遣職員の、1市の中で3つの形態があるのはおかしいんじゃないかということでございます。一遍に統一ということはできませんので、徐々に統一を図っていくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○**総務部長（元田充洋君）** 田島議員の地方公務員法第22条第5項の件につきまして、お答え申し上げたいと思います。地方公務員法第22条第5項におきましては、人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は緊急の場合、また臨時の職に関する場合においては、6カ月間を超えない期間で臨時的に行なうことができるというふうになっておるところでございます。この場合において、任命権者は、その任用、6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないというふうな定めになっております。この解釈につきましては、全国の公立保育所を抱える自治体でも今同じような問題が起こっております。臨時保育士に対する考え方につきましては、いろいろな解釈、あるいは議論もなされております。これも9月議会のときに申し上げましたけども、いずれにいたしましても幼い子どもたちにとって慣れ親しんだ保育士が半年で中断するということが戸惑いが生じることにもなりますので、1年間の更新により年間雇用を図っておるところでございます。

○**議長（小屋野幸隆君）** 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○**市長（島津勇典君）** 1つだけ、田島議員、私の方から申し上げたいと思います。民間保育園に民営化したからといって、サービスに何も変わらんのではないかとことです。だから、変わったか変わらないか。それは運営移行した後、保護者や地域住民が変わったと受け止めるか、変わらないと受け止めるかということだろうと思います。私は、ぜひ2園とも来年の春になって民営化して、しばらく経った時点で、保護者や地域の方々がいささかの今不満を持っておられる中でもですね、民営化してよかったなと、こっちの方が実態にあってるなと、サービスなり柔軟性があるなと評価していただけることを期待して民営化を実行しようと考えております。ぜひ議員もその辺を見定めてほしい。そして、私は引き受けられた施設がやっぱりそういう意識で取り組んでいただくことを心から願っております。

○**議長（小屋野幸隆君）** 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○**24番（田島八起君）** ただいま、御答弁をいただきました。いずれにしても、これから検証していかなければならない問題もありますし、それは後に譲りまして、次に進みたいと思います。

次は、後期高齢者医療制度の問題点についてです。昨年9月議会の全員協議会において、突然老人医療制度を廃止して、平成20年4月より、75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度が発足するとの説明を受けました。この制度については、昨年の12月議会で、その問題点等については質問したところで、制度の概略についてはある程度理解してきたところではあります。本年2月に発足したこの制度の受け皿となる熊本県広域連合

では、去る11月19日の同連合の議会において、熊本県後期高齢者医療の保険料の決定が行なわれました。このことを踏まえて、大きくは2つの点について質問します。

まずは、本市の財政や国保会計に及ぼす影響についてであります。この件については、3点についてお尋ねします。1. 後期高齢者医療制度の発足により、国保の加入者はかなり加入減となると思います。脱退者が何名ぐらいで、国保の加入者は何名になるかということについて、まずお示してください。

2. 国保会計には、どのような影響があるかについてであります。75歳以上の国保加入者が脱退されるわけですから、歳入減、歳出減、それに老人医療会計への繰出金が本年度当初予算で約14億円、これはなくなりますが、新たに新制度における後期高齢者支援金の負担が生じてきますので、この負担と差引になるとは思いますけれども、増減はどのように見込まれるか、それぞれの段階で数字の変化があるとすれば、段階ごとにお示してください。

3. 本市の負担に変化はないかについてであります。これまでに老人医療会計に対して、一般会計よりの繰出金が本年度当初予算で約7億1,000万円見込まれていましたが、この支出はなくなる。新たに運営費の公費負担分としての市負担が生じます。この負担についての増減はどうなるか、その御所見をお伺いします。

次は、新制度の加入者に与える問題についてであります。これについては、4点にわたりお尋ねします。

1. 保険料の算定についてであります。新制度の事業主体となる県広域連合において新制度の保険料の算定が示されましたが、これによると平均保険料は年額7万7,600円で、この内訳は均等割4万6,700円、所得割が8.62%となっており、公的年金収入で見ると、平均が幾らぐらいになるのか。そして、その計算の方法はまた所得によっては7割、5割、2割の軽減措置が取られていますが、その所得区分はどうなっているか。さらに、最低保険料は1万4,000円とされ、県全体では加入者の半数近いと言われていますが、本市ではどのぐらいの人数か、そのことは所得のある人の大きく保険料としての負担がかかりはしないか、その御所見についてお伺いします。

2. これまで、子や孫など親族の扶養者として社会保険や組合健保、共済組合の被保険者になっていた人たちも新制度には加入が義務づけられ、この人たちは、2年間の激変緩和措置があるというものの、その後の保険料は丸々負担増となります。この点は、どのように受け止められますか。また本市においては、対象者は何人ぐらいおられますか、その現状をお知らせください。

3. 夫が75歳で新制度に移行、妻が70歳で国保に残るとということが生じると思えます。これまで2人で国保に加入していた場合と、新制度と国保に分かれた場合の保険料や国保税の負担はどう変化するか。一応夫の平均年収を、夫の年収を平均年収とし、



妻が年金79万円とした場合のそういう家庭の増減はどのように見込まれるかということについてであります。

4. 保険料は2年ごとに見直されることになっています。そのたびに保険料は引き上げられるのではないかと危惧しています。新制度の出発当時は保険料も高いとも思いませんが、国保や介護保険は3年後との見直しとなっておりますが、後期高齢者医療制度は2年見直しとなっております。保険料値上げのペースが早くなるのではないかと、将来的にはそのことが負担増になるのではないかと危惧をるところです。市としての御見解をお伺いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 田島議員の後期高齢者医療制度の問題点の本市の財政や国保会計に及ぼす影響について、御答弁申し上げます。まず、後期高齢者医療制度の発足に伴い、国保加入者がどれくらいになるかについてでございますが、平成19年11月末現在では、国保被保険者が3万1,219人、その中で老人医療受給者が7,840人となっている状況でございます。平成20年4月の後期高齢者医療制度開始時点では、国保被保険者が約2万3,200人で、国保から後期高齢者医療制度へ約8,100人程度が移行するものと見込んでおります。次に国保会計にどのような影響があるかについてでございますが、議員も御承知のとおり、来年度から後期高齢者医療制度が始まりますが、国民健康保険制度も大きく変わることが予定をされております。

まず歳入の面では、国保税の賦課限度額についての介護分の9万円は変更がございませんが、医療分56万円が47万円へ、新たに後期高齢者支援分として12万円が創設され、実質的には3万円の引き上げとなっております。しかし、保険税納付率が比較的高い75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行するために、保険税の減収と収納率の低下を懸念しているところでございます。さらに現行の退職者医療制度の廃止に伴いまして、医療給付金等交付金の減額や前期高齢者医療の創設による新たな交付金が発生をいたします。減額措置につきましては、4年間の経過措置があるため、軽減分に対する一般会計繰入金はほぼ変わらない状況でございます。一方、歳出の方では、現行の退職者医療制度の廃止に伴い、保険給付の一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費等は大きく伸びるものと推定をしております。また葬祭費等などで約1,000万円の減額、老人保健拠出金から後期高齢者支援金と名称が変わりまして、約1割の減額と、あるいは前期高齢者納付金の創設も予定をされております。以上が、後期高齢者医療制度に伴う影響でございますが、来年度の国民健康保険事業特別会計にどのくらいの影響額が表れるのかにつきましては、厚生労働省の方から、また来年度予算に関する詳細な情報が届いていない状況でございますので、高次的な説明はできないというこ

とでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。次に、本市の負担はどう変わるかについてでございますが、議員御指摘のとおり、平成19年度の老人医療費に対する一般会計繰出金は7億1,000万円と伸びておりますが、平成20年度から始まります後期高齢者医療制度への本市からの繰出金は、約7億3,300万円と見込んでおまして、ほぼ同額程度ということでございます。

次に加入者に与える問題についての質問にお答えをいたします。まず保険料の算定についてでございますが、広域連合では、熊本県の平均保険料が7万7,600円と見込んでおりますが、その算出方法は医療給付費などから、公費負担や各医療保険での支援金などを差し引いた額を予定保険料収納率、これは98%でございますけれども、これで割り戻しまして、保険料賦課額総額を算出し、それを被保険者で割ったものでございます。その年金収入額は、平均しますと、単身世帯の年金収納のみ場合で、199万7,000円、2割軽減がございますけれども、そういうふうな金額になっております。次に、本市の保険料額につきましては5億8,500万円、被保険者が1万600人と見込んでおります。広域連合の推計によりますと、6,000人が軽減対象者で、その中で7割軽減が5,200人、5割軽減が300人、2割軽減者が500人と見込んでおります。軽減判定の所得区分は単身世帯で、世帯軽減が33万円以下の所得、5割軽減で57万5,000円以下の所得、2割軽減で68万円以下の所得となっております。それから最低保険料1万4,000円につきましては、7割軽減の適用になりますので、本市でも5,200人が該当いたしますので、約5割になるというふうに考えております。

次に、被用者保険の被扶養者である方の2年間の激変緩和措置についてでございますが、法律では、被保険者となった日の属する月から2年間均等割を半額にすることになっており、さらに平成20年4月から9月までは全額免除、10月から翌年3月までが均等割額の9割軽減とされております。また国民医療費の3分の1を老人医療費が占めている中で、今後高齢化の進展に伴いまして、老人医療費が増大することが見込まれており、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり、医療保険制度を持続可能にしていくため、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度が創設されたものでございますので、御理解をお願いいたします。なお対象者につきましては、社保等の老人は現在約2,100人でございますが、社保等の被扶養者なのか、あるいは社保等の本人なのかの区別ができませんので、大体平成20年5月頃には把握ができると聞いております。

次に、国保の加入率と負担額はどう変わるかについてでございますが、例えば夫が75歳で、平均年収、先ほど申しました199万7,000円、妻が70歳で年金収入が79万円と想定した場合、平成19年での国保税につきましては、2人分であります

から、11万1,700円、2割軽減となり、平成20年度では、夫が後期高齢者医療保険で、保険料が7万7,600円、これは2割軽減でございます。妻が国保で保険料が3万4,800円、制度改正と2割減でございますけども。となりまして、比較いたしますと、ほとんど変わらないというような状況でございます。しかしながら、平成19年度の国保税の療養分では資産割10%を、所得割を調整し、来年度は資産割0%で所得割を調整する税率改正を予定しております。また制度改正や新たに後期高齢者支援も加わりますので、現行の国保税と比較する場合には、その制度そのものが違いますので、家族構成、資産状況、税率等を考慮すると、単純な比較は難しいと考えているところでございます。

また保険料の見直しが2年ごとに行なわれることに対して、市ではどのように考えているかということでございますが、広域連合では2年間の医療費を見込んで保険料を算定しております。今後は高齢化の進展に伴い、医療費の増加が予想されますが、全体的な医療制度の見直しも検討されておりますので、市としては慎重に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 御答弁をいただきましたけれども、相対的にいうとあんまり市の負担についても、個人の負担についてもそう制度としては変わらないという御答弁ではなかったかというふうに思います。ほって、7割軽減の場合は、年金収入でいくと、153万円以下だったら所得割がかからずに、均等割が7割軽減されるので、したがって、最低1万4,000円の年額の保険料というふうなお答えではなかったかというふうに思います。私もちょっと33万と55万、それから2割軽減の数字がちょっと聞き取れなかったところですけども、そういうふうに考えた保険料の算出かという理解をしたところで。相対的に言えば、出発当時はあんまり変わらないということですけども、やはり一番気になるのが、2年ごとの見直しということですね。これは、国保会計についても大体3年を見通して保険料を設定されるし、介護保険についても3年後との見直しということで、制度の見直しということは料金を上げると。だから、そういう意味では3年に1度介護保険も保険料が値上がりをする、現実にありますし、これを2年ごとに見直すわけですから、今は変わらなくても、2年ごとにどんどん、どんどん上がっていきはしないかと。だからもちろん少子高齢化という問題はあるにしても、それをこれは、後期高齢者医療制度というのは、もちろん国の運営費の負担、市町村の負担、それから現役世代の負担というのも、これも今までと、あんまり介護保険と変わらん中身かなというふうに思いますし、そういうふうに思うと、負担だけが病気になる年

代だけを対象にした保険料ですから、ちょっと私もひとつ危惧するところです。どんどん負担が将来的には大きくなりゃせんかという心配をするところです。それと後1つは、この問題考えたときに、熊本県広域連合という一部事務組合の運営ということになりますので、そういう意味では今はここでは制度が発足するまでは、いろいろ私たちが質問したり、意見を述べたりすることができますけれども、広域連合として4月1日からスタートすれば、一部事務組合の議会がある関係で、思うように私たちがこの問題点を市議会の方で取り上げることができなくなるんじゃないかという、ちょっとそういう危惧も持っておりますので、できましたら、そこら辺の考えを答弁いただいて、一応私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 田島議員の再質問にお答えいたします。2年ごとの保険料の見直しで保険料が上がるのではないかということでございますが、当市議会からも代表の議員さんが連合の方に出席をされております。広域連合の推移を見守っていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、田島八起君の質問を終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

---

午後 2時26分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

27番 堀本 泉君。

〔27番 堀本 泉君 登壇〕

○27番（堀本 泉君） こんにちは。御承知のとおり中央の大連立という話もあったように、玉名市も大連立ができて、市の方に立派な議長さんもおできでございます。その前で立つ光栄を感じながら、質問に入ります。

ちょっと断りますけれども、今朝、雑談の中で、市長から、細かことばっかり言いなはんなて、ああた30年の議員だろうがていうような警告を受けましたので、ちょっと先日通告をしておりますもので、やむを得ず棒読みの形で申し上げます。

まず庁舎内の管理のあり方についてと題しております。聞き取りのときは、7項目を申し上げます。まず、その1. いつからか年配のジェントルマンが1階のメインフロントに鎮座しておられます。ガードマンだろうかと思うとったら、そうでもないということで、総合案内人だそうでございます。来庁される、特に女性の高齢者あたりから、「何か入っても威圧感を感じるなあ。何かいた。」という質問もありましたので、

どういう意味合いからそれらしい人が座っているかということについて、全然知りませんので、お尋ねをいたします。それが1つ。

いま一つ。最近、その人の横に管理職らしい、男女を問わず人が交替のようにして、これまた座っておられます。来客数を、来客のあれを毎日チェックしたわけじゃないですけど、最近になって急に客筋がふえたし、高齢者というか、そういう方向感覚もない人がふえたというような面差しもありません。それでも、やっぱり午前、午後か知らんけど、座っておられます。そういうふうに、いつなったのかですね。それが、市長が日ごろ言っておられる庁内の改革ということでございましょうか、お尋ねします。

それから3番目に、庁舎1階の北側の窓のフィルム。スモークフィルムというか、スモークを通り越してブラックだったですけどね。先日、前田選手を歓待したとき、時を同じくして朝からはげておりました、そこの会計課の。日ごろから日が当たらない陰ばかりのところ、真っ黒けにして、どういうことかと、理由を明確にせろということで、再三、再四やっておりました。先日、市長の前でもめましたとき、市長も「ああ、そうかい。」というようなことだったです。今は、はがれております。しかし、はがれたからどうということもなくして、なぜ今まで7年も、8年も、10年も張ったか、その点について管財管理にどういう意図を持ってやったのか聞きたい。要は上げてオープンなガラス張りの政治、歴代の市長が言っているのに、なぜだったのかですね。はげ鷹は何も言わんということでは、私が惨めですから、申し上げます。

それから4番目、今朝もまたわあわあ言うたっですけども、2階フロアー、税務課、一番市民がしかめて来るときの待合所の前あたり3カ所、床がうっぼげてですね、私は糖尿病で、ああいうとでん行っきらんけん、2遍足が引っかかってつっこくでした。市会議員がつっこけたじゃおかしかけん、踏ん張りましたけれども。「どがんかしてくれ。」と担当者に言うても、銭のなかに言うしですね。税金取りよる場所の前が、銭のなかじゃいかんですな、市民軽視。しょんなかけん、副市長さんに頭を下げました。いっちょん下げたことがなかったばってん、初めて下げました。そしたら、すぐできましたですな。市長よりもやっぱり副市長が偉いということを感じました。なぜ、ああいうふうに市会議員の30年生がわあわあ言わんなら、そそくりもせん。そそくって知っとんなはっですか。そういうことで、何か市民に対して目線が合わんとじゃないかと、何のために管財係を置いとるかですね。管財係がどの辺か知らんばってん、ちょっと手ば挙げてみなっせ。情けないと思います。そのわけをですね、気のつかんだったんなら、そがん言うてください。いっちょ、お願いします。

5番目。万人とまでは言わん、女性が特にきょうは多いですけども、おしゃれに気を遣うときになっております。私もヘアダイかなんかで染めとります。そういう時代に、市役所のロビー、この前も言いまして、がらくたをのけさせましたが、パンフレッ

トはいっぱいある。壁にはいろいろあれを張るようなシステムを今つくってあるですね。ボードですか、ボードをしてある。しかし、ミラー、鏡、全然ないですな。ほんなら、お化粧のちょっと手直し、今からフードをかぶったり、マフラーを巻いたりするけど、それは女性はどこでしよっとだろう。女子の便所まで見に行くわけにはいかんけんですね。何十年たっても変化がないのは、玉名市役所の特徴だろうと思いますがあ。全然斬新さという、時代のあれがないんですね。市長はもう裏口から入りよんなはっただろうばってん、大体前から入っていっちょん変わったらん。いいことか、悪いことかについて、論を交わしたけん。ぜひひとつその辺を、わけを言うてもらいたい。

それから6番。県内のある市では、これは先日の新聞に載っていた。職員の相互の方針によっていわゆる庭園、ガーデンの手入れができとる。この分に近いことは私何回か視察しとる中で、何カ所かの、特に伊那市の、伊那の勘太郎の伊那市の庭園の整備状況を見て、当時の市長さん、議長さんにお尋ねしました。自治振興課長のかわりが大したもんでしょうなあ。いっちょん要らんばいたあと。何でなと。職員が休憩の時間をはしよって、15分か作業、それから土曜日かなんかの午後に、一斉に並んで作業をやると。そしてその打ち上げ等を兼ねて町に繰り出すと。もう商店街からでん、感謝状の来るごたっ、御樽の来るばいたというようなお話を、この席でも申し上げたことがある。ところが一転玉名市は、あんまり言うてもなんばってん、いろいろ言うにもかかわらず、そういう気運が、若手も、古手も、年寄りも盛り上がりませんなあ。もうたばこは飲む時間があったてちゃ、そがんとせん。なぜか。なぜ、そういう市民の気持ちにこたえるような前向きの行動がとれないのか、気合いが上がりませんか、その辺について、よければ管理職のだれかにお尋ねします。

それから7番。ここからはちょっと見にくいですが、国道に花壇があります。今は、だれかが、市役所が恐らくしよると思います。昔は一番手のかからんツツジ、それからツゲをばらばら植わして、それも150円ぐらいの安かつば植わして、枯れよった、毎年ですね。ほって、自分の庭先と思って手入れをしたらどうかと言いましたが、管理が違うと、管轄が違うけんと言って、一笑のもとにと言うといかんが、せんだったですね。今、玉名市がやりよるけん、いわゆる行政、管理責任の移管を受けたのか、契約なんかあるのかですね、もしもあそこばしよってはねられたときは、どこの責任になるのか、その辺も含めて詳細を聞きたい。小さなこと、市長がおっしゃる、小さなことば言うなと言うばってん、一応聞いてみます。

以上、7つ聞いて、答えができとらんときは、不合格です。またお尋ねします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 庁舎の管理状況につきまして、堀本議員の御質問にお答え

申し上げます。

〔「できるなら、順番をお願いします。」と堀本議員。〕

○総務部長（元田充洋君） はい。一部ちょっと変わるところもあるかも知れませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、総合案内所についてお答えいたします。まず、合併後どの部署へ行ったらいいのかと困惑されている多くの市民の皆様への窓口のサービスとして、平成19年4月より総合案内所を設置いたしました。体制としましては、非常勤職員と職員1名を配置、部長以下の本庁職員313名を対象に、午前、午後の半日交替で実施しております。職員全員に接遇の機会を与え、市民サービス意識の高揚を図れるようにいたしたところでございます。効果といたしましては、担当課へのお尋ね、あるいは職員へのお尋ねが主なものでありまして、場合によっては担当課まで案内したり、体の不自由な方につきましては、担当者呼んで対応を行ったりしており、非常に良好的な推移をしているものというふうに私どもは思っております。なお、非常勤職員の業務内容であります。行政に対する不当要求などの処理、及び市民相談と総合案内業務を行なってもらうために雇用しており、日常業務として総合案内をお願いしているところであります。今後も、この体制で窓口業務を実施し、総合案内の環境を整えまして、窓口業務に当たる職員が常に穏やかなソフトムードでの対応を充実し、市民サービスに努めるように進めてまいり所存でございます。

ちょっと順番が変わりますが、職員の奉仕作業についてであります。職員のボランティアは、合併後、市長からの提案もあり、職員が自発的に呼びかけ、職員が所属しております地域の水路清掃や公園の清掃、草刈りなど奉仕作業を行なっており、庁舎敷地の清掃は一部ではありますが、文化センターの周囲あるいは第1別館、第2別館の周囲を配置する庁舎の職員が行なっております。職員間の広がり期待をしておるところでございますが、全職員で敷地内の清掃を実施するということにつきましては、部課長会での議題としていうふうに図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、窓ガラスのフィルムにつきましてでございます。その経緯と理由について御説明を申し上げます。平成11年度から平成16年度までの間に9カ所、総額で42万7,608円をかけ整備をいたしたところでございます。年度別の整備状況は平成11年度で庁舎2階、現財政課東側を朝日が当たりまぶしいということで、また機械が熱を持つという理由によりまして、5万6,700円で実施いたしております。平成12年度は、3階部分を夏場、屋上の照り返しと冬場の冷え込みがきついということの理由によりまして、19万3,724円で実施をしております。平成13年度は、1階会計課の北側と現健康保険課北側を当時、カイツカイブキを撤去したことによりまして、

駐車場の車の窓ガラスによる反射により、事務への支障や帳簿の整理を窓際で行なっておりまして、外から見えるということの理由などによりまして12万5,211円で実施しております。平成14年度、平成15年度は、整備はございませんでしたが、平成16年度、現福祉課北側階段窓の反射によりまして、5万1,975円で実施してきたところでございます。各箇所それぞれ理由があり、事務環境の改善を図ってきたところでございますが、以前から議員御指摘がございました、外から庁舎内の見通しが悪く、開かれた行政の観点から見れば、確かに外側からの見通しが悪かったようでございます。先日、検討し、ほとんどの部分につきましては撤去したところでございます。

次に、庁舎内の不備の箇所についてでございます。庁舎内の不備の箇所につきましては、庁舎の建設が昭和34年と現在48年経過いたしまして、床、壁、天井など老朽化しているところでございます。新庁舎建設も見えており、修繕につきましては、極力大規模な修繕につきましては、極力控えるようにしているところでありますが、しかしながら、市民の皆様、来庁者の皆様に御迷惑がかからないよう整備を行なうは当然のことだろうと思っております。最善に向け配慮したいと考えております。今後、点検、見回りを小まめに行ない、注意を図ってまいりたいと思っております。

次に、身だしなみを整える場所ということでございます。現在、身だしなみを整える場所につきましては、庁舎の男女のトイレのみでございます。議員の御指摘のトイレ以外で行なえる場所ということでございますが、市民の皆様方へのサービスの向上であります。そういう場所の確保につきましては、限られたスペースの有効利用ということになりますから、十分に検討してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 堀本議員の御質問の庁舎前花壇の管理について、お答えをいたします。庁舎前の花壇につきましては、国道208号の歩道上の花壇でありますので、管理区分としては国の管理でございます。しかしながら、平成13年度から旧玉名市で花のあるまちづくり事業を推進するに当たり、市の玄関口である花壇にも四季折々の花々を植栽することにより、事業の啓発や外来者へのおもてなしにつながることから、花壇の管理者である国土交通省と協議をし、花を植えることについての了承を得ているものでございます。この事業は、現在「花の都 玉名」づくりに引き継がれており、今後も市民の景観形成の啓発に努めたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。



[ 27番 堀本 泉君 登壇 ]

○27番(堀本 泉君) 列記した中で、1つ抜けとったから後で質問お願いします。吹き抜けというかな、渡り廊下、市民課から向こうの福祉課に行く、あそこの件で、先般もちょっと言っただが。あそこに、せっかくのオープンロビーに看板を、頑丈な掲示板をつくって、一区一輝の前任者の得意顔を張ったりなんかしてやっとなことを非難したことがございましたですね。きのうもあそこに座ってみたんですけど、本来、メインだった通路の後ろが目隠し状態になりまして、ちょっとスカートの後ろ側を見よるぐらいのことで、なかなか雰囲気、待合室の雰囲気が出ないですね。あの看板は、私は、私の意見を言うても何ですが、コルク板の薄いやつにして、やっぱり臨機応変に簡単に操作ができるやつと思うとったけれども、今で見るとひさしまでつけた、大きな2つぐらいの看板もして、真っ黒けにうっぱめとっですね、あの件についてちょっと御意見を、注意したいと思いますが、今、再質問になるかならんかは別にしまして、市長とけんかするつもりじゃないけれども、今その、今の体制で行くと、今朝もおっしゃり、今も部長もおっしゃるけん、もうそれでいいけれども、総合案内という場所には、やっぱり女性にお世辞を言うわけじゃないけど、やっぱりよかおなご、ようなかおなごは別にしてですね、やっぱりソフトな感じがよかつじゃあなかろうか。こう言うと、今ん人ば非難するかとなるが、そういうへ理屈じゃなくしてですね、私の直感、そしてお客の話を総合的に判断すると、やっぱり言うて、警備担当ならまた話は別です。総合案内はやっぱり女性がよかろうと思います。提言です。

それから劣化につきまして、その時副市長にも申し上げたっですが、劣化をあまり表に出すと、合併特例債の充用による庁舎建てかえに対して、ある程度の牽制球がありゃあせんかということをお慮するということで申し上げとるわけです。で、劣化したのはやっぱりさらに管理しながらですね、いやあ庁舎が立派なもんだ、しかし合併したけん、席が足らんと、会場も足らんと、これならば特例債も出るだろうと、これ、聞き取りをするまでもなくですね、やっぱり国は金は「とっときなあ。」というような気持ちのときですね、やっぱり理由は合併による建てかえだというのがやっぱりテーマだろうと思いますから、部長言われるように、金については最後まで有終の美がとれるようにですね、細心の管理注意をお願いしたいと思います。

それから、いま一つ、これも通告の範疇だと思いますので、議長がわからんとおっしゃればもうやめますけれども、今の国道の云々に関連して、ちょっと場所は違いますが、昔から気になっただことですけど、市役所の東側、こういう何ていうかな、水路跡の横に東向きの、中心に抜ける駐車場がございますね。これ、ほとんどが個人の車だろうと思います。そこでたき火をしたり、市役所OB。あたどんが先輩もおったけんですね、何回かけんかをしました。けんかちゅうか口げんかですけど。役所の広場の中の

大木の根っこで、我が家のごみば、しめ飾りかなんか知らん、燃やしたりそういうことまでしよるのを、いわゆる感化されて、それで体制が保てるかということで当時やりましたけど、今それはない。ただし、駐車してないときも縄張りを主張してですね、あの三角帽子をずっと置いてですね、一般の人は置かれんですね。んで、翻って、今度は、将来ここが撤去されたとき、あそこは駐車場はでけんばいたと言えるか、言えんかですね。既得権を是認していいのかどうか。もう敵、味方は別にして、私は申し上げたい。あの辺も管理協定ができとるのかどうかですね。一般論として家を建つとき、役場の中を通すならばですね、通過する契約書がなかと建築確認はおらんはずで。そこまで厳密にやらんが、やっぱり何かあったら立ち退いてくれとか、のけてくれとかいう協定書はあるのかないのか題しときます。後日のためにですね。言うしこ言うて、次にいきます。

公有財産の有効利用についてと題しております。2番。これも数年前、2年前かな、申し上げたと思いますが、玉名市にはどのくらいの休眠財産というか、遊休財産があるのか、不肖30年を口に出す割には何も知らない堀本でございます。行政財産も含め、どのくらい今評価を全部してとは言わんが、あるのか、まず大きい方から5カ所ぐらいを教えてもらいたい。これは、行政財産も含めて一応お願いします。

それからそれに付随して、それらの当面の利用計画、庶民の一般論として銭の足らんときは、やっぱりじいさんの財産でん売ろうかということになっと思いますが、行政の継続は当然と言いながら、そういう不要不急の財産は、やっぱりそれこそ現代風にアレンジして評価がえをしたり、やりかえたりして新しい工業用地なるとをかうたりするのが市長の才覚だろうと思いますが、漫然とと言うとまた怒らるるがですね、どけあつとじゃわからんような状態ではいかんだろうと思えます。ほつで、当局でチェックしてですね、あそこはもう市長どうというぐらいのことは提言をしてもらいたい。それらがあつとるのか、なかつかですね。

それから3番目に、これは前から言いよるこつですが、そのうちのメインになるあたりを、当時の今から7年、8年、松本元玉名市長のときの計画、例えば水小屋団地跡とかいうような販売計画ね。あそこは、当時はデベロッパーに団地として売るというような約束。財政課長はおるかな。しかし、私は反対した。それは今、築山地区は過当競争というか、住宅は多過ぎって、人間も、そこは学校は建て増ししようかという時代だったからですね。偏った行政施策になりゃせんかと。売るなら分割して売って、ハイレベルの住宅地にして、固定資産税を上げるという意気込みがあった、へ理屈をやったけど、道路を細分化するためには引かなんけん、歩減りがして、コスト高になるからということでかみ合わんで、そのままです。これはきのう来とった荒木同僚議員だった人とも議論を交わしましたが、そのままねまっとつですね。固定資産税取って、住居、

住民税、都市計画税を取ったとき、もう10何年そのまま寝とるが、かなりのお金が上がるとははず。ほって、地価評価は今3分の1に下がった。こういう状態を見てでも、手をこまねくのかどうかですね。こら、もう市長の方針だろうと思うが、ある代議士でん分けてくれて言うて相談したこともあるし、大学の先生あたりとか、歯医者さんの人にですね、そこの住宅じゃなくて、100坪とか、30軒ばかりでくっという計算だったが、その辺について市長に提言した幹部の方がおられるのかどうかお尋ねします。やっぱり入る予定の金は入れて、ほかにやっぱり市民のために充用すべきだろうと思います。以上です。

それから4番。これは聞き取りのとき、そこまで踏み込んで聞かれたかなんかが、もうこれはそのまま書いとるままですけど、ちょっとわかりかねますけれども、下水処理場の問題も絡めて言うたはずですが、今企業局になつとるから、なかなかわかりづらいこともあると思いますが、当時、当時と言うが、下水道を全市に展開するということで、菊池川にトンネル掘ってどうこうというとき、あそこの今の松木の処理場の面積は6万何千かの需要に対応するしこということで、面積を広うとつとるはず。今でもやっぱり2反ぐらいは余とつたろうと思います。あの塀らしいんとこの中に遊休地がある。それらの利用計画はあるのかどうか、これは聞き取りはしとつたですか。中でも申し上げたことはありますが、し尿処理場、これ市長から何回か出たと思うばってん。「し尿処理場の、11年間の新市計画の中に折り込みが入とらんが、堀本さんどがんなとつとつかい。頭くっ。」というような話ばされたと、忘れとらるからなあ。健忘症ですもんね。そういうことは言われます。あそこを改修計画が載とらんばいと。あのふん尿処理場ですね。あれが、近々建てかえかなんかありますか、計画は。出るはずだと思えます。そこで、市長が一遍は、現場は御覧になったかなあと思ってですね。うんなら、もうどうでん熟知されとると思うが、あの踏切の横がですね都市の中心街に入る入口にしちやお粗末だと、見たばかりでん、すぐわかっというぐらゐの状況でございます。そこで、この下水処理場の方に移動というかな、向こうに集約的な再建という段取りができるかどうかですね。考えの中に入れていただけるかということをお願いとられんなら、もうお答えはなくてもいいです。

それから5番目に、声を大にして先ほどから言いよる、教育財産、大浜小学校の運動場の件で、くどいようすけれども、その後の部分が聞こえません。教育長は地元から要望のあつとつただけん、後は誠実査定にしてもらおうというようなことすけれども、ようやく4年もかけて手に入れた土地を、使い勝手が悪いか、三角地帯か知らんけれども、大浜の1小集落の集会場に分譲するといふ、そう使いよらんけんといふことになれば、小学校のあれは、基準からどこも多かつたけんですね、あの中にそういうことはどこでんできるということになりかねるが、教育行政は心情行政じゃなかつたから

ですね、PTAが言うたけん、区長会が言うたけんて、ぺこぺこする筋はないと思う。私は断固反対してまいります、行政不服の申し立てもするという意図を申し上げておりますけれども、どのようになつとるかですね。替え地をやってもいいという話までもいろいろ聞いとりますけれども、いまだにまだ続いとんのかですね。区長会は来年は改選だが、今度は金銭的な問題も含めて次の区長会まで引き継いでやる気があるのかないのかです。私はたいがで教育長裁判で、今揺れ動く教育行政の中で子どもが減ったけん、分けちやっというようなことは時期尚早だと、たんとやればよかつじゃあなかろうかと思えます。決断を求めますが、いかがでしょうか。こやつは言うてなかったですか。不要不急の休眠財産の件で、ちゃんと申し入れしとります。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 堀本議員の庁舎の管理状況の中の市民課前の掲示板について答弁漏れしておりましたので、お答え申し上げたいと思えます。庁舎1階市民課前、中廊下の掲示板についてでございます。庁舎1階の市民課前の中通路に、以前より市民課窓口来客者のソファを置き、窓口対応を行なっておりました。が、来客者の背中に西日が当たり、非常に暑いという状況でございました。ちょうどそのころ、そういう声が出ましたころ、平成12年度ですが、玉名ゴルフ協会より掲示板寄贈の申し出があり、そこに2カ所設置を行なったところでございます。議員が御指摘されましたとおり、市民課前の記載台が暗くなったというのも事実でございます。したがって、今後どのようにしたらよいのかということをも最善の方法を検討していきたいというふうに考えております。

それと東側の駐車場の件もおっしゃいましたが、車が4台ほどとまっております。これは何年前になりますか、不明でございますけれども、繁根木川、これの河川改修で、家を市役所側に引いてもらった経緯があると。そういうことで、車1台ずつは課として協議済みだそうでございます。協定書については、はい、ございません。今後、これも検討してまいらなければならないというふうに思っております。

それから、次の項目の公有財産の有効利用に関してでございます。まず、主な遊休地についてでございますけれども、普通財産として管理している土地のうち、主な遊休地は西築地団地、これは通称水小屋住宅と申し上げておりましたが、跡地が約3,300平方メートル、それから岱明町中土の中土団地跡地、約1,300平方メートル、岱明総合支所横の旧大野保育所跡地、約1,000平方メートル、玉名市中の火葬場跡地、約700平方メートルなどがございます。その中でも、西築地団地、水小屋団地住宅の跡地について申し上げますと、平成15年に売却のため、最低価格を6,674万4,000円として入札を実施しましたが、購入希望者がなく、現在に至っております。

す。現時点では、具体的な利用計画がございませんが、前回の公売が対象面積の一括購入が条件でしたので、区画を分割して買いやすくするなど、売却方法見直しを含めた再検討を行ない、財産の有効な利用を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に3番目でございますが、この築地、西築地団地跡地を例にとりまして、固定資産税、都市計画税を試算してみますと、年間約66万円程度の収入が見込まれるものでございます。現在の厳しい財政状況の下、遊休地につきましては、積極的な処分を推進し、管理費の削減と売却収益を上げ、財源を確保するとともに、土地を民間活用することにより、税財源の充実確保を図れるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 教育委員会は、今協議中でございますので、気を利かせて先に進みます。最後をお願いします。明確な御返事、ありがとうございました。ほんだけん、市長は朝から強気だったなあと思ひましてですね。こら、舞台でけんかせなんばいと思つたばってんでですね。積み残しは別にしまして、先に進みます。私にとっては、これがメインと思つておりますが、受け取りようは様々でございます。活性化への動き、30年間眠った玉名市云々で冷やかしておりますけれども、私は今でも市役所が建つならば、ここが一番だろうと思つております。適地だろうと思つております。コスト面だけでも、これは私も素人でわからんけん、あちこちに聞き取りをして、大体向こうに建てる粗計算でやった場合は、ここになれば、4割近くのコスト減だと。市長もやっぱりコストがかからんだろうなあということは、過去お茶飲みながらの話ではおっしゃっていたことはあります。それと、ハザードと申しますか、危険に対する対応は、向こうよりもここがいい。両方川に囲まれた低地にですね、建てるリスクはかなりあるだろう。気の変わっていただくなら、こっちゃん、まいっちょ直してもらいたいという気持ちはあります。それはそれとしましてですね、不況感あふれるきょうこのごろですね。やっぱりスクラップアンドビルド方式は相当の覚悟すべきだろうと思ひます。そこで、合併特例債ですね、先ほどから申し上げとる。それをあてにした計画が先行していると思ひますが、市長の考えの中でわかりづらい点がいくつかあるので、改めて尋ねるところであります。市長が、市庁舎の進捗と同時並進という形で庁舎の跡地活用、それからマルショクの跡地も含めた今までの生活範囲の商店街の活性化、これは必ずやるということの約束は、私はいただいたつもり、現場でも話しましたし、そのようなつもりでおります。しかし、それから約1年、いまだ全然進捗していないし、私は合併前の議長の時も、ちょうど福岡銀行と熊銀さんの合併問題もあるけん、これの機を同時にとらえてということで、局長さんに、前任者に来ていただいて、それから福祉あたりの方にい

ろいろ走っていただいたことはございます。きのうも行って来ましたが、なかなか見えませんねというようなことです。「何さまよう銭づくりしよらすもんなあ。」で、「なら、あたげんが銭ば貸さんとだろ。」と言うたら、「いいえ。そらもう、うちは貸すとが商売だけん、そら言うてもらなら貸しますよ。」という笑い話はしたことはございます。関係課に聞きますと、そういう気運は盛り上がっておりますしな、いろいろ検討しよります。もうしばらく待ってくださいということです。後は市長の英断というか、決断だけだと思えます。やはりマルシヨクの跡地のあれに、「この土地売ります。建坪率80%どころ。」の看板をでんと、同じ状態で、2年前も3年前も同じ状態で立てていただくとは、周辺が動揺しとります。「もう見込みはなかつたろうて、わからんなあ。」ということになりますから、よければ、この議会でこうだという方針を出していただきたいと。市長は当時、候補者3人の中にあつて、いわゆるローカルマニフェストか、何か英語で言うとスペルがわからんけどですね、片仮名で書くとそういうことが、はっきり市街地再開発については頑張るといふことはおっしゃるとる。そこで、180票の差が出たんだらうとも思いますが、それで行くぞでもいかんと思えますよ。もう潮時だらうと思えます。よければ、この議会で市長が「おら、上がらん。」とおっしゃるばつてん、上がっていただきたいと思えます。部下じゃいかんと思えます、このことは。先ほどから冷やかしたり、褒めたり、けなしたりですけども、設計、その他粗設計は何ですか、プロポーザル、手長ザルか何とかザルでやとられる。私は、それも地元の設計業者のコンペですか、昔、どこかをやったようにして、無休で、いっちょ玉名の英知を結集してやってみれというようなことで、粗を出させて、それから詳細計画をプロに依頼していただいて、それでもよかつたっじゃなかるうかと思えますが。もう既に計画は進んで、採用もされたといふのが決定しているならば、その辺も改めてどういう形にするとか何とかも含めて、時間はまだあると思えますので、その手法を概略教えていただきたい。私は市長に細かこつを言いますけれども、何て言うか、めせるですかね。市長は、議会生活を25年もやとらる。そのころの晴れ姿を見て、まだ目に焼きついとるがですね、市長になつたつていう、それは忘れとらんとすると思えますよ。議会がどがん思いでおるかですね。議会人もやっぱり知りたいたすよ、何でも。しかし、この庁舎を含めた100億円近いプロジェクトにですね、議会はいっちょんかたられんというのが残念至極。かたられんですたい、協議はなかけん。特別委員会も何もありません。そこでですね、うんなら、教えてでん「特別委員会どんつくつてもらわんと進まんばいた。」で、あたがおっしゃっていただくならですね、喜んで飛びつくだらうと思えますよ。ばつてん、「なあん、おっどんがするけん、よかばいた。」で、ああが言うけんが進まん、ほんなこて。よければですね、やっぱり今からでも遅くない、まだ日はあしたも上つとだけんていうぐらいでですね、「かたんなつせ。」で「あ

も特別までつけないでも、協議会でもつくってどうですか。」というぐらいのことはおっしゃっていただくなら、ありがたいと思いますよ。そらもう私は選手にならんばってん、いっぱいおんなるけんですね。そういう、何ちゅうかな、我々は、私は少なくとも千何百の市民の負託を、合算すれば3万数千の指示を持つとる人間が集まるとる。一番手っ取り早い大衆の民意をとるというのは、なあんシンポジウムでもない、フォーラムでもない。議会だと、私は言う。それだけの自負を持つとらんならですね、30万円近い給料は返納せなんごつなっと思います。一生懸命負託を受けたらやりますから、市長の真意を伺います。それと、教育長の。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 堀本議員の御質問にお答えいたします。9月議会でも答弁いたしましたけれども、大浜小学校の第2グラウンドの件につきましては、現在も引き続き、学校、PTA、校区の方々と話し合いを行なっているところであります。今後も地区の方々の御意見を考慮し、市の執行部の方とも十分話し合いを行ないながら、なるべく早く結論を出していきたいと、こういうふうに思っておりますので、御理解よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 堀本議員の御質問の活性化の動きに関してについて、お答えいたします。本市では平成23年の九州新幹線新玉名駅、仮称でございますが、その開業。同じく平成23年の都市計画道路立願寺横町線の全面供用開始、さらには平成25年の庁舎の移転など中心市街地にとって大きな変化が目前に迫っております。このような情勢変化の中、本市の現状を的確に把握し、より実効性のある効果的な活性化の方向性を検討する目的で、市のプロジェクトチームと商工会議所、そして崇城大学の3者により、本年4月に中心市街地活性化推進会議を組織し、検討を進めてきたところでございます。推進会議では合わせて6回の会議を開催しまして、産学官の協働による検討を進めるとともに、その構成員であります3者による発表という形で9月28日に、市政フォーラム「中心市街地の活性化を考える」を開催いたしました。フォーラムには多くの市民の皆さんに参加いただき、会場、またはアンケート調査により貴重な意見もいただいたところでございます。そして11月30日に、フォーラムで市民の皆様からいただきました意見を反映させた形で、推進会議としての最終的な検討結果報告書を提出していただいたところでございます。この内容といたしまして、マルシヨク跡地につきましては、まちの駅としての機能や、郷土食材の飲食店、地産品を扱った直売

所、憩いのスペースの整備、もしくはこれら公共スペースを生かした優良なまちなか居住の空間の創出などの意見をいただいております。

次に、市庁舎跡地につきましては、文化センター等の既存公共施設との連携や拡充を視点とした生涯学習やボランティア活動等を支援するまちづくりセンターなどの公共施設の整備などの意見をいただき、新庁舎建設予定地、市民会館周辺でございますけども、その活用につきましては、国の合同庁舎や市民会館等と隣接する公共施設が集積した区域であり、各公共施設の連携による秩序ある公共エリアの形成の必要性や温泉地区と高瀬地区を結ぶ地点としての緑化景観や憩い、潤いを感じさせる環境の整備の必要性が挙げられております。今後はこの提出いただいた報告書を反映させた形で具体的な事業計画を策定し、この事業計画に基づき、実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 堀本議員が議員としての自負を基盤として、市政にかかわる各般の問題について細心の注意を払いながらいろいろ御示唆をいただくことには、深く敬意を表しております。これまで市長に就任して2年間いろんな議論をしてまいりましたが、敬意は表しているんですが、1つだけ全然根っこが違うわけじゃないんですが、ニュアンスが違う部分があります。私も御指摘のように議員生活が長うございましたから、私の政治的感覚の中の多くの部分を議員としての感覚が占めていると自分でも思っております。ただ、それから議員が市民の代表であるし、ここに30名の議員がいるので、こここそ市民の意見を代表する場所である、このことも理解をしていたしております。ただ、その理解することと、フォーラムを開いたり、市民の声を聞くということが議会を軽視しているということには決してならないし、矛盾をするものではないと私は思っています。今、あんまりとうとうとフォーラムの説明をするから、また怒られはせんかと思って心配してました。ただ、そういうことを積み重ねながら、広範ないろんな市民の意見を聞いて、それを1つの案として整えていくのは私どもの今日的市政のあり方であろうと思っております。その上で、最終的な議論、決断はこれは議会の了承がなければ行政は進まないということもよく承知をしているわけですし、決して議員としてのお立場なり、考えが、市民の意見をとらえていることを軽視するものではありませんが、だから議会とだけ相談すれば事柄はいいということには、私はならないんじゃないかと思えますよ。ですから、例えば市庁舎を移すことについても、ずいぶん丁寧な議論を積み重ねていただいたと思っております。議会の皆さんにもいろいろ御意見をいただいております。そして、総合的に市民会館周辺北側というふうに決めさせていた



だいた。決して議会の皆さんの意見を軽視したつもりはありません。それから具体的な例として1、2話が出ておるのは、し尿処理場の問題ですが、これは確かに容量が、あるいはちょっと今日的には無理が来ていることも事実ですし、老朽化があることも事実です。ですから、この6月議会でしたか、4月本予算でしたかね、調査費を組ませていただいて、調査をしているわけです。どういう方法をとったが一番いいかということをしてるわけですが、ちょっと調査費も足りなくなったということで、この12月議会にも100万円の補正をお願いしているところです。そういうことを重ねて、調査をした上で、どういう形の建設というか、改修というか、そういう方法が経済的にも効率的にも一番なじむものかということは今検討しているところでして、やっぱり財政極めて厳しい折ではありますが、ただ、市民生活に特別かかわりの深いこの種の問題を、財政の理由だけで避けて通って行くわけにはいかないんだろうと思っております。

それからマルショック跡地について決断が遅いというおしかりをいただきましたが、これについても随分と丁寧なフォーラム、それから各般の意見も積み上げてきたつもりです。その上で、気持ちの整理はもうできておりますが、ただ、この際に考えなきゃならんことは、公の部分をする場合にはどういう事業をやるかということを確認しませんと、制度がありますから、制度の助成に乗せる方法は、どういうことが確実に助成の制度に乗せることができるのか。あるいは、民間の力を借りるとするならば、その可能性はどこまであるのか、この辺はじっくり検討しなければなりません。それからファミリー銀行さん等が機構的に抑えておられる土地は、これは信頼関係の中で協議ができていると思っておりますし、そのとおりで承知してますが、ただそれだけではない。その中にまだ個人所有の事業をしておられる土地もあるわけです。この方々の御理解もいただかなければなりません。その辺を踏まえながら慎重に判断をさせていただきたいと思っておりますが、そう長く待たせていくということではない。近々これはそういう決断をしました折には、市が踏み込んでやるということになれば、多額の予算を計上しなければならんということにもなるわけですし、議会の皆さんの御理解、御示唆をいただかないで進むとは思っておりませんので、堀本議員にも格別、あんまり遅かぞ、遅かぞというお気持ちはわかりますが、そうそうお待たせすることにはならんと思しますので、見守っていただきたいと、そういうふうに申し上げておきます。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 私も大人でございますので、あれだけおっしゃっていただいたことはもう既に腹は九分六厘か、三厘ぐらいは決まっとっただろうと思うとります。しかし、その中身についてですね、議員を無視しているわけではないとか、そがん突き詰めた質問のつもりはない。私は今野党になろうかなるまいかて悩みよっときですけん

ですね、追いやろうごたつとならそこまで詰めておっしゃっていただいで結構です。ばってん、まだきょう、この席までは与党議員の堀本でございますので、口は悪かてちゃ、心はよかっですけん、徹底的に腹かかせるようなことを言うちゃあて思いますかね。市民はその英断、決断を、一日も早い英断を待ってるということだけはお忘れにならないようお願いをいたします。

それから、フォーラムを私はするなと言いよつとじゃないです。過去にも相当の回数をして、冊子も7冊も8冊もでけとる。ただ、その集約された意見はですね、言う人は何人かですね、言う人は。なあん建築士協会、青年何とか協会でも、出る答えが類似しとっです。7冊ばかりあつとば見ても、やっぱり複合ビルを建てるとか、ホームを建てる、住宅を建てる、下は複合商店街にするとか、イベント広場に。大体、そこでどこかあなたが、あるいは議会が予算の部分は別にして、決断を下さなん。その決断を下す、もう来年、再来年な選挙。選挙というと、ああなたが好かんばってんですね。私は選挙を楽しみにして市長はしよらんておっしゃったけん、それはもう言わんですが、もろもろの情勢を考えて、やはり半ばに来た今ですね、ここだと。そのためには、11年の新市計画でん、改造しながらでも市民、皆さんの意見を受けてやりたいということを決めなん時期じゃにゃあかと思つて、味方として言いよつとですけんね。その辺は十分理解しとつてください。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、堀本 泉君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

---

午後 3時33分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 皆さん、こんにちは。無党派、1人会派の北本節代です。一般質問の今日は初日目、5人目で少々お疲れとは思いますが、精いっぱいやりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。今議会で建設委員会を希望いたしました。任期の2年間、精いっぱい力を発揮していきたいと考えております。建設委員会は初めてでございますので、大変楽しみにしております。今回の一般質問は、一番身近に感じられる生活の中から広く質問をまとめてみました。通告に従いまして一般質問を始めます。

まず最初に、玉名市民の健康を守る取り組みについてです。1番の2、妊婦検診の

無料化について。2つ目、がん検診の有料化に伴う現状について。3つ目、インフルエンザの予防接種の無料化に伴う予算について。以上、3つのことから質問をいたします。

最初に妊婦検診の無料化についてです。私は近くの産科医院で検診を受けると窓口でどれぐらいの金額が支払われるのか、実態調査をしてみました。検診にかかる時間は10分程度で、その料金が窓口で支払われているのは3,000円から1万2,000円でした。もちろん異常がない状態だとは思いますが、妊婦検診は日本の制度では保険外診療になっていて自費で支払われます。妊婦が受けるべき健康診査は、妊娠中の母体や胎児の健康確保のために、必要な検診で、23週までは月に1回、24週から35週までは2週に1回、38週以降、分娩までは1週間に1回となっております。公立玉名中央病院へも聞きに行きました。1人の検診の回数は14回程度で、金額は初回が5,000円、23週までは4,000円、それから3,000円になり、週1回になると2,000円になるとのことでした。ちなみに公立中央病院で平成18年度生まれた赤ちゃんの数は53人ということでした。熊本県が今年10月、県内の産婦人科の協力のもとに行なわれた実態調査報告によりますと、一度も産婦人科を受診したことがない未受診妊婦が下腹部の痛みや出血などで異常を訴えて駆け込む、駆け込み受診が去年の1年間で36件あったことが明らかになりました。その36件は、経済的な理由で、受診をしていなかった人が最も多く、15人、次いで未婚、婚外子が12名。妊娠をしていても経済的な理由や回りに打ち明けられなくて、受診できなかった女性の心情は大変辛く、不安と恐怖を考えました。妊娠するとただでさえ、精神不安定になり、また36人中5名は10代とのことでした。

現在、妊婦健診は検診の費用として出産までは10万円程度の自己負担が必要とされてます。質問ですが、全国で妊婦検診の経済的な負担を軽減するために、公費助成の動きが広がっております。今年1月13日に、厚生労働省から最低、少なくとも5回分の健診無料化が全国であると通知されました。さらに8月末では、舛添厚生労働大臣が10回分の健診無料化が出されております。出産までに1人の妊産婦が健診にかかるのは、先ほども申しましたが、14回程度です。本玉名市においては、現在2回分の無料化に止まっております。本市においてのお考えを御答弁ください。

次に、がん検診についてです。旧玉名市においては、無料で行なわれていましたががん検診が、合併後有料化になりました。子宮がん、胃がん、肺がん、乳がん、大腸がんがすべてです。このことから、旧玉名市では検診の薦めを長年、取り組んで来られましたが、一度に逆戻りしたのではないかと懸念します。受診者の現状、または有料になった本年と無料での比較はどうなっているのかお答えください。

3つ目に、インフルエンザの予防注射です。インフルエンザの予防注射は、現在就

学前までの子どもさんが無料となっていて、65歳以上の高齢者は一部負担の1,410円、60歳から64歳までの中でも障害の1級2級の障害の方や、一部の方に限りは、同じく1,410円の一部負担で実施がされています。今年も既にインフルエンザが猛威を振るうと予測されていて、予防注射を受ける市民は倍増しております。玉名市における現状をお答えください。また予算に対する考え方を質問いたします。インフルエンザの予防接種を独自助成しているところの近隣市の状況を調べてみました。荒尾市、助成なし、熊本市、助成なし。山鹿市、助成なし。インフルエンザはだれにでも感染するウィルスで、しかも脳炎や脳症の合併も引き起こす大変怖い風邪のウィルスとは違うものです。しかし、玉名市が就学前までに限っていることに納得がいきません。逆に納得いく助成がされている近隣市の状況を調べてみました。宇城市は3歳から15歳まで上限2,000円の補助、差額は自己負担です。菊池市は、3歳から65歳まで自己負担が1,500円、市の補助が1,600円、65歳以上の方は自己負担1,000円の自己負担でされています。また、インフルエンザの予防接種の料金は、病院によっても様々で、2,000円のところもあれば、4,500円のところもあり、その差が倍以上あります。旧天水町では、4,500円の助成をされていて、旧横島町では3,000円の助成でした。市からの助成金の金額でインフルエンザの予防接種代金があるようにも思えます。合併後は4地区とも3,000円の2回の上限となっています。つまり1人当たり6,000円の補助です。一人ひとりの市民の平等から考えるとどうでしょうか。なぜ就学前のみの6,000円なのかもわかりません。市民の立場からは無料が一番、無料になっているものを有料にしてほしいとはだれも思いません。インフルエンザの就学前までの無料ではなく、当然3歳から15歳までは必要だと考えますが、少々の自己負担が発生しても、このことの御答弁をください。またこれらの予算に対する市の考え方、ただ単に合併協議の中で、がん検診は有料化にあわせて、インフルエンザ予防接種は無料化にあわせて、協議会の中で決まったことだから致し方ありませんの答弁では困ります。

次の大項目の2つ目、児童公園まで移ります。児童公園の中では、第1番目に遊具の安全性の問題、管理委託費について、今後の玉名市の児童公園の考え方について質問いたします。

玉名市の児童公園と俗に呼んでいる公園の実態調査をいたしました。玉名市の公園は、岱明町、旧玉名市において46カ所、横島町、天水町にもあります。公園と名前がついていても、玉名市都市計画課の管轄でないことや、天水町、横島町に関しては町の建設課や経済課が管轄であること。また児童公園とは呼ばないことがわかりました。市民の声として要望が多かったのが、安心、安全、気軽に寄れるきれいな公園などでした。そこを踏まえて私も住所をいただいて、わかる範囲、全力所回りました。感想とし

では、小さな公園も、大きな公園も除草もかなりちゃんとできていて、ごみも散っている様子は少なく、いい状態であったことは本当に感心いたしました。その中で、1つ遊具の安全性の問題ですが、安全点検などの周期、またその安全性は目視程度で行なわれているかどうか、わかる範囲でお答えください。公園の中で、地域の方が、大型遊具が撤去されたと言われている箇所が数カ所ありました。遊具は予算も高くつくものですから、撤去後新しい遊具の配置は考えられているのかお答えください。遊具に関しては、玉名市の公園内では、どれぐらいの数を管理されているのかを都市計画課の管轄、天水町、横島町の管轄でお答えください。

次に、管理委託費の問題ですが、地域の公園の管理費は旧玉名市、岱明町は、地域の老人会や区へ、または地域の団体へ委託管理をお願いしていて、その管理費はトータルの年間6万円と聞いております。現状の公園をきれいにしていくには、並々ならぬ苦労もあるかと思いますが、現状において委託料の不満や不足、また御意見は上がっていないのでしょうか、お尋ねいたします。また、本当に少ない委託費と思いますが、その委託費の値上げなどは考えられないのでしょうか、お尋ねいたします。全部の公園を見て回りますと、定期的な報告がなされているとのことですが、その報告後の指導や管理に関して指導をやっておられるかどうかをお尋ねいたします。また公園内の水道は市水道でしょうか。水質検査などやっておられるかどうかお尋ねいたします。除草剤や樹木の消毒など、子どもを中心として考えると安全性がとても心配な親御さんが多いと聞いております。以上のことを踏まえ、除草剤や消毒の安全性についてもお尋ねいたします。今後、玉名市の児童公園のあり方も、よろしくお願いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 北本議員の市民の健康を守る取り組みについてお答えいたします。

まず最初に、妊婦健診の無料化についてでございますが、議員、御指摘のとおり、妊婦が受けるべき健康診査の回数は厚生労働省の通知により14回程度が望ましいとされております。現在、玉名市におきましては、このうち妊娠前期に1回と妊娠後期に1回の計2回の2回を公費負担としております。また、必要な妊婦に対して精密検査を、それから35歳以上の妊婦につきましては超音波検査を、熊本県医師会と契約を行ない実施しているところでございます。しかし近年、1度も産婦人科受診をしないで異常があったときの飛び込み受診や、経済的に負担が大きく受診できない若者が、先ほど北本議員述べられましたとおり、県の調査で昨年1年間に36件あったことがわかっております。厚生労働省におきましては、今年1月、妊婦健診の公費負担を少なくとも5回実施することが原則であるとし、地方財政措置における子育て支援として全国での財政措

置の拡充がなされております。県下の市町村の現状といたしましては、現在平均で公費負担が2.2回でございますが、今年8月現在のとりまとめによりますと、平成20年度から公費負担を増やす予定の市町村が28市町村あり、検討中が17市町村、また近隣町など、既に回数を増やしている市町村も多うございます。現在、既に熊本県の市町村代表者と熊本県医師会との会議も数回行なわれております。市といたしましても、各市、県下の状況を見ながら検討をしてみたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、がん検診の無料化に伴う現状についてでございますが、議員、御指摘のとおり、合併前の旧玉名市においては、がん検診の自己負担は無料で実施した経緯がございます。合併協議の中で、自己負担金については1市3町で統一し徴収することが決定がなされ、平成18年度から自己負担金を統一し、一部徴収をしているところでございます。がん検診の状況につきましては、胃がん検診は、平成17年度3,416名、平成18年度2,914名で、502名の減。乳がん検診は、平成17年度で1,376名、平成18年度で1,366名で、10名の減。子宮がん検診は、平成17年度1,466名、平成18年度1,568名で102名の増。大腸がん検診は、平成17年度4,280名、平成18年度で3,867名で413名の減少となっており、相対的に受診者が減少をしている状況でございます。また乳がん検診での要精密検査の割合は、胃がん6.4%、乳がん7.2%、子宮がん1.0%、大腸がん5.5%となっており、その方々の早期発見、早期治療につなげ、そのことが後々の医療費にも大きな影響を与えると、大変重要な検診であると認識をしております。今後、市といたしましても、検診の必要性を十分市民に周知し、受診しやすいがん検診のあり方等について検討をしていきたいと思っております。

次に、インフルエンザ予防接種の無料化に伴う予算についてでございますが、まず高齢者のインフルエンザにつきましては、平成13年度から定期的2類疾病の予防接種として位置づけられ、現在玉名市においては、71の委託医療機関と1回4,700円、うち自己負担が1,410円でございますが、委託契約を締結し実施をしております。状況を申しますと、平成16年、これは合併以前でございますが、1市3町のトータルの数字でございますけれども、7,379名、平成17年度受診者8,676名、平成18年度8,937名と毎年受診者は増えている状況でございます。高齢者人口の増加やその年の流行状況等で、今後ますます受診者は増えるものと思われま

次に、乳幼児のインフルエンザにつきましては、合併前に横島町と天水町が実施していた経緯がございます。合併協議会におきまして、新市として実施していくことになっておりまして、方法につきましては、小学校就学前の乳幼児に対して、1回3,000円を上限に2回まで補助する償還払いの方法で行なっております。平成18年度実績

で1,677名の乳幼児の保護者に対し、約805万円の補助を行っており、保護者の負担の軽減につながっております。また県内の各市においても、乳幼児インフルエンザの単独補助を行なっているところは少なく、このことは玉名市独自の子育て支援策の一環と考えております。ただ、議員御指摘の接種料金につきましては、ばらつきがございまして、乳幼児のインフルエンザにつきましては、高齢者インフルエンザと違いまして、市と医療機関との委託契約を実施しておりませんで、あくまでも医療機関と接種者の希望により独自に行なうもので、それに対しまして保護者に補助をする形でございますので、市といたしましては、医療機関に金額を提示することはできませんし、また先ほど議員言われましたとおり、予防接種は医療保険ではございませんので、保険点数化としての請求はできません。あくまでも医師本人の手技料、それを考慮して医療機関ごとに定めてございます。今後も市民の健康づくりにつきましては、なお一層努力していきたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 北本議員の御質問の児童公園についてお答えをいたします。公園には大きく分類いたしますと、自然公園、都市公園、その他の公園の3つに区分をされます。玉名市には蛇ヶ谷公園と一部重なり合う小岱山県立自然公園があります。都市公園の中には、議員御質問の児童公園の現在は街区公園と名称が変更されております。ほかに、森林公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地公園等があります。またその他の公園には、農村公園、児童遊園地などがあります。都市公園とは都市における生活環境の向上、緑豊かで安全、快適な都市環境の創造など、良好な都市基盤の形勢を目的として設置いたしております。街区公園は、地域の方の利用を目的として、誘致距離250メートルの範囲内を標準として配置をいたしております。遊具の安全性の問題でございしますが、遊具の安全点検は、年に2回、職員によって目視、触視による定期点検を行っております。今後、専門的な業者による点検委託も計画いたしております。事故を未然に防ぎ、安心、安全に公園を利用していただき、市民が集える公園になるように努めてまいりたいと考えております。今年度は一本支柱からなる回転遊具や、危険性のある遊具を対象に7基撤去をいたしました。7基の撤去でございますが、蛇ヶ谷公園が1基、はまいれ公園2基、糠峯コミュニティ公園1基、山下公園1基、浜田児童公園1基、睦合区第2公園が1基の計7基で、ほとんどが回転をする遊具等が主なものでございました。また、撤去後の遊具設置につきましては、地元と十分協議しながら今後検討してまいりたいと考えております。都市計画の遊具の数でございますが、桃田公園に21基、蛇ヶ谷公園に23基、その他の公園に131基ございます。

ほかに横島町の山の上展望台公園に5基、その他の公園に32基、天水町の実山展望公園に5基、その他の公園に1基であり、合計218基ございます。委託管理についてでございます。公園管理委託は、地元区に清掃、除草等をお願いし、年度末に報告書と写真を提出いただき、現場を確認に行なっております。しかしながら、地元区で対応できない業務につきましては、地元と協力をしながら、環境面に配慮し、公園管理の向上に努めてまいっております。また除草作業は年間に数回されておりますので、その際、除草剤を使用している公園もございますので、使用にあっては、利用者に配慮して使用していただくよう指導しておりますが、今後は看板等により訪れた人へ周知徹底を図れるようにしたいと思っております。先ほど管理の値上げはできないかということでございますが、現在は、値上げのところは予算も計上しておりませんが、今後は地元の管理者の人たちの高齢化が進んだりとか、作業効率が悪くなるとかという面もございますので、また地元の管理者の人たちと協議しながら、よい方向に検討してまいりたいと考えております。

それと公園内の水道でございます。玉名市内の都市公園にはほとんどが玉名市の上水道を全部引き込んでおります。横島町につきましては、地下水だということを聞いております。天水につきましては、海水ということを知っております。今後の児童公園のあり方でございますが、玉名市には45カ所の都市公園があり、その中に街区公園は31カ所でございます。市民1人当たりの公園整備面積は約10平方メートルの整備率であり、おおむね目標水準に達しておりますが、引き続き生活環境や景観形成の観点から整備を進めていきたいと考えております。また老朽化が進んでいる公園につきましても、再整備を進めて行きますが、特に市民の方々に身近に利用していただいております街区公園は、子どもからお年寄りまで親しまれ、市民が集える公園を目指したいと考えておりますので、北本議員の御理解をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁をいただきました。再質問を申し上げます。児童公園に関しては、建設委員会の管轄ですので、再質問がありますけど、委員会の中でさせていただきます。再質問で、市長に再質問いたしたいと思っておりますけど、最初の妊婦健診に関して、答弁の中では1年度に17市町村が検討をして5回の無料化が考えられるんじゃないかという答弁だったと思っておりますけど、通知から、じゃあ1年経過している、1月に通知が来ておりますので、1年経過してます。もちろん大臣の方も10回の無料化がというふうにおっしゃいましたけど、市長、他の市町村と比べても仕方がないことなんですけど、熊本県内では、天草郡苓北町が5回の無料化をもう既に実施しております。玉名



郡では玉東町、和水町、南関町の3町が4回の無料健診を実施しております。県でも進んでいる状況だと把握されております。ぜひ4回、5回に止まらないで、玉名市でも完全無料化を押し進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。福井県では、平成19年度から妊婦健診の無料化事業が動き出しました。この事業は14回分の妊婦検診受診票を配付するものです。市長も御存じのとおり、現在玉名市で年間生まれている赤ちゃんは550人前後です。少し減少気味でもあるのですが、この7年間は大体この数字があまり変わってないと思います。550人の新しい命、健康を健診するものに、熊本県で先駆けてやられるということは大変意義深いものだと私は考えます。児童施設に足下を持つ島津市長、市町村先駆けて、足並みをそろえてと言わずに、ぜひ無料化に一步も二歩も、10回の無料化が、私は目標なんですけど、無料化に踏み切るべきだと考えておりますけど、市長の考えをお願いいたします。

次に、インフルエンザの予防接種ですが、なぜ就学前だけなのかというふうに、それがわからないというふうに私質問したんですが。合併に伴う、やっぱり統一することでおっしゃいました。そして、これも特徴ある玉名市の特徴あることというふうなことで、子育て支援じゃないかというふうに思います。子育て支援はやっぱり15歳まではぜひ子育て支援として、インフルエンザの予防接種に関しては、もうもちろん、これは任意で希望の方で、受けない方もたくさんいらっしゃるわけですので、市民の全部が受けるというふうにはなってませんが、苦しんでる子どもたちは、未就学だけじゃないし、特に受験期の子どもさんとか、すごく親御さんは心配しながらインフルエンザの時期は見守ってるということもお聞きします。玉名市においては3歳児から15歳までに幅を広げるとか、60歳まで幅を広げていただくとかいうふうなことを考えていただけないかなあというふうなことです。インフルエンザの予防接種に関しては15歳までというふうなところの部分の玉名市の考えはどうでしょうかということでお聞きしたかったと思いますので、そのこともできればよろしくをお願いいたします。再質問をいただいてといった時間ありませんので。

それから、がん検診の対比もいただきました。ちょっと数字的にはちょっと書けなかったんですけど、1,000人ぐらいは減少してるのかなあ。逆に子宮がんはちょっと上がっているようにお答えいただきましたけど、やっぱりこないだの健康福祉フォーラム、議員の方も半分以上出ておられましたけど、その時の先生が、がん検診で見つかるのが一番というふうな講演をいただきました。日赤の先生だったと思いますけど、せっかく取り組んできて、どちらかに合わせなくちゃいけないから合わせましたというよりも、予防に中心を置いてきた玉名市の一番いいところにやっぱり合わせていくというふうなところは、合併終わりましたので、次年度からぜひ健診の無料化、一部負担を取らずに医療費を使わない方法としての方針を玉名市で考えられないだろうかと思います

ので、そのことに関しても再質問いたします。

続いてまいりますので、大項目の3つ目ですね。玉名市の環境に取り組む市政について、3つのことを質問いたします。新庁舎建設の環境に優しい取り組みについて、生ごみのバイオマス利用による堆肥化の推進について、菜の花プロジェクトのこれからの方向性と実施計画について。初めに、新庁舎建設の環境に優しい取り組みについてです。新庁舎建設準備室もでき、位置も玉名平野の中に決定し、平成25年の本庁舎建設に向けて着々と進んでおります。新庁舎の基本方針に伴う視点としては、安全性、機能性、快適性、耐久性、経済性、先進性が求められていますが、このごろの新庁舎建設で、玉名市も新庁舎建設フォーラムなどで様々な意見が出されました。新庁舎建設への市民の関心も非常に高い位置にあると思います。このほど設計業者が決定いたし、また一步前進という、その新庁舎のことです。環境に優しい取り組みがどれだけ考慮されているかの質問。地球温暖化の問題では、CO<sub>2</sub>削減は、今は避けられない問題があります。新庁舎で考えられる環境問題を上げてみました。自然エネルギーとしての水資源、雨水の有効利用、新庁舎に関してのグリーンカーテン、廃棄物の削減を考慮したりサイクルのできる資源、自然のものを生かした資材。建築形状などによる敷地周辺への日陰の影響を少なくする配慮など考えると限りなく上げられますが、新庁舎建設に向けて環境に取り組む姿勢をお示してください。

2つ目に、生ごみバイオマス利用の堆肥化の推進についてです。午前中にもありましたので、ここは簡単にいきたいと思います。身近なバイオマス活用法として現在八代市で段ボールの生ごみ堆肥化を進めております。バイオマスは地球温暖化防止に欠かせないもので、たくさんの地域でバイオマスを使った循環型社会への転換がなされております。私も早速八代に行き、10月、11月、12月の3カ月間、この生ごみを身近なバイオマス利用として実際にやってみました。会場に持ってこられないのが、大変残念ですけど、廊下までは持ってきましたので、どうぞ御覧になってほしいなあと思います。午前中もおっしゃいましたけど、ピートモスとくんたんを6対4の割合で混ぜ、その中に生ごみを入れていきます。私がやったのは、例えば軒下に置くとか、野外に置くということじゃなくって、家の中の台所の足下に置くという実験をしてみました。それは私の前には、重度の障害を持った障害者の方たちがかなりたくさんいます。そして高齢者の方たちも膝を痛めたり、ちりのとこまで持って行けない高齢者の方たちがいます。足下に置いて、それを混ぜることによって、生ごみのとこまで持って行かなくて済むというふうなことで実験をしたいという思いがありましたので、シンクから10センチメートルほど話したところで、3カ月間実験をさせていただきました。毎日、どんどん生ごみを入れていきます。八代は1日の生ごみが500グラムと言われていましたので、3カ月で大体45キログラムはいることになります。玉名市のデータに基づく数字

を東部環境センターの方にお聞きしましたら、玉名市の場合の出るごみは1日に1.66キログラムということでした。これを3カ月やりますと、149.4キログラムになります。生ごみの段ボールが大体ミカン箱一杯、リンゴ箱一杯ぐらいですので、そんなに大量には入らないと思いますけど、45キログラムぐらいは入るんじゃないかと。今、持ってきておりますが、わたしも毎日、朝晩の食事を作るというのを原則として生ごみを入れ続けてまいりましたが、量は増えません。重さもちょっと重たくなったかなあというふうな感じで。例えば30世帯がこれを取り組みますと、4,482キログラム、現在は東部センターは1キログラム20円で持ち込みの計算ですね。持ち込みのごみの計算がなされていますので、4,482キログラムは8万9,640円になります。旧玉名市の予算、旧玉名市でつくられているビデオの中で、ごみ10キログラムに対して、処理量が450円ぐらいかかりますというふうに計算されるんですね。それに換算しますと17万9,280円の削減になると。何よりも一番いいのは、やっぱり高齢者や障害者に対してその場でごみが臭くなくて処理をできるということと、ごみ日を気にしないで処理できるということが一番。3カ月間は、生ごみのごみの日を気にしなくて十分でした。車の中に一々出し忘れて載せててもどうにもならないということを体験しました。玉名市の生ごみの焼却に使われている予算は全体の予算で8億2,800万円使われています。八代市で、循環型社会に市民と共に取り組んでいるこの生ごみの堆肥化を進めるにあたって、1人2,600円の節約につながると訴えております。この講習会を開く人材育成の人たちを呼びかけて、その費用は市で持っているということです。いらっしゃる方たちに籾殻くんたんも差し上げるし、段ボールの方も差し上げて、そういったことを市で今されているというふうなことを言われました。八代市も今度の4月から本格的にこれに取り組むかどうかという予算計上になるそうなんですけど、今本当に地域の団体の方たちがあちらこちらで講習を開いているというのが現状です。

最後に、循環資源のリサイクルとして全国各地に始まっております菜の花プロジェクトに関してお伺いします。菜の花プロジェクトは琵琶湖の水の汚染から発した環境プロジェクトで始まり、全国に広まっているものです。近隣では熊本港の菜の花プロジェクトが広範囲になっていて、成功をいたしております。転作田や休耕農地、放棄地など、菜の花を植えて、菜の花を収穫し搾取し、菜種油にして、その菜種油は、料理や学校給食に使います。搾取時に生じた油かすは肥料や飼料として使う。廃油油は回収して軽油代替の燃料にするとのことです。そして、大気中に放出されたCO<sub>2</sub>が菜の花を栽培することで吸収されるという資源エネルギーが地域の中で循環するという仕組みです。菜の花畑は、観光の目玉として新幹線駅の周辺で、玉名の蛇ヶ谷の桜の前の花の目玉として、菜の花栽培にかかわることで地産地消、農業問題、食文化、環境、地域経済の再生として地域が自然循環をつくり出すプロジェクトとして多方面にわたる期待が

持てるプロジェクトです。玉名市でも先日、秋晴れのよい天気の日に恵まれ、玉名市の菜の花プロジェクトの種まきセレモニーがありました。わたしも来賓として出席させていただきましたが、市の職員の方も仕事としてではなくボランティアとして、地域住民としての参加をされてたのがとても印象的でした。地域の小学校の演奏とゲストのソプラノの歌手の方で、野外ステージは盛り上がりました。菜の花の種まき、2月からの開花を待つ状態です。そのとき、市長のあいさつにもございましたけど、菜の花を新幹線の観光に、そしてエネルギーの再生で玉名駅から新幹線新駅まで循環バスを走らせる構想の夢はぜひ成功させたいプロジェクトだと思っております。環境に配慮した資源の循環型社会の利用として全国で進められている菜の花プロジェクトの、本市の推進していく今後の方向性と実施計画についてお伺いいたします。答弁をいただき、再質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 合併の時点で、1市3町のがん検診、それとドック等、それぞれまちまちだったんですね。それで、いろいろ苦心をして、やはりこれは統一しようということで、協議がなされました。確かに、後ろ向きの方に統一するというのはよろしくないという御指摘はある面そのとおりにかと思いますが、逆に岱明町等からはドッグに対する、厳しくなったということで、非常に批判をいただいたということも承知をいたしております。そのために、平成19年度はちょっと修正をさせていただきました。しかし、いずれにしろ、やっぱりさっき議員も御指摘あったように、こういう時代ですから、健診を後ろ向きにとらえるというのはいかがかなと。次代の保険や健康の両面から考えた折に、やっぱりこれは辛くても充実していかなきゃならんのかなあという、そういう認識は持っております。ただ、今この時点で、じゃあどうしますというふうにお答えするところまで至っておりません。

妊産婦健診につきましては、決して後追いをするわけではありませんが、先頭を走れ走れと言われましてもね、例えば幼児の診療費払い方式の問題で、近松議員や北本議員さんたちがしっかりしろというお叱りなり激励なりいただいた。それで、玉名方式をとったわけですが、これは県内では非常に珍しい、先を走っていると、私は認識してます。ですから、全部先を走れば一番いいんですが、なかなかそういうわけにもまいりません。ただ、今の妊産婦健診の問題は、今来年度、新年度に向けて、予算を各部から出しておりますが、市民部から出ている予算要求は5回までに来年からやろうということで財政の方には上げてるところです。私自身もそこまでは踏み込むべきではないかなあ。これからももちろん、年が明けましてから予算査定をいたしますので、その中で最終決定にはなることですが、新年度に向けて5回を無料としよう、今2回ですからね、

これを5回に、5回を無料にしようという予算の申請は市民部の方から財政の方にいたしており、御意見等々を踏まえながら、年明けの予算査定にあたりたいと思います。今日は、そういう答弁でお許してください。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 北本議員お尋ねの新庁舎建設の環境に優しい取り組みについて、御質問にお答えいたします。新庁舎の建設につきましては、先般の9月議会におきまして、前田議員からの一般質問にもお答えいたしましたように、公募型のプロポーザル方式によりまして、株式会社山下設計九州支社を選定し、現在、基本設計の作業を進めているところでございます。御質問の環境に優しい取り組みにつきましては、昨年度策定いたしました基本構想の中に定めております7つの基本方針の1つに、省エネルギーや省資源対策などの環境に配慮した自然に優しい庁舎と掲げていることから、今回のプロポーザルの実施にあたりまして、その課題の1つとして、周辺環境への配慮、省エネルギー対策という項目でその提案を求めましたので、選定されております山下設計のプロポーザル案でも環境に配慮した庁舎に対する提案をいただいております。具体的に申し上げますと、建物の屋上などを緑化することで、蒸散作用による室温の抑制、南北方向に風通しをよくしまして、その通風を確保することで、自然換気による省エネ、それから天窓の太陽光発電の導入など、自然エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の抑制、それから自然水をトイレや植栽散水への雨水の有効利用、また再生舗装材など、リサイクル材料の活用など様々な提案がなされておりますので、今後の計画、設計の中にもあわせて費用対効果の面からも十分検討しまして可能な部分につきましては、積極的に導入していくことで、先進的なエコ庁舎、環境に配慮した庁舎となるよう努めたいと考えております。建物の形状や配置につきましても、周辺敷地への影響について十分配慮するとともに、敷地内には地域に安らぎをもたらすような緑陰空間を創出することで、市民が気軽に足を運べる、利用できるそのような庁舎づくりを目指してまいりたいと思っております。

次に、菜の花プロジェクトのこれからの方向性と実施計画についてにお答えいたします。私たち人類の文明の発展に大きく貢献して来ましたが石油などの化石燃料は、後数10年で使い果たしてしまうと言われております。また一方で、そのような化石燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出は、地球温暖化の主な原因とされ、世界的問題となっております。このような環境問題に対しましては、民間もさることながら、行政といたしましても積極的なかわりが求められており、エネルギーの消費抑制とともに、二酸化炭素排出の少ない、エネルギー社会への転換を積極的に推進していかなくてはならないと考えているところでございます。

玉名市としまして、本年3月に策定いたしました第1次、玉名市総合計画の中で、人と自然に優しい環境のまちづくりとして、新エネルギーの導入を掲げており、現在、公共施設での太陽光発電システムの利用や公用車におけるガソリン使用の少ないハイブリッドの導入を率先して実施しているところです。さらにはまた、これからは市民一人ひとりに地球温暖化防止への認識を深めていく必要性から、本年玉名市菜の花プロジェクトを計画し、去る11月10日に種まきイベントを実施したところでございます。この計画では、九州新幹線新玉名駅（仮称）周辺地の休耕田を利用して、春の時期に菜の花を咲かせ、菜種を収穫し、搾油、油を絞りまして、そしてそこで得た菜種油は学校給食の調理に利用するほか、軽油代替燃料BDFにリサイクルし、自動車等の燃料としての利用を目指してまいります。その一環としまして、将来的には循環バスでの新幹線新玉名駅（仮称）と現在の玉名駅をつなぐ菜の花バスを運行できればと考えているところでございます。そして、同じような取り組みをされている天水小天地区や、あるいは岱明大野地区はひまわりでございますけども、私ども連携を図り、環境効果や景観効果等も視野に入れた環境に優しい社会づくりを構築してまいりたいと考えております。今後、この菜の花プロジェクトが玉名地域に広がり、新エネルギーの推進につながるよう、行政としても努力してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 北本議員の生ごみのバイオマス利用による堆肥化の推進についてお答えいたします。近松議員の答弁と重なるところがあると思いますが、よろしく願いをいたします。ごみの分別によるリサイクルの推進と最終処分場で処理されるごみの減量化をさらに推進するため、本年4月からごみ分別収集の細分化と統合化を図り、15種類18分別としたところでございます。さらに、生ごみ処理につきましては、各家庭におけるコンポスト等の生ごみ処理容器及び電気生ごみ処理機の購入費に対して補助金を交付して家庭での自主的な生ごみの減量化を推進しているところでもございます。議員お尋ねの家庭で取り組める段ボール箱による生ごみ堆肥化についてでございますが、市が補助をしておりますコンポスト等の生ごみ処理容器や電気生ごみ処理機と比較いたしますと、庭のない家庭でも取り組めて、より安価で作業の手間もあまりかからない方法であると考えております。生ごみ処理は市における生ごみの収集運搬費用及び清掃センターでの焼却等の処分費用の削減を図るためにも、生ごみを各家庭でできる限り処理をしていただくことが重要であると考えております。環境の取り組みにつきましては、市民、事業者、民間団体及び市が協働いたしまして、環境に配慮した行動

を積極的かつ継続的に実践することが必要でございます。今般地域の実情に即した地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした玉名地球温暖化対策地域協議会環境応援団「エコの環たまな」が本年11月に発足しております。その活動の中の1つにごみの抑制、再利用、再資源化が掲げられており、ごみの減量化の普及啓発、広報活動が挙げられております。環境応援団「エコの環たまな」と連携をいたしまして、家庭における段ボール箱による生ごみの堆肥化を含めて、ごみの減量化に積極的に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 大変丁寧な御答弁をいただいたと思います。環境に関しても新庁舎もですね、すごく考えていただいていると思います。設計業者の方が環境に優先的なそういった建築をされているかなという再質問をしようと思いましたが、もう再質問は取り止めます。

最後になりましたけど、要望として、この妊婦健診の調査をするときに、中央病院の実態調査に行きましたが、中央病院で生まれる赤ちゃんの数は56名というふうに、わたし言ったと思います。玉名市で生まれる赤ちゃんの数は550名ですね。中央病院でどうして50名なんですかっていう質問をちょっとしたんですけど、56名ですね。170名から180名ぐらいあったそうなんですけど、ちょっと裁判ごとがあったからかも知れませんかというふうなことでしたけど、今妊婦さんの受診拒否、救急病院の拒否があって、母子共に命を落とされているのが新聞紙上でも、テレビでも報道されとります。緊急は、中央病院は、本当に救急病院ですので、そういったところの部分も病院組合長さんも、議長さんもいらっしゃることですので、そういったところを検討していただくか、多くの方を要望していただくということが、今度調査した結果わかりましたので、それもあわせてよろしくお願いいたします。

それからインフルエンザに関しては、子育てはやっぱり15歳までだと思いますので、どうぞ15歳までの無料化をよろしくお願いいたします。妊婦健診はやっぱり10回の無料をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時29分 休憩

---

午後 4時41分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 有明クラブの、並びに自民党の吉田喜徳でございます。今回もよろしく御答弁をお願いいたします。

新教育委員長の抱負等について。内田實先生は平成19年11月30日の教育委員会において、委員の皆様のご互選により、委員長に全会一致で選任を受けられ就任されました。心からお祝いを申し上げます。

教育問題全般にわたって目まぐるしく変革する今日、玉名市にあっても教育委員長としての重責は計り知れないものがあり、先生の教育に対する熱意と子どもたちに思いをなせる愛情は並々ならぬものがありと先生の雄姿の前にここにひしひしと伝わってくるものを感じます。先生は、中学校教師をスタートに小学校教師として長く現場を経験され、六栄小学校長を最後に引退されました。その後も教育委員として御活躍なされております。申すまでもなく、教育委員長は、玉名市教育の方向性をまとめられ、教育分野で発生する諸問題を解決するリーダーシップをとられる責任者ではありますが、教育長と共に、2人3脚で明日を開く子どもたちのために、大いに頑張っていただきたいと思っております。先生の人格、高潔にして識見高い教育手腕に大いに期待し、僭越ながら御激励申し上げる次第であります。

先生の教育理念、新教育基本法について、また玉名市の教育行政、学校現場の認識、これからの課題と施策、教育委員会の活性化と教育全般にわたって新教育長の抱負として語っていただきたい、お伺いしたいと思います。

2番、市内小中校長並びに教師の出身地について。先に60年ぶりの教育基本法の改正、新学校教育法は伝統文化を尊重し、これらを育ててきた我が国と郷土を愛しというくだりが入っております。私はこのくだりから言って、まず校長先生方の出身地が気になりました。その結果、21小学校、6小学校の校長先生方の出身地をお聞きしましたところ、玉名市9名、長洲町2名、熊本市8名、玉東町1名、植木町1名、山鹿市2名、菊池市1名、荒尾市2名、八代市1名、計27名の校長先生であります。校長先生としてももちろん立派な方々ということは文教委員会の学校訪問の際、そう深く感じましたが、遠距離からの通勤の校長先生方に大変だなあと正直思いました。そればかりでなく、校長先生は地元や地元地域がより相応しいのではと考えましたが、いかがでしょうか。教育長の御所見を承りたいと思っております。

学力問題について。脱ゆとり、30年ぶり、ゆとり修正をお題目として小学校は算数を6年間で142時間増すという、主要5教科の授業時数を全体で10%程度増やす。中学は選択教科を縮減、理科、英語は3割増とするなど、必修教科の時間数を増や



す。小学校高学年の外国語活動を週1時間実施するなどを主眼とした学習指導要領の改定作業を進めている中教審。教育課程部会は、審議のまとめを了承し、これは事実上の答申案で、来年3月告示、2011年度から実施されるのであろうと全体像が示されたのであります。「生きる力」の育成が教育の目標とする現行学習指導要領は、継承し、生きる力の基礎となる学力は基礎的な知識や技能の習得、知識など活用する思考力や判断力としているのであります。この全体像や「生きる力」の教育目標を見て、教育長のご感想や学習指導要領改定についての思いをお聞かせ願いたいと思います。国際学力調査や全国学力テスト、また経済開発機構（OECD）ですね、などの57国地域の15歳、つまりこれは高校生でありますけれども、高校1年、約40万人を対象にした生徒の学習到達度調査など、我が国の児童、生徒の学力低下が著しく、憂慮される中、特に文部科学省が全国一律、実に43年ぶりに、この4月全国の小学校6年と中学3年を実施し、233万人が参加しました。県内は全小学校626校の約3万7,000人が受け、小6が国語と算数、中3は国語と数学の2教科、またほかに学習環境や生活習慣なども調査したのであります。特に、基礎知識と活用力を見たのであります。玉名市では小中学各何校何名がこのテストを受け、また調査に臨んだのか。その結果はどうだったのでしょうか。次に、公表したか否か。10月6日の段階では県内の市町村教員のうち、一部を公表する方針としたのは、熊本、八代、天草、上天草の4市と和水町、山鹿、菊池、荒尾、合志市や山都町は公表しない。検討中が、つまりテスト結果を見てが玉名市ほか大半の市町村でありましたが、玉名市は最終的にどうなされたのでしょうか。

2. 道路行政と通学路について。12月1日、国道208号、玉名バイパス寺田川崎間開通式並びに前日の自民党の野田毅代議士国政報告会においてご出席をいただいた公明党の冬柴国土交通大臣は、そのあいさつや講演の中で、1,874名の市町村長のすべての方々から、また10万人を超える人々から、そしてまた3,000名を超える学識経験者から、道路について御意見を頂戴し、すべて道路はつくるべしという意見があり、真に必要な公共事業、それは道路だ。道路を造ることによって、地域の活性化、都会と地域との格差、これも解決されると信じていると持論を述べられました。造る道路は、1万4,000キロメートルの高速自動車道、またそれ以外、日本全国には地方道を含めて120万キロメートルの道路があり、これを図に落とすと、まるで毛細血管のような小さな道路が、そのうち例えば一例を挙げると、通学路、子どもさんが学校へ通学される道について危ないところがある。みんなが並んで登下校しているのに、そこへ心ない大人の運転を誤った車が突っ込んで、多くの子どもさんが亡くなったり血を流したりしたような悲しいものがありました。我々がそういうものを改めるために検討いたしました、120万キロメートルのうち、子どもさんが使っておられる道路は19万キ

ロメートルになっております。そのうち40人以上の学童が使っておられる道路は11万キロメートルでございます。しかし、そのうちでも歩車道ですね、歩道と車道、歩車道の区別がなくて、そしてまた非常に危険だと思われるところが4万4,000キロメートルに及ぶわけであります。この4万4,000キロメートルを、何としても10年以内に道路特定財源を使って歩車道を分ける、あるいはガードレールをつくる、道幅を広げる、このようなことを進めますということを、その中に盛り込ませていただいておりますという、このようなことを話されましたが、まさに安全で安心して暮らせる社会を目指す。特に、子どもたちや高齢者に思いやりのあるすばらしいお言葉に私は大きな拍手を送った次第であります。

さて、そのような意味を持って玉名市では、およそこのような道路がどのくらいあり、これからのそれに対する取り組みについてお伺いしたい。地方道を含めて120万キロメートルの中に、玉名市内、国、県、市道はおよそ何キロメートルぐらいあるのかなあと。また40人以上の学童が使っている道路11万キロメートル、その中で歩車道の区別がなくて危険なところが4万4,000キロメートルあるということで、市内はどのくらい該当するのかなあ。市道の長さ、うち整備率についてなどお尋ねしたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 教育委員長 内田 實君。

[教育委員長 内田 實君 登壇]

○教育委員長（内田 實君） 吉田議員の質問にお答えいたします。私は在職中から常々、「凡事徹底」と、「継続は力なり」を大切にしながら、「教育は人なり」を信条とし、「人が環境をつくり、環境が人を教育してくれる」ことを、教育現場で実践課題として重視し、取り組んで来ました。このことは子どもたちの健全育成のために、地域社会、保護者、教職員に共通した自覚と認識が必要であると考えており、それは現在も変わりません。さて、昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化等教育をめぐる状況の変化に伴い、平成18年12月15日新教育基本法が臨時国会において成立し、12月22日に公布、施行されました。これにより、国民一人ひとりが豊かな人生を実現し、我が国の一層の発展と国際社会の平和に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、新しい教育基本法にのっとり、心豊かな日本人の育成を目指し、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、振興を図らなければならないと考えております。また、玉名市教育行政の現状認識と今後の課題につきましては、毎年、市内の27校の小中学校を訪問し、各諸問題の実態把握に努め、教育事務所や市教育委員会の指導、助言で課題解決の徹底に努めております。学校は組織体ですから、共通認識に立ち、公教育の理念と方向性に基づき、県の教育基本目標や教育重点事項を受けて、玉名教育事務

所、さらに玉名市教育委員会の重点目標の実現と深化に向け、学校長の経営方針を策定し、教職員との共通理解と自覚、認識を共有して日々のたゆまぬ実践を通して、「豊かな心と知性を持ち、心身ともにたくましい子どもの育成」を目指して取り組んで行くことが大切であると考えております。

例えば、1つ、学力の向上と充実を図るための基礎・基本の定着。2つ目、家庭教育、家庭学習の定着。3つ目、いじめ・不登校児童生徒のゼロ目標の推進。4つ目、こころの教育の充実。5つ目、健康・体力の増進。6つ目、読書活動の推進。7つ目、事故防止。安全・安心の問題。また基本的な生活習慣の確立。一例を挙げますと、早寝、早起き、朝ごはん、大きな声であいさつ、返事をしよう等々が大切です。以上のように、最近の教育諸問題はもちろんのこと、来年度から実施される2学期制に向けての周知徹底に努めながら、地域社会や保護者から信頼される学校になるように努めていく覚悟です。よろしく願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 市内小中学校長の出身地について、吉田議員の質問にお答えいたします。玉名市内の小中学校におきまして、現在、玉名市に在住の校長先生方は、小学校で7名、中学校で2名という状況にあります。また、玉名市出身で玉名市以外の学校に勤務しておられる校長先生は8名という状況になっております。地元出身の校長先生に御勤務いただくことは地域の方々や保護者との関係づくりのしやすさ、地域の諸事情、学校の伝統等について、詳しい理解の上で学校運営ができるものと思っておりますし、一方玉名市以外の地域からお出でいただきますと、通勤距離等の問題はありますけれども、新たな視点で学校経営を見直していただき、他地域でのすばらしい実践や考え方を玉名市において広めていただいたり、あるいは玉名市の教育の良さを他地域に広めていただくことにもなるかと、このように考えております。このように広範な人事交流は、教職員の視野を広め、職務経験を豊かにし、地域の向上に寄与することなど大きな効果もありますから、校長先生方の人事につきましても、他の教職員と同じように、熊本県教育委員会の教職員異動方針及び異動細則に基づき、指導運営能力等を総合的に勘案し、全県的に実施されるものであります。玉名市教育委員会といたしましても、学校教育の充実振興を図り、教育の刷新とその向上を期するという視点に立ちながら、十分に校長先生方から意見等を聴取し、熊本県教育委員会との連携を十分に図りながら、勤務実績に基づき、人事異動を行なってまいりたいと考えております。

次に、学力に関する問題についてお答えいたします。昨年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされております。また本年6月には学校教育法等の教育関連法の改正がなされたところ

であります。学校教育法の改正にあたっては、第21条において、新たに義務教育の目標を10定めてありますし、第30条第2項においては、確かな学力を育むに当たって重視すべき点が明確に述べられております。変化の激しい今の時代を心豊かに、しかも自分で課題を解決し、健康でよりよい人生を送ることができる人間に育てるためには、学校教育法による義務教育の目標や確かな学力を一人ひとりの子どもたちにしっかりと身に付けていくことが何より重要なことだと認識をいたしております。現在進められております学指導要領の改訂におきましても、これらの趣旨を踏まえた改訂になるものと思ひますし、玉名市におきましても、校長会議等において、各学校の先生方に、これらの趣旨等について周知・徹底を図っているところであります。全国学力・学習状況調査につきましても、本年4月24日、43年ぶりに、小学校6年生と中学校3年生を対象に学力・学習状況調査が実施されました。玉名市の小中学校におきましても、小学校21校、中学校6校の合計27校すべての学校が参加し、小学6年生が694名、中学3年生が、689名がこの調査を受けております。この調査は小学6年生が国語と算数、中学3年生が国語と数学の各2教科の実施であり、主に知識を見る「A」問題とその活用を問う「B」問題の2種類の問題から出題をされております。また学力調査のほかに生活習慣や学習習慣等について尋ねる質問紙調査もあっております。調査結果につきましては、本調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえ、各学校の序列化や過度な競争を招くことのないよう十分に配慮して取り扱う必要があると、このように考えております。玉名市の児童生徒の学力調査の結果につきましては、小学校、中学校ともに、全国平均と比べまして、国語はやや高い、算数、数学につきましては、全国平均とほぼ同じか、やや高いという結果が出ております。また、知識を問う「A」問題に対し、活用を問う「B」問題の正答率の方が低いということも結果として出ております。各学校におきましては、調査結果を十分に活用して、自らの教育の成果や課題等を把握・検証し、その改善を図り、児童生徒、一人ひとりの学習改善や学習意欲の向上につなげていくとともに、また調査結果の公表にあたりましては、児童生徒の個人票を返却する際に、保護者に十分理解を得られるように調査の趣旨や、どのような内容の調査であったのか、学力向上に対するこれまでの取り組み、これからの取り組み、個人票の見方等についてわかりやすく説明するように指導を行なったところであります。今後も校長会議や学校訪問等を通じて、各学校における校内研修の充実を図りながら、確かな学力の定着に対し取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 吉田議員御質問の道路行政と通学路についてお答えをいたします。玉名市内の道路は、国道が208号線及び501号線、一般国道玉名バイパスの3路線で、延長が2万8,446メートル、その内歩道が2万7,524メートルあります。県道は16路線で、延長が8万6,322メートル、その内歩道が3万4,734メートル、市道は1,459路線で、延長81万32メートル、その内歩道が3万6,081メートル整備されております。玉名バイパス開通式のあいさつの中で、冬柴国土交通大臣が、日本全国では道路が約120万キロメートルあるが、その中で歩車道の区別がなく、危険箇所と思われるところが4万4,000キロメートルあると発言をされております。国が示してある道路整備の中期計画は、平成20年度から10年間で、道路特定財源を活用し、整備を進めて行く方針でございます。大臣のあいさつにもございましたが、市内の子どもたちが使っている通学路につきましても、一部危険箇所もあると伺っております。今後、関係機関と危険箇所の点検を行ない、子どもたちが安全・安心して通学ができる「人に優しい道づくり」を行ないたいと考えております。また県道につきましても、毎年県へ、歩道等の設置を要望いたしており、今後もさらに強く要望していきますが、いずれにいたしても、このような道路整備は市の単独費だけでは対応できない状況でございますので、道路特定財源を活用し、整備して行かなければならないと感じております。今後、市といたしましても、引き続き道路特定財源の存続を求めするために、国に対し強く要望を行なっていきたいと考えておりますので、議員の御理解、御協力をよろしく願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 内田先生の力強い教育に対する御信念をお聞きいたしまして、大変頼もしく、あるいはまた期待をするものでございます。退職校長会の機関誌でしようか、21世紀というのに、教育長も編集員になっておられますけど、内田先生はハイキングに学ぶということで、勇気、冷静な判断、助け合う心、連帯感を強烈に学ばれたと書かれております。この勇気とか助け合う心、先生の心に今も脈々と続いておられるんじゃないかと思えます。そういうことで、先生には、木鐸として、いわゆる自負しておられるんじゃないかなあと、言葉には出されませんが、今おっしゃったことも含めて力強く教育委員長としてですね、頑張ってくださいたいと重ねて御期待をお願いするものでございます。

県の教育委員会が異動等は最終的には決定するものですが、教育長のおっしゃいましたように、やはり地元の教育長としての意見の具申とか、あるいは県の教育委員会、教育長が招集された自治体ごとの説明、あるいは御意見をおっしゃる場所というのは必ずあると私はお聞きしております。あってるから、先生もそういうところに強くおっし

やるというふうな教育長の御答弁でございましたが。例えば、私は玉名市の福山教育長時代から質問をしてまいっておりますけど、歴代の教育長さんの中で、夫婦の方の教頭先生、この方が教頭先生になられて、校長の制度を撤廃。夫婦なら1人辞んといかんとか、あるいは55歳までしか校長の試験の該当者じゃないとか、そういうようなことを撤廃された。県下の教育長の前で堂々と発言されて、今日それが実現しているというような実例もございます。先ほど校長先生が、よければ、できれば地元で、校長先生としては全員が全員と言わないにしても、最後と申すと語弊がありますけれども、生まれ育った伝統文化に触れられて、今日のすばらしい教師像が先生方に生まれておられるんじゃないかと思えますので、教育基本法にもありますように、伝統文化を重んじ、郷土を愛するそういうような観点から私は御進言申し上げた次第でありますので、御理解いただきたいと思えます。

ちなみに、教師の皆さんも、4、5点上げてみますと、八嘉小学校11名の中で、6名の方がいわゆる新玉地区以外の方、旧2市8町以外の方ですね。伊倉小学校では11名の中の5名の方。あるいは玉水小学校では、10名の方の4人の方。小天東小学校で7名の方で3名の方が玉名市外。玉名中学校38名の中で、12名の方。玉南中学校で15名のうちの7名の方。有明中学校のときは19名の中で9名。こういう教師の方も、新玉地区以外から通勤、教鞭をとっておられます。若い青年教師時代は、先生方も経験なさったと思うんですけど、人吉に行ったり、天草に行ったりは、やはり勉強期間中であられますので、しかし、40の後半、50前後にあらわれては郷土に帰って、自分を育ててくれた郷土のために思いを持って、その任に当たられるのがいいんじゃないかなあとそういうように思いましたので、御進言申し上げた次第でございます。

教育委員会では、教育委員会の活性化の1つに、こういうことをやっておられる分があると思えますが、予算時期でございます。教育長は各学校を回られ、あるいは校長をお招きになって、各学校、学校の特色ある教育推進について、予算が伴うことですから、要望をお聞きになると思えます。それを事務サイドで教育委員会の事務、学校教育課とか、そのサイドで教育長はまとめられて、執行部に予算要求をされるんじゃないかと、しておられるんじゃないかと思えますけど、教育委員会にまず投げかけられて、今度は教育者上がりの方じゃない人の、もちろん前からですけど、女性の教育委員の方もおられます。そこの5人でしっかりとそれを議論し、そして市長や財政担当にお持ち込みいただくと、それが1つのまた教育委員会の活性化であると。もうしておられるんじゃないかと思えますが、御答弁は要りませんけれども、しておられるなら、そういうのも続けていただきたいと、こういうように思うわけでございます。学力の向上で来年度からも少しどのくらい授業時間数を増やされるのかなあと。骨子は大体固まっておられるんじゃないかと思えますけれども、40時間は、いわゆる授業時間が増やすことがで

きるんじゃないのか、事例があります、もうやっているところがですね。始業式、終業式を1つ、1回減らすことで10時間、それから定期テストを減らせるので、これまた10時間、始業式、そういうのでまた10時間でしょうかね。それから、2時間の始業式とかそういうのにあたるのを、これで22時間。あるいは夏休みを利用して学級懇談会とか、家庭訪問、4月にやってる。こういうのを夏休みに回すことで、約12時間。そすと大体40時間でしょうか。22時間と18時間ですね。40時間の削減ができて、それを授業に増やすことができる。これも学力の向上につながるんじゃないかと思えます。本日の熊日の朝刊にも学力の向上について記事として載っておった次第でございます。道路財源の次元立法が来年3月とお聞きします。市長にお願いを申し上げたいと思えます。市長は大物市長であります。これは前議長も市長と陳情したときに、そう本当に感じたと私におっしゃっておられました。自民党を中心として、この道路特定財源が来年また引き続き成立するように、市長自ら先頭になって、県連はもちろんのこと、国にお願いしていただきたいと、このように思う次第でございます。

市政フォーラムに関連して、平成19年9月28日、玉名市民会館第1会議室において、玉名市主催で市政フォーラム「中心市街地の活性化を考える」が開催されました。企画政策部、政策推進課にあっては、大変な作業や準備になったでしょう。その中身であります。西島九州看護福祉大学福祉学科教授のコーディネーターで、すなわち市の中堅職員を構成員とした伊藤グループ、玉名商工会議所建設産業部会長の高井グループ、秋元崇城大学工学部建築学科准教授グループの3プロジェクトチームの研究発表がありました。これを私なりに考えますと、単刀直入に言えば、1. 高瀬地区マルショク跡地の活用というか、これをどうするか。2. 現市庁舎の跡地をどうするか。3. 新庁舎建設予定地周辺をどうしたらいいかというような、先ほどお2人の議員の皆さんからも質問がありましたのですが、私はそういうふうはこの3つの課題だと集約して思いました。フォーラムの主要内容だと思います。この3大活用策の該当場所はすべて御承知のとおり、町小校区でありまして、人口1万3,000人中心地の校区民にとっても、将来を見据えた実質的に重大関心事であります。このプロジェクトチーム3者で推進会議を結成し、これを具現化すべく検討された、あるいは先ほどの答弁で検討されているということでしたが、と聞きますが、その内容について、今、多少詳細にわたって再びお尋ねをしますが、さらにそれを実現するためには肉付けと申しますか、つまりエネルギー、すなわち資金の裏づけが1つ、民間活用の導入、これが2つ、官民協力の促進等が必要なので、一口に言って、その後の具体的動き、これも多少答弁がありました。それらはどうなっているのか。それらというのは今申し上げた、実現目標までの年次計画等も含めてお答えできればお答えしていただきたいとこのように思えます。

定住化構想について、新幹線開業に伴い、将来の発展の基礎となる人口増の方策と

して、玉名市が定住化構想を打ち出していますが、まずその法整備というか、条例整備の研究や調査は進んでいるかということです。玉名市定住化基本構想をどういう方法で定住化策を持って、これを促進していくか。これは庁内でも各方面各課に関連するものと思います。したがってワンストップ、総合窓口設置、庁内事務の連携体制の強化、つまり横断的な連携組織の構築が不可欠だと思いますがどうでしょうか。

5番、工業団地造成について。企業誘致は言うまでもなく、若者の定着化を生み、経済活性化はもちろんのこと、先に述べました定住化にも連動し、また市の財政を潤わせ、豊かにするものです。自民党に、地域活性化特命委員会が発足し、衆議院議員野田毅委員長は、地域活性化緊急対策の中間報告をとりまとめ、地方法人2税、(法人事業性、法人住民税)の見通しを提言、いずれも企業を持っているか否かが、その市全体の財政に大きく影響することは必定であるということをおっしゃり、これを定住化構想にも大いに関連するものであると考えます。先の6月議会で、私の質問に対して市長は企業誘致は苦戦している。やはり誘致には準備が必要。九州新幹線全線開業にあわせ、工業団地造成を視野に努力している旨の方針を述べられましたが、聞くところ地権者への説明を終わっているとか否かとか。目的地の法整備は進んでいるか否かとか。関心事でございませう。進展具合を承りたいと思います。

○議長(小屋野幸隆君) 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長(牧野吉秀君) 吉田議員御質問の市政フォーラムについてお答えいたします。9月28日に開催いたしました市政フォーラム「中心市街地の活性化を考える」は、吉田議員ご案内のとおり、高瀬地区マルシヨク跡地、現庁舎跡地、新庁舎建設予定地周辺について、推進会議の3者により、その活用策を発表し、広く市民の皆さんの意見を伺うことがその趣旨でございました。フォーラム当日は、お忙しい時間帯での開催にもかかわらず、議員の皆様を初め多くの皆様に参加いただき、貴重な御意見をいただいたところでございます。堀本議員の御質問にも答弁させていただきましたが、フォーラムで市民の皆さんからいただきました意見を反映させた形で、11月30日に推進会議としての最終的な検討結果報告書を提出していただいたところであります。報告書では、この3カ所の具体的な活用策が示されておりますが、マルシヨク跡地の活用については、まちの駅としての機能や、郷土食材の飲食店の整備など、高瀬の歴史と文化を背景とした、「歴史と文化を生かした賑わいの空間」の創出が必要であるという意見が出ております。そして、市庁舎跡地の活用については、新しい人の流れを創出するため、文化センターを核とした人が集う施設の整備が必要であると。

次に新庁舎建設予定地周辺は、各公共施設の連携による秩序ある公共エリアの形成と憩い、潤いを感じさせる環境の整備が必要であるとの意見をいただいております。ま



た、報告書では活用策の実現に向けた取り組みとしてより具体的かつ実効性のある事業計画の策定と市民協働によるまちづくりが重要なポイントであり、都市計画道路立願寺横町線の開通を間近に控えた今、行政の強力な意思決定により、庁舎移転後の跡地活用と関連づけた事業計画の策定が重要であるとの意見をいただいております。今後は、この提出いただきました報告書を反映させた形で、庁内において協議を重ね、具体的な事業計画の策定を急ぐ所存でございます。議員御指摘の資金の裏づけや民間活力の導入、官民協力の促進などにつきましては、この事業計画策定の折に、今後のスケジュールを含め、十分な検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、定住化構想についてお答えいたします。定住化構想の推進は、市の最上位計画でございます第1次総合計画において積極的なまちづくりを通して、増加する政策人口を4,000人程度と設定し、平成28年の目標人口を7万5,000人の実現に向けて、基幹プロジェクトの一つである九州新幹線広域活用プロジェクトの中に位置づけて取り組んでいるところでございます。団塊世代の大量退職や都市住民の自然と共生する生活志向の動きなどを背景に、田舎暮らしを求める人に玉名に住んでもらうということが最終目的でもございますが、我が国が本格的な人口減少社会に突入し、また全国の自治体で同様の取り組みが行なわれている中で実現させることは大変な困難が伴うことと理解しております。しかしながら、平成23年の九州新幹線全線開業を活用しながら、まずは玉名を知ってもらう。玉名を体験してもらうといった観光・交流の取り組みにあわせて、地域活性化に向けた各種団体による受け皿づくりや居住環境の整備、新たな雇用の確保といった衣・食・住の充実、全国に向けたPR活動の展開など総合的な玉名市の魅力アップを図ることが重要と考えております。そのためには、議員の御質問にもございますように、市役所の全組織をあげた取り組みや、職員の意識改革を基本として、民間の様々な分野における協力が不可欠であり、企画政策部政策推進課を定住化推進の総合窓口として庁内関係課、現在16課でございますけれども、16課における定住化促進連絡会議を行なうなど、推進体制の整備を図っているところでございます。今後は、庁内推進体制を速やかに確立するとともに、住宅、観光、農業、福祉、医療などのそれぞれの分野における施策を充実させながら、玉名市の魅力を全国にアピールしていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 吉田議員の工業団地造成についての御質問にお答えいたします。議員がおっしゃいましたとおり、企業誘致は所得の増加による地域経済の活

性化並びに雇用の増加による若者の定着化などの波及効果を生む重要な施策だと思っております。本市はここ数年、活況といわれる自動車関連企業の誘致活動を重点的に行っておりますが、その中の数社から、活発な誘致活動及び地元工業高校卒業生を主とした優秀な人材の豊富さなどに興味を示していただき、現地視察まで行なわれている存在となっております。しかしながら、せっかく現地視察に訪れていただいても、工場用地として紹介できるのは、山砂採取跡地などで、実質的には開発までに時間を要し、企業が望む時期までに間に合わないことが多く、結果的には工業団地を持つ他の市町村に進出決定される状況となっております。このことから工業団地の必要性を強く感じており、企業側が好む高速のインターチェンジに近く、交通アクセスの良い場所の候補地として、現在農政、文化財関連をはじめ、様々な諸問題の解決に努力いたしているところでございますので、議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） それでは、牧野部長、横断的連絡組織、いわゆる連絡会議はもう発足しているんですね。一步前進じゃないかと思えます。フォーラムの3つの提言、これ堀本議員熱心に提言しておられますけども、これを中心としたいいわゆるまちづくり、あるいはこの中心をどうするか。新庁舎の周辺をどうするかですね。先ほど市長の答弁にありましたが、やはり市長の決断というところまで来てるから、前進はしてるんだなあということを感じます。私どもの住む、このまちづくりの中で、1つ今後とも鋭意努力していただきたいと思えます。

従来型の取り組みというか、2、3例を挙げますと、いわゆる定住化策として条例整備等も必要じゃないかと、僕は申し上げましたけど、それもこの会議で進んでいるんですか、連絡会議で。というのは、鹿児島県薩摩川内市が通勤通学費援助と補助というのがありますね、こういうの。例えば市内に定住した方に対しては仮に福岡県に久留米とかあるいは福岡市に勤めるときに、それに対する定期券の補助、援助をしているとかですね。あるいは、購入する宅地に対する補助金とか、こういうのは島根県の浜田市とか、あるいは先ほどが福島県の泉崎村とか、山形県の南東市とかですね。非常にそういうことで優遇措置というか、税制の優遇を考えておられるということに、こういうことについても条例整備等を急ぐべきではないかと思うわけでございます。

経済アナリストの森永卓郎さんという人が、11月15日の熊日新聞に提言をしておられました。けして観光振興と比較しての話ですけど、私は観光振興も必要であるということをお話しますが、新幹線の開業によって地元の観光業が活性化するかどうかは、その地域がより広域のライバルたちを圧倒できるほどの強い魅力を持っているかどうかにかかっている。これ観光振興のもとですね。都市の適正規模は飲んだ後、歩い

て家に帰れる距離ぐらいがいいんじゃないかなあと書いてあります。それに対して、とにかく食・住・遊の都市機能をコンパクトにまとめた地方都市は生活者の暮らしやすさを実現するための大きな可能性を持っているということの文言で言うておられます。結論として、この方がおっしゃることですよ。これから本格的な高齢者化を迎える中で、車に依存しない快適な暮らしに対するニーズは確実に増えていく。観光客を誘致するより、県外からの定住者を増やした方が発展により寄与するのではないかなあと。新幹線の全線開通は、そうした人たちにいつでも短時間で福岡に出られると。出られますよというアピールが必要になってくると、こういうふうに提言しておられます。御参考までに申し上げました。私は、あるところを選定されて、工業団地の話で、地権者の方にも説明済みとか、場所はおっしゃらないで、これ質問はいけませんけども、そのくらい、そういう地点も少し発表していただくかなあとと思って、一連でさあっと擦り合ったんですよね。今日の日のためにですね。何のために、そういう時間を割いたのかなあと。もう少し踏み込んで場所は言わなくていいですよ、何番地のどこの何地区で。障りがあると思いますから。既に地権者の方も、説明はしたならどういう感触だったぐらいは言うてほしかったと思います。ぜひ促進していただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 5時40分 休憩

---

午後 5時51分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） こんばんは。16番、新生クラブの松本です。すっかり日が暮れまして、お疲れのところでございますが、今しばらくお付き合いのほどお願いします。今回は市長と正面から議論を交わしましても、歯が立ちませんので、抱きつきクリンチ作戦で臨みたいと思います。

それでは早速、玉名市総合計画の中にうたってある「花の都玉名」づくりについて質問いたします。基本計画の要旨は、花づくりを定着させ、「花の都玉名」づくりを目標に、市内小中学校や玉名21の星事業ボランティア団体、各種団体による「花の都玉名」づくりを推進し、これを継承していく人材の育成を支援するとあります。要するに市民総動員による花いっぱい運動というわけであります。旧玉名市においては、1区1輝運動が始まって、各小学校校区で一斉にロードサイドの花壇造成に取り組みました。

八嘉校区は、組織づくりがしっかりとできて、現在も国道沿いに整備されたきれいな花壇が目を楽ませてください。しかし、そのほかは、熱が冷めた感じで、ぱっといたしません。よその校区のことは言えませんので、伊倉校区の事情を述べますと、伊倉駅前ロータリーの花壇、バイパス沿いの花壇、片諏訪信号横の花壇があります。最近は一ライダー不在の状態となり、花の苗の育成もうまくいかず、肥料もなく、雨も降らず、立ち往生の有様です。納骨堂の清掃作業には、ひと触れで大勢の人が集まるのに、公共的花壇の手入れは、「そんなの関係ねえ。」と全く集まりません。区長さんと役員さんをお願いして、やっと手が揃う状況で、「花の都玉名」というスローガンがむなしく、ほど遠いと思いながら、細々と草取りをやっているのが現実です。まだまだ市民全般にはボランティア、パブリックという概念が浸透していないことを実感します。しかし、一方では、自分の家の庭だけは毎日手入れして、見事な庭や生け垣を形成している家も多々見受けられます。むしろ、この人たちを褒め称え、景観賞や花や苗木を贈り、もっと頑張ると奨励して街角や集落の景観向上に役立てる方がその趣旨に沿っている気がします。まちづくり委員会で、毎年推薦していくといった施策の考えはないのかお尋ねいたします。これが1点目です。

続きまして、数年前、成人式のあり方について質問した一節で、小岱松を記念樹としてもらっても、松は手入れが大変というイメージもあり、花も咲かず、地味な木なので、捨ててしまっているという話もありました。それでは、梅、桜、桃、杏に椿、花も実もある木を贈ったらどうかと質問したところ、それらの花木は原価が高く、予算が足りないという答えで、安物買いの銭失いの話だと思うところでした。それから少子化が進む中、5、6年の時が流れ、日本一の演説と政治的センス抜群の島津市政となりました。市長は一本松ふれあい交流館のオープン式典の時、これは役所のセクションを超えた柔軟な発想によりできた事業であると自画自賛されていました。予算をやりくった横断的政策の可能性を期待するならば、都市計画課の中に、花係の部署と予算もあることであり、成人式の記念樹のレベルアップも可能ではないかと、数年ぶりに再度質問するところでございます。これが2点目。

ちなみに、杏の種は咳止めの漢方薬の原料で、花も果実も種までも利用できます。また椿の実は、1キログラムで椿油1合または菜種油1升と交換できます。これは伊倉商店会情報です。それはともかく、行政の目指す「花の都玉名」づくりは、このような市民レベルの戦術的な範囲に止まらず、新幹線開業を視野に入れた観光客の誘致というもっと大きな戦略があるはずです。4月の蛇ヶ谷の桜、5月の山田の藤、6月の裏川しょうぶまつりまでは、戦略的価値があるが、秋から初冬にかけて目玉がないと、以前市長は残念がっておられました。ところが、今月の初め、小岱山観音寺という隠れ紅葉の名所があるという噂を聞き、早速出かけてみました。丸山キャンプ場を過ぎて、荒尾市

の区域になってしまうのですが、盛りを過ぎようとしていたものの、見事なもので驚きました。住職の話では、30年近くかけて、1人で4,500本のもみじを植えたそうです。今年は台風の影響もなく、遠くは大阪、鳥取からと多くの人に来てもらったと語っておられました。宣伝は、一切しないのだが、口コミと玉名温泉旅館のホームページを見てやってきたと言っては満足して帰ってもらったと誇らしげでございました。1、2年後には隠れ紅葉の名所として大ブレイクしそうな予感がしました。写真を撮ってきましたので、ちょっと御紹介いたします。実はこのような大変きれいなところでございまして、また後でちょっと。後、2枚もございまして。車で行けますので。まあ、そういうことで、このもみじの山道を、蓮華院の奥の院までつなげれば晩秋の大きな観光資源が生まれるであろうことはだれでも想像できます。「花の都玉名」づくりの年間を通した戦略的コンセプトについて、また具体的で明確な方針があるのかお尋ねいたします。それから知らぬ間に菜の花プロジェクトなるものを発足したようですが、それも含めた質問をして答弁を求めますが、菜の花プロジェクトにつきましては、先ほどの答弁もございましたので、これは、答弁は割愛して結構でございます。先ほどの答弁で十分でございます。

じゃあ、次の2番目の質問の玉名検定クイズの実施について。全国各地において、御当地検定クイズが地域興し、ふるさと再発見の手段として盛んに行なわれています。ふるさとを愛するということは、ふるさとの歴史を知るところに始まると言われます。学校で、日本史は正課として勉強しますが、郷土史は個人的興味で勉強しなければ、知る機会がありません。1区1輝運動から、21の星事業につながる地域活性化運動の中で、校区の歴史、文化、芸術、民話、産業などを網羅したマップが幾つか作成され、ふるさと再発見の資料として重宝され、役立っています。博物館も最近では行動する博物館として天水、横島、岱明の文化財巡りなどを企画され、また西日本文化協会発行の10月号は、玉名特集号として編集の中心的役割を果たしていました。また伊倉のことでなんですが、9月30日には、伊倉十三川巡りという企画で、30名ほどが伊倉を訪問されました。2時間の予定が、かなりオーバーするほどの盛況で、歩いてみれば見えないものが見えてくると好評を博しました。10月中旬には、京都から文芸評論家、慶応大学講師という人が、伊倉は中世の面影のあるまちで、興味深い。また来年来ますと言って帰って行かれました。11月27日には、福岡の旅行代理店、旅行雑誌社のプロジェクトチームが新幹線開業に伴う新しい観光ルートの開拓のため、玉名を訪問しました。1班は蓮華院、2班は裏川周辺の視察ということで、玉名観光ガイドボランティアの手伝いに、宮田議員とともに参加しました。私もよその校区のことは漠然とした知識があるだけで、人に解説できるほどの知識はありません。玉名を訪れた観光客に、初歩的な質問をされたときに、地元の間人がその存在すら知らないということでは観光客は戸惑

ってしまい、教養、知的レベルまでも疑われてしまいます。そこで、各校区のまちづくり委員会から、5問程度の問題を募り、その博物館で監修して広報などで検定クイズを実施し、市民共有の知識、教養として広めてはどうかと思う次第であります。市民共有の知識、教養がひいては合併融和の促進に役立つ効果もあると思うのですが、市長の思いはいかがなものかお尋ねします。答弁を聞いてから、また聞きます。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 松本議員の御質問の「花の都玉名」づくりについてお答えいたします。本市では、市民に潤いのある生活環境と花づくりを通してコミュニティーの場を提供するとともに、市全体が花でいっぱいになるよう、平成13年度に「花の拠点づくり」を立ち上げ、平成17年の合併後は、「花の都玉名」づくりとして引き継ぎ、事業の推進を図っているところでございます。現在、玉名21の星事業の中で、花づくりに取り組んでいる校区は16校区ございます。また花の拠点づくりを行なっている団体は、11団体であり、種子から花の苗まで育て、それぞれの地区の道路沿いなどに植え、往来する市民の皆様の目を楽しませているところでございます。また市では、このような花の拠点づくり事業を行なう団体には、事業に必要な種や肥料、土などの材料を支給し、事業推進に努めております。市内の個人の庭を対象に景観賞を贈り、奨励して景観向上に努めたらどうかということでございますが、手入れの行き届いたすばらしい生け垣や庭などが見受けられ、その美しさに見せられる場所があります。今後、当市といたしましても、このような景観について奨励制度を活用しております他の市町村の状況を調査しながら、検討してまいりたいと考えております。花づくりの年間を通じた戦略についてでございますが、今後、玉名21の星事業の中で、花づくりに関した事業並びに花の拠点づくりに参加する団体の底上げに努めてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 松本議員の成人式の記念品のことについて、お答えいたします。成人式につきましては、平成20年の成人式から、新成人者で構成した実行委員会を立ち上げ、企画・運営することし、に実施に向けて進めているところでございます。

理由といたしましては、郷土愛を高め、社会人としての自覚を促すため、他の市町村においても成人者による実行委員会方式が多く取り入れられ、手作りの成人式が行なわれております。そのため、記念品の選択等につきましても、実行委員会の意見を尊重するというにいたしておりますので、議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 松本議員の「花の都玉名」づくりについての中の見光面での花を生かした戦略づくりについてお答えいたします。議員御質問の「蛇ヶ谷の桜」、「山田の藤」、「高瀬裏川の花しょうぶ」につきましては、対外的にも広くPRできる本市固有の見光資源でもあります。中でも花しょうぶにつきましては、見光キャンペーンを実施し、マスコミや旅行代理店への宣伝活動を展開しているところでございますが、花しょうぶだけでなく、桜やつつじ、藤やみかんの花、紫陽花などの見光素材となり得る花や紅葉も生かしながら、九州新幹線全線開通や新駅開業を視野に入れ、見光客誘致へとつながるような「花」をテーマにした見光戦略づくりを検討、推進してまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） まず、検定についての市長答弁ということでしたが、花のことについてちょっと。伊倉の方ではそんなに熱意が落ちてるんですか、ちょっと心配ですね。今度もう1カ所花壇をつくりたいと思ってるんですが、伊倉の方で。減った。ほんなら、後1つつくったらまた減って2つになったらどうしますか。冗談は別として、議員の皆様方もいろいろな立場で、伊倉選出の方々が御苦心をいただいて御協力をいただいております。県とも協議しながら、中心部に花壇をつくりたいと思ってるんですが、そんな心細いことをおっしゃらずに、ひとつ中心部でございますから、ぜひ皆さん力を合わせて、どちらかというとなんまり緑の少ない中心部ですので、皆さんのご努力で潤いが地域にもたすことができるような花壇になれば、志を示していただいた方の思いも生きるのではないかなと思っております。まだこの議会でいろいろ申し上げるというのは、ちょっと出過ぎかな、あるいは早すぎるかなあとと思いますが、非常に地域の方の善意、あるいはふるさとへの志し、そういうものが応援団でついてきておりますので、ぜひ伊倉地区でそうおっしゃらずに、盛大に盛り上げていただきたいと思っております。

それから、個人の庭とかのこれやってるんですね。熊本市でやってるんですね。生け垣、庭、それから建物の屋上、屋上にきれいな庭をつくった。この3つに分けて、熊本市が個人を表彰しています。ですから、1つの指摘であろうと受け止めております。

それから成人式のこと。教育長、あれ、もう決まっとっただけ、言うた方が早いですね。今、成人者を2名ずつ各校区から出して、そしてどういう成人式をするかというのを話し合っていて、それが実行委員会という形でやってる。その話の中で、私が聞いているところでは、記念品の松を持って行くと、なかなか2次会に行ったりす

るもんだから、持って帰りにくいというような御意見もあって、今年はばらの花のラッピングを1輪ずつもらおうと。何かそういうことで今準備が進んでいる。急にはやっぱり準備が進みませんからね。ちょっと時間がかかりますから、そういうことになっておるようでございます。しかし、これも意見はいろいろあると思いますが、若い方々ができるだけ手作りの雰囲気が生きるようにという議論の中から、かつて横島や天水等が全部成人者がやってたんですね、司会から何から。それで、私も個人的に強く意見を申し上げて、できるだけ自分たちの手作りの成人式になるように行政が、あるいは教育委員会がお手伝いをするような感じにできないかなあと思ってますし、そういう方向で今検討を続けていただいておりますから、そういう雰囲気の成人式になっていくんだらうと思っております。

今、玉名地域合併したんで、それぞれの地域にいろんな歴史的なもんとか、文化的なものもあるんで、それをお互いに持ち寄って、玉名の検定クイズにしたらどうかと、こういうお話でした。検定する、クイズにするかどうかは別にして、私も同じような発想を持っておりまして、随分早い時期に文化課の方に問題は投げております。早く各校区から代表的な方々を出していただいて、それぞれの校区にある歴史とか、物語とか、あるいはその地域が自慢にしているものとか、そういうものを各校区3編なり、5編ずつぐらい出してもらおう。そすと21校区ありますから、相当の数になる。それを本当は合併記念日ぐらいに間に合えばいいなあと思ったら、なかなかそう簡単にいきません。しかし、検定という発想は私の中にありませんでしたが、それぞれ合併したんで、それぞれの地域のことをお互いに思い起こしながら、それが融和になるというのは、私も同じ考え方で。なかなか海岸線の者は、山間部の、例えば、三ツ川とか石貫、糠峯、どういいうわく、歴史があるとか、文化があるとかというのそこまで知りません。恐らくそういう地域の方々は海岸線のことについてはあんまり御存じない方が多いだろうと。それならば、合併した時点で、それぞれの地域のそういうものを持ち寄ったものを小冊子にでもして、あるいは極端なことを言うならば、学校の副読本に使ったっていいではないかと、そういう発想で、ちょっと指示はしとるんですが、なかなか前に進みません。発想としては松本議員と同じような発想でございますから、何らかの形で動いていってくれればいいなあ。これ、教育委員会ですかね。また改めて資料をいただきたいと思っております。

それから、もう1つ花のことでちょっと言い忘れましたが、これはやがて今、新幹線建設課が窓口になったんで、ちょっとあれですが、渇水対策として石貫の方で始まります。その事業計画を、今建設課あるいは耕地課が中心になって今どういう渇水対策にするかということが、今検討を玉名市の方でしております。それで、私から強く福岡の方の機構の方にも申し上げておったんですが、少し玉名市の思いを入れさせていただきます



よということを申し上げたら、結構ですというお話でしてね、どういうことになってるかわかりませんが、ため池をつくるような折に、単なるため池ではおもしろくないと。やっぱりため池を生かして、そこにさっきなんかもみじの話が出てましたが、例えばもみじ林をつくることはできないか。そういう個性をつくった渇水対策にできればいいなあということで、今鋭意をあげて準備をしております。そういうことは、進んでいると思いますので、期待をしていただいてもいいのではないのかなあと。これ、金はかからん。金は向こうが出す話ですかね。やっていければいいなあ、そういうふうに思います。答弁になりませんでした、そういうことです。

○議長（小屋野幸隆君） 16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 細かく答弁いただきまして、ありがとうございます。私は、その成人式に記念樹を送るという形がこれからも継続していくものと思っていましたので、花づくりの一環として成人式を利用した普及の手段もあるのではないかと思います。質問した次第で、今後、成人式のあり方が変化していくなら、それはそれで結構だと思います。それから、今年は台風の影響もなく、菊池川のはぜ並木も久しぶりにきれいな紅葉を見せていました。11月23日のはぜまつりに山鹿の菊池川河川事務所から管理課長も見えておられました。そこで、新幹線と改修が終わった木の葉川堤防の寺田水門から田崎橋までの約2キロメートルが並行するので、車窓から眺められるように、そこに桜並木の植栽が可能かどうか尋ねたところ、河川事業も近年は水環境、美観、景観整備に力点を置くようになってきているので、やり方、方法はいろいろありますという返事でした。要するに、地元でやる気があればできますよということです。また、新幹線新玉名駅は、森の駅をキーワードに徹底した田舎ぶりを売りにするコンセプトのようですが、それには、小岱山を春は桜、夏休みはキャンプ、山登り、くわがた、かぶと虫と昆虫の宝庫。秋は紅葉と温泉など楽しく遊べて、リピーターが期待できる里山として整備することが「花の都玉名」づくりの戦略ではなかろうかと思います。それから新幹線開業後、限界集落や水資源環境などを語り合う里山シンポジウムなどを開催すれば、小岱山は新幹線で行ける里山としてマスコミの注目も浴び、里山のメッカとして脚光を浴びることも可能ではないかと思うところです。

玉名検定クイズの発想は、例えば伊倉の史跡を訪ねて来た人やグループが、町の人にあれこれ聞いても、そのことならあの人に聞きなせと丸投げしてしまうところに問題があり、いっこうに知識が普及しません。「どがんかせないかん」という思いから出たものでございます。核家族化が進み、せつかく語り継ぐべきものがあっても、世代間の断絶の中で、忘れ去られてしまう恐れがあります。文化こそが精神のバックボーンであり、地域連携の基礎をなすものです。けして難しく、学術的なものを求めているので

はなく、初めはおもしろクイズのようなもので、結構ではないかと申し上げて、最後の質問に移ります。

栄養教諭制度について、平成17年にスタートしたこの制度は学校で「望ましい食習慣」や「食の自己管理能力」を学べるように、栄養についての教育能力を持った人たちを学校に派遣できるようにと考えて始めました。管理栄養士、または栄養士が教育課程を取得すると学校で栄養教諭として活躍できるものであります。栄養や食事に関する正しい知識を教えると同時に、どんなふうに食べればいいのか、自分で判断できる子どもを育てるためには、欠かせない存在として注目されています。食育と学校給食の管理が同時にできるので、高い相乗効果も期待されています。先頃、文部科学省は、来年の通常国会に提出予定の学校給食法の大幅な改正案を示しました。当初、学校給食法は、戦後の食糧難を背景に、不足しがちな栄養を給食で補うことを目的としましたが、現在では子どもの栄養過剰による肥満と食生活の乱れが成人病予備軍と指摘され、平成17年「食育基本法」が成立、学校給食法も見直しを迫られていました。主なポイントは1つ学校給食の目的を従来の「栄養改善」から「食育」に転換する。2. 地元の伝統文化の中で育まれた食材を給食に活用し、生産者との交流を通じて食への感謝の念や郷土愛を育てる。3. 子どもに必要な栄養の量やバランスを示す。4. 食中毒防止策など衛生管理の基準を規定し、徹底させる。5. 食育を推進する栄養教諭の役割を条文に盛り込み、明確にするなどとなっています。この改正法の最大の目玉、栄養教諭の役割の条文は、1. 栄養管理。2. 食育に関する学校全体の計画づくり、3. 一般教員への指導。4. 地域や家庭などとの連携を担うとなっています。この栄養教諭制度は平成18年4月から導入が始まり、全国26県、18人からスタートして、5カ月後の9月には26県の306人となっています。現在は、もっと増加しているものと思われませんが、熊本県の実情と合わせて、最新の情報を教えてください。このように学校給食法が改正され、栄養教諭の役割が条文に盛り込まれるようになりますと、全国の小中学校で一気に導入が進み、人材の不足や奪い合いが生じるのではないかと予想されます。熊本県及び玉名市は全国有数の食糧生産基地であり、食の生産と消費が表裏一体をなす地産地消の典型的な土地であります。この学校給食の改正は玉名市のような地方、農村地帯にこそ最も相応しい事柄ではないかと思うのですが、玉名市はこのような時代の変化を十分把握しているのか、また対応に抜かりや遅れはないのかお尋ねいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 栄養教諭制度について、松本議員の質問にお答えいたします。この制度は議員もおっしゃるように、学校教育法の一部改正によりまして、平成17年4月1日から施行されたことにより、創設された新しい制度であります。

この制度の趣旨は児童・生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、栄養に関する専門性と教育に関する資質をあわせ有する栄養教諭が、食に関する指導に当たることができるようにすることで、児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるようにということで設けられております。栄養教諭になるためには、大学における所用単位の取得により、栄養教諭免許状取得後、熊本県教育委員会が実施いたします公立学校栄養教諭任用選考考査に合格する必要があります。本年度は12月9日に実施されております。聞くところによりますと、約3倍強の競争率であるということでございます。栄養教諭の主な職務内容は、児童・生徒の栄養に関する指導及び管理をつかさどると法令に規定されております。また、先ほど議員からもありましたように、このような流れを受けて、平成17年6月に食育基本法が成立いたしております。さらに来年の通常国会に学校給食法の改正案が提出される運びと聞いております。このように見てまいりますと、栄養教諭の果たす役割は、大変重要なものであると、こう考えております。熊本県における栄養教諭の採用状況につきましては、平成19年度、15名の栄養教諭が任用されており、学校教育活動全体を通じた食育の推進に当たっておられます。全国的には、平成19年度9月末現在で、45都道府県、986人が配置されております。現在玉名市の小中学校においては、栄養教諭の配置はありませんけれども、全小中学校において食育を推進し、学校栄養士が学校からの要請がある場合は、学校と連携をとりながら、食事の重要性、食品の選択、心身の健康、感謝の心、社会性等の育成を図っているところであります。あわせて、学校給食の実施にあたりましては、地元の食材を活用し、郷土への愛着を育てるという趣旨から、主食である米につきましては、100%JAたまなの地元産米を使用しております。そのほか、野菜等につきましても、地元の農産物をより多く提供することを基本に考え、納入業者の方々をお願いし、実施しているところであります。また、2カ月に1回の割合で、荒尾、玉名郡市の学校栄養士13名の先生方が献立検討会を実施し、食材の納入等について情報交換等を行なっているところであります。食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育をさらに推進していく所存であります。なお、栄養教諭の玉名市への配置につきましては、熊本県の教育委員会と十分連携を図りながら努力をしてみたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） はい。どうも、ありがとうございました。健全な子どもたちが育成できますように、一層の努力をお願いいたします。食の評論家の服部幸應氏は、

15年以上前から、食育の必要性を訴えてきた人であります。この人が書いた本の中に、ちょっとおもしろい一説がありますので、ご紹介して終わりたいと思います。

食育基本法は、実はこうしてできたという裏話であります。前後は省略しますが、私は故橋本龍太郎さんが総理の時から、お会いするたびに食育の大切さを直接お話しさせていただけにいました。橋本さんは、これは大事だねとおっしゃいましたが、なかなか先には進みませんでした。その後、当時の森総理大臣にも話をさせていただきました。その場で一言、それは家庭ですることだからとの一言でした。もし、厚生大臣時代の小泉さんが、私と巡り会って、私の話をなるほど子どもの頃からの食習慣は本当に大切だねと言ってくれなかったら、そして、小泉さんが総理にならなかったら、この法律はできなかつたろうと思う。そして、食育という言葉も日の目を見ることはなかつたろう云々とあります。各総理大臣の性格を端的に表現して興味深く読みました。リーダーといわれる人は時代の風、空気を読む力がないと短命に終わるといことです。その点、我々が島津市長はハイブリッド車の導入、菜の花プロジェクトに見られるように、天性の勘の鋭さで時勢の空気を読み、的確な判断力、日本一の演説力を身にまとい、エースの勇ちゃんとして玉名新時代を築いて行かれることと思います。いい人は早く死ぬといいますので、健康にはくれぐれも留意して活躍されることを祈念して質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、松本重美君の質問は終わりました。

本日の日程は終了いたしました。繰り返します。以上で、本日の日程は終了いたしました。

明14日は定刻により会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

午後 6時29分 散会

第 5 号

12月14日(金)

# 平成19年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

## 議事日程（第5号）

平成19年12月14日（金曜日）午前10時開議

### 日程第1 一般質問

- 1 6番 前田 議員
- 2 11番 青木 議員
- 3 1番 萩原 議員
- 4 17番 江田 議員
- 5 5番 横手 議員
- 6 3番 宮田 議員

### 日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 6番 前田 議員
  - 1 国民健康保険について
  - 2 後期高齢者医療制度について
  - 3 保育所について
- 2 11番 青木 議員
  - 1 健康管理について
    - (1) 5歳児健診の推進について
    - (2) 妊産婦の無料健診の拡充について
  - 2 AEDの拡充と小児への対応について
- 3 1番 萩原 議員
  - 1 ゆとり教育の現状について
    - (1) 現在、取り入れているものは何があるか
    - (2) 囲碁教育の推進について
- 4 17番 江田 議員
  - 1 選挙制度について
  - 2 指定管理者制度導入後の温泉施設の利用状況について
    - (1) 導入前と後の利用状況の比較
    - (2) 共通券の検討はその後されたのか

- 5 5番 横手 議員  
 1 農業問題について  
 2 玉名市の選挙のあり方について  
 3 職員のコンプライアンス問題

- 6 3番 宮田 議員  
 1 農林水産業に係るガソリン高騰等の対策について  
 2 旧天水中学校の跡地整備計画について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（30名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 萩原雄治君   | 2番 中尾嘉男君   |
| 3番 宮田知美君   | 4番 北本節代さん  |
| 5番 横手良弘君   | 6番 前田正治君   |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君   |
| 9番 福嶋譲治君   | 10番 竹下幸治君  |
| 11番 青木 壽君  | 12番 森川和博君  |
| 13番 内田靖信君  | 14番 高村四郎君  |
| 15番 大崎 勇君  | 16番 松本重美君  |
| 17番 江田計司君  | 18番 多田隈保宏君 |
| 19番 永野忠弘君  | 20番 林野 彰君  |
| 21番 高木重之君  | 22番 本山重信君  |
| 23番 吉田喜徳君  | 24番 田島八起君  |
| 25番 田畑久吉君  | 26番 小屋野幸隆君 |
| 27番 堀本 泉君  | 28番 松田憲明君  |
| 29番 杉村勝吉君  | 30番 中川潤一君  |

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 梶山孝二君 | 事務局次長 | 田中等君  |
| 次長 補佐 | 中山富雄君 | 書 記   | 小嶋栄作君 |
| 書 記   | 松尾和俊君 |       |       |

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	島津 勇典 君	副市長	高本 信治 君
総務部長	元田 充洋 君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野 吉秀 君
市民環境部長	黒田 誠一 君	福祉部長	井上 了 君
産業経済部長	望月 一晴 君	建設部長	取本 一則 君
会計管理者	徳井 秀憲 君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本 佳節 君
企業局長	中原 早人 君	教育委員長	内田 實 君
教育長	菊川 茂男 君	教育次長	杉本 末敏 君
監査委員	高村 捷秋 君	選挙管理委員会 委員長	平嶋 幸一 君



\*\*\*\*\*

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問をします。きのうの質問と重なるような部分もありますが、執行部の明快な答弁をお願いいたします。

高齢者の暮らしの実態は今どうでしょうか。国民生活基礎調査によりまして、高齢者のみの世帯の年間の所得を見ますと、100万円未満が17.4%、100万円から200万円が26%、200万円から300万円が19.8%でありまして、実に全体の44%が200万円未満であり、300万円未満まで見ますと全体の63%に当たります。お年寄りはお金持ち、このようによく言われておりますが、実態とはかけ離れた厳しい現実がそこにあるわけでありまして。国民年金だけしか受給していない人が全国で910万人、受給額は平均で4万6,600円でありまして、月に2万円あるいは3万円、中には年金をもらえないという高齢者もいるわけでありまして。さらにこの間に政府が推進してきました構造改革では、高齢者をねらい撃ちした年金控除の引き下げによる年金への課税の強化、住民税非課税措置の廃止など高齢者の暮らしをめぐる状況は大変厳しいものがあります。人間誰もが人間らしく安心してのびのび暮らしたい、こういう思いを持っておりますが、今まさにお年寄りの安心が奪われていく、そういう気がしてなりません。そういう中で来年4月から後期高齢者医療制度が始まります。後期高齢者医療制度を含む医療制度の改革が来年4月からスタートするにもかかわらず、制度の周知はまだまだ十分ではありません。ところが、医療費の負担増や保険料の負担増が明らかになる中で、制度の見直しや中止を求める世論がだんだん大きくなりまして、政府も一部凍結をしてスタートせざるを得ない、そういう状況に追い込まれております。凍結といいましても、これは負担増の先送りにすぎません。高齢者の先々の暮らしに大きな影響をもたらすものだと思います。

さて1番目の国民健康保険について、2番目の後期高齢者医療制度について、一括して質問します。

まず国保について1点目、後期高齢者医療制度は国保の財政にどのような影響を与えていくか。

2点目、国保における資格証明書や短期保険証を発行するに当たり、交付する基準は定めてあるのか。また、この間、資格証明書や短期保険証を発行してきた、その効果をどのように評価されておられるか。

3点目、後期高齢者医療保険の保険料が来年4月から年金受給額から天引きされることとなり、同時に65歳から74歳の国民健康保険税も年金から天引きされることとなります。つまり、来年4月からは65歳以上の人は介護保険料と国保税、75歳になると介護保険料と後期高齢者医療保険の保険料、それが年金から天引きされることになるわけであります。その周知についてどのようにされているか。

4点目、来年4月から始まる特定保健指導について、特定健診率を上げるための施策についてはどのような計画がなされているか。

続きまして後期高齢者医療制度についてであります。現在は、若い人も高齢者も国民健康保険や組合健保やあるいは組合共済など、いわゆる老いも若きも同じ健康保険に加入していたわけですが、後期高齢者医療制度では75歳以上の高齢者、つまり、これは社会的弱者を今までの健康保険から切り離れたわけであります。

そこで1点目、後期高齢者医療制度は今までの制度と比べて、どのようなメリット、メリットというところちょっと語弊もありますが、こういった前進面、わざわざ従来と別立てにするわけでありますから、そういった前進面が期待できるのかどうか。制度の紹介も含めて保険料、徴収方法、あるいは対象者、特別徴収対象者などもお知らせください。

2点目、国民健康保険から後期高齢者医療制度にかわる75歳以上の世帯で、保険料の負担増になるところはないか。

3点目、現在、健康診断は40歳以上すべてが対象者になっておりますが、来年からは75歳以上の後期高齢者の健康診断は、広域連合による努力義務に変わります。75歳以上の高齢者に対する健康診断について来年から実施されるのかどうか。また実施するとしたら、その財源についてはどのように考えておられるか。

4点目、65歳から74歳までの方の障害者医療費助成の制度がありますが、これは4月以降も今まで同様なのかどうか。

5点目、高額医療費の取り扱いにつきまして、これは現在1回申請するとその後は長期に入院している方は自動的に本人の銀行口座に超えた分だけが払い戻しをされる、そういう仕組みになっております。その都度申請することはしなくてよかったわけですが、こういった制度について変更はないかかどうか。

以上、質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） おはようございます。前田議員の国民健康保険の後期高齢者医療制度は国保の財政にどのような影響があるかについて、お答えをいたします。昨日の田島議員の御質問の答弁と重なるところがあると思いますが、よろしく願いいたします。来年度から後期高齢者医療制度が始まりますが、国民健康保険制度も大きく変わることが予定をされております。国民健康保険財政の歳入の視点では、国民健康保険税の賦課限度額が新たに後期高齢者支援金分として12万円が創設されることとなります。実質的には3万円の引き上げとなります。しかし、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するため、保険税の減収と収納率の低下が懸念されるところでございます。さらに、現行の退職者医療制度の廃止に伴い、療養給付費等交付金の減額や前期高齢者医療の創設による新たな交付金が発生いたします。また軽減措置については4年間の経過措置があるため、軽減分に対する一般会計繰入金はほぼ変わらない状況となります。一方、歳出の視点ではどのようになるかを予測いたしますと、現行の退職者医療制度の廃止に伴い、保険給付費の一般保険者の療養給付費、療養費、高額療養費は大きく伸びるものと思われまます。また葬祭費などで約1,000万円の減額、老人保健拠出金から後期高齢者支援金と名称が変わりまして、約1割の減額。前期高齢者納付金の創設も予定をされているところでございます。

以上、述べましたが、内容は来年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険制度の主な制度改正となる予定でございまして、昨日も申し上げましたとおり、厚生労働省からの来年度予算に関する詳細な情報は来ていない状況でございまして、細部にわたっての積算ができておりません。今のところお示しできない状況でございまして、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に資格証明書や短期保険証の交付基準は設定してあるかについてお答えいたします。交付基準につきましては、玉名市国民健康保険税滞納対策実施要綱に基づいて事務を行っております。具体的に申しますと、まず短期被保険者証の交付対象者を第9条第1項第1号に「前年度分以前の滞納がある世帯主」、第2号に「現年度の滞納額が4期以上ある世帯主」と定め、3カ月以内の短期被保険者証を交付をしております。次に資格証明書の交付対象者ですが、国民健康保険法施行規則第5条の6に規定されております「納期限から1年間納付がなかった世帯主」に対し、交付対象者ととらえまして、次に、この交付対象者の方々に「滞納につき特別な事情」を伺うために通知を郵送し、納税相談等を含め、滞納の現状把握に努め、この呼びかけにお出でいただけない滞納者に対して資格証明書を交付しているところでございます。また、発行の効果をどう評価しているかと申しますと、平成19年8月の保険証の一斉更新時に交付しました短期被

保険者証は1,029件で全体の約7%、資格証明書は221件で約1.5%という状況でありました。現在は短期被保険者証892件、137件の減、資格証明書187件、34件の減になっております。短期被保険者証や資格証明書の交付が、即滞納額の削減につながればよいのでございますが、まず、滞納者との面接の機会をより多く設け、滞納者の現状分析に努め、新たな滞納を生じさせないための施策等をとられているところでございます。

次に、65歳から74歳までの国保税の年金天引きについての周知についてお答えをいたします。今回の制度改正により特別徴収の時期については、平成20年4月もしくは10月からの開始となっておりますが、本市といたしましては平成20年10月開始で準備を進めているところでございます。周知方法につきましては、国保税条例の一部を改正する条例を来年の3月定例議会に提案し承認後、広報紙、ホームページ等に掲載するとともに、平成20年7月の当初納付書発行時に、該当予定者に制度改正内容を記載したものを同封し、周知を図りたいと考えております。

次に、特定健診率を上げる施策についてお答えをいたします。まず、今年度までは市町村が実施主体となっておりますが、老人保健法に基づく基本健診が、各医療保険者が実施主体となり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「特定健康診査・特定保健指導」と変わります。厚生労働省は、各医療保険者の参酌基準を示しており、これらの数値をクリアできなかった場合には、後期高齢者支援金に加算がなされるというふうになっております。また高齢者の医療の確保に関する法律において、「特定健康診査等実施計画書」の策定も明文化されており、現在実施計画書の作成を行なっているところでございます。この計画書の中には20年度から24年度までの受診率等の目標値を定めることとなっております。その目標値を達成するための施策といたしまして、広報紙やホームページにおいて市民への周知を図ることはもちろん、全世帯へのパンフレットの配付や地域住民や各種団体への説明会の実施など周知徹底を図り、また、市民のニーズに合わせまして土曜・日曜を含めた健診を計画をしておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてでございますが、今までの制度と比べ、高齢者にとってどんなメリットがあるかについてお答えいたします。75歳以上の後期高齢者の方は生理的機能や日常生活動作能力の低下による病状が増加するとともに、生活習慣病を原因とする疾患を中心に入院による受療が増加するといった特性がございます。こうした心身の特性等にふさわしい医療を提供することが求められておりますが、現在の老人保健制度においては、次のような問題点が指摘をされております。まず、保険税の決定主体、まあ老人医療でございますが、それと給付主体、まあ玉名市ですが、市町村でございますが、別々であり、財政運営の責任が明確でないこと。また、拠出金の中で

現役世代と高齢者の保険税は区分されておらず、両者の費用負担関係が明確でないことが挙げられます。このため、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、新たに創設されたものでございます。また、現在の老人医療と同じような給付を受けますので、医療の状況については同じであるというふうに考えております。

次に、保険料と徴収方法についてでございますが、本市の被保険者は約1万600人、保険料額が5億8,500万円、特別徴収対象者が9,500人と推計をしてございます。また、徴収方法には特別徴収と普通徴収がございまして。

次に、国保から後期高齢者医療制度に変わり、負担増にならないかについてお答えいたします。昨日の田島議員の御質問の答弁と同じでございますが、平成19年度国保税でも来年度は税率改正や制度改正を予定はされております。また、後期高齢者医療制度そのものも違いますので、家族構成、資産状況、税率等を考慮すると単純な比較は難しいところでございます。

次に、75歳以上の健診とその財源はどうするかについてでございますが、健診につきましては、後期高齢者医療では努力義務となっておりますが、広域連合では実施する方向で検討がなされております。費用については国の健康診査補助金が3分の1で、残りを保険料と個人負担金1人当たり800円で賄う予定となっております。

次に、障害者医療制度あるいは高額療養費の取り扱いはどうなるかについてお答えいたします。現在の老人医療と同じく、現在申請されている方はそのまま後期高齢者医療制度に移行され、新たに後期高齢者になれる方は一度手続をしていただきますと支払われた医療費が自己負担限度額に達した場合、超えた金額が申請された口座に振り込まれます。現在と同じような状況になると、高額療養費も障害者医療制度も同じであるということになります。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 1つだけちょっと聞き漏らしたことがありますけど、65歳から74歳の障害者医療費助成については従来どおりかどうかということ、これは後で一緒に教えてください。

再質問します。まず国保、国民健康保険のもとでの資格証明書、短期保険証についてであります。交付基準を定めた玉名市の国民健康保険税滞納対策事業実施要綱によりますと、おっしゃったようなことが書かれておりました。私も見ました。その目的として国民健康保険、まあ前文があるんですけど、「国民健康保険税の早期かつ確実な収納の確保を図り、もって国民健康保険事業の円滑な運営に資することを目的とする」と。

つまり収納対策事業としての位置づけが大きいんじゃないかというふうに思うわけです。2006年6月1日現在の国民健康保険税の滞納率、これは全国で熊本が全国の中では20番目ではありますが、資格証明書や短期保険証の、これ合わせた合計の発行数は全国で1番目になっております。玉名市におきましても、先ほど言われた数字と若干違うんですが、平成18年の6月1日現在と平成19年の6月1日現在を調べてみますと、滞納世帯は2,405世帯から1,674世帯。計算すると731世帯減少しております。ところが資格証明書、短期保険証の滞納世帯に対する発行率、これは資格証明書については10.7%から14.5%に上がっており、短期保険証については37.0%から54.5%に増加していると。滞納世帯が減少したわけですので、資格証明書、短期保険証の発行も減少していいはずだと思いますが、いわゆる悪質滞納者がそれほど玉名市内は多いのかなあとそういう思いもするわけです。この資格証明書、短期保険証の発行に当たっての効果というようなことでの質問に対して、滞納者等面接の機会を多く設けて新たな滞納を生まない、そういう努力をしているということではありますが、平成19年度における国民健康保険の事務打ち合わせ、指導監督の留意事項についてという文書が厚生労働省から出されております。その文書によりますと短期被保険者証、資格証明書の交付についてということで、前文があるんですけど、「なお、資格証明書及び短期被保険者証の交付は保険料、保険税滞納者との交渉の機会がふえますので、滞納理由についての弁明の機会の付与を通じて、納付相談、納付指導を実施することができること並びに生活に困っている世帯を発見し、生活保護などにより支援することができます。以上のことから資格証明書及び短期被保険者証の交付は、単なる収納対策ととらえるのではなく、被保険者の支援という視点で、これを有効活用することが重要でありますので、交付基準を定めることは必要ですが、滞納者に一律に交付するのではなく、個別事情を勘案しつつ交付するように」と。こういったことが指導文書として出ているわけでありまして。そこで実際に滞納者と面接し、あるいは弁明の機会を通じて一律には発行していないというようなことではありますが、その一律に発行しないための歯どめとして、先ほど言われました国民健康保険税滞納対策事業実施要綱によりますと、審査会で最終的に審査すると、そういうふうになっております。そこで、審査会の中でも実際に面接して、その中身をチェックするようなことになるかと思いますが、面接し、あるいは弁明の機会を通じて生活困窮または生活保護基準以下の世帯に対する具体的な指導、支援は一体どういうことがなされたのか。この点ちょっとお尋ねします。

次に、65歳から74歳の方の国保税を年金から天引きする問題についてであります。後ほど周知をするということですが、現在高齢者世帯の中で滞納を余儀なくされて、場合によっちゃ国民健康保険税を分納されている、そういう世帯もあるかと思いますが、そういう世帯に対して天引きということになるのかどうか。その対応についてど

のように考えておられるか、お尋ねします。

3点目、特定健診とそれに伴う特定保健指導などの健康づくりの体制という点では計画書を今、策定中だということでありましたが、実際に人的な体制として保健師の配置など十分なことがとられているかどうか、ちょっとお尋ねします。

4点目、後期高齢者医療制度におきましても保険料の滞納者には国保と同じような資格証明書や短期保険証の交付がなされるようになります。保険料は年金から天引きになりますので、どういう人が滞納になる可能性があるかと考えますと、これは年金をもらっていない人、そういう無年金者の人などが考えられるわけです。大方は収入も少ないのではないかと予想するわけです。現在、国民健康保険制度のもとでは老人保健加入者には資格証明書を出してはいけないということになっておりますが、後期高齢者医療制度に変わりますとその歯どめもなくなります。後期高齢者医療制度における資格証明書発行は、私は実施すべきではないと思います。後期高齢者医療制度の運営主体、これは玉名市じゃなくて広域連合であります。資格証明書、短期保険証の発行するに当たっての留意点を考えますと、これは直接市民と接する市町村の窓口でこういった事務がないと、なかなか住民に対する不安が払拭しきれないんじゃないかなあと。住民の顔が見えるところでこういう発行する窓口もですね、つくらんといかんとじゃないかなあというふうに思うわけです。広域連合では個々の実情、実態がよく把握できない心配がありますが、短期保険証、資格証明書発行に当たっての実際の事務的な手続云々は、一体どのようなになっているのか。以上、お尋ねします。

それと特定健診の周知ということが今後課題となってくるとは思いますが、これはやっぱり一大改革になるわけですので、実は私も健診もほとんどやってなくて、多分メタボでひっかかるとじゃないかなあというふうに思っているわけですが、以前玉名市が旧玉名市がゴミ有料化に踏み出したときに、地域をくまなく細かく説明会を開いて周知徹底を図ったことがあります。そういった規模でですね、やっぱり特定健診については周知徹底を図る必要があるんじゃないかなあという思いがしております。なぜなら健診率が低いとその5年後ですか、いろんなペナルティーも準備されているということですので、今度の医療制度改革によって、先ほどメリットはどういう点があるのかなあというようにところの項目の中では、現役者と老人の費用負担を明確にするというような、そういったことが答弁としてありましたが、保険というものは大体そのやっぱ病気する人、健康な人一緒になって、もし、いざというときにどがんかったときに保険で手助けできると、そういった安心の制度としてあるわけですので、費用負担を明確にすると何か老人と現役世代をこうちょっと言い方悪かですけど、対決させるというかな、そういうふうな構造になってくるんじゃないかなあという心配が上がります。

再質問、ちょっと答えをもらってから進みます。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。まず1点目、障害者医療制度65歳から74歳までとの説明ということでございますが、これは従来と変わらないということでございますので、よろしく願いいたします。

まず、最初の資格証明書や短期保険証の交付金4割が下がるとどうしているかということでございますけれども、弁明の機会とか生活困窮者に対する対応とかいうことでございますけれども、その辺については、今のところ現在はしておりません。ただそれにつきましては、前田議員が言われましたとおり大変必要であるというふうに考えておりますが、先ほど答弁申しましたとおり滞納者の面接の機会をより多くし、現状に努め、新たな滞納を生じさせないように努めているところでございます。これから研究をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから分納についてどうするかということでございますけれども、これにつきましても今から準備をしているところでございますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

それから特定健診及び特定保健指導の体制についてでございますけれども、特定健診及び特定保健指導の体制につきましては、議員も御承知のとおり来年度から医療保険者に対し、特定健診及び特定保健指導が義務化されます。特定健診につきましては、従来どおり集団検診、個別健診、人間ドックを行ない、医療機関に委託する方向でございます。また保健指導につきましては本市の保健師で対応する方向で準備を進めております。特にその中で保健師の確保についてはということでございますが、非常に産休の多い状態でございますが、保健センターと各総合支所の保健師で対応し、平成18年度から特定保健指導と同じ内容であります国保ヘルスアップ事業に取り組んでおりますし、また保健師の資質の向上にも努めているところでございます。あわせて平成20年度には保健師の採用と臨時保健師の賃金の改正をお願いをしているところでございます。

それから先ほど言われた資格証明書の後期高齢者についての発行はどちらかということでございますけれども、後期高齢者医療制度の発行者は広域連合となっております。またその交付者は市町村となっておりますし、その発行の目的は国保と同様に滞納者との面接の機会を多く設け、状況確認を行なうとともに特別な事情に該当するかしなにかを把握するために設けるということでございますので、国保と同じような状況でございます。

それから、特定健診について周知をとということでございますけれども、全世帯のパンフレット配付あるいは地域住民や各種団体への説明会などを徹底して行ないたいと思っ



ておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） きのう帰りましたら「広報たまな」が届いてました。中ば見たらきょう質問することに後期高齢者医療制度の説明がびゃっを書いてあってですね、医療制度がこのように見直しについてということもびゃっを書いてあって、先手打たれたかなあという気がしましたけど。医療の改正の際に国会では、この制度の通知を十分行なうように配慮することが求められております。そういったことの関係からあるいは市民サービスを充実させるとか、その一環としてこういったこともなされるかと思っております。75歳以上の年代は小学生や中学生の時代、終戦を迎え、戦後の復興の中心になって頑張ってきた、そういう世代であります。そういう人たちにとりまして、この後期高齢者医療制度は私は大変厳しい制度であるというふうに思っております。それで、私たち日本共産党は中止撤回を今求めて国会でも運動しておりますが、4月の実施の凍結見直しを求める、そういう世論も今全国に広がって、各地でその旨の意見書を採択する議会もふえております。医療費の削減が、この制度の大きなねらいのようではありますが、年をとれば入院も通院も、これは多くなる、当然のことです。介護保険の年間の利用状況のお知らせ、あるいは医療保険による医療費用のお知らせが各家庭に届いておりますが、これは費用対効果は一体どうなのでしょうかね。こういったお知らせを見た市民からは「こぎゃんかかかっていると思うと気が引ける」と、そういう話、声をよく聞くわけです。困ったときに気兼ねなく利用して安心して治療に専念できるための保険、相互扶助でありますから、国民の理解を得られる制度に改善できることを強く要望して、これ国に対してですよ、要望して、もちろん自治体レベルからも意見を上げてほしいんですけど、そういったことを要望して今度保育所についての質問に移ります。

次に、保育所についてであります。9月議会来、また、昨日も保育所民営化についての質問がありましたが、岱明町の保育所におきましては、派遣契約に基づく保育士の配置が合併以前からなされて、合併後も2年間が今経過しようとしております。派遣契約についてのこれまでの評価と今後の対応についてお尋ねいたします。各地の状況や賃金、保険、勤務時間、有給休暇などの労働条件も含めてお答えください。

2番目、ちどり保育所、天水東保育所が民営化されることについて。9月議会からの続きとして質問します。現在地での保育を実施すること、給食は自園方式になるのかどうか、保育所運営を分園とするということも考えの中にあつたようですが、実際はどういう方向になっていくのか。天水東保育所は最近定員割れがずっと続いておりますが、定員の見直しについてはどういうお考えを持たれているか。

以上、お尋ねします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 前田議員の保育所についてお答えいたします。まず、保育所の保育士の派遣契約についてでございますが、労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を締結し、現在4保育所に保育所業務補助として21名を受け入れており、契約の期間は12カ月間としているところでございます。前田議員御質問の受け入れ保育士を3年を超えて引き続き業務に従事させるという場合は直接雇用の義務が発生するので、3年を超えたときの考えはということについてでございますが、派遣労働者の受け入れ期間は3年を超えて引き続き同一の業務に継続して派遣労働者を従事させるような場合には、議員御指摘のとおり雇用契約の申し込みをしなければならないとされております。今後、派遣労働者と臨時職員との整合性を模索しながら、市の保育業務全般に機動的な組織体制をつくり上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、派遣労働者の各市町の受け入れ状況についてでございますが、各市町の受け入れは2市6町1村でございます。次に、派遣労働者と保育士の臨時職員の賃金、勤務条件等の比較状況につきましては、18年度決算額の賃金は派遣労働者の保育士の賃金が日額6,560円と賞与を加えた年収入額は約173万円で、保育士の臨時職員の賃金は日額6,850円で年収入額が約171万円となります。なお、勤務条件等につきましては、有給休暇で派遣労働者が年間10日に対し、臨時職員が半年で3日の付与と多少差異があるものの、ほかの勤務条件はすべて同じということになっているようでございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 前田議員のちどり、天水東保育所の御質問にお答えいたします。まず、4月から民営化を実施予定の2つの保育園に対しましては、本園として現在地で保育を実施いたします。分園方式はとりません。それから、給食の調理につきましては、2つの園とも保育所内で調理を行なう自園調理方式といたします。最後に、定員の見直しでございますが、2園とも現在の定員は45名でございます。ちどり保育所におきましては、定員までの入所が見込まれますけれども、天水東保育所では、現在の入所児童数が20名を割っておりまして、過去の推移でありますとか、将来の見込みを考慮しますと現在の45名から基準の最低定員の20名に減員するように県に申請する予定でございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[ 6 番 前田正治君 登壇 ]

○6番(前田正治君) 派遣保育士と臨時保育士の労働条件の比較ということで、賃金を、今お知らせいただいたわけですが、大体月平均すると臨時保育士も派遣保育士も大体14万円ぐらいに単純に計算するとですね、なるのかなあと。それで子どもをですね、1日延長保育も含めて11時間近くも預かって、子どもの成長、育ちを支える仕事としてあまりにも安かじゃなかつかなあと私は思います。決して高い給料とは言えません。その大きな原因はですね、国の最低基準が低いためにそのようになっているものと思います。公立では正職員につきましては、その分、自治体で超過負担といいますが、上乘せがありますが、民間では国の単価で運営せざるを得ない厳しい面があるんじゃないか。そういうことが保育の質の低下につながっていかないことを私は切に思うわけです。それでまたちどり保育所、天水東保育所それぞれ臨時職員が民営化後も継続して雇用されたとしても、ちどりは現在臨時が、数字は若干食い違うかもしれんですけど、私が把握しているあれはちどりが3人、天水東が1人、残りの先生は入れかわるわけがあります。それで1月から3月の共同保育に携わっためぐみ保育所、小天保育所の保育士がちどり保育所、天水東保育所に異動することになると、今度はめぐみ保育所、小天保育所でも新たな保育士を採用することになるわけですので、保育士と子ども、保護者の関係に否定的な影響が出るという、そういったことも心配されます。

再質問の1点目としまして、民営化について23年までにあと3園という計画がありますが、今度のスケジュールについては一体どういうふうを考えておられるのか。民営化する順番としては3つぐらいの定員割れしているところとか、延長保育していないところとかですね、施設の古いところとか、そういったことが挙げてありましたので、それをもとに民営化の対象園が決まってくるかなあとというふうに思っております。

質問の2点目として、派遣保育士に平成20年度で期限が切れるけど、どういった対応がされるかというのは、先ほど部長からも答えがあったけん、もうこれは省きます。

最後にですね、民営化後のいろんな質の低下とか心配される点について、しっかり検証していきますというようなことがきのう答弁で市長からあっておりましたが、これは、その検証の期間といえますか、これは、大体どのくらいを考えられておられるのか。私はですね、検証を待たずして次の民営化は進めるべきではないというふうに思いますが、今後の民営化のスケジュール等も含めまして、ちょっとその辺についても見解をお知らせください。

○議長(小屋野幸隆君) 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長(井上 了君) 再質問にお答えいたします。今後の民営化の予定というこ

とでございました。対象保育所につきましては、保育所民営化検討委員会での優先条件あるいは地域の実情といたしますか、そういうものを総合的に市において今後判断して決定していきたいというふうに考えております。そして対象予定となりました保育所の保護者の方々、地域の皆様、保育所職員の皆様に対しましては、今回の保育所の民営化の状況を十分考慮し、意見聴取等を行ないたいというふうに考えております。検証の期間というのは少なくとも1年間は必要であるのかなあという気がしますけれども、先ほど申し上げましたように地域の実情等を勘案しながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 前田正治君の質問は、以上で終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時11分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽 登壇]

○11番（青木 壽君） こんにちは。公明党の青木壽でございます。通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第1番目に健康管理について2点ほどお尋ねをしたいと思います。

1番目、5歳児健診の推進についてでございます。現在、乳幼児健康検査は母子保健法第12条及び第13条の規定により市町村が乳幼児に対して行なっております。現在、健康検査実施の対象年齢は0歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診で、初等教育に就学する直前のおおむね11月末までに行なわれております。しかし、3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われているのです。軽度発達障害とは、知能検査では軽度低下または境界以上である発達障害の一群であります。普通学級に通っている5%がこの範囲に属されていると考えており、その病気の特殊性により学校、社会生活を営む上で、いろいろな問題を生じやすく、時にいじめや不登校の原因になっております。具体的な病名としては注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能広汎性発達障害、軽度精神遅滞とその類縁疾患の一部がこの一群に属します。

平成17年4月1日発達障害者支援法が施行されました。その中で国・都道府県及

び市町村の役割として発達障がい児に対しては、発達障害の早期発見、早期支援、就学前の発達障害に対する支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行なわれるとともに発達障がい者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障がい者の家族に対する支援が行なわれるよう、必要な措置を講じることとあります。以上のことからスクーリングとして最適であり、かつ問題を抱えることが予想される就学までに1年間の余裕を持てるような5歳児健診が医学的にも社会的にも必要と考えられております。また、5歳児健診は生活習慣病の予防として特に肥満が増加し、肥満細胞がふえ、完成してしまう時期が就学前ととらえられて、この生活指導をする必要が叫ばれております。食生活指導、就寝、起床時間やテレビ、ビデオ等の視聴時間など生活習慣全般を指導することは重要なことと思います。すべての子どもたちがその子らしく生き生きと成長できるよう、そして健全な社会生活を過ごせる大人として自立していけるように早期発見で多くの子どもを救うためにも5歳児健診の導入をいかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、妊産婦の無料健診の拡充であります。これにつきましては、昨日同様の質問がありましたけども、私の方でも、また別の観点で訴えをしたい、その意味で質問をさせていただきます。我が国で定期的な妊婦健診が行なわれるようになったのは、1965年の母子保健法の制定以降にあります。当時、妊産婦の死亡率は米国、英国イギリスに比べ3倍近い数字を示しておりました。その後、健康内容の充実などから死亡率は下がりましたが、2005年では出産に伴って62人妊産婦が亡くなり、妊娠22週以降、生後7日以内の出産期に死産もしくは亡くなった新生児は1,000人に対し48人に上っております。まだまだ対策は十分ではありません。安全な妊娠・出産に欠かせない妊産婦健診を一度も受けないまま、生まれそうになってから病院に駆け込む、いわゆる「飛び込み出産」が全国的にふえているそうであります。その背景には経済的な理由やお産は自然現象という安心安全への過信、仕事の多忙さなどがあるとされておりますが、「飛び込み出産」は命にかかわる危険性が高まり、病院側から受け入れを拒否される原因にもなっております。妊婦健診を受けやすい環境づくりを急ぐ必要があると思います。日本医大多摩永山病院で、過去10年の「飛び込み出産」を分析したところ、死産と生後1週間未満の新生児の死亡を合わせた周産期死亡は全国平均の1.5倍もあり、1,000グラム未満の超低出生体重児も通常の20倍を超えていたと言われております。また、奈良県で妊婦が病院の受け入れを断られ、死産した問題を受け、奈良県立医大が行なった緊急調査では「飛び込み出産」した妊婦、新生児ともに異常が多く、妊婦の胎盤早期剝離は通常の10倍、呼吸障害など治療が必要な新生児は通常の20倍にも上っております。厚生労働省によると母子の健康のため、妊婦にとって望ましい健診回数は14回、最低必要な健診は5回とされております。しかし、妊婦健診は保険適

用外のために1回の受診につき5,000円から1万5,000円相当かかるそうであり  
ます。これを補うために公費負担は全国平均で2回分にとどまっております。こうした  
実態の改善に向け、国は2007年度予算において妊産婦の助成を含んだ少子化対策の  
ための地方交付税を2006年度の330億円から700億円に倍増いたしました。そ  
して、厚生労働省は妊産婦健診の実施主体である市町村に対し、「妊婦8週前後に妊婦  
の健康状態及び妊娠週の確認、20週前後に胎児の発育状態の確認、36週前後に分  
娩の時期・状態の確認の合計5回分を公費負担で実施することを原則」とした通知を  
いたしました。公費負担の回数や給付の方法は実施主体である市町村が決めます。  
平成16年度の調査では、秋田県で県内自治体の平均回数が8.16回、香川県では4.11回、  
富山県では4.00回などで国の助成を上回っている市町村も少なくありません。妊婦  
健診の拡充についていかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

この後また質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 青木議員の健康管理についてお答えいたします。

まず最初に、議員お尋ねの5歳児健診の推進についてお答えをいたします。お尋ね  
のとおり法定の3歳児健診と就学児健診の間に5歳児健診を設ける自治体が少しずつ  
はございますが、ふえてきている状況でございます。これは近年3歳児健診時点では  
発見されにくい注意欠陥多動性障害やアスペルガー症候群など軽度発達障害が小学  
校に入ってから診断される子どもが多くなってきているため、障がい児の早期  
発見、早期療育を目的に適正な時期の健診ということで、5歳児健診が実施され  
始めてきているようでございます。法的なものとしたしましては、平成17年4月  
から発達障害者支援法並びに特別教育支援法が施行となり、発達障害の早期  
発見、乳幼児健診・就学児健診・早期発達支援等が施策として挙げられて  
おります。玉名市の実態といたしまして、乳幼児健診は4カ月・8カ月・1歳半・3歳  
児を毎月1回ずつ実施をしております。発達障害に関しましては1歳半と3歳  
児健診で診断されることが多く、平成18年度の受診者を見ますと1歳半  
児健診受診者549名、3歳児健診受診者539名、その中で異常なしが1歳半  
健診で85%、3歳児健診で78%でありまして、要指導、要観察、要精  
検、要治療など病気や身体発育状況など何らかの指導を要する割合が約20%  
ございます。このうち発達障害に関して、言葉の遅れ・行動の問題・知能的なもの  
など心理相談受診者が1歳半健診で41名、3歳児健診で46名の相談があ  
っており、その結果、支援を要する子どもさんたちは52名が  
おられました。この方々には専門の医療機関や療育事業を紹介して  
おりますが、保護者や周囲が障害を受け入れることに関してはな  
かなか時間を必要なことがあり、拒否されることもござ  
います。市保健センターや各総合支

所ではその子どもに合った療育を受けてもらうため、保健師が家庭訪問を実施したり、医師、心理判定員での乳幼児発達相談事業や保健所の精神発達精密事後指導等につないで、専門医療機関や福祉サービスの療育事業等を紹介したり継続支援を心がけております。また就学前につきましては、教育委員会あるいは小学校と連携いたしまして、障害や遅れを持つ子どもさんやその親の支援を行ない、その子どもに合った教育、療育の環境づくりの調整をしているところでございます。現在、全国の5歳児健診の状況につきましては、議員申されましたとおり鳥取県が全市町村で実施、他県は少しずつでございますが、実施する市町村がふえている状況でございます。熊本県につきましては、平成18年度から城南町と富合町が実施モデルとして実施しており、平成19年度は城南町のみが実施をしているというような状況でございます。今後市といたしましては、まず、3歳児健診及びその後のフォローをさらに充実させまして、5歳児健診につきましては健診医師の不足・健診精度の維持・向上、健診後の就学に向けた連携体制の確立等々の課題もございまして、国・県の動向を見守りながら検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、妊産婦の無料健診の拡充についてお答えします。昨日の北本議員に対する御答弁と重複することがあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。本年3月議会で青木議員から同様の質問をいただいております。その中で、厚生労働省からの地域子育て支援のための財政措置拡充の通知が1月下旬にあったため、ほとんどの市町村が平成19年度当初予算に反映はできていないというような状況でございます。その後の平成19年の8月の調査においても、全国平均で2.8回と厚生労働省の妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方、つまり5回の公費負担を原則とする考え方には遠く及ばない状況となっております。現在、妊婦健診は医療保険の適用がなく、出産まで10万円程度の自己負担は収入の少ない若い世代にはかなり重い負担であることは間違いなく、先般の県のアンケート調査によりますと、一度も受診しないで異常を訴え、病院に駆け込むいわゆる「飛び込み受診」が昨年1年間で36件あり、その中で経済的理由で受診していなかった人が15人と最も多く、このことが妊娠・出産をためらう原因となっていることではないかというような分析も出ております。最近の国・県の来年度に向けた調査によりますと、公費負担をふやす予定の市町村が大半でございまして、市といたしましても他市並みの実施をしてまいりたいと思っておりますので、議員の御理解をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

〔11番 青木 壽 登壇〕

○11番（青木 壽君） 初めの5歳児健診につきましては、御検討方よろしくお願

します。私も早期発見と言いましたけども、早期発見といっても、これは早ければいいということではないそうであります。むしろ問題点が見えてくる時期に適性に発見するという、いわゆる適性発見という考え方が望ましいと言われております。それがまた5歳であったりするわけであります。5歳児健診などで気づかれたいわゆる軽度の発達障害、幼児に対する指導の場の受け皿がきちっとできるかなあという、そういうことを要望して次の質問に移させていただきます。その前に先ほど言いましたけども、妊産婦健診、これも今年の3月の議会で私も一般質問させていただきましたけども、その時の通達、厚生労働省の通達に合わせて質問したんですけども、その時は検討方々ということで、今度は、また、一步踏み出して実施の方向に向けて、どうか動いていただきますようお願いいたします。

2番目の質問いたします。AEDの拡充と小児への対応についてでございます。いわゆる自動体外式除細動器、まあAEDって言いますけど。これからもこの質問にはAEDって言わせていただきます。の拡充と小児への対応についてであります。不特定多数の人が集まる場所にAEDの設置が全国で見受けられます。先般、大阪のある私立高校で行なわれた高校野球大会の試合中に打球が投手の左胸に当たり、心肺停止状態になったそうであります。たまたま観戦していた救急救命士が心臓マッサージと人工呼吸を施し、高校備えつけのAEDを使って心臓にショックを与え、一命を取りとめたそうであります。そこでお尋ねいたします。初めに公共施設へのAEDの設置についてであります。本市における現在の設置状況についてお知らせください。また今後の設置についての計画をお示しください。各地でこのAEDを見受けられますけども、このAEDに対して当初、小学校の設置は見送られました。その大きな要因は、当時8歳未満または25キロ以下の小児はAEDの使用が認められていなかったことが挙げられたと思います。しかし政府は昨年8月から8歳未満についてもAEDの使用を認め、解禁を行ないました。ただし1歳未満については引き続き利用はできません。小学校は緊急時の避難場所にも指定されており、かつ保護者の皆さんや学校開放も含め、多くの皆さんが入りする施設でもあります。できるだけ早く小学校にもAEDが設置されるようさらなる推進と8歳未満でも使用になったことから保育所などにも設置できるよう要望したいと思いますが、いかがお考えでしょうか。また既に設置されている施設やこれから設置するAEDは8歳未満の小児対策として小児用パットを追加し、設置するよう要望いたしますが、あわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 青木議員のAEDの拡充と小児への対応についての御質問にお答えいたします。現在、玉名市のAED、いわゆる自動体外式除細動器の設置状況



は平成18年度から19年度にかけてまして本庁に1台、学校関係3台、その他の施設で8台、公共施設としては12台を設置いたしております。民間を含めると玉名市内に32台が緊急時に備え配備されている状況でございます。ちなみにAED設置から約2年が経過しておりますが、幸いなことにまだ使用実績はあっておりません。しかし今後発生し得る緊急事態に備えては、より迅速な対応ができるよう公共施設内のAED設置から約2年の配置場所についても、住民に対して広報紙などにより周知徹底を行ないたいです。また、現在の設置場所につきましても、今後十分検討し現状において最適な配置を行ないたいと考えております。なお、本庁内のAEDも市民にわかりやすい総合案内所に配置することにいたしております。また、今後のAEDの拡充につきましては、平成18年度より8歳未満の子どもに対して使用することが可能になったということ踏まえまして、特に、子育て支援課や学校教育課と小児用パッド等の設置なども含め、十分に協議を行ない、その他の各施設とは連携を図り拡充に向け、検討してまいりたいと考えております。今後はAEDの設置にあわせて操作方法を熟知するため有明消防本部と連携し、各施設の職員に普通救命講習等の受講を行ない、心肺蘇生法等を習得し、玉名市の安心安全に努めてまいりたいと思いますので、議員御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽 登壇]

○11番（青木 壽君） AEDにつきましてお尋ねしました。この質問する前に各部署にわたっているわけでございます。商工観光課では温泉施設、また子育て支援課は保育所、また教育委員会は学校ということで、かなり多岐にわたった問題でありますけれども、今のところは小学校には1台も配置されていない。中学校は6校のうち3校配置されているという状況でございます。また、温泉施設にはまだない。こういう状況でございます。おとといも天草市で同様の質問がありまして、天草市においてもいろんな各部署に関係あるということで優先順位を煮詰めながら設置するような話も載っております。ちょっと意地悪をするわけじゃありませんけども、本庁で何人かの職員の方にAEDについて聞きました。ここには玉名市役所にはAEDはあるんですかということ聞いたら、中には知らないという方もいました。また、ある方は「知っています」、「じゃあどこにあるんですか」って、「どこにあるんでしょうね」ってということもおっしゃった方もいました。また、ある方は、「はい、あるでしょう。恐らく総務課にありますよ」という話がありました。私はそれ知ってる上で聞いて、意地悪じゃないですけども。やっぱりまだまだそのAEDの存在、認識というのは私も含めてないのかなあって、あれば大変助かる、一命もとめることができる、体内時間もとめることもできるこのAEDでございます。どうかいろんな部署でも関連してきますので、その辺をどうか

まとめていただいて少しずつ拡充されますよう要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、青木壽君の質問は終わりました。

続きまして、1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） こんにちは。1番議員の萩原雄治です。初めて玉名市議会議員となり文教厚生委員として2年間勉強させていただきました。これからの2年間は産業経済委員として、勉強をしていきます。そして玉名市民のために働くつもりであります。それでは通告に従いまして、一般質問を始めます。

文教委員として最後に1つだけ質問をいたします。それはゆとり教育の現状についてです。ゆとり教育の経緯といいますと、まず1972年日教組がゆとり教育とともに学校5日制を提起しています。それから1989年学習指導要領の全部改正、1992年から実施し、学習内容、授業時数の削減をしました。また、小学校の第1学年、第2学年の理科、社会を廃止して、教科生活を新設しました。さらに、1999年学習指導要領の全部改正、2002年度から実施し学習内容、授業時数の削減、完全学校週5日制の実施、総合的な学習の時間の新設、絶対評価を導入したとあります。そこで1としてまず現在玉名市の小中学校のゆとり教育の現状についてお尋ねします。

2、次に、小中学校教育の一環として囲碁を取り入れていただくことです。囲碁といえば皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。白石と黒石を木の台の上に置いて、お年寄りの方が遊ぶものと思われるか、または将棋と勘違いされる方も多いようです。ここで少々囲碁の解説をいたします。囲碁とは何か。碁は中国では4000年の歴史を誇るゲームです。19×19升の盤上に2人のプレイヤーが交代で石を並べ陣取りをしていきます。最終的には陣地を多くとった方が勝ちというルールで、陣取りゲームと石取りゲームをミックスしたようなものです。このゲームは日本では囲碁として知られ、中国ではwei ch' i（ウェイチー）、また韓国ではbaduk（バドゥク）と呼ばれています。少し発音は違うかもしれませんが。世界の囲碁人口は4,000万人を超え、2007年5月に開催された第28回世界アマチュア囲碁選手権では世界68の国と地域から参加がありました。日本棋院のホームページより抜粋しますと囲碁は子どもたちの教育に最適な素材とあります。囲碁は子どもたちの脳を活性化し、基礎学力を向上させるとともに落ちつきや集中力、そして礼儀などの社会性を身につけることができるといった教育効果が広く認識されています。日本棋院では大学との連携により、最も効果的な教育カリキュラム、プログラムの開発及び囲碁による脳の活性化メカニズムの研究も進めています。日本棋院は、この囲碁の特性を生かし、文部科学省、文化庁の指導のもと、自治体の御協力、教育委員会の御理解を得ながら学校教育を通して子どもたちの囲碁の普及を進め、子どもたちの教育に貢献する活動に推進していきます。とあります。2007

年5月1日の産経新聞には「同志社などの3小学校で囲碁教育、プロ棋士が本格指導」と題して載っていました。内容は「昨年4月開校した私立の同志社小学校と立命館小学校がともに教育の一環として、今年から囲碁を取り入れ、子どもたちに好評だ。関西棋院からプロ棋士を講師に招く本格的な内容」東京都国分寺市の早稲田実業学校初等部でも昨年クラブ活動で囲碁を新設、こちらもプロ棋士が当たる。囲碁が脳の活性化に役立つという研究もあり、ブランド小学校の取り組みが注目を集めている。同志社小では今年1月から最上級生だった3年生全員60人に対し、総合的な学習に当たる「道草の時間」に囲碁を導入。思考力や判断力をはぐくむのがねらいで伝統文化を大事にする、本物に触れるという学校の方針とも一致したという。囲碁を知らない児童がほとんどだったが、関西棋院から田村千明二段を講師に招き、3月までに6回の囲碁教室を開催したところ、すぐにルールを覚えて熱心に取り組むようになったという。奥野博行副校長も「子どもたちがこんなに囲碁を好きになるとは思わなかった」と驚き、「囲碁には相手の考えを読みながら自分なりに作戦を立てる大局的な思考が必要。勉強ではなく教養と位置づけています」と奥野副校長。結果が上々のことから今年度は2年生から最上級の4年生まで拡大する。また、立命館小でも今年4月から研究顧問を務める東北大学の川島隆太教授からの「囲碁が脳の活性化に役立つ」とのアドバイスを受け、囲碁教室を開設。放課後に希望者が参加する課外活動のアフタースクールに導入し、同志社小と同様に関西棋院のプロ棋士を講師として招いている。現在は2年生から最上級生の4年生の60人が週1回囲碁に取り組んでいるが、「囲碁は人間同士、本当の楽しさや悔しさがある」と強調。「子どもたちに喜んでもらえれば棋士としてもうれしい。今後も積極的に協力したい」と意気込みを見せた。荒木貴之教頭も「戦略的思考を養う囲碁はリーダー育成に役立つほか、世代を超えた交流もでき、教育的意義がある。今後、ほかの学校にも広がるのではないかと話している。一方、早稲田実業初等部では、6月、クラブ活動として囲碁部が発足。女流棋聖の梅沢由香里五段の指導で4～6年生の約20人が参加した。「あいさつに始まり礼儀を重んじるもの。相手とのコミュニケーションを学ぶ意味で効果があった」と評価。子どもたちも生き生きと楽しそうにしており、今年度もクラブ活動を続けていくとあります。一方、東京大学では教養教育の囲碁の活用部門として、平成18年10月より東京大学教育開発機構において寄付研究部門「教養教育への囲碁の活用研究部門」がスタートしました。寄附者は財団法人日本棋院と株式会社日能研で、期間は平成18年10月から平成21年9月までの3年間です。本研究部門では創造性、集中力、コミュニケーション能力等を高める教育効果があると言われていた囲碁を教育ツール、手段として利用し、教養教育に活用する方策を研究し、実践することを目的としています。本研究部門の活動を通じて東京大学の目指す教養教育の一層の充実が期待できるとともに、我が国の誇る囲碁文化の継承とさらなる発展が可能に

なると考えられます。とあります。ここで、この議場を見渡せば新しく就任されました内田實教育委員長は囲碁が趣味でありますと聞いておりますし、高村捷秋監査委員は市職員時代から高段者であると広く有名であり、島津市長は県議会ではもちろん県の職員合わせた中でもトップクラスの実力の持ち主でありました。現在、島津市長は弁舌さわやか、県下では右に出る者がいないと言われております。県議会に入られたときに体力維持にゴルフを勉強され、頭の回転は囲碁で養われたと確信をしております。そこで学校教育に囲碁を取り入れる考えがないか菊川教育長に、また身をもって体験された島津市長から答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） きのうよりちょっと声がまた出なくなりまして、本当に申し訳なく思っております。御容赦願いたいというふうに思います。ゆとり教育の現状につきまして、萩原議員の質問にお答えいたします。ゆとり教育は、これまでの知識偏重の教育の見直しからゆとりを持って教育活動に取り組むために、平成11年に学習指導要領の改訂が行なわれ、平成14年度から完全実施になっております。平成11年の学習指導要領の改訂では、総合的な学習の時間が創設されましたけれども、そのねらいは、学校で学ぶ知識など、五感を働かせて理解する機会が少ない現状において、体験的な学習、問題解決的な学習を取り入れ、ゆとりを持って学習に取り組み、実生活に役立たせるというものであります。つまり、このゆとり教育は教育課程全体にゆとりを持たせ、学習に取り組み、学んだ知識や技能を生かしながら各教科等の学習をさらに深めるものでありまして、学習内容について時間的ゆとりを持って習得させるというものであります。この考え方は全国的にすべての学校で実践をされておりまして、学習指導要領に基づいた学習活動が展開されているところであります。ゆとり教育では、特色ある教育活動を展開し、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせることはもとより、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、問題を解決する力やみずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育成することを基本的なねらいといたしております。今回、新しい学習指導要領の改訂に向け、教育課程審議会の審議のまとめが出され、授業時数の増加が打ち出されておりますが、「生きる力」をはぐくむという基本理念はこれまでと変わらず、したがって、「ゆとり教育」から「知識偏重の教育」への転換ということではありません。今回の改訂で学習内容も少しふえましたけれども、授業時数の増加は、子どもたちがつまづきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や知識・技能を活用する学習を行なう時間を充実させるためのものでありまして、子どもたちが学習にじっくりと取り組める時

間を確保するという意味合いが込められております。そういった意味から今回の改訂で言われております「ゆとり教育」から「知識偏重の教育」かと、そちらに変更ではないかという声も聞こえますけれども、そういうことではなく、学校教育では基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する力の育成をいわば車の両輪として伸ばしていくことが必要であると、かように考えております。

次に、囲碁教育の推進についてお答えいたします。公立学校における教育活動は、学習指導要領に基づいて行なわれております。学習指導要領というのは教育課程の基準として、文部科学大臣が示したものでありまして、それに基づいて各学校は教育課程の編成に当たっております。もちろん私立の学校も学習指導要領にのっとって教育課程の編成等を行なっておりますけれども、割合まあ幅を持たせて行なうことができるというふうに思っております。そこで私立の学校におきましては教育活動の一環として囲碁を取り入れて囲碁教育をするということは可能であると考えますけれども、公立の学校においては、授業としての教育活動を行なうということはなかなか難しいのではないかと考えております。現在、玉名市の小学校でクラブ活動として取り扱っている学校が2校あります。年間14時間から17時間ぐらい、総合学習の時間等とか放課後とかそういうのを利用してやっているということでございます。囲碁は集中力や思考力を養うという点で議員もおっしゃるような本当にすぐれております。脳の活性化にもつながるものというふうに思いますので、機会をとらえて囲碁のよさとか、そういったのを紹介していくならというふうに考えております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 囲碁の話が出てまいりましたので、どう答弁したらいいのかなあと戸惑いながら答弁席に立ちました。さっき議員も触れてましたが、囲碁と将棋、似たようなもんだと思いますけども、子どものころには将棋の方が先によく皆親しむし覚えるんですね。ところが年齢が段々来ますとですね、玉名の地域で見ても将棋を好んでいる人たち、囲碁を好んでいる人たちはいるんですが、数としてはやはり囲碁の方が多んじゃないでしょうか。囲碁クラブを初めとして毎月のように、あるいは毎週と言っていいかもしれません。多いときには100名近い方々が福社会館の方に集まって碁会がっております。ですから、その辺の状況はどうしたことかなあと私もよくわかりませんが、将棋については皆さん御承知のように玉名は「将棋の里」というのがあって、将棋の里実行委員会というのがあります。タイトル戦等も行なわれることがあったりしていますが、それよりも、毎年行なわれておりますのは、そうですね100名近いでしょうか、全国から小学生、中学生も中にいると思いますが、将棋を勉強している子

どもたちが蓮華院奥之院へ集まりまして、大体夏2泊3日の合宿が行なわれます。そして、そのときにはたしか渡辺竜王でしたかね、来ましたが、そういう日本将棋連盟の代表的な棋士を呼んでですね、行なわれている。これやっぱり、ある意味じゃ画期的なことだろうと思っております。一方、囲碁の方はなかなかそういうところまで行きませんで、かつて私どものぬかみね保育園の方に日本棋院の方から子どもたちに囲碁というのを教えるというよりも、こういうのが囲碁だよということをわからしめてくださいという働きかけがあって、何回かやったことはありますが、その後私は承知しておりません。ただいま教育長に聞きましたら小学校で取り入れてクラブ活動やっているのが玉水小と横島小ということですが、今年の春まで市の職員であった横島の古田君が退職してほかの仕事をちょっとやろうとして、やってたんですが、「自分のずっと現役時代からの思いです」ということで、この夏以降子どもたちの囲碁の指導に専念するということで、囲碁クラブをつくって始めました。私はこれが長く続けばいいなあと、そして定着していけばいいなあとというふうに期待をいたしております。萩原議員の息子はですね、今玉名では一番の実力者ですよ。もう高校生になったかな。一番強いですよ。萩原議員が大体4段、自称ですからね、これ。言ってますけどどうでしょうね。私の方がまだちょっと強いかもしれませんが。ですからそういうふうにやっぱり非常に囲碁が子どもたちの知能というよりも情操というかね、そういう意味では私は一定の役割を果たすと思っておりますので、そういう例えば古田君みたいにして根っこの部分で起こしていく、あるいは広げていく、そういう動きが出てくればいいなあと期待をしています。萩原議員も議員活動と同時に行政にそれを期待することもあるかもしれませんが、御自身で囲碁塾でも開いてください。私もできるだけの協力はしてまいりたいと思います。答弁になりませんがよろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 菊川教育長ありがとうございます。ゆとり教育と今後の教育のあり方がわかりました。また囲碁のよさも認識していただき本当にありがとうございます。島津市長にはもう少し答弁をいただきたいなあとというふうに思っていますけども、再質問ではありませんが、玉名市には合併前に日本棋院玉名支部と立願寺支部と2つの支部があります。その1つの立願寺支部は創立が平成5年で、翌6年から子ども囲碁教室をされております。現在10名の子どもが在籍して囲碁を勉強しています。毎年、熊本県大会では優秀な成績をおさめ、全国大会にも参加することもあります。このことは田島八起議員が立願寺支部の隣に住んでおられるので、時々子どもたちと囲碁をされるのでよく御存じだというふうに思います。熊本の子どもも囲碁教室では、亡き栗原先生が一生懸命指導されていきました。第23回少年少女囲碁全国大会中学生の部、決

勝では、熊本勢同士で戦い、1人は現在プロになっております。もう1人は有名な私大に通い、今年は全国大学囲碁大会で準優勝をしています。また、熊本第二高等学校も全国高校囲碁大会団体の部で優勝もしています。玉名で囲碁を勉強した子どもたちは現在、九州大学の囲碁部で活躍をしたり、また、今年は東京大学に現役で合格もしています。私は囲碁をやれば単に頭がよくなるというだけで言っているわけではありません。先ほど教育長、市長も言われたように集中力が養われ、礼に始まり礼に終わり、素晴らしい人間形成にもなると思います。市長も今言われたように、現在、玉名市は将棋の里玉名実行委員会があり、市長が会長であります。事務局長は蓮華院の川原さんがされています。そこで平成10年から17年まで山形県天童市と子どもの交流がありましたが、今年はありませんでした。寂しい限りとなっております。そこで島津市長にお願いです。この将棋の里玉名実行委員会を囲碁・将棋の里玉名実行委員会にしてほしいと思います。答弁があればお願いしたいと思います。学校教育にすぐに取り入れは難しいのであればクラブ活動からでも推進を図ってもらいたいと切にお願いを申して今回の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

---

午後 1時02分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。きょうは区長さん方の傍聴でありまして、大変緊張いたしております。有明クラブの江田です。先週、潮谷熊本県知事が任期満了による今後の進退について報道されたところですが、任期満了による熊本県知事選挙は来年春予定されていると聞いております。市長、市議会議員選挙に次ぐ身近な選挙であり、投票率が大変気になるところであります。さて、私は本年6月議会において選挙制度について一般質問をさせていただきました。その中で、午後8時までの投票時間延長の効果について疑問に思い、質問をしたところです。執行部より統計データによる投票終了前1時間の投票率が平成17年11月執行の市長及び市議会議員選挙で1.09%、また、今年4月執行の熊本県議会議員一般選挙で1.39%と時間帯別の投票率の中でかなり低いとの答弁でございましたので、今後の検討をお願いしたところですが、その後どのように進捗しているのか、お尋ねをいたします。また、選挙といえども効率化、事務改善は求められるものと思いますが、選挙管理委員会として何か考えてお

られるのか、責任者である選挙管理委員会委員長にお尋ねをいたします。

次に、同じ6月議会において質問をいたしました指定管理者制度の導入による公共施設の利用状況についてお尋ねをいたします。平成18年9月から玉の湯、草枕温泉てんすい、及びコミュニティーセンター潮湯が指定管理者制度が導入されておりますが、それから1年が経過いたしました。その利用状況はどうでしょうか。また、これらの施設の共通券の検討はなされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 選挙管理委員会委員長 平嶋幸一君。

[選挙管理委員会委員長 平嶋幸一君 登壇]

○選挙管理委員会委員長（平嶋幸一君） 選挙管理委員会委員長の平嶋でございます。

江田議員の選挙制度についての質問にお答えいたします。6月議会において江田議員より投票時間の時間短縮について御質問があり、そのときの答弁として4月に行なわれた県議会議員一般選挙の投票終了前の午後7時15分から午後8時までの約1時間は投票率が1.39%となり、低い状況であることをお答えしました。その後今年7月執行された参議院議員通常選挙におきましては2.89%と多少増加はしましたが、投票終了前約1時間は依然低い投票率でございました。以上の状況を踏まえ、また市民からの要望等もあり、選挙管理委員会として数回にわたり協議を重ねてまいりました。まず投票時間終了前約1時間は投票率が低いこと。それから、午後8時まで2時間延長の制度は実施された後に期日前投票制度ができてから簡単に投票ができるようになり、利用する人が多くなったこと。また、投票時間を繰り上げ開票事務の開始時間を早めることで選挙結果を市民の皆さんに早く伝えることができること。以上の理由により、次の選挙から1時間投票終了時刻を繰り上げ、午後7時までとすることを11月末の選挙管理委員会において全員一致で決定したところでございます。ちなみに、県下では14市の中で11市が何らかの形で繰り上げを行なっております。そのようなことで投票時間の繰り上げは、地域に合った投票時間と考えております。

それから、そのほかに効率化など何か考えていないかということでございますが、委員会として投票時間の繰り上げと合わせて、いろいろな角度から検討を行なっております。まず、現在各総合支所4カ所で朝8時30分から午後8時までで行なっております期日前投票についてでございますが、この期日前投票時間は市長・市議会議員選挙で6日間、県議会議員一般選挙で8日間となりますが、衆議院議員総選挙では11日間、参議院議員通常選挙や県知事選挙では16日間と投票期間が長くなります。今年7月執行された参議院通常選挙の期日前投票の状況を調べますと、期日前投票開始から約1週間は、玉名総合支所を除く3支所は投票者がかなり少なく開始2、3日は1日に数名の投票者の総合支所もありました。このような状況でありますので、選挙管理委員会において検討し、協議を重ねた結果、期日前投票期間が長い参議院議員通常選挙、衆議院議員



総選挙及び県知事選挙の3つの選挙に限り、次の選挙から岱明、横島、天水の総合支所の期日前投票期間を投票日前日から前8日間とすることで決定いたしました。なお、玉名総合支所におきまして今までと同じ期日前投票期間といたしますので、短縮する3総合支所の期日前投票は玉名総合支所での投票をお願いいたします。

それから、その他に検討した項目といたしまして、有明海区漁業調整委員会委員選挙に伴う滑石地区と大浜地区の投票所について、今まで各2カ所あったものを各1カ所にするのを各漁業協同組合の理解を得て、来年度の予定の選挙から実施することといたしております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 江田議員の指定管理者制度導入後の温泉施設の利用状況についての御質問にお答えいたします。まず、制度導入前と導入後の温泉施設の利用状況についてお答えいたします。議員御承知のように平成18年9月の制度導入から1年が経過したわけですが、その利用状況につきまして大衆浴場玉の湯、草枕温泉てんすい、コミュニティーセンター潮湯の3つの各温泉施設ごとに説明いたします。制度導入前と導入後の9月から翌8月までの1年間での比較を行ないますと、大衆浴場玉の湯の利用者は、導入前が約18万2,000人、導入後が約18万9,000人と約7,000人の増加、3.9%の伸びとなっております。次に草枕温泉てんすいの利用者は、導入前が約35万人、導入後が約36万6,000人と約1万6,000人の増加、4.6%の伸びとなっております。潮湯につきましては、導入前が約2万7,000人、導入後が約2万6,000人と1,000人ほどの減少となっておりますが、ほぼ横ばいの状況にあります。また、指定管理者が管理運営を行なうことになりましてから、行政では予算の関係等ですぐには対応できなかった部分についてもスピードある対応が行なわれている点や応対などの接客サービスがよくなったとか、苦情等に対する対応が早くなったなど、利用者からお喜びの声をいただいているところでございます。

2番目の、共通券の検討はその後なされたのかという質問についてお答えいたします。6月議会でも御質問がございました市内の温泉施設を共通で利用できるような共通券等についての御検討でございますが、施設を所管する各課で集まり協議を行なっております。その協議の中では、仮に2万円の共通フリーパス券を作成したとしても、その利用料金の配分が困難であることや、金券の販売についてもその清算事務に多くの手間と時間を要するなどの問題点があります。また、指定管理者との協議も必要であることなどの意見も出ております。確かに議員御指摘のとおり、利用者からすれば、同じ市の温泉施設であるのに料金が違うことについて疑問に思われる方もいらっしゃるかと思います。

ます。しかしながら、同じ温泉施設でありまして各施設の設置目的や性質、設備などの違いにより、それに沿った利用料金体系となっております。また、18年5月からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者において利用者の利便性の向上や経費節減を図りながら管理運営を行なっている状況でございます。施設の管理運営費は、そのほとんどが利用料金によって賄われているため、料金の統一により利用料金の減収となるケースが考えられ、運営に支障を来す恐れもあり、現時点での料金の統一は難しいところでございます。また、指定管理者におきましても施設の設置目的に沿って利用者の利便性向上のために鋭意努力されておりますので、現状の利用料金につきましては、利用者の皆様にも御理解をいただきたいと思っております。また、現在いくつかの施設において市内、市外別の利用料金が設定されておりますが、これにつきましては合併により市域が広がり、市内外の区別を必要性があまりなくなりましたので、見直しが可能な施設については見直しを行ない、より利用しやすい環境づくりを進めてまいりたいと思っております。今後も施設のさらなる利用促進のためにも指定管理者とも十分な協議・検討を重ねながら、利用者の立場に立ったサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小屋野幸隆君） 17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 御答弁ありがとうございました。選挙管理委員会におかれましては市民の要望に対して迅速に対応していただき、1時間の投票時間の短縮を決定されたことに対して、御努力に敬意と感謝申し上げます。これで私たち玉名市民は選挙結果について、いち早く知ることができると思います。私もこの夏の参議院選挙の開票立ち会いに参加いたしました。深夜まで皆様の疲れ切った様子を思い浮かべると、ほっといたします。また傍聴席の区長さん方も少しは楽になれるんじゃないかと思いません。改めまして、平嶋選挙管理委員会委員長の御英断に感謝申し上げます。また、期日前投票期間の改正や有明海区漁業調整委員会委員選挙の投票所の一本化もされるようですが、今後もなお一層の改善について御検討を要望いたします。

次に、指定管理者制度の導入によるその後の成果が徐々によくなってきているとのこと、また、市民からの反応もよくなってきているとこのことをうかがいますと指定管理者制度を導入していい方向に進んでいると思っております。しかし、共通券の検討については協議の結果、各施設の設置目的や性質、設備などの違いで不可能とのことですが、市民は詳しいことはわからずに合併したのに何でと思っている人たちが大半です。せっかく指定管理者制度が導入され、評判がよくなってきている中で残念です。私は一般質問で何回も申し上げておりますが、役所の人たちはいろんなことを相談に行けばできない理由をすぐに言われます。なるべくなら自分たちの垣根を越えようとされない。特に前例のないことにはなかなか腰を動かそうとされない。どうか後世に「あれは自分が努力して

できたんだ」と自慢できるよう、そんな庁内になるよう御指導をよろしく願いいたします。今は携帯電話でも大抵の買い物はできるような時代ですが、今後もいろいろな角度から協議を重ねて市民サービスができるよう努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

続いて、5番 横手良弘君。

[5番 横手良弘君 登壇]

○5番（横手良弘君） こんにちは。市民クラブの横手良弘でございます。たくさんの方の傍聴に感謝しております。読み間違えるかもしれませんが、しっかり頑張りますのでよろしく願いいたします。

本議会も今年最後の議会となり、今議会で新たに議長、副議長、そして常任委員会委員の改選もあり、私も皆様の御推挙によって産業経済委員長として新たな決意を持ち、市民の皆様の代弁者としてより一層頑張る所存でありますので、議員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。話は変わりますが、前回の私の質問にありました境川改修の件であります。市長を初め執行部の皆様の迅速な対応により堤防の補強や川底に繁茂していたヨシなどの雑草も速やかに除去していただき、また、部分的ではありますが土砂の撤去も実施してもらい地域住民の皆様も感心し、また、感謝しているところであります。今回の質問に対しましても、前回同様迅速な対応を期待いたしまして早速通告に従いまして質問に入りたいと思います。

我が玉名においても一次産業である農業、農家が元気でなければ本市の発展もないかと思っているので、まず初めに農業問題に関して質問いたします。本年は我が熊本におきましても夏の記録的な猛暑や連続の熱帯夜を記録はしたものの、台風の直接的な被害もなく、また、私たち地元にとってなかなか海水温がいつまでも下がらず、懸念されていた有明海のノリにしても通常の種つけができなくて、漁民の人たちも非常に心配をしておりましたが、時期が少しは遅くはなったものの現在は色もよく良質のノリがとれていることに、今のところ安堵しているところでもあります。しかし、ほかの作物は台風もなかったのに、麦、米、ミカンと例年より収量は多かったにもかかわらず、麦においては収入が減少するという不思議な現象が起こっております。これはいわゆる政府が打ち出した緑ゲタ、黄ゲタの助成金に起因するものであり、この点においては、政府が今現在見直しにかかっているようであり、その結果待ちの状態ではありますが、一方米に対しても今年は、例年より収量がふえやれやれであります。これまた熊本県産の米はまだ全量売れずに残りが残っている状態です。全国的にも豊作であったために、価格も前年を割り込んでいます。そこで急遽政府が米緊急対策として政府買い入れ34万トン

プラス非主食用処理10万トンを決めたので、やっと、また売れ始めたと聞いております。またミカンに対しても玉名の農業の中では基幹産業の1つであり、去年は極端に収量が少なかったのが価格も高かったのですが、今年は極早生のときは夏の暑さのため色つきが遅かったのが価格は高かったのですが、その後、徐々に出荷量がふえるにつれて価格どころか出荷まで制限される状態になり、平成17年は最悪の年と言われておりましたが、今年はそれよりも悪いと聞いております。

また、それに輪をかけてように、このところの油の価格は上昇しており、店頭ではガソリン1リットル当たり150円を超えています。原油の価格が上昇したおかげで、その他の農業資材、ビニール、肥料、農薬、出荷資材、出荷運賃を初め日常生活用品までも上昇する始末です。その割には、私たちが生産したものは価格に反映されないし、このところの冷え込みで暖房機も回りっぱなしの感じがあります。後で払う油代のことを考えると少し温度を下げようかとも思うくらいです。しかし、温度を下げると中の作物の品質に影響するので下げるに下げられず、何ともしがたいところであります。

以上のような点から質問いたしますが、第1に平成19年度から品目横断的経営安定対策の一環として農業者、農業団体が主体的に需給調整、いわゆる生産調整を行なうシステムへ移行したようにお聞きしていますが、農業者や農業団体に対して、行政の支援協力体制は現在どのようになっているのか。第2に温州ミカン価格低迷に対する行政の経営支援対策をどのようにお考えになっているのか。第3に原油の高騰に対して、経営を圧迫している施設園芸などに対する行政の対応、また、対策はどのようにお考えなのか。以上の3点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 横手議員の農業問題についての御質問についてお答えいたします。まず、第1の米の自給調整に係る農業者、農業者団体に対しての行政の支援協力体制についてでございますが、農林水産省が定める米政策改革の中で米の自給調整については品目横断的経営安定対策の導入にあわせ、平成19年産から農業者、農業者団体の主体的な自給調整システムへと移行することが決定されました。米政策改革の目的は、平成22年度までに水田農業における望ましい農業構造と米づくりの本来あるべき姿、つまり効率的かつ安定的な経営体が市場を通して需要動向を敏感に感じとり、売れる米づくりを行なうことを基本として多様な消費者ニーズを基点として、需用ごとにまとめられる価格条件等を満たしながら安定的供給が行なわれる消費者重視、市場重視の米づくりが行なわれることの実現を目指すものでございます。これに伴い、米の配分も平成18年度までの市からのすべての農業者へ生産目標数量の配分を行なう方法から、JAや集荷業者といった方針作成者がみずから生産調整方針を作成し、生産目標数

量をみずから決定する方法へ変更となりました。玉名市においては平成19年度から合併前の玉名市、岱明町、横島町、天水町それぞれに設置されていましたが水田協議会を統合し、新たに玉名市地域水田農業推進協議会がJAたまなを事務局として設立いたしました。行政の支援協力体制についてのお尋ねですが、水田協議会の事務は多岐にわたっており、特に生産調整の受け付け事務や確認事務につきましては、かなりの期間と人員を必要とします。市といたしましてもこれまでの経験とノウハウを生かし、協議会の運営に対し全面的な協力と助言を行なっているところでございます。なお、政府与党の農業基本政策小委員会で農業政策の見直し案がまとめられ、米政策につきましては生産調整の実効性を確保するための行政の関与の強化が掲げられており、制度化されました場合はその役割をきちんと果たしてまいりたいというふうに考えております。

第2の温州ミカン価格低迷に対する行政の経営支援対策についてでございますが、本年産のミカンにつきましては、議員仰せのとおり滑り出しは好調でございましたけれども、10月中旬ごろから価格が急落し、JAたまなにおける11月末清算分までのミカンの販売単価は前年対比で65%となっており、大変厳しい状況でございます。今後、年末年始の需要拡大による価格の回復を願っているところでございます。行政の経営支援対策ということでございますが、平成17年産の価格低迷の折には、重油高騰もあわせて農業収入減によって農業経営の維持が困難となった認定農業者に対し、経営安定を図るための融資機関が融資した農家経営安定緊急特別対策資金に対して、市は平成18年度に利子補給制度を設け、支援を行なっているところでございます。今後の価格動向を見守りながら、経営支援対策の必要性について注視してまいりたいと考えております。

第3の原油の高騰に対して経営を圧迫している施設園芸などに対する行政の対応・対策についての質問にお答えいたします。御承知のとおり、マスコミでは連日のように原油価格高騰のニュースが報道されています。本市農業にとりましても生産コストを増大させ、農業経営を圧迫している状況です。行政の対応・対策についての御質問であります。軽油につきましては農林水産関係機械の動力源に使う場合は軽油取引税の免税制度があり、県への申請手続により現在1リットルあたり32円10銭が免税となります。また農林水産省が施設園芸の省エネルギー対策のポイントについてまとめた生産管理マニュアルや省エネルギー施設機械や被覆資材等に対する国・県の補助事業がありますので、それらを活用し、また関係機関と協議しながら対策を講じてまいりたいと思っております。ともあれ原油高騰問題につきましては、1つの自治体ではいかんともしがたい問題であります。国・県に対し農家の窮状を伝えるとともにその対策についての要望を機会をとらえて行なってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小屋野幸隆君） 5番 横手良弘君。

[5番 横手良弘君 登壇]

○5番(横手良弘君) ありがとうございます。最初の今年の米価の問題ですが、ただ単に台風が来なくて収量が多かったからこうなったのではなく、全国的な問題でおっしゃった減反政策、いわゆる生産調整がうまく機能しなかったのが問題ではないでしょうか。それはなぜそうなったかという、今まで行政がしていたから減反も守られていたのですが、農業者あるいはJAや集荷業者みずから行なうのであれば、皆さん収量は多い方がいいので必然的に減反を守らず、少しでも多く耕作し、多少は自分で販売して、その他を共販に回した結果がこうした米余り現象を引き起こしているのではないのでしょうか。今後、国においても生産調整が行なわれない県に対しては、厳しく対応するようですし、ペナルティーも科すようにも決定したようで、また行政の関与の強化も考えているようですので、本市もこのところは非常に大事なところでありますから今後も十分に検討し、対処していただきますようお願いいたします。

次に、温州ミカンの問題に関しましては、私たちが小さいころはミカン景気で非常に天水・河内は景気もよくうらやましかったことを覚えております。まさかミカンがこのように落ち込むとは思っていませんでした。今後も注意深く見守り、できる限りの救済策をお願いいたします。

次に、原油高騰の問題ですが、確かにおっしゃるとおり1つの自治体では何ともしがたい問題かもしれませんが、熊本も農業県であり以前は農業生産高が4,000億円を超えていたのが、昨年は3,000億円を割り込むまで落ち込んでしまいました。何とも寂しい限りであります。我が玉名においては400億円が370億円と健闘はしているのですが、傷口は小さいうちに治しておかないと放っておくとどんどん大きくなるので、今後も十分注意して、でき得る限りの救済策をお願いしておきます。

次に、市長初め私たち議員も早いもので合併後の選挙をしてから早くも2年がたったわけで、折り返し地点に差し当たっています。あと2年先にはまた市民の皆様の洗礼を受けなくてはなりません。それに次回は現在の定数30名から26名と議員の数も4名減となり、先が思いやられる感があります。が、私が思うに議会は開かれた場であり、より多くの人に参加できる場でなくてはならないと思います。そこでお聞きしますが、他の市や町の中で選挙運動用の自動車、ポスター、名刺などの印刷などにも助成をしているとお聞きしたことが以前あったように記憶しておりますが、どこの市や町、それにどれくらいの補助をし、財源はどこから出ているのか、お伺いいたします。

次に、市職員のコンプライアンス問題についてであります。このコンプライアンスってというのは法令遵守って意味です。我が家に今年の10月12日の3時前にファックスが届き、総務部人事課発行で各報道関係者様ということで、その内容はというと企業局に配属している男性職員云々に始まり、なお着服した全額を弁済していること

から刑事告訴の予定はありません。そして懲戒処分者一覧表と書いてあり、10月12日発令とありました。そこでお聞きしますが、その中にあった免職、減給、戒告、文書訓告とありましたが、私は勉強不足でその辺の意味がよくわかりませんので、その処分はどのようなものでどれくらいの効力を持っているのか、わかりやすい説明をお願いいたします。最近のテレビやマスコミなどで連日のように産地偽装や賞味期限の改ざんなどで、テレビの前で記者会見がされ、頭を下げられています。今回の事案もそれぐらいに匹敵するのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。それに私は何人かの議員の発言の中にもありましたが、常々市長は雄弁でありさつもその場その場の雰囲気をつかみ、本当に見事に原稿なしでされるのに、今議会での冒頭の開会のあいさつの中で、この職員の不祥事に関しては一言も触れられなかったのは何か市長のお考えがあったのでしょうか。どうでしょうか。市長にお伺いいたします。それと現在、各企業にはコンプライアンスが決められ、その遵守がうたっていますが、本市にはないのでしょうか。明快な答弁をお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 横手議員の玉名市の選挙のあり方について、私の方からお答えいたします。御質問の内容が選挙の経費に関係いたしますので、予算関係ということで私の方からお答えをいたします。議員お尋ねの選挙運動用の自動車やポスター作成、名刺の印刷費用などの助成についてでございますが、選挙運動用の自動車及びポスター作成費につきましては、任意の選挙公営費となり条例を制定する必要があります。当市では現在行なってはおりません。また名刺の印刷費につきましては、公費の公営費の対象ではございませんので、御了承いただきたいというふうに思っております。この選挙運動用の自動車及びポスター作成費を公営費として取り扱っているところは熊本県下14市のうち5市の自治体でございます。ただしこの2つの公営費は市だけで町村での取り扱いはできないということになっております。その5市の近年の選挙における状況につきましては、選挙時の候補者の数によって異なりますが、市長選挙におきましては約64万円から191万円まで、市議会議員選挙におきましては約759万円から4,291万円までと多大な一般財源が必要となり、現在の財政状況といたしましては、大変厳しい状況であると考えますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。なお、任意の選挙公営費であるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行につきましては、各市で取り扱いが異なりますが、当市では公費として負担しているところでございます。

次に、コンプライアンス問題についてお答え申し上げます。議員御指摘のとおり企業局水道課職員の不祥事に伴い本年10月12日付で免職1名、減給1名、戒告2名、

文書訓告3名の計7名の懲戒処分等につきまして、各報道機関へ公表を行なったところ  
であります。懲戒処分の種類及び効果につきましては、地方公務員法第29条で定めら  
れており、本市の条例でも定めております。その内容は、次の4種類であります。まず  
免職とは職員の服務義務違反に対する制裁として職員としての地位を失わせる処分。停  
職とは職員としての身分を保有させながら1日以上6カ月以下の期間その職務に従事さ  
せない処分、原則としてその期間中いかなる給与を受けることができない処分であり  
ます。減給とは1日以上6カ月以下の期間、職員の給料の10分の1以下を減額して支  
給する処分。そして戒告とは職員の服務義務違反の責任を確認し、その将来を戒める旨  
の申し渡しをする処分の4種類が法律上の処分と定められております。実務上の処分と  
しては訓告があります。これは職場内において監督の地位にある者が職員の義務違反に  
対してその責任を確認し将来を戒めるために行なう行為で、法律上の処分である戒告よ  
りも軽い処分であります。そのほかに嚴重注意と口頭注意がありこれは訓告よりもさら  
に軽い処分であります。議員より今回の不祥事は食品の産地偽装や賞味期限の改ざんに  
匹敵する事案でないかとの御指摘ありましたが、今回の不祥事は絶対にあってはならな  
い重大な問題であることを痛感しているところであります。また、本市におけるコンプ  
ライアンスにつきましては、国における法律の範囲内で条例・規則を定めており、いか  
なる義務または権利を遂行するにも条例によるものであります。なお、今回の事案等の  
再発防止に向けての要綱、通達等も詳細に定めているところでございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） こういうシビアの問題は発言通告をしていただきますように議  
員各位にお願いをいたしておきます。秋の職員の不祥事について大変議会の皆さん初め  
市民の皆さんに御心配や御迷惑をかけたこと承知しております。一件が明らかになりまし  
て以降、玉名市の場合には副市長を中心にして委員会ができており、私はその委員会の  
経過あるいは結論を聞いたときに「これでよし」と、「これで行こう」というふうに関  
断をいたしました。そのことがちょうどその折に舛添大臣が社会保険庁の不祥事に絡ん  
で泥棒だと、これは刑事告訴するんだということが盛んに流れておりました。その時期  
にちょうど合致をいたしまして、私どもも非常に逡巡をいたしました。ただ、その折に  
東京の方の多く各市町村がやらない場合には厚生省の方でやるんだというようなお話も  
あったんですが、不起訴処分になったことが多いようであります。しかし、私どもも過  
去の玉名市の例、あるいは過去の熊本県下の市町村の例、それ等を調べましてこういう  
事案の場合にどういう対応が適切なのかという、例だけが適切とは思いませんけれど  
も、そういうものも調べた上で懲戒免職という決定をし、刑事告訴はしないという判



断、決断をしたわけであります。しかしそのことが先ほど申し上げたように当時ちょうどそういうことが重なっておりましたために、私自身もあちらこちらからなぜ刑事告訴しないんだというおしかりをいただいたことはよく受けとめております。私自身としては40歳の職員、やったことは悪いことはもちろんそのとおりでありますし、今後あってはならないことですが、個人にとって決して軽い処分ではないということ、あるいは他の玉名市の過去の例あるいは県下の例に照らして、地方自治体の取り組み方として刑事告訴に至らないという例がほとんどでございましたゆえに、そういう決定をさせていただいたということを申し上げさせていただきます。ただそういうことがあったがゆえにそれが秋のことでしたから、12月議会が始まりますときに横手議員御指摘のように冒頭皆さんにおわびをしなきゃならなかったなと思って今反省をいたしており、あわせて今議会に私どもの市長等の場合には条例が必要でございますので、1割カットの条例を出させていただいております。どうぞひとつよろしく御審議、御承認をいただくようお願いをいたします。今後、総務部長の答弁いたしましたようにこういう事案が再び起こらないように我々全部襟を正し、改めて緊張していかねばと存じております。

○議長（小屋野幸隆君） 5番 横手良弘君。

[5番 横手良弘君 登壇]

○5番（横手良弘君） ありがとうございます。選挙に関しましてもせっかく合併したので、先ほど選挙管理委員会委員長の答弁にもありましたように住民の皆様方の理解を得て、合理化できるものは合理化していただき、お金のかからない本当に選挙はできることにより市民のどなたにも参加できるような環境づくりが必要であると思っております。今後においても他方面からの見直しができる部分は見直しをし、そしてますますよりよい方向に行ってもらいたいと思っております。

それと2件目のコンプライアンスの件であります。合併後の職員の方の不祥事が何件、もうここまで言う必要はありませんけれども、何件ぐらいあったのか、できれば言ってもらえれば、言ってもらいたいと思っております。それときょう熊日もみえられてますが、ちょうどきょうの熊日新聞に載っていました。「幸山市長ら17人減給、最高20%半年間、市長は3カ月1割カット、逮捕された職員を停職6カ月、職給を2級降格する、懲戒分限処分にした」と書いてありました。この分限処分というのは先ほどの説明の中になかったと思っておりますので、もしわかればお願いしたいと思います。それと私は常々本市は非常にそういう懲戒に関しては厳しい罰則が科されていると思っております。ですから熊本市と玉名市を比べたときに職員の数が全然比べものになりません。向こうの方が多いわけですから、それは確かに熊本市の方がいろんな職員の方もおられますので、いろんな不祥事が発覚するのは当然かとも思います。しかしこのように世間の

目がいろんな面で厳しくなっている現在、我々が率先して、そしてまた市の職員の方々も率先して懲戒を受けないように頑張っただけを正して頑張っていかなければならないかと思ひます。これにて私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 横手議員の再質問についてお答え申し上げたいと思ひます。議員から過去に同様の事案があるんじゃないかという御質問でございました。合併後2件の事案が発生しております。ひとつは社会教育団体の公金を着服した行為で、平成18年1月10日付で免職1名、戒告2名、文書訓告2名の処分。それからもう1つは速度超過違反と酒気帯び運転で摘発され、平成19年2月23日付で停職1名、戒告1名、訓告1名の処分であります。それから分限とはどういうことかというふうな御質問もありました。分限とは平たく言ひますと降格というふうにご理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

---

午後 2時16分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 有明クラブの宮田知美です。

一番初めは農林水産業にかかる原油高騰による対策についてお尋ねをいたします。前の質問者の質問にもありましたように原油高騰の悲鳴があちこちから聞こえているようでございます。私も声を大にして質問したいと思ひます。昨日の新聞によりますとレギュラーガソリンの全国小売価格の平均が155円を突破しております。灯油や重油などの価格もとどまるところを知らず、現在も高騰し続けております。それは私たちの生活にまた各産業に多大な影響を与えております。原因といたしましては、一番初めに中国、インドの需要拡大、2番目先進諸国の石油在庫の減少、3番目サブプライムローン問題、ドル安などによる原油市場への投機的資金が流れているというようなことです。しかし、そのようなことというのは私たちにとって目に見えるようなものじゃないんです。世界的なこのサプライズをですね、直接もろに影響を受けているであろうと思われるのがですね、農林水産業の方々だろうと思ひます。私は彼らを前にしていろんな質問をしてみました。その中の1つにJAたまなによる石油価格変更表で、平成12年5月

から平成19年12月4日現在、約7年間を比較してみました。ガソリン代が103円から151円、軽油が80円から130円、灯油が49円から100円、重油が41円から84円、玉名地方でのビニールハウスにかかる暖房費をまた比較してみました。イチゴにおきましては1反当たり平均5,000リットル重油を使用します。平成12年の価格で1反当たり20万5,000円、今年の19年は42万円、たまなJA共販者の平均耕作面積が3反2畝といたしまして、今期の支払は134万4,000円です。平成12年と比べますと68万8,000円の経費負担となります。ミニトマトにおきましては、1反当たり平均8,000リットルの使用でございます。平成12年価格で32万8,000円、今年の19年は67万2,000円、平均耕作面積が3反といたしまして、今期の支払は201万6,000円、差額として103万2,000円の経費負担です。茄子におきましては1反当たり1万リットル、重油使用。平成12年価格で41万円、今年の19年は84万円、平均耕作面積が4反といたしまして今期の支払は336万円、差額としましては172万円の経費負担増でございます。続きましてハウスミカン、1反当たり平均20,000リットルの重油使用です。平成12年価格82万円、今年の19年は168万円、平均耕作面積を3反といたしまして、今年の支払は504万円、差額といたしましては258万円の経費負担増と大損害です。このように玉名地方においてもっとも影響が大きかったのが重油を大量に使用する施設園芸ではないかと思われまます。そしてこの玉名地方の農業は大半が施設園芸であります。排水対策がなされている水田のほとんどがビニールハウスです。また重油だけじゃなく、先ほども横手議員が申しましたようにビニールシートやパックなど生産販売資材の値上げ、そして農薬、肥料、輸送コストなども軒並み高くなっております。そういう中において油が高くなったからといって需要の低迷や消費者離れを避けるためにも販売価格に転換することは非常に難しいとのこと。今期の収入を考えると非常に頭が痛いそうです。今回の原油の高騰は、若い認定農家や後継ぎになった若者たちにとっては、自分たちの努力とはあまりにもかけ離れている出来事や原因で大経費負担増となり、不況の中の農業はこれまでもぎりぎり、このままでは農業はやめなければならないと言ってとても深刻に訴えております。そのほかの農林水産業に携わっている方々にもこの原油高騰は死活問題だと思われまます。12月11日に政府与党も原油対策として500億円ほど特別交付税をつけたと報道がされております。玉名市におきましても基幹産業である農林水産業の方々に対して何らかの補助または国や県に対して政府系金融機関の活用、便乗値上げの監視、省エネ機器の導入支援などの陳情なりの政策を行なう必要があると思います。そのことについてまた対策について質問いたします。

それではまた次の質問に移らせていただきます。旧天水中学校の跡地整備計画について、以前この件につきましては質問いたしましたが、今回は進捗状況について質問を

いたします。今年の3月末に旧天水中学校の建物が解体され、4月より多目的社会体育のグラウンドとして天水町の方々を中心にグラウンドゴルフ、ペタンク、そのほかスポーツ大会など社会体育施設のグラウンドとして利用されております。市の方針といたしましては、今年度の利用については不備はあるものの一応、現状のまま利用していただき、その中で利用されているスポーツ団体や市民の方々の意見を踏まえ、各種団体とも十分な話を聞いて、いろいろなイベントにも利用しやすい施設として20年度以降に整備するとのことでしたが、予算の獲得やその後の整備計画についての進捗状況を質問いたします。先日11日の5ミリの雨量でさえグラウンドは3分の1は水浸しするほど排水はよくありません。とても2、3日は各種のスポーツ大会が開けるような状況ではないほどぬかるんでおります。グラウンドに排水対策を施したり、また駐車場を整備、そのほかグラウンド周辺の木々を伐採しないと近くの住民に迷惑をかけておる状況です。そのほか日頃の管理は利用者団体がするとか、諸々のことについてもいろいろな意見が出ておりますので、検討委員会の設置をお願いしたいところですが、そこまでいかにしても利用者との話し合いを急速にさせていただき、早急にさせていただき、グラウンドゴルフの関係者の方々はああもしてもらいたい、こうもしてもらいたいという要望が山ほどあるそうです。それでグラウンドゴルフの団体の関係者といたしましてはですね、おっしゃるには50メートル、25メートル、15メートルの2コースを4面持つ公認の公式競技グラウンドゴルフ施設にして、他の市町村の競技団体を呼び天水町を活性化につなげたいと張り切っておられますので、早急な意見の集約の場を設けていただきたいと思います。

以上、2点について質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 宮田議員の農林水産業に係るガソリン高騰等の対策についての御質問にお答えいたします。なお、先ほどの横手議員への答弁と重複することを御了承いただきたいと思います。御心配のとおり原油価格の高騰が続いており、原油先物価格はここ5年で4倍近くまで上昇したといわれております。ガソリンや重油といった油そのものの価格はもとより、生産資材、価格も上がり農業に大きな影響が出ています。特に本市の基幹的作物でありますトマト、イチゴ、ミカン等のハウス施設農家にとりましては、重油の消費が増える冬本番を迎え、農業経営に与える影響が大変心配されます。市としての対策についての御質問であります。先ほど答弁いたしましたとおり軽油引取税の免税制度、農林水産省がまとめた生産管理マニュアル、仮称でございますけれども、省エネルギー施設、機械等に対する国・県の補助事業を活用しながら対策を講じてまいりたいというふうに思っております。また原油価格高騰が今後農業経営に与

える影響を注視しながら対応してまいりたいと考えております。さらに国・県に対する要望につきましても併せて行なってまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 宮田議員の旧天水中学校の跡地整備計画についての質問にお答えいたします。旧天水中学校の跡地の整備計画ですが、現在建物を解体し、多目的グラウンドとして利用できるようになっております。グラウンドゴルフ、少年野球と市民の方々が現在活用されております。今後の整備につきましては、各種関係団体と相談をしながら市民の方々が利用しやすい社会体育施設としての整備について検討し、進めてまいりたいと考えております。また具体的な整備計画につきましては、関係各課との協議を行ない、平成20年度以降に整備を予定をしております。その中でグラウンドの状況やさまざまな視点からの整備を検討するため、利用者の団体から御意見を十分聞いて、整備計画に反映してまいりたいと考えております。またグラウンド内の植栽や樹木の剪定、整備後の維持管理につきましても近隣施設や住民に配慮した計画を考えていきますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 3番、宮田議員。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 再質問いたします。これちょっと市長に質問いたします。今年の夏の参議院選におきましては、自民党が民主党に大敗したのは皆さん記憶に新しいと思います。その政策の1つに農業政策があったかと私は思っております。以前は無条件に農業イコール自民党でしたが、前回だけはどんなに回っても民主党の政策の農業所得保障をマニフェストに掲げられ、自民党離れがドミノ現象を起こしました。そのことを考えれば、玉名地域の活性化、地域興しには絶対欠かせない農業の再生に対しては、全力で対処すべきではなかろうかと思っております。知らぬそぶりをするのか、アクションを起こすのかは因果応報という言葉もありますように島津市政の対策に私は期待を非常に寄せております。私は今の農業は育てるものだと思います。島津市長の答弁をお願いし、またグラウンド整備については早急の話をお願いし、これで私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 最後の質問でございますが、御苦勞様でございます。農業問題については今議会冒頭に福嶋議員から視点は違ったかもしれませんが、同じような趣旨の御質問がありましたし、先ほどは横手議員からありました。皆さんが一様に現在の農

業事情を大変憂っている。そういうことの表れであろうと思います。そういうことを言うとお叱りをいただけるかと思いますが、基本的に農政全体はやっぱり国の施策に負うが非常に多いわけでございまして、地方自治体として何ができるか、市町村で。それは非常に難しい問題であろうと思います。しかしそういいますと、宮田議員からまた知らん振りするのと言われてますから、そうは言えませんが。そういう状況の中で市が何ができるのか。市の果たすべき役割責任は何なのかということについて、私の今日的認識を申し上げたいと思います。県議会時代からも私はそう思っておりましたが、今ずっと県政を考えるとですね、いろんな変遷がありました。寺本知事の時代に長洲を初めとした産業地帯の時代で県政の湧いた時代がある。細川さんの時代にはテクノテクノと湧いた時代がある。そういうふうにイメージは変わったけれども、やっぱり変わらないものがあつた。私どもの玉名地方においても1市3町の合併がなされました。そしてやがて新幹線が走ります。時代やあるいは雰囲気は変わってくると思います。そういう中で決して変わることはないだろう。あるいは変えてはならないという認識の中に私どもの地域はやはり一次産業が支えている。そういう地域だという認識は私だけでなく、議員の皆さんも大方そういう御認識であろうと思います。ですからそういう認識に立ってやっぱり一次産業がしっかり足腰が強いということが、この私どもの地域の元気を支えていくのだという認識を強く持ちながら市政にあたる責任を感じております。そういう中でこの時点で市政は何ができるのか、あるいは何をなさねばならないのか。1つには国・県のこの現下の農業情勢に対する要請なり、陳情という言葉今流行りませんから、要請等について農業団体と一緒にした行動を力強くとっていかなければならんと思っております。それは先般の農政懇談会にも表れておったと思いますが、これはJA農政連が中心になって、玉名地域の農業を支えている中核的な方々が200人程度でしてでしょうか、お集まりになり、地域選出の野田、林田両代議士を初め県会議員の皆さん等々をお招きし、私ども首長は来賓でございましたけれども、出ていろいろ意見の交換がございました。それは市として品目横断的政策に対する意見の交換であつたと承知しております。先ほど話題にも出ましたが米の問題、これは先ほども答弁をいたしました。あるいは備蓄であるとか云々ということで、米の値段の下落を支えていこうという話でございました。議長さんが米の専門家でございますからね、たくさん米を作っておられるわけですがお話しに伺うとその値段自体だけ見ると昨年から見ると今年の米はそうその値段落ちをしている。値段が崩れているということではないようでございますが、それでもやはりいろんな問題点が出てきている。ですから1つの大きな政策的な課題としては、先ほども触れられた生産調整に対するこの度の変更がちょっと裏目に出てきた部分がある。やっぱりこの辺がきちっとやっぱり中央において修正をしていただかなきゃいかん。それまでは行政が中心になって、ですからその前年までは、この玉名地

域の生産調整、私が会長という立場でございましたが、今年からJAの方が会長ということで生産調整に当たっていただくということに変更になったわけですが、だからということ出はないと思いますけれども、国全体から見ればそういう方向性が今までとはちょっと緩やかになってしまった。生産調整のあり方が。それでもって国が計画、基本を据えた生産調整の姿にならなかったということが、ひとつ米余りの現象を起こしている一因であることは間違いないだろうと。だからこれはもう一遍修正をして、元に戻すというわけにはいかんだろうけれども、もう少し行政の関与がある形で生産調整をするようにというのが、先般の品目横断的政策に対する御意見であったと、米についてはそういうふうに思っています。それから麦については先般もお話し申し上げましたが、これはやっぱり九州北部が特に麦の値段についておかしな格好になった。集落営農をしてきちっと認定農家が作れば、今まで以上によくなる予定だったのが作ってみたら返って値段が下がってしまった。こういう現状になっている。これが北部4県、九州の北部4県が特にその傾向が現れた。これはどうもお話を伺ってみるとその米の値段の決め方の仕組みの問題。やっぱり最低制限価格を設けて支援をしていこうという仕組みの中で、どうもこの九州北部が割を食ってしまった。こういうことで熊本県等々が余計深刻な打撃を受けたということで急遽の農政懇談会になったと承知をしております。その中で出てきたのが、今年度の補正予算でも組んで、何とかこの九州北部地域、北海道も一部あるようですが、この麦の本来先ほど申し上げたように、本来よくなる予定のはずが返ってマイナスになったというんで、これを何とか補正なりあるいは新年度予算で支えてほしいという要請をしようということになったわけですし、JAと一緒に強く要求をしていかなきゃならん。そういうのが私どもの地方自治体の責任としてもあると思っております。それから生産グループ、品目横断的政策がおりてきているわけですが、これについての市の取り組みは、県下一と言われるぐらいにいろいろ問題点はありますよ。中山間地帯の問題とかあるいは参加したくてもしにくい小規模農家の問題とかありますが、本来品目横断的政策が目標とした集落営農に対する取り組みとしては、県下一と言っているような市・県一体となった取り組みが玉名市ができています。それは集落組織を一生懸命に市が県のお手伝いをしながら立ち上げてきたという意味ですが、それがあると思っています。これは実行あるような形に先ほどから申し上げているようなことになっていかなきゃならんわけですが、そういう部分があると思っております。同時に生産体制の整備、農業等もやっぱり市の大きな責任があります。横島、大浜等を中心にして現在圃場整備事業が行なわれておりますが、あわせて土地改良事業の充実ということも必要でしょう。市の責任だと承知をしております。同時にやっぱりあのもう一つ市の大きな役割として玉名産品、ブランドという話もこの間からいろいろ議員の質問の中にも出ておりますが、このブランドの売り込みについて生産者と一体となった市の

取り組みが期待されていると承知しております。トップセールスを初めとして今までと同じようなトップセールスのあり方から一步踏み込んで何か方法はないかということは今苦心しているところでございます。天水町がしづや祭で今までミカンのアピールをしておりましたが、もう一つ今年までは実施しましたけどね。来年からもう少しひと味つけた形でできないだろうかということで今一生懸命準備をしているところでございますが、これは広報の方で今準備をしているんですが、とりわけ東京や関西の消費地を中心にして玉名地域の出身者の方々に玉名平野のアピールをしよう、その上で東京なりあるいは大阪の方で、大阪、京都かもしれませんけれども、関西地区で生産アピールをしていこう、玉名地産アピールをしていこう、そういう今準備をいたしております。ただこれ非常に難しいのはね、玉名市内の出身者の名簿をどう整理するか、これに今非常に苦心をしております。一応高等学校の同窓会名簿を洗いまして、そしてその中から東京なり関西なりの名簿をひらおうということで、今広報の諸君を中心にして苦勞しているところですが、そういう整備ができた段階です、やっぱり地産フェアをやろうと、まずは広い一般消費者の方々に訴えるのも方法ですが、いろんな地域がいろんな売り込み方をしているわけですから単純に私どもの規模で小規模の地産フェアをやっても余り大きな関心と呼ぶことにはならない。それならばせめてこの地元出身の皆さんにふるさとの産物ですよというアピールをして、一緒になって楽しんでいただく、あるいは一緒になって地域にアピールをしていただく、そういうことができないかということで今一生懸命その準備をいたしております。申し上げたように市でできる努力は何なのか、農業地帯を守っていくために、あるいはこれからも恐らく変わることはないであろう玉名地域の一番大事な一次産業を守っていくために、振興していくために市として考えられる地方行政として取り組まなければならない問題を洗い出しながら、しっかり取り組んでまいりたいと存じております。

以上、申し上げて答弁にさせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第98号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第115号和解及び損害賠償額の決定についての議案18件、陳情4件については、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。



## 議案及び陳情付託表

### 総務委員会

- 議第 98号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍  
住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第3表地方債補正 変更）
- 議第105号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 議第106号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議第107号 玉名市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議第114号 工事請負契約の締結について
- 陳第 5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する  
陳情

### 産業経済委員会

- 議第 98号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）
- 議第111号 指定管理者の指定について
- 陳第 7号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出に関する陳情

### 建設委員会

- 議第 98号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（歳出の部、⑧土木費・第2表継続費）
- 議第102号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第103号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第104号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第112号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第113号 市道路線の変更について
- 議第115号 和解及び損害賠償額の決定について
- 陳第 4号 市道拡張整備に関する陳情

### 文教厚生委員会

- 議第 98号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

(歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費、⑩教育費)

議第 99号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第100号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

議第101号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第108号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市天水児童館ひがし園条例を廃止する条例の制定について

議第110号 玉名市立小中学校設置条例及び玉名市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

陳第 6号 後期高齢者に対する鍼灸マッサージ施術の助成に関する陳情

---

○議長(小屋野幸隆君) 付託を決しましたので、各常任委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審議をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

20日までは委員会審議のため休会とし、21日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時45分 散会

第 6 号

1 2 月 2 1 日 (金)

## 平成19年第5回玉名市議会定例会会議録（第6号）

### 議事日程（第6号）

平成19年12月21日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
  - 2 産業経済委員長報告
  - 3 建設委員長報告
  - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
  - 2 産業経済委員長報告
  - 3 建設委員長報告
  - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 日程第 7 追加議案上程
- 議第119号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第120号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第121号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議第122号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
 議第123号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）  
 議第124号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）  
 議第125号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
 ついて

日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 議案の委員会付託

日程第10 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第11 質疑・討論・採決

日程第12 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

日程第13 玉名市玉東町病院組合議会議員補欠選挙

日程第14 玉名市農業委員会委員の推薦について

日程第15 意見書案上程

意見書案第3号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について

日程第16 質疑・討論・採決

日程第17 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の辞任報告

日程第18 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任

日程第19 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告

\*\*\*\*\*

**出席議員（30名）**

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 萩原雄治君   | 2番 中尾嘉男君  |
| 3番 宮田知美君   | 4番 北本節代さん |
| 5番 横手良弘君   | 6番 前田正治君  |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君  |
| 9番 福嶋譲治君   | 10番 竹下幸治君 |
| 11番 青木壽君   | 12番 森川和博君 |
| 13番 内田靖信君  | 14番 高村四郎君 |

15番 大崎 勇 君  
17番 江田 計 司 君  
19番 永野 忠 弘 君  
21番 高木 重 之 君  
23番 吉田 喜 德 君  
25番 田畑 久 吉 君  
27番 堀本 泉 君  
29番 杉村 勝 吉 君

16番 松本 重 美 君  
18番 多田隈 保 宏 君  
20番 林野 彰 君  
22番 本山 重 信 君  
24番 田島 八 起 君  
26番 小屋野 幸 隆 君  
28番 松田 憲 明 君  
30番 中川 潤 一 君

\*\*\*\*\*

### 欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

### 事務局職員出席者

事務局 長	梶山 孝二 君	事務局 次長	田中 等 君
次長 補佐	中山 富雄 君	書 記	小島 栄作 君
書 記	松尾 和俊 君		

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者

市 長	島津 勇典 君	副 市 長	高本 信治 君
総 務 部 長	元田 充洋 君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野 吉秀 君
市民環境部長	黒田 誠一 君	福 祉 部 長	井上 了 君
産業経済部長	望月 一晴 君	建 設 部 長	取本 一則 君
会計管理者	徳井 秀憲 君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本 佳節 君
企 業 局 長	中原 早人 君	教 育 委 員 長	内田 實 君
教 育 長	菊川 茂男 君	教 育 次 長	杉本 末敏 君
監 査 委 員	高村 捷秋 君		

午前10時22分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 宮田知美君。

[総務委員長 宮田知美君 登壇]

○総務委員長（宮田知美君） 皆さん、おはようございます。ただいまから総務委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。総務委員会に付託されました案件は、議第98号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から陳第5号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情までの議案5件、陳情1件であります。特筆すべき内容について御報告を申し上げます。

まず議第98号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億4,620万円とするものです。歳入では12款分担金及び負担金では保育所運営費負担金1,194万5,000円の減額。14款国庫支出金は自立支援医療費負担金、保育所運営費負担金、地方道路整備臨時交付金など3,071万2,000円の増額。15款県支出金は保険基盤安定負担金、多子世帯子育て支援事業費、新需給システム推進事業補助金など1,363万2,000円の増額。繰越金は歳出総額との調整分として5,441万円の増額。諸収入は新幹線に関する渇水対策及び水路環境整備事業の受託金2,325万1,000円及び大雨浸水被害の賠償金に係る保険金594万9,000円などの増額。市債は道路橋梁整備事業及びまちづくり交付金事業に係るもので1,260万円の減額です。

次に歳出では、2款総務費は国県費の償還金3,022万7,000円の増額及び庁舎建設費の223万1,000円の減額。次に第3表地方債補正については、道路橋梁整備事業260万円及びまちづくり交付金事業1,000万円の減額について変更です。以上執行部より説明があり、委員から次の質疑がございました。1つ、草枕てんすいの発電機材の落雷被害による修理復旧費が計上されているが、指定管理者との管理協定上の契約はどうなっているのか。1つ、地方道路整備臨時交付金から横島山の上大園線の効果について。1つ、平成19年度末における退職者予定数と人事異動について。

1つ、防犯灯の補助対象件数と補助金額について。1つ、新庁舎建設にかかる文化財試掘調査について。以上の質疑に対し、執行部より次の答弁がありました。一番最初の指定管理者の管理協定上の契約については、現在市内20の施設において指定管理者制度を実施しているが、おのおの契約を締結しているものの内容は類似している。今般のような修理にかかるものとしては、軽微なものについては指定管理者が負担する。100万円以下のものについては市と協議すると明記されている。当案件については市財の市有の財産であり、保険加入という状況にも鑑み、市が負担することとした旨の答弁がありました。次に横島山の上大園線については、玉名市総合計画の基本目的として掲げている「便利で快適なまちづくり」の中の道路交通体系の整備のとおり市域からの一体的な推進を図るため、中心市街地までどこからでも15分以内に到達できる15分構想を具限化するための道路整備として、国道208号線と国道501号線とのアクセス道路としての位置づけとの答弁がありました。次に平成19年度末における退職者予定数と人事異動について、定年退職者は19年度末において27名、年度内途中退職者が4名、勧奨退職者数が12名で合計の43名の予定であるとの答弁に対し、委員からこの人員減に伴う仕事量の負担増や時間外手当の増額、機構改革等の推進にも言及がなされました。さらに人事異動の基本的な考え方の質疑については、執行部より大きな目安としておおむね3年間を1つの周期と考えている。合併協定の職員削減の原則として退職者数の3分の1採用となっており、平成20年度見込として約30人の職員減は各課において相当の負担増と考えられる。それぞれの機構の改革も考えなければならぬ旨の答弁がありました。また市職員において異動に関しての希望を聴取しているかとの質疑に対しては、昨年より身上報告書にて異動の希望、理由を記載したものを提出させ、それらを参考にして人事異動を行なっている。最後に職員の旧出身地、各総合支所への配置、地域性を熟知した職員配置また合併による市域全体の一体性という種々なる観点を総合的に勘案した異動を考える旨の答弁もありました。次に防犯灯の補助対象件数と補助金額については、市内全体としての申請件数は4,144件であります。20ワットの防犯灯の電気料は月額210円であり、そのうち100円の月額を補助するものの補正である旨の回答がありました。今後この補助率の改定の考えないかとの質疑に対し、本年度において要綱にて100円の補助金額を決定したばかりであり、継続したいとの答弁がありました。また設置費用にかかる補助金についての質疑応答もありました。次に新庁舎建設にかかる文化財試掘調査賃金についての質疑応答を御報告申し上げます。新庁舎建設にかかる用地取得は来年度予定されているが、かかる土地の土地収用法5,000万円の知事認定の事務手続きを進めると共に、埋蔵文化財調査のための試掘調査を来年2月から3月に実施することとしている。この試掘調査の結果により本調査の必要性の有無を判定することになる。仮に文化財の価値や保存の重要性の問題が浮上すれ



ば、新庁舎建設にも影響が出てくることも懸念され、端的に申し上げれば、本調査が必要ならば先送りになるということでもあります。なお、新庁舎建設にかかる合併特例債の活用に関しては、平成27年度までの適用となっていることが申し添えられました。また委託料の減額については、基本設計委託の残額であり借上料はユニットハウス借り上げ等の答弁がありました。そのほか多子世帯子育て支援等にかかる歳入の質疑等もありました。審査を終了し、採決の結果、議第98号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。市長及び副市長の具体的な給与カット額の質疑応答以外には質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第105号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第106号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。合併後における職員の取得状況について質疑がありました。平成18年度が10名、平成19年度が13名、現在の予定は8名の計31名である。制度の概要としては3年間の育児休業期間があり、産前産後の8週間を除き3年間は給料は無給であるが、その内1年間については共済から6割の手当金が支給されるとの答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第106号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第107号玉名市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正されるものであり、執行部の説明の後委員からの質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第107号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に議第114号は工事請負契約の締結についてですが、これは天水町尾田川左岸地区の生活排水を処理するための農業集落排水処理施設建設に伴い、地盤改良及び基礎杭打設等の土木工事一式の契約にかかるものです。位置図、計画概要、改札調書の関係資料の配付後、仮契約に至る経緯について執行部より以下の説明がありました。契約方法は当該工事内容と同種の施工実績を有する市内の特定建設業者9社による指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市天水町の株式会社池田建設が2億1,210万円で落札したとのこと。委員から旧横島町や旧天水町における工事入札にかかる業者選定の経緯や方針についての質疑がなされました。執行部から入札参加業者については旧自治体選定経緯が異なり大手ゼネコンや共同企業体さらに地元業者とさまざまであり、今般の入札については、地元でできる工事は地元にて実施する旨を基本に過去10年間の実績や県の協力もいただきながら、9社を選定したとの答弁がありました。そのほか当該施設の建設に伴い分離発注した建築、機械設備、電気設備についての質疑応答もありました。審査を終了し、採決の結果、議第114号は全員異議なく可決すべきものと

決しました。

陳情に関しましては、陳第5号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。事務局より陳情の要旨の説明及び近隣市の状況についての報告がなされました。委員からは、願意は十分理解できるが予算措置や国策に対し、地方議会の意見書になじまないとの意見や、また一方では救済が長引けば被害者が亡くなってしまいう現状があり、早急なる被害対策が必要との委員の意見もありました。委員から、継続との意見が出され、審査を終了し、陳第5号については採決の結果、賛成多数で継続審査にすべきものと決しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員長 横手良弘君。

[産業経済委員長 横手良弘君 登壇]

○産業経済委員長（横手良弘君） おはようございます。産業経済委員会の報告をいたします。今期産業経済委員会に付託されました案件は、議案2件と陳情と請願それぞれ1件であります。その審査の経過と結果について御報告いたします。

議第98号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。6款農林水産業費は2,632万円の増額であります。歳出の主なものは、熊本農業運動チャレンジ支援事業が141万4,000円の増額で、熊本県の育成品種の苺のひのしずくの有利販売のための事業で、事業主体の玉名市農業協同組合への補助であります。また果樹産地構造改革支援事業補助金は225万円の増額で、玉名市果樹産地推進組合の組合員10名中5名は地元天水ですが、荒尾地区に水源確保を目的として実施される事業へ補助するものであります。水田農業構造改革対策費の新需給システム推進事業補助金は平成19年産から米の生産調整の主体が市町村からJAなどの方針作成者へとシステム変更になったことに伴い、県からの配分に基づき玉名市4総合支所分の事務費の一部を減額し、JA玉名、JA大浜への交付分390万6,000円を補助金として増額するものであります。土地改良費の農地、水、環境保全向上対策事業補助金は本年度から事業が始まっているもので、36地区の事業の中身の変更に伴い、地区の面積が減り減面積に対する交付金が減額確定となり調整、またこの事業に取り組んでいない地区へは農業施設の農道・排水路の維持管理に充てるための事業費の調整であります。林業振興費は防火林道の開設に伴う用地を購入し、登記を行なうための1筆丈量図の委託料と平成19年度の工事由来年1月明けから発生する15筆の用地購入費で1,640万4,000円の増額であります。7款商工費は144万円の増額であります。主なものは6月以降の異動によります職員の人件費の調整分であります。委員から水田農業構造改革対策費はどういった事業内容なのかという質疑に対し、執行部から平成18年度までは数量円滑化推進事業として米の生産調整指導のための事務費について

は当初は県から行政に349万1,000円の事業助成交付があるとのことで予算に計上していたが、売れる米づくりの推進ということで集荷団体が生産調整の主体となる新需給システム推進事業へとシステムが変更となり、今回市の事業費を175万2,000円に減額し、JA玉名に370万4,000円、JA大浜に20万2,000円の助成をすることになったものでありますとの答弁がありました。また委員から、熊本農業運動チャレンジ支援事業は苺に対する補助ということですが、具体的にはどのような事業補助なのかとの質疑に対し、執行部から新品種のひのしずくの有利販売のために定植時期の作方の検討、経営調査、市場の調査、包装のどういう形がよいのかなど、そういうことを試作・検討する事業に助成するものですとの答弁がありました。次に委員から、企業誘致について進捗状況を知らせてほしいとの質疑に対しては、執行部から一般質問でもありましたが、場所についてはまだ発表できないので明確に答弁ができませんが、菊水のインターチェンジの近くに場所はあります。まだ県の農林水産課、農政局に農村工業導入のお願いをしてまだ回答が出ていないような状態でありますとの答弁に対し、さらに委員から場所はあるが企業はまだはっきりしていないのかという質疑に対し、企業はどこかまでは進んでいないとの答弁でありました。防火林道についてはどの程度の進捗状況か、またいつ頃の完成かとの質疑に対し、平成9年から事業計画が採択され10年度から工事は始めています。玉名から南関まで9.5キロ、南関が3.1キロ、玉名が6.4キロで南関は平成19年度で工事のめどが立つと言われていています。玉名市分は残りの発注で470メートルを予定されています。平成19年度末の見込で4,280メートルぐらい終わるのではないかと思われ、あと残りが2,100メートルから2,200メートル程度で平成22年度までには完成させるという方向でいっています。平成19年度末で77.7%の進捗状況でありますとの答弁でありました。審査を終了し、採択の結果、議第98号付託分は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号指定管理者の指定についてであります。玉名市岱明磯の里条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、今回熊本市の株式会社三勢を指定管理者として指定するものであります。委員から、磯の里については一般質問の時に営業がマイナスということで出ていましたが、市から補助を一切しないも指定管理者を指定されるのか確認したいとの質疑に対し、執行部から管理委託料として387万5,000円以下で指定管理者の応募を行なってきました。三勢の提案価格につきましては384万3,000円で平成20年、21年、22年の3年間で1,152万9,000円の管理委託料を市から払うものであります。この委託料の額については、指定の後の協議の中で、これ以上にはならないがこれ以下にはなる協議は行なっていきたいと思いと答弁がありました。さらに委員から、他の指定管理者施設には管理料は支払わ

ないで指定管理を指定されているが、磯の里の場合は営業赤字が多かったため、それより少ない価格で委託することで赤字が少なくなるから管理料を支払って委託してよいということなのかとの質疑に対して、現在のところ人件費など合わせますとそこの施設だけの赤字が400万円出ている。それから職員の人件費が400万円出ていると合わせますと800万円程度の赤字が出ている。それを387万5,000円という応募価格で営業を行なってもらうということで募集をしましたとの答弁がありました。また委員から、本来は閉鎖をすれば営業委託料をいらさないわけで、そういう議論はなかったのかとの質疑に対し、5月に地域協議会に諮りました折には指定管理者制度を導入して岱明地域の農水産業の活性化を図るという初期の設置目的に沿った経営改善を行なうよう答申を受けたものでありますとの答弁でありました。他の委員からは内容を聞かれたから説明するのではなく、当初の議案説明の段階で細かく委員会でも掘り下げたところで議論はなかったのか、委託料については大変な問題だ、内容を知らせずに賛成せざるを得ないとの意見も出ました。執行部からは赤字の経営改善のための指定管理者制度の導入であり、現在まで勤めてもらった2名の方の管理委託で雇用の場でもあります。このため管理委託費の支払をしないことで検討をいたしました。400万円の人件費を入れて800万円の赤字施設に指定管理者の応募があるのかなどの検討を重ねた末、施設の経営上の赤字400万円ということで、387万5,000円の設定価格を決めて募集を行なったところでありますとの答弁でありました。また委員から、磯の里は農産物の販売を中止して売り上げを伸ばしていかないといけない、指定管理者として赤字を出してまで委託を受けるのはメリットがないわけで、380万円の委託料を支払えば黒字経営ができるのではないかとと思いますが、三勢が今指定管理をされている施設と磯の里との管理の中身を考えるとそういうノウハウはあるのかなあと危惧をするところですが、そういうところはどのように見ておられるのかという質疑に対し、執行部から、三勢の提案されました運営の方法と方針につきましては、海岸を生かした事業展開、広域ネットワークを生かした事業展開、例えば芦北青年の家とか県立大学等の食堂なども運営をされていますので、その納入業者関係また地元の漁協とか諸団体とのネットワークを生かしての運営、NPO法人人づくり熊本ネットなど法人関係を生かした砂場におけるスポーツ事業の展開、それから地元の管理運営の意見を収集するための構成運営会議の場を設ける。四季を通じて地元とのつながり、例えば春は陶器市、夏はビーチのスポーツ、秋には農産物の味覚市、冬には海産物などなどのイベントをしていきたいとの提案でありました。地元の関係者に対しては、特別の優遇を市から要望していきたいと思えますとの答弁でありました。審査を終了し、採決の結果、議第111号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第7号割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出に関する陳情につい

てであります。事務局からの説明のあと、委員から特に質疑はなく、陳第7号については審査を終了し、願意妥当と認め、全員一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳第4号玉名市における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する請願についてであります。この請願は継続審査となっていたものであります。委員からは、これは由々しき問題で玉名の農業においてもこれがどんどん入って増えるようであれば、前向きに取り組まなければならないし、前回審議した内容であります。条例まで制定するような請願でありますので、今ここで条例までというのは玉名の場合非常に厳しいのかなあ、積極的に勉強しなければならない問題ですが、また遺伝子組み換えは食用の肉類あたりも研究され、出回っている部分もあると思います。組み換えそのものには賛成できないが、条例をつくるとなるとどうか、請願書の1番に条例を制定してください。2番が調査を行なってください。と記載されており、一緒に両方するのは難しいなどの意見が出ております。審査を終了し、請第4号については、採決の結果、全員一致で継続審査とすることが決定しました。

最後に委員会終了後、指定管理者において運営されております天水の草枕温泉てんすいと玉名の市営大衆浴場玉の湯の現地視察を行ないました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 建設委員長 田畑久吉君。

[建設委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設委員長（田畑久吉君） 皆さん、お疲れ様でございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案7件、陳情1件であります。審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず初めに、議第98号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。8款土木費は大雨浸水に係る賠償金594万9,000円、新幹線濁水対策事業費905万8,000円、地方道路臨時交付金事業費3,030万円などの増額であります。第2表継続費については新幹線高架工事に伴い、用排水路の付け替え工事を鉄道運輸機構から受託して行なうものであります。水稲作付け時期までの完了が必要であり、工期短縮を図るため一括発注を予定していることから19年度及び20年度各1,325万2,000円の合計2,650万4,000円の計上であります。委員から新幹線トンネルの濁水被害地区である石貫3区の迷惑を被っている世帯はどのくらいあるのかとの質疑があり、執行部より濁水については水田、果樹園、一般の家庭の飲料水と大きく分けて3つあり、石貫3区の場合はすべて合わせて18世帯が被害にあっている。飲料水に関しては3世帯、水田が約21名、水田の被害面積は5.7ヘクタールになっているとの答弁でありました。また委員より賠償金の問題に対し、玉名市では200万円未満の場合は予算計上しない、200万円以上なら議会の議決を諮るし予算

上も数字は表れてくるが、その辺は問題ないかとの質疑があり、執行部より200万円未満については専決処分でよいが、報告義務はある。金額については予備費から予算としてあげ、これは最終的には決算で上がってくる。今回200万円以上ということで議会の承認が要るとのことで、予算を議会に出しているとの答弁でありました。また今回の賠償額は1件で500万円を超えている。9月議会で先に報告として上がっている岩崎浸水被害の6件も総額としてはかなり大きい数字になるのに、それが報告だけで予算に表れてこないことに対し、解せないとの質疑があり、執行部より物件に対して1件ずつか総額かとの確認をし、あくまでも1件単位ということであったのでそういう形で今回お願いしたとの答弁でありました。また賃金において、新幹線前広場の文化財発掘調査885平米が民間委託になったとのことだが、減額の費用はすべて民間委託の費用になったのかとの質疑に対し、執行部より本来文化財発掘というのは県の指導では直営でやりなさいというのが本来の考え。今回も文化課の学芸員を1人つけて作業員を募集して賃金として支払うという形態をとっていたが、しかしどうしても学芸員の確保ができず、完全民間委託をしたため、当初直営で予定していた作業員の賃金を減額するとの説明がっております。さらに民間に委託しても直営との差額があまりない、経費の削減はできないのではとの質疑があり、執行部より文化財発掘の場合、労働時間の形態は不規則かつ月に何日という制限がある。それで委託料においても文化課が直営で支払っている賃金を採用している。この賃金は一般の市場よりかなり安く、そういう関係で委託に切り替えても金額はほとんど変わらないとの答弁でありました。また委員より横島の山の上大園線について距離的には600メートルだが、どれぐらい工事期間がかかったのかとの質疑があり、執行部よりこの山の上大園線は平成16年度から20年度の5年間で計画しており、まず16年度が設計関係、17年度がそれに基づく用地買収・補償関係、18年度から工事にかかり盛土工事、19年度が舗装と安全施設などを行なっているとの答弁でありました。また予算を前倒しでやるぐらいなら当初に組み込めなかったのかとの質疑があり、執行部より今回20年度の最後の工事ということで、舗装すると計画していたところ10月に20年度のヒアリングに県に行った際に県の方から財政的に余裕があるから19年度でしたらどうかという話があり、急遽19年度にお願いすることにしたとの答弁でありました。以上、さまざまに質疑がありましたが、採決の結果、議第98号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第102号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ435万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億4,830万1,000円とするものであります。今回の補正については、停電などに対処するための発電機の購

入経費の入札残額の減額及び職員手当の増額となっており、歳入については農業集落排水処理施設整備基金繰入金の減額と繰越金の増額であります。委員から維持費管理費の備品購入等に予算が6割ぐらいしかかかっていないが安かったのかとの質疑があり、執行部より非常用発電機購入ということで、1,115万1,000円の予算をいただいた。発電機購入については会計課の用度係の方での備品購入となるため入札を行ない、入札の結果600万7,942円ということでその入札残分を減額するとの説明でありました。これに関連して委員から、購入価格は安かったというのはいいことだが、予算と落札価格にこんなに差異があつて事前に情報をつかんで当初予算に反映できなかったのかとの質疑があり、執行部より当初予算のときは1つの業者から見積りをとって予算化した。そのあと入札のときは8社入札でその結果、入札率66%で落札されたとの答弁でありました。また委員から見積りが1社ということに非常に問題があるのではとの指摘があり、執行部より当初予算については今までの経緯として概算の見積もりということで1社取ってきた経緯がある。委員指摘の件に関してはあくまでも当初予算の見積りということで限定した見積りをお願いしている。今後このようなことがないように2、3社から見積りをとって、その中の最低の金額を予算計上していきたいとの答弁がっております。以上のように質疑が出されましたが、採決の結果、議第102号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第103号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収支については263万円を減額し、収益的支出の総額を7億1,442万8,000円とするものであります。内容として職員給等の減額であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第103号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第104号平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的支出については18万9,000円を追加し、総額を11億4,456万4,000円とするものであります。資本的支出につきましては67万2,000円を増額し、総額を14億3,438万円とするものであります。内容としましては、両支出とも職員手当等による増額であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第112号市道路線の廃止及び認定についてであります。これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を経るものであります。今回廃止する路線は下町新地線を初めとする10路線であります。認定する路線は下町新地線を初めとする11路線の認定であります。また議第113号市道路線の変更についても議第112号と関連するため、あわせて一括審査をしております。これは道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経るものであります。今回変更する路線は梅林安

楽寺2号線及び梅林安楽寺4号線の2路線であります。委員からこの所有権については完全に移転がなされているのかとの質疑があり、執行部より今から議案として認定していただいた暁に所有権の移転となる旨の答弁がっております。採決の結果、議第112号及び議第113号については、両案件とも原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第115号和解及び損害賠償の決定についてであります。これは地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償額の決定について、議会の議決を経るものであります。内容といたしましては、平成19年7月7日午前6時50分頃、市の管理下にある岩崎排水樋管の開閉誤りにより同樋管付近が増水したため、自宅兼店舗が床上浸水し、家財道具及び商業用の電気製品等に損害を与えたものであります。相手方への損害賠償額として594万8,550円を支払うものであります。なお損害賠償金については市民総合賠償補償保険より全額給付されるものであります。委員からこの件について、以下の3件の質疑がっております。まず1点目、かつてこの岩崎樋門は閉めたことがないという経過がある。今回の被害はある意味人災的な意味があるし、当時のそういった管理ルートは一体どうなっているのか。同浸水被害の7件中6件は9月までに終わっているのに、この1件がここまで長引いた理由は何か。3点目、賠償額の代表的なものは家財道具、電気製品とあるが実際は何なのか。この3件に対して執行部より次のような答弁がっております。まず1点目に対し、被害発生が7月7日午前6時50分頃、その少し前の5時30分頃、玉名市民より水防本部の方に樋門の扉を閉めてほしいとの電話が入った。そのとき水防本部に詰めていた職員が5時30分過ぎに連絡を受け、樋門の操作員に電話をし、樋門の操作をしてほしいと連絡をした。そして5時40分頃連絡を受けた樋門の操作員が樋門を閉めてほしいとの市役所の連絡ということで言われたとおり閉めたということであった。そして6時30分頃岩崎樋管の現場の様子をしばらく見て自宅に帰ったとのことで、そのときその後樋門を閉めたことによって増水しているとの連絡が入ったので樋門に行き、樋門を開けて増水が解除したということになっていると、当日の経緯説明がありました。市民からの一報で水防本部の方がどうかしてほしいということ考えたものだから、操作員の方にちょっと見て来てほしいということ本部は言ったとのこと。しかし操作員は操作ということだったから、閉めてほしいということのように感じた模様。操作員の方に確認したところ前任者からの引き継ぎでここはほとんど閉める必要はない、通常開けておくところだと聞いていたとのことでした。さらに執行部よりその後はマニュアルをつくってきちんと対応している。まずは7月18日付で文書で操作を円滑に行なうよう操作員全員に文書を送っている。それで一番大切な玉名排水機場は7月24日に操作研修を国交省より呼んで行なった経緯説明がっております。次に2点目の理由について、当日の7月



7日浸水したということを知り、即総務課にも応援をいただいで、職員総動員でまず後片付けをしようということで消防団の協力を得ながら後片付けについての協力を行なった。その後7月9日にまず第1回目の災害調査、被害調査に行った。これは市民総合型ということで一応保険が対象になるという確認をまず取ることが大事だということで、その辺の手続関係も含めてやった。この保険は賠償責任保険ということだが、これは市に国家賠償法上、民法上の損害賠償責任が生じたことに対する保険で、行政が所有者、所有・使用・管理している自治体施設の瑕疵それから自治体施設の管理業務の過失、それから遂行上の過失とか、その辺で第三者に対して身体または財産・財物が消滅もしくは破損した場合において、法律上の損害賠償を生じることによって保険を支払うということで、ほとんど玉名市が所有、使用、管理する公共施設ということであり、7月9日にまず損害会社から保険の対象になるかと、まず確認をすべきであるということで、申し上げたところそういう事実があれば補償して出しますということで確認をした。それに基づいて7月26日に初めて交渉に入った。それで最終的に10月17日に示談の方向性が見えてきた。この間20回以上の交渉を行なっている。交渉の中で一番溝があったのは責任の問題で、市側から言う評価額による損失補償と被害者の方から言う全額補償とそこにずれがあった。損失額を計算した形での補償物件を説明したが、あくまでも全額ほしいとのことでした。また被害者本人の窓口がなく兄弟の方がいろんな形で交渉人として入って来られた。窓口がどちらに合せていいかわからないため、最終的には窓口を親族の方一本に絞っていただき、交渉が急展開した。このような形で時間が遅れた経緯説明がなされました。次に3点目、補償の内容について一番大きかったのは、着物、陳列ケースそれと天井から下の方の家屋、柱、床、すべて差し替えということでした。最後に委員より、一番最初の発生の問題、見てほしいと開けてほしいは全然違うし、命に及ぶことになれば不祥事の問題にもなりかねないので発生間際の危機管理マニュアルの徹底をお願いしたいとのことでありました。以上、さまざまに質疑ありましたが、採決の結果、議第115号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、陳第4号市道拡張整備に関する陳情についてであります。これは市道524号線の青野北坂門田線が広域農道等の利用増大にともない、通行車両が増加し、幅員の狭いところで離合の難しさ、路肩からの転落事故や接触事故等が危惧されること、また地域住民で保全に努めているが、市道として基準に達しておらず、市道としての機能確立がなされていないため、幅員拡張を要望するものであります。委員から、地域の方々の生活道路ということだが、周囲には何世帯ぐらいの人が住んでいるのかと質疑があり、執行部より陳情路線区間については家屋はなく、農地、山林。特に陳情路線区間の東側については集落が発生していると答弁でありました。また委員から、集落と集落を結ぶ生

活道路等があり、ここを通らないと迂回して踏切を2回渡る形になるため非常に不便だとの意見も出ております。陳第4号については、願意妥当と認め全員異議なく採択すべきものと決しました。

最後に委員会終了後、山の上大園線を現地視察しておりますので、あわせて御報告をいたします。以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生委員長 作本幸男君。

〔文教厚生委員長 作本幸男君 登壇〕

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。文教厚生委員会に付託されました案件は、議案7件と陳情1件それから継続審査になっておりました請願1件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第98号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分があります。主なものといたしまして、3款民生費は国民健康保険基盤安定繰出金777万1,000円の減額及び更正医療給付費1,200万円の増額。10款教育費において特別支援学級新設準備に係る経費472万7,000円、就学援助費448万9,000円、中体連の九州・全国大会出場に関する補助金626万7,000円などが増額補正ということであります。委員から育児休業の期間及びその期間中の給与の支給などについて、また管理職手当の支給区分について質疑があり、執行部より産前産後の休暇がそれぞれ8週間であり、その期間は給与は支給され最長3年間取得可能な育児休業期間については、給与は支給されない。また管理職手当については課長級である審議員についても支給されているとの答弁がっております。その他委員より、保育所の臨時職員と派遣職員との賃金の格差及び人材確保、職員採用の方法について福祉行政に携わる人材を派遣会社から簡単に採用して園児への影響はないのか。できるだけ玉名市内地元の採用ができないものかといった質疑があり、執行部より臨時職員及び派遣職員の人件費の格差はほとんどない。また派遣職員採用方法については市と人材派遣会社との契約によるもので、個人を限定しての採用はできない。保育所業務については正職員、臨時職員及び派遣職員の3つの形態で運営しているが、徐々に統一の方向としなければならないと考えている。今後の採用形態については十分勉強し、検討してまいりたいとの答弁がっております。さらにし尿処理場の委託料に関連して、現処理施設の改修等について質疑があり、執行部より、1、今の処理場に水処理施設及び汚泥脱水機などを増設し、

悪臭対策を含めた改修。2、下水道終末処理場の能力に応じて現在の場所に前処理施設をつくり希釈して流す。3、水処理と汚泥とも現状の方法で、放流水だけを浄化センターに依頼するという現在の場所での3つのパターンを考えている。浄化センターに隣接することも考えられるが、地元との協定もあり、現在の場所での設置が望ましいと考えている。この件については今後もさらなる検討を重ねてまいりたいとの答弁がっております。また教育費において、出産を控えた職員の代替職員についてはどのように対応しているのか。一定の規定づくりが必要と考えるがどうだろうかとの質疑があり、執行部より年の途中で職員が長期休暇に入った場合は、在籍職員同士でフォローしつつ対応している状態である。人材確保の規定をつくるということについては今後の課題であると認識しているとの答弁がっております。また就学援助を受けている方で給食費の未払いがあるかとの質疑があり、仮に未納の方がおられても就学援助費の支払の際、保護者の方から直接支払っていただいているので、基本的に未納はないとの答弁がっております。また幼稚園就園奨励費補助金の原資割合とその目的について質疑があり、執行部より原資は国が3分の1、玉名市が3分の2の割合であり、目的は保護者の経済的負担軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正することにより、幼稚園教育の振興を図るという趣旨のもと執行をしているとの答弁がっております。その他、学校の備品購入費の執行状態はどのようになっているのか、また学校建設に伴う食料費についてなぜ補正で計上するのかとの質疑があり、執行部より備品購入費については学校に配当予算でそれぞれ配分しており、各学校において購入時期などを決め、適宜行なわれており、執行残や購入時期などについては十分に指導してまいりたい。また食料費に当初予算で計上していくものと認識している旨、今後留意してまいりたいとの答弁がっております。採決の結果、議第98号中付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第99号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入の主なものといたしまして、1款国民健康保険税2,620万9,000円の減額。3款国庫支出金については療養給付費等負担金884万8,000円の増額。4款療養給付費等交付金1億4,005万9,000円の増額。8款繰入金については一般会計繰入金773万円の減額。9款繰越金については、予算調整科目として18年度決算額のうち1億1,582万9,000円の増額が計上されております。次に歳出の主なものでありますが、2款保険給付費において1億9,900万円の増額。3款老人保健拠出金が756万円の減額。6款保健事業費については来年度からスタートする特定健診、特定保健指導の準備に関する経費336万2,000円の増額。9款諸支出金は保険税還付金や国庫補助金の還付金など3,545万円の増額補正となっております。この件について委員から、退職被保険者療養給付負担費に関して質

疑があり、執行部から社会保険診療報酬支払基金から交付金として玉名市に入り、また療養にかかった費用については各保険者から基金に支払う仕組みになっているとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第99号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第100号平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入の主なものといたしまして、1款支払基金交付金は医療費交付金1,726万4,000円。2款国庫支出金は医療費負担金515万8,000円。3款県支出金は老人医療費負担金128万9,000円。4款繰入金は一般会計繰入金128万9,000円の増額が計上されております。歳出につきましては、2款医療諸費の医療支給費負担金2,500万円の増額のみ計上であります。この件について、委員から連結決算の考え方としてこれらの金額が市の財政とどのような関係があるのかといった質疑があり、執行部から市の負担割合は医療費に対して12分の1となっており、医療費がどれだけかかるかに左右されるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第100号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第101号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正につきましては、主に職員の育児休業に係る代替臨時職員の賃金及び職員給などの調整となっており、これに伴う負担割合に応じた歳入が計上されております。この件について委員から、介護に係るケアセンターについて管理体制や施設建設などについて質疑があり、執行部から施設の設置については県に申請を出すということになるが市へも意見を求められる。今後国の方針としては施設数を減らす方向で考えられているようであるが、高齢者の数を見ればまだ必要ではないかと考えるとの答弁がっております。また福祉バスの運行状況などについての質疑があり、執行部より利用者数も増えつつあり、さらなるPRに努めてまいりたいとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第101号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて条例案件の審査結果を報告いたします。まず議第108号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは玉名市立ちどり保育所及び玉名市立天水東保育所を民営化することに伴い、条例の整備を図るものであります。改正の内容といたしましては、本市が設置しております保育所の中から玉名市立ちどり保育所及び玉名市立天水東保育所を削るものであります。この件について委員から、このような事案について物事がほぼ決定してから議会に対しての説明があるように思われる。今後は事前に十分な説明を果たしてほしいといった意見が出されております。また当該保育所への平成20年度の入園申請について、また民営化後のサービスの向上などを含めた検証はどの程度の期間で行なわれるのかについて質疑があり、執行部より現在ちど

り保育所34名、天水東保育所9名の入所申請があつている。また民営化後の検証については半年から1年をかけて十分に検証して次につなげていきたい。その他天水東保育所について今後統合する予定があるのかとの質疑があり、執行部より法人との取り決めの中で、当面は現状のまま運営いただくが、将来的に園児の減少などにより単独では無理だとの状況になった場合には統合も1つの選択肢であると考えたとの答弁があつております。審査を終了し、採決の結果、議第108号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号玉名市天水児童館ひがし園条例を廃止する条例の制定についてであります。この施設は児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的としたものでありましたが、近年児童館としての利用者はなく、当初の設置目的を終えたため条例を廃止するものであります。この件について委員から民間児童館で運営してはどうかとの話しもあつているが、どのように考えているのかといった質疑があり、執行部より実際に社会福祉法人から民間児童館としての存続の申し入れも出ており、次世代育成支援行動計画との関連もあり、さらに検討していただくとの答弁があつております。審査を終了し、採決の結果、議第109号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号玉名市立小中学校設置条例及び玉名市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を図るものであります。この件について委員から、特に質疑はなく、採決の結果、議第110号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして陳情の審査結果について報告いたします。陳第6号後期高齢者に対する鍼灸マッサージ施術の助成に関する陳情であります。委員から18年度の利用券の発行実績について質疑があり、執行部より8,525枚発行されており、決算額は852万5,000円となつているとの答弁があつております。また国としては廃止の方向であるが、福祉の切り捨てが言われている昨今、福祉に厚い玉名をPRするうえでもぜひ前向きに考えてほしいとの意見があつております。この陳第6号については、採決の結果、願意妥当と認め全会一致をもって採択すべきものと決しました。

最後に、継続審査となつておりました請願について報告いたします。平成19年請第2号玉名市民の芸術・文化作品展示施設の建設に関する請願であります。委員から市としても新庁舎建設に伴う庁舎跡地などの問題も総体的に模索中であり、この時期に新たな施設を建設するのは難しいなどの意見が出され、審査を終了し、請第2号については、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案してあります議第108号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について反対をします。この条例は、公立ちどり保育所と公立天水東保育所について廃止をしてそれぞれ民営化するものであります。今回の民営化につきましては過去2回玉名市は民営化をしておりますが、その民営化と異なるところもあります。それは行政有識者、保育関係者などで構成される検討委員会が設置されたこと、対象園となる優先条件が示されたこと、民間の受け皿として社会福祉法人に限定されたこと、特別保育の実施や給食の自園調理方式、合同保育の3カ月実施また園長以外の保育士に10年以上の経験者を1名配置すること、あるいはさらに公立における臨時職員の継続雇用など保護者の要望も取り入れたものになっており、今後の民営化にあたってのいわゆるガイドライン的なものになっております。全国的には一般企業が保育に参入する状況も生まれる中で福祉事業に関係されてきた島津市長の保育に対する考え方の一端が示されたものだと思っております。財政状況を鑑みての民営化であります。公立であれば保育所運営に必要な財政措置は厳しい財政状況の中でも手立てをしなくてはなりません。民間になれば決められた運営費の中でやりくりせざるを得なくなるでしょう。公立保育所の民営化は保育に対する玉名市の役割を放棄する方向につながるものだと私は思います。なぜ公立保育所の民営化が優先されるのか。公立保育所の民営化が財政の効率化にはたして玉名市の財政状況の効率化にはたしてどれだけつながるのか、私は甚だ疑問であります。したがって、議第108号に反対をいたします。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 19番議員 永野忠弘君。

〔19番 永野忠弘君 登壇〕

○19番（永野忠弘君） 私は議第108号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものであります。ちどり保育所と天水東保育所の民営化に伴う条例の改正であります。保育内容の充実や行政改革の流れから3月に制定された行政改革大綱により民営化へ向け検討委員会が設置され、慎重に検討がなされ、保育所の保護

者などへ数回の説明会がなされております。民営化されても保育内容は国の保育指針に沿ったもので基本的な保育業務が変わるものではなく、また少子化、核家族化、女性の社会進出など社会情勢の変化に伴い延長保育や休日保育などのニーズが多様化しているようであります。柔軟な運営が可能な民間の活力を導入することで新たな保育サービスの実施が可能となり、多様なニーズに応えることができるものと思っておりますので、議第108号に賛成いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 24番議員 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 私も議第108号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をいたします。この条例改正の内容は現在玉名市立保育所として乳幼児保育に貢献している天水東保育所とちどり保育所を来年4月より民営化するというものです。議会の一般質問におけるその理由としては、本年3月に策定した行政改革大綱に基づく行政運営のスリム化、民間活力の導入、それらの方針を踏まえた保育所民営化検討委員会の答申によるものとし、さらに合併による定員管理の適正化に基づくものとされています。私は一般質問の中で行政のスリム化の点では1,900万円の経費削減になるとの答弁がありましたが、人件費については来年度は逆に高くなると思っています。それら来年度の予算編成を見ればわかることと思います。運営費については、園児1人で金額的に公立と私立で1.7倍違うという答弁がっておりますが、私はそんなにはあるとは思っていません。それは三位一体改革による補助金カットと一般財源化による民間への補助金と公立保育における一般財源化の意図的な算出によるものと思います。また合併による定員管理の適正化については1市3町がそれぞれ自治体運営をし、720人の職員を要していたときよりも合併して1つの自治体になれば、合併効果による効率化により人員削減が生まれてくるのは当然であり、したがって人員の適正化が進むという理解はするところですが、保育所の民営化はそういう適正化ではなく、必要な人員にもかかわらず単なる必要人員を民間に移すということであり、本当の意味での定員管理の適正化にはほど遠い中身であります。三位一体の改革は補助金カットと一般財源化で公設の保育所の建て替えなどは厳しい状況にあると言われておりますが、国の財政再建のために地方が犠牲になるばかりでは到底容認できないものです。したがって、私は保育所の民営化に反対するところ です。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時05分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

議第 98号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第 99号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第100号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議第101号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第102号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第103号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第104号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）

以上、予算議案7件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案どおり決定いたしました。

議第108号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第105号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について

議第106号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第107号 玉名市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市天水児童館ひがし園条例を廃止する条例の制定について

議第110号 玉名市立小中学校設置条例及び玉名市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案5件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第108号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第108号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第108号については、原案のとおり決定いたしました。

議第111号 指定管理者の指定について

議第112号 市道路線の廃止及び認定について

議第113号 市道路線の変更について

議第114号 工事請負契約の締結について

議第115号 和解及び損害賠償額の決定について

以上、議案5件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に陳情について、陳第5号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情については、あとに譲り採決いたします。

陳第4号 市道拡張路線整備に関する陳情

陳第6号 後期高齢者に対する鍼灸マッサージ施術の助成に関する陳情

陳第7号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情3件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

陳第5号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は、継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の職員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、陳第5号については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願について、請第2号玉名市民の芸術・文化作品展示施設の建設に関する請願についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。請第2号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立少数であります。よって、請第2号については、不採択と決定いたしました。

請第4号玉名市における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する請願に

ついでに委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、請第4号については継続審査とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

- 議長（小屋野幸隆君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別副委員長 江田計二君。

〔新幹線鹿児島ルート建設促進特別副委員長 江田計二君 登壇〕

- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別副委員長（江田計二君） 皆さんこんにちは。堀本委員長がですね、急にぐあいが悪くなりましたもんですから、副委員長の江田が御報告いたします。よろしくお願いします。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。9月の定例会以降2回の委員会を開催しましたので、それぞれの委員会が審査しました項目及び質疑・答弁について特筆すべき事項を御報告申し上げます。11月2日に委員会を開催し、まず新玉名（仮称）駅周辺整備事業の進捗状況について、用地交渉、文化財発掘調査、盛土工事、水路工事などの進捗と今後の予定について執行部より説明があり、質疑応答がなされました。用地交渉については、地権者59人のうち58人が契約できたが残り1人について合意に至っていないとのこと。委員から、固辞されている理由は何か。また未契約により工事に支障はないのか。事業の期限が迫る中でどのような対応を考えているのかなどの質疑がなされました。これに対し執行部より、固辞されている特別な理由はなく、代替地などの条件も出されていない。用地交渉はすでに20回以上話し合いを重ねており、地元の区長、役員さらに当事者のお姉さんにも御協力をいただきながら今後も粘り強く交渉を続けたいとの答弁がありました。また当該地は面積155平米、以前から耕作放棄された荒れ地で、当該地の取得をしなくても当面の工事に支障はないとのこととあります。しかし平成22年度の工事完成まで時間も限られており、最終的な決着を図るために法的な手続きの検討をする必要があると考えられるが、今後も誠意を持って交渉に当たりたいと表明がありました。さらに委員から、収用や訴訟、工事差し止め提訴などの事務手続きについての質疑に対し、執行部から土地収用法による強制執行までの手順や、その他の事務手続きについては次回の委員

会において説明したいとの旨答弁がありました。その他新駅道路の整備状況、玉名平野全体の排水計画、新幹線鉄道建設に伴う玉名市の負担金の総額及びその財源、新駅周辺整備事業に対する合併特例債活用の見直しなどについて、質疑がなされ執行部よりそれぞれ答弁がなされましたが、詳細については次回に説明報告することになりました。その後、梅林地区高架橋の現地視察を実施し、鉄道運輸機構の担当者より説明を受けました。工事は全体の約7割が完成しており、今後は軌道の工事に移り25メートルのレールを搬入し、最終的には1本のロングレールとして車両の振動を解消するという技術に驚嘆しました。また梅林地区を通る高架橋は幅が11メートル30センチあり、基礎は深さ40メートル、地上部の高さが10メートル、防音壁の高さは2～3メートルとの旨、高架橋の上に立ちそのスケールに驚き入るばかりでありました。

次に12月3日に開かれた委員会について報告いたします。当日の議第は①九州新幹線鉄道負担金及び新玉名駅周辺整備事業計画について、②未買収地の対応について、③玉名平野排水計画についてでありました。まず九州新幹線鉄道負担金は全国新幹線鉄道整理法に基づき、玉名市が熊本県に対して負担するもので、玉名平野のうちに大坊トンネル出口から菊池川右岸の1,894メートルの区間の鉄道整備にかかる費用の一部を負担するものである。また負担割合は事業費の30分の1で玉名市の負担額は総額で約3億8,400万円となり、平成24年度まで負担金の支出は予定されているとのことでありました。以上、執行部の説明に対し委員から、平成18年に負担額の見直しが行われ、鉄道整備に費用が40億円減額、負担金も1億3,000万円減額されているが、その理由はなにかとの質疑がありました。執行部から鉄道整備にかかる建設資材などの減額によるものとの答弁があり、今後も負担額変更の可能性があるため動向を注視していきたいとの回答がありました。

次に新玉名駅周辺整備事業計画についてであります。執行部より事業を構成する道路臨時交付金、まちづくり交付金、単独費について、それぞれの事業費並びに財源内容の説明がありました。さらに全体事業について平成17年度から平成22年度までの6年間で事業期間とした計画や各年度の事業費、財源の説明がありました。これに対し、委員から合併特例債の適用や交付金への算入について質疑がなされました。これに対して、執行部から合併特例債の対象にならない事業もあること、特例債の交付金、算入額はおよそ9億円となる見込であること。また負債の償還は10年から15年であることなどの答弁がありました。さらに各年度の償還金のうち算定基礎を70%として計算し、基準財政需要額に算入するが、現実交付税は市全体の総額として歳入される。また交付税総額は将来とも確約されるものではないため、国の今後の動向にも左右されるのではないかと危惧を持っているとのことでありました。2番目の未買収地の対応についてであります。執行部より今後も粘り強く話し合いを継続するとともに11月の

委員会における説明同様、土地収用制度の適用も視野に入れ、今後必要な手続のための経費を新年度予算に計上したいとの旨の説明がありました。これに対し委員から収用手続についての質疑があり、執行部より手続は大きく事業認定と収用裁決に分けられるが、最長で2年間かかり新聞紙上により周知を図る手続もいる。また専門的な手続も申請を行なう必要があるため、資料作成については外部に委託し、作業を進めたいとの答弁でありました。

最後に玉名平野排水計画についてであります。執行部から、玉名平野は菊池川と繁根木川に囲まれた約300ヘクタールの平坦な水田地帯で、狭い水路が網目状に広がり、排水路は未整備の状況にある。このような地域に新幹線開業や東西道路の整備、新庁舎建設などの開発が見込まれるため、土地利用の動向が大きく変化し始める前に平野全体を対象にした排水対策の検討は不可欠として、国や県などの関係機関並びに玉名市関係課からなる構想策定会議を9月に立ち上げ、すでに2回の会議を開催している。またこれと平行して玉名平野排水調査と内水排除計画検討業務委託を実施しており、今年度中に構想を策定し、平成20年度から事業化に向け土木や農政など各分野で鋭意検討していく旨の説明がなされました。委員より、地元の意見聴取などを行なうのかとの質疑に対し、執行部から策定後各分野の事業に取り組む際に地元説明会を考えたいとの答弁がありました。また他の委員より今から5、6年前、迫間から河崎地区に水路を通す計画があったが、裏川整備との兼ね合いにより中断した経緯がある。その後地元の区長や関係者が交代しており、現在の関係者はこの計画を十分認識していないのではないかとの指摘もなされました。そのほか委員から農政サイドの湛水防除や土木サイドの治水対策との連携を十分に考慮し、構想を策定するようにとの意見や強制排水ポンプ、水路の改修計画などについて質疑応答もありましたが、詳細については割愛します。

以上をもちまして、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。なお、今後委員会の開催などについてはそれぞれ進捗状況をみながら慎重審査を期するため引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定いたしました。

以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別副委員長 萩原雄治君。

〔玉名バイパス建設促進特別副委員長 萩原雄治君 登壇〕

○玉名バイパス建設促進特別副委員長（萩原雄治君） こんにちは。ただいまより玉名バイパス建設促進特別委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず初めに11月6日に奈良市にあります国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所において、研修及び現地視察を行ないましたので御報告いたします。研修では、京都・府木津町から奈良市を経て大和郡山市に至る約15キロメートルの奈良バイパスと京都奈良・和歌山を結ぶ京奈和バイパスの事業経緯及び埋蔵文化財への対応の説明を受けたあと、ルート変更をされた奈良バイパスの平城京付近など奈良国道事務所調査第1課の職員2名の案内で現地の視察も行ないました。奈良市は、多くの世界遺産や国宝級の建築物などがあるため発掘調査の先進地でございます。掘れば文化財が出ると言われるほど遺跡などの埋蔵文化財が多く、国・県・市の協力体制が図られており、県の機関である奈良県橿原考古学研究所が携わって、県と市でそれぞれ分担して調査にかかっているようでございました。また計画予定路線を既定ルートに変更するなどのさまざまな対応をされており、対応策の1つとしても今後の玉名バイパス建設促進に大いに役立つ研修でございました。

次に11月26日執行部の出席をいただき、委員会を開催いたしました。内容といたしましては、玉名バイパスの立願寺から開田区間の用地取得事業について契約状況の報告と説明が執行部よりなされました。8月21日からの用地買収及び補償移転の契約は95件が済んでおり、これを買収面積にしますと5万7,400平米、全体の事業費ベースでは52.6%になるとのことでございまして、現在も順調に進めているという報告でございました。

それから寺田河崎間の供用式典についてもお話しがありました。玉名バイパス建設促進特別委員会は玉名バイパスの早期完成、早期開通を図るため今後も引き続き審査をする必要がございますので、全会一致をもって閉会中の継続審査とすることにし、委員会を閉会いたしました。

以上で、御報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企画政策部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民環境部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査の事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

---

午後 2時06分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

議第119号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第125号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案7件並びに有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙、玉名市玉東町病院組合議会議員補欠選挙、玉名市農業委員会委員の推薦について及び意見書案1件を日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思ひます。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 追加議案上程（議第119号から議第125号まで）

- 議長（小屋野幸隆君） 議第119号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第125号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案7件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 提案理由の説明

- 議長（小屋野幸隆君） ただいまの議案について説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

- 総務部長（元田充洋君） 議第119号から議第124号までの補正予算関係6件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。今回御提案致します補正予算は、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定したことによります補正を行なう必要が生じたので御提案をいたすもので、お手元にお配りしております補正予算書を御覧いただきたいと思ひます。

初めに議第119号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,868万7,000円を追加し、予算の総額を261億6,488万7,000円とするものであります。

続きまして議第120号でございます。平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。これも国民健康保険事業の補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、予算の総額を90億9,556万7,000円とするものであります。

続きまして議第121号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3

号) についてであります。これも1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万4,000円を追加し、予算の総額を56億7万7,000円とするものであります。

次に議第122号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) についてであります。1ページお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、予算の総額を13億4,835万4,000円とするものであります。

続きまして議第123号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算(第3号) でございます。これも1ページお開きいただきたいと思います。収益的支出につきましては、40万1,000円を追加し、総額を7億1,482万9,000円とするものでございます。

次に議第124号平成19年度玉名市下水道事業会計補正であります。収益的支出につきましては、23万2,000円を追加し、総額を11億4,479万6,000円とするものでございます。資本的支出につきましては19万6,000円を追加し、総額を14億3,457万6,000円とするものでございます。

次に追加議案の1ページをお開きいただきたいと思います。条例関係でございます。議第125号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定を行ない、子らに係る扶養手当の月額を500円引き上げ、6,500円に改め勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.5月に改めるものでございます。ただし平成19年におきましては特定幹部職員の勤勉手当は据え置くものでございます。第2条の改正規定におきましては、前条において引き上げました勤勉手当0.05月を6月及び12月の支給時に割り振り、特定幹部職員の勤勉手当については、平成20年4月1日から年間0.05月分引き上げるものでございます。附則といたしまして、第1条の給料表及び扶養手当の改定規定は平成19年4月1日から適用し、勤勉手当の改正規定は平成19年12月1日から適用するものでございます。第2条の規定は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、追加議案7件につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会で御説明いたしますので、御審議のうえ、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長(小屋野幸隆君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*



## 日程第9 議案の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に議案を付託いたします。

ただいま議題となっております議案7件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

### 議案付託表

#### 総務委員会

- 議第119号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）  
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍  
住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費）
- 議第125号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

#### 産業経済委員会

- 議第119号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）  
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）

#### 建設委員会

- 議第119号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）  
（歳出の部、⑧土木費）
- 議第122号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第123号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第124号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）

#### 文教厚生委員会

- 議第119号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）  
（歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生  
費、⑩教育費）
- 議第120号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第121号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

---

○議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、各常任委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 3時18分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 各委員会に付託してあります議案7件を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 宮田知美君。

[総務委員長 宮田知美君 登壇]

○総務委員長（宮田知美君） ただいまから総務委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。総務委員会に付託されました案件は、議第119号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）付託分と議第125号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての議案2件であります。審査の内容について御報告申し上げます。

まず議第119号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）付託分について御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,868万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261億6,488万7,000円とするものであります。のちに御報告申し上げますが、給与改定に伴います職員給与、手当等にかかる補正分であります。執行部の説明のあと、委員から今回の補正は全職員を対象に実施されるものであるが、玉名中央病院の職員についてはどうなのかとの質疑に対し、執行部より詳細については承知はしていないが、1市1町立の特別地方公共団体であり、法に沿って対処されると考えている。しかしあくまで病院議会で決せられるべきものとの答弁がありました。そのほかには特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第119号付託分は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第125号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するもので、公民給与較差の是正のため初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定を行ない、扶養手当を6,500円に、期末勤勉手当の年間支給月数を4.5月等に改めるものです。執行部からの説明のあと、委員からの質疑として1つ、実施時期についての質疑がなされ、執行部より提案している時期は給料表については、平成19年4月1日より遡及適用し、賞与については7級職員以下12月1日より同様の遡及適用として

いる。なお、特定職員については平成20年度より適用との答弁がありました。1つ、今般の改定によって、初任給額についての質疑に対し、執行部より大学卒については17万2,200円となり、高卒については14万1,000円である旨の答弁がございました。1つ、合併における1市3町の職員給与較差是正について質疑がなされ、執行部より合併直後対象職員数は100名未満であったが、10年間の期間で較差調整を現在実施している旨の答弁がありました。さらに較差調整済みの職員の有無についても言及がなされましたが、かかる職員のうちすでに調整済みの職員もあるとの答弁がなされました。

以上で総務委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員長 横手良弘君。

[産業経済委員長 横手良弘君 登壇]

○産業経済委員長（横手良弘君） お疲れ様です。ただいまから産業経済委員会の報告をいたします。産業経済委員会に付託されました案件は、議第119号玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。その審査の経過と結果について御報告いたします。6款農林水産業費、7款商工費はともに人件費によるものでありまして、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定したことにより、補正を行なう必要が生じたもので給料、扶養手当、勤勉手当及び共済費を調整するものであります。委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第119号付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 建設委員長 田畑久吉君。

[建設委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設委員長（田畑久吉君） 皆さん、お疲れ様でございます。今回、建設委員会に付託されました案件は補正予算関係の議案4件であります。審査の経過と結果について後報告をいたします。今回の案件は本年4月1日の人事院勧告に伴う人件費の補正であり、いずれも国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定したことにより補正を行なう必要が生じたため、上程されたものであります。主な内容については、いずれもすべて職員給与等に関する給料、手当等、共済費であります。

まず初めに議第119号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてありますが、8款土木費は総額で248万8,000円の増額であり、内訳として1項土木管理費で108万2,000円、2項道路橋梁費で22万7,000円、5項の都市計画費で84万6,000円、6項の住宅費で33万3,000円の増額であります。委員からそれぞれ何名分かとの質疑があり、執行部より1項の土木管理費で31名分、2項の道路橋梁費で8名分、5項の都市計画費で28名分、6項の

住宅費で10名分との答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第119号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に企業局分の議第122号、議第123号、議第124号についても人事院勧告の同じ内容のため一括審査をしております。まず議第122号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加するものであります。

次に、議第123号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出に40万1,000円を追加するものであります。

次に議第124号玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出に23万2,000円を追加し、資本的支出に19万6,000円を追加するものであります。委員からいずれの会計も期末勤勉手当の補正が上がっているが、ほとんど全部の職員がその補正分をもらえるのかとの質疑があり、執行部より全員ではなく首席審議員、部長を除いた全職員が対象との答弁がっております。以上で審査を終了し、採決の結果、議第122号、議第123号、議第124号、いずれの議案も原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

〔文教厚生委員長 作本幸男君 登壇〕

○文教厚生委員長（作本幸男君） ただいまから文教厚生委員会に付託されました議案3件につきまして、審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第119号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分であります。委員から今回の改訂でベースアップは何パーセントになるのか、またそれぞれの等級のアップ率について質疑があり、執行部より熊本県で0.17%、玉名市は0.14%となっている。またそれぞれの等級ごとの率については、1級が1.1%、2級が0.6%、3級の一部が0%、4級以上は改訂していないとの旨の答弁がっております。採決の結果、議第119号中付託分については、全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第120号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億9,556万7,000円とするものであります。この件について、委員から特に質疑なく、採決の結果、議第120号中付託分については、全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第121号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億7万7,000円とするものであります。この件について、委員から特に質疑なく、採決の結果、議第121号は、全員異議なく可決するものと決しました。

以上で文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 総務委員長 宮田知美君。

[総務委員長 宮田知美君 登壇]

○総務委員長（宮田知美君） 報告漏れがありますので、追加して申し上げたいと思います。議第125号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決の結果を申し上げます。審査を終了し、採決の結果、議第125号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の報告は終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第119号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第120号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第121号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第122号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第123号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

議第124号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）

以上、予算議案6件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案どおり決定いたしました。

議第125号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

---

午後 6時32分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第12 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長（小屋野幸隆君） 有明広域行政事務組合の玉名市選出議員に1名の欠員を生じたので、これより有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙を行ないます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

有明広域行政事務組合議会議員に永野忠弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました永野忠弘君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました永野忠弘君が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。

有明広域行政事務組合議会議員に当選されました永野忠弘君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第13 玉名市玉東町病院組合議会議員補欠選挙

○議長（小屋野幸隆君） 次に玉名市玉東町病院組合の玉名市選出議員に2名の欠員を生じたので、これより玉名市玉東町病院組合議会議員補欠選挙を行ないます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

玉名市玉東町病院組合議会議員に中尾嘉男君、内田靖信君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中尾嘉男君、内田靖信君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中尾嘉男君、内田靖信君が玉名市玉東町病院組合議会議員に当選されました。

ただいま玉名市玉東町病院組合議会議員に当選されました中尾嘉男君、内田靖信君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第14 玉名市農業委員会委員の推薦について

○議長（小屋野幸隆君） 次に玉名市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、江田計司君の退場を求めます。

〔江田計司君 退場〕

○議長（小屋野幸隆君） 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく委員に1名の欠員が生じたので、推薦を求められております。

お諮りいたします。被推薦人については議長の指名によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

被推薦人に江田計司君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました江田計司君を玉名市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、江田計司君を玉名市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

江田計司君の入場を許します。

〔江田計司君 入場〕

\*\*\*\*\*

#### 日程第15 意見書案上程（意見書案第3号）

○議長（小屋野幸隆君） 次に意見書案の審議に入ります。意見書案第3号割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第16 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） 次に意見書案の審議に入ります。意見書案第3号割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。意見書案第3号割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決いたしました。



日程の追加について、お諮りいたします。特別委員会委員の辞任にともない日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

**日程第 17 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の辞任報告**

○議長（小屋野幸隆君） 特別委員会委員の辞任について報告いたします。新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員 10 名全員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員 10 名全員、議会報編集特別委員会委員 8 名全員から辞任願が提出されましたので、玉名市議会委員会条例第 14 条に基づき、議長において辞任を許可いたしましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

**日程第 18 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員、玉名バイパス建設促進特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任**

○議長（小屋野幸隆君） ただいま欠員となっております新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員 10 名、玉名バイパス建設促進特別委員会委員 10 名、議会報編集特別委員会委員 8 名の選任を行ないます。特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により議長が指名することになっております。よって、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員に宮田知美議員、近松恵美子議員、内田靖信議員、江田計司議員、多田隈保宏議員、永野忠弘議員、高木重之議員、田島八起議員、堀本泉議員、中川潤一議員。玉名バイパス建設促進特別委員会委員に萩原雄治議員、中尾嘉男議員、作本幸男議員、福嶋讓治議員、竹下幸治議員、青木壽議員、林野彰議員、吉田喜徳議員、田畑久吉議員、杉村勝吉議員。議会報編集特別委員会委員に北本節代議員、横手良弘議員、前田正治議員、森川和博議員、大崎勇議員、松本重美議員、本山重信議員、松田憲明議員。以上の諸君を各特別委員会委員に指名いたします。この際、議員各位にお願いいたします。

特別委員会におかれましては、正副委員長互選のため直ちに関係の委員会を開会の上、その結果を議長まで御報告をお願いします。

正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後 6 時 45 分 休憩

---

午後 7 時 08 分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第 19 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会、玉名バイパス建設促進特別委員会及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（小屋野幸隆君） 各特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長に堀本泉君、副委員長に江田計司君。玉名バイパス建設促進特別委員長に吉田喜徳君、副委員長に中尾嘉男君。議会報編集特別委員長に北本節代さん、副委員長に前田正治君がそれぞれ就任されたので、報告いたします。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 長時間にわたる審議、協議、御苦勞様でございました。今議会が始まりますときに当初提案させていただいたのが予算案 7 件、条例 6 件、その他 5 件、人事案件 3 件の 21 件でございました。また今日追加議案として予算案 6 件、条例 1 件を上程をさせていただいたわけですが、それぞれ慎重に御審議をいただいて全案件御可決をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。いよいよ今年も残り少なくなってきました。東京の方でも来年度の予算案に向けた大筋が取りまとめられたようでございます。交付税等を初めとして地方に対する関心を改めて持っていただいたということは、非常に心強く思っております。ただ 1 つ 1 つの細かな数字でありますとか、具体的なことはまだ今後に待たなければなりません、地方交付税を初めとしていろいろやはり地方への配慮が行き届いた政治の流れになっていくことを願うものでございます。ねじれ国会ということもあって、いささかのこれからの経緯はあるかと思えますけれども、地方財政計画等々相まって地方への支援が深まっていくことを期待をいたしております。本当にこの 1 年間いろんな形でお世話様になりました。特に合併間際の議会において松田議長、田畑副議長を中心に各常任委員長あるいは特別委員長の皆様方初めてのことでございますから、議会のルールなり慣習なりも含めて戸惑いもあったかと思いますが、極めてスムーズに 2 年間の議会運営を司っていただきましたことを執行部としても心から安堵し、また喜んでおるところでございます。改めて感謝を申し上げたいと思います。またこれから先の 2 年間小屋野議長、高村副議長をはじめ各委員長の皆様方、どうぞ執行部に対しても忌憚のない御指導を賜ります中で、玉名市の礎が決まってまいりますこと、固まってまいりますことを願うものでございます。お世話

様になりますが、よろしく願いをいたします。風邪も流行っております。どうぞ御自愛をいただき、それぞれが輝かしい新年を笑顔で迎えることができますように、そしてまた新しい年、皆さんと一緒に頑張り続けることができますように願ひまして、私の年末のごあいさつにさせていただきます。この1年お世話様になりました。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） これにて本会議を閉じ、平成19年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 7時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会前議長 松田憲明

玉名市議会前副議長 田畑久吉

玉名市議会議長 小屋野幸隆

玉名市議会議員 吉田喜徳

玉名市議会議員 田島八起

玉名市議会会議録  
平成19年第5回定例会

発行人 玉名市議会議長 小屋野幸隆

編集人 玉名市議会事務局長 梶山孝二

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

---

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155